

平成30年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

竹原 正貴

目次

第1	包括外部監査の概要	
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の視点Ⅰ（収入未済額のある債権）	2
5.	監査の視点Ⅱ（損失補償契約）	4
6.	主な監査手続	4
7.	監査の実施期間	6
8.	包括外部監査人及び補助者	6
9.	利害関係	6
10.	参考文献	6
11.	その他	6
第2	監査対象の概要	
1.	債権について	8
2.	収入未済額・不納欠損額	10
3.	損失補償契約	11
4.	監査対象とした債権・損失補償契約	11
第3	債権管理に関する全庁的課題（意見）	14
第4	総務部（総務課）が所管する債権	
1.	大学授業料	20
第5	生活文化スポーツ部（文化振興課）が所管する債権	
1.	親権者に対する損害賠償請求権（館林美術館）	26
2.	行政財産使用料・光熱水費（自然史博物館）	31
第6	こども未来部（児童福祉課）が所管する債権	
1.	児童扶養手当過払返納金	36
2.	児童福祉法第56条徴収金	41
3.	母子父子寡婦福祉資金貸付金	56

第7 健康福祉部が所管する債権

1. 健康福祉課：生活保護返還金・徴収金	7 2
2. 医務課：看護師等修学資金返還金	8 5
3. 介護高齢課：介護福祉士修学資金返還金	9 5
4. 保健予防課：特定疾患医療給付に係る返還金	1 0 2
5. 障害政策課Ⅰ：補装具費	1 0 6
6. 障害政策課Ⅱ：知的障害者福祉法第27条負担金	1 0 9
7. 障害政策課Ⅲ：障害児福祉手当返還金	1 1 2
8. 障害政策課Ⅳ：心身障害児（者）措置費	1 1 9
9. 障害政策課Ⅴ：（しろがね学園）①施設設備の修繕費用等、 ②施設入所特定費用、③嘱託職員報酬返納金、 ④施設入所利用者負担金	1 3 3

第8 環境森林部が所管する債権

1. 廃棄物・リサイクル課：廃タイヤ撤去行政代執行費用 納付命令金	1 4 0
2. 林業振興課：林業・木材産業改善資金等	1 4 5
3. 森林保全課Ⅰ：治山事業請負契約に関する契約違約金 及び前払金返還遅延利息	1 5 7
4. 森林保全課Ⅱ：生活環境保全林整備事業に関する 前払金余剰額に係る返還利息	1 5 7

第9 農政部が所管する債権・損失補償契約

1. 農業構造政策課Ⅰ：農業改良資金貸付金	1 5 8
2. 農業構造政策課Ⅱ：損失補償契約	1 6 3
3. 技術支援課：汚泥流出防止費用及び道路復旧費用 償還請求権	1 6 4
4. 農村整備課：建設工事請負契約に関する 前払金余剰額に対する返還利息	1 6 7

第10 産業経済部が所管する債権・損失補償契約

1. 商政課Ⅰ：中小企業高度化資金貸付金	1 6 9
2. 商政課Ⅱ：損失補償契約	1 7 6
3. 労働政策課：元労働相談員への過払報酬	1 8 6

第 1 1 県土整備部が所管する債権

1. 道路管理課Ⅰ：(橋銘板盗難事件に係る) 損害賠償金	1 9 1
2. 道路管理課Ⅱ：建設工事請負契約に関する契約違約金 ・前払金余剰額に係る返還利息	1 9 4
3. 道路管理課Ⅲ：道路占用料	1 9 9
4. 道路整備課：建設工事請負契約に関する契約違約金 ・前払金余剰額に係る返還利息	2 0 4
5. 河川課Ⅰ：建設工事請負契約に関する契約違約金 ・前払金余剰額に係る返還利息	2 0 9
6. 河川課Ⅱ：河川占用料	2 1 7
7. 砂防課：建設工事請負契約に関する契約違約金 ・前払金余剰額に係る返還利息	2 2 5
8. 都市計画課：建設工事請負契約に関する 前払金余剰額に係る返還利息	2 2 8
9. 住宅政策課：県営住宅家賃	2 3 2

第 1 2 教育委員会が所管する債権

1. 管理課Ⅰ：高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息	2 4 3
2. 管理課Ⅱ：全日制高等学校授業料等	2 4 9
3. 福利課：退職手当の返納金	2 5 8
4. 義務教育課：地域改善対策高等学校等修学奨励金	2 6 3
5. 高校教育課：群馬県高等学校定時制課程修学奨励金	2 7 4

第 1 3 警察本部が所管する債権

1. 警務課：給与過払金	2 8 0
2. 交通指導課：放置違反金・同延滞金	2 8 3

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

債権管理（税債権を除く）の事務の執行について

（2）監査の対象期間

原則として、平成29年度（必要に応じて同28年度以前）を対象とする。

（3）監査対象の範囲

平成29年度末現在、収入未済額があった債権、及び、平成29年度中に不納欠損処理がなされた債権。

3. 事件を選定した理由

群馬県の過去の包括外部監査において、平成13年度に貸付金の管理状況がテーマとなり、平成23年度に債権（主に貸付金及び収入未済額）の管理に関する事務の執行がテーマとなった。そして、それぞれの監査結果に対する改善措置によって、収入未済額が減少するなど、一定の成果が見られている。

しかし、その一方で、上記の改善措置にもかかわらず長期滞留債権として残っているものには、現状の管理の仕方では解消することが期待できないものが含まれていると考えられる。上記監査結果の提言の中で、債権の管理・回収を行う専門的な部署を設けることが望ましいという監査意見を受けて、群馬県としても検討したが、結論には至らず、全庁的なマニュアル改訂などに留まっており、他の観点からの提言が外部から早急になされることが必要と認められる。

また、群馬県包括外部監査では、平成18年度に県立学校の財務事務の執行及び管理運営がテーマとなって、授業料や奨学金の取扱い事務の一部が取り上げられ、平成21年度に群馬県の住宅政策がテーマとなり、県営住宅の賃料債権の管理事務が取り上げられたが、債権以外のテーマの一部としての取扱いで収入未済額と不納欠損処理のある債権について網羅的に監査されたわけではなかった。

さらに、平成29年5月26日に民法（債権関係）改正法が成立し、同年6月2日に公布された。この改正では、意思表示と契約全般・法定利率・消滅時効・保証など多岐に渡り、債権管理に重要な影響を及ぼす諸規定が大きく変更されており、新民法の施行日（2020年4月1日）以降に発生する債権を管理するシステム構築には、多大な労力を要することが予想される。それだけに、少なくとも旧民法（現行法）下での債権管理については、改正法施行を2年後に控えた今年度に法律実務を強く意識した監査を実施し、問題点を洗い出して早急に解消する道筋を示しておくことも有意義であると判断した。

なお、税債権の管理については、地方税の滞納処分は債権一般に対して独自の法体系を有しており、上記民法改正の影響が限定的と考えられること、現在、県の重点施策として取り組まれ、改善が進んでいると認められることから、今年度

の監査対象からは除外することとした。ただし、税債権以外の債権の中に強制徴収公債権であるものがあり、税債権と異なり、必ずしも、その管理が地方税のようには体系化されておらず、重点施策として取り組まれているともいえないため、監査対象に含めている。

4. 監査の視点Ⅰ（収入未済額のある債権）

（1）債権の概要の把握

ア. 歳入科目の確認。

イ. 担当部署の確認。実際の債権管理を県庁外の出先機関（県の地域機関及び専門機関）等で行っている場合は当該機関等で行っているかどうかを確認。

ウ. 債権の発生原因と種類

債権の法的性質などについて担当部署の認識・取扱いを確認し、法的な誤りがないか確かめる。

エ. 債権の内容

当該債権発生に至る具体的な経緯を確認し、当該債権固有の特殊事情等がないか確かめる。

オ. 時効期間

担当部署の認識・取扱いを根拠条文と共に確認し、法的な誤りがないか確かめる。

（2）収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

監査対象年度の期首・期末の残高、期中の増減（発生、回収、不納欠損処理、過誤納の有無等）を確かめる。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度の期末残高が最初に収入未済となってから、どの程度の期間を経ているのか確かめるため、当初調定年度を確かめる。一度、収入未済となった債権は毎年、繰越調定がなされるので、当初調定年度を把握しないと、どの程度古いものか分からないためである。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

①調定の実施状況、②調定・戻入の際の納期限の設定状況、③適時・適切に回収できない理由、④（公債権の場合）納入通知における行政不服申立ての教示の有無等を確かめる。

エ. 不納欠損処理の状況

①不納欠損の有無、②過去5年の債権放棄の有無（平成25年度以降、債権放棄に関する議会の議決（法第96条第1項第10号）を受けて不納欠損処理したものがあかどうか）、③不納欠損の時期について何らかの取扱い基準はあるのか、確かめる。

（3）債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

①債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況、②システム上の管理運用状況、

③担当者等の権限分配の状況(特に一人の担当者に任せきりになっていないか)等を確認する。

イ. 債務者に関する情報の収集

①債務者について収集・保管している情報、②調査の方法と頻度、③債務者との通信・面談記録はあるか、問題点がないか確認する。

ウ. 消滅時効の管理状況

①起算点・時効期間の管理状況(責任の所在を明確にして合理的な管理方法が採られているか)、②中断措置の有無・方法(何ら中断措置をしないまま時効完成させてしまった事例はないか、債務承認書の金額欄等が空白のままの事例など不適切な処理事例はないか)、③時効完成後の対応(時効完成した公債権(援用不要)について繰越調定や督促などをしていないか)等を確認する。

(4) 債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

①実施方法・頻度(長期間放置されていないか、電話・手紙のみで訪問や財産調査が省かれていないか)、②延滞金等(督促手数料・延滞金の徴収状況(公債権)または違約金(遅延損害金、延滞金)の徴収状況(私債権)、各期別の元利金の受領があった後に初めてそれに対応する違約金を算定する運用となっていないか)、③督促状の記載(不適切な記載・記載漏れはないか、督促状における行政不服申立ての教示の有無)を確認する。

イ. 督促に応じない場合の措置

①滞納処分(強制徴収公債権)又は強制執行等(非強制徴収公債権・私債権)の実施状況、②法が用意した手段(履行期限の繰上げ・繰上徴収、債権申出等の措置)の実施状況、③任意的手段の活用方法(催告・納付相談・納付誓約の徴求等の手段)の活用状況を確認する。

ウ. 財産調査の実施状況

①債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況、②債務者でない者への財産調査実施の有無を確認する。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

①連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況(連帯保証人への請求がきちんと行われているか、連帯保証契約時に保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例はないか)、②債務者死亡後の相続人対応の実施状況(相続人の把握と分割債権としての正しい請求がなされているか)等を確認する。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

何らかの方針・基準の有無・適否を確認する。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針の有無・適否を確認する。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

滞納処分の執行停止の利用状況(強制徴収公債権)または徴収停止措置・履

行延期の特約の利用状況（非強制徴収公債権・私債権）を確かめる。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

当該債権について、過年度の包括外部監査結果にある指摘事項・意見がある場合は、それに対する担当部署等が採った措置の実情を確かめる。

5. 監査の視点Ⅱ（損失補償契約）

(1) 損失補償契約の概要

ア. 損失補償契約の相手方

契約の直接の相手方を確かめる。

イ. 損失補償の発生事由

どのような事由が発生したら、損失補償することとなっているかを確かめる。

ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

損失補償が生じた場合に県に求償権が生じるか、生じないとしても、相手方に求償権がある場合に回収の余地があるか確かめる。

エ. 未収金利の取扱い

未収金利の取扱いについて確かめる。

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

限度額と補償債務残高の実際を確かめ、両者に不均衡がないか確かめる。

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

過去5年間の損失補償支払額を確かめ、リスクの程度を把握する。

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

契約締結の際に判断基準となる内規が整備されているか確かめる。

イ. 損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

限度額や補償対象の設定が適切になされているか確かめる。

(4) 県の資金の預託・貸付について

金融機関等への県の資金の預託や貸付の有無と相手先別内訳を確かめる。

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

損失補償を行う事由が発生する可能性につき、県としてのモニタリングが行われているか、その方法・頻度を確かめる。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

当該損失補償契約について、過年度の包括外部監査結果にある指摘事項・意見がある場合は、それに対する担当部署等が採った措置の実情を確かめる。

6. 主な監査手続

(1) 債権（収入未済額）の監査

平成29年度末に収入未済額があるか、同年度中に不納欠損処理がされた債権について、アンケート調査を行い、債務者数が多数に上る債権につきサンプリングを行い、そうでない債権については、金額が僅少で質的にも重要性に乏しいとみられた3件を除いた残り全てを担当部署に対するヒアリングの対象と

した。債権に対する直接の管理を県庁内の担当部課でなく、県の出先機関等において行っている場合には、当該出先機関等の担当者からもヒアリングをした。ヒアリングと同時又はその前後に、原資料閲覧・突合・吟味も行った。

(2) 損失補償契約の監査

以上に加えて、損失補償契約についても、アンケート調査及びヒアリングを行った。県が議会の承認を得て締結する損失補償契約は、法形式としては債務負担行為であって、今回の監査テーマである債権管理とは直接関係ないようにみえるかもしれないが、①平成13年度に貸付金をテーマとした包括外部監査で損失補償に関して一定の基準を設けるよう意見が述べられているものの、措置状況が示されていないことが、また、②平成23年度の債権（主に貸付金及び収入未済額）をテーマとした包括外部監査でも、現在は存在しない林業関連の制度融資についてであるが、融資先からの決算書等の入手や担保預り預金証書の管理方法に関する指摘事項が出されていること、③損失補償契約は、適切に運用されないと、隠れた不良債権を生むおそれがあるという意味で、実質的には（主に産業振興に係る）貸付金の信用リスク管理と類似の側面があるといえることから、平成29年度に補償残高がある損失補償契約を所管する農政部農業構造政策課と産業経済部商政課について、アンケート調査を行い、預託金と制度融資の貸倒れによる損失補償が発生していた後者については、ヒアリングも実施した。

(3) 往査場所

資料閲覧とヒアリングは原則として群馬県庁内で行うこととし、直接の債権管理が出先機関で行われている場合でも、対象債権の調定件数・債務者数が少なく、担当者の来庁・資料の運搬に支障がない場合（保健福祉事務所が管理する債権のうち知的障害者福祉第27条負担金と障害児福祉手当返還金、土木事務所が管理する工事業者等に対する債権など）は、出先機関の担当者に群馬県庁に来庁してもらい、群馬県庁内の担当部署の担当者に対するのと同時にヒアリングを行った。

他方、直接の債権管理が出先機関で行われ、かつ、対象債権の調定件数・債務者数が多数に上り、多数の担当者の移動と膨大な資料の運搬に支障を来すと認められる場合には、当該出先機関に監査人ないし監査人補助者が出向いてヒアリング等を行った。監査人ないし補助者が出向いたのは、3か所ある児童相談所と10か所ある保健福祉事務所のうち、①児童福祉法第56条徴収金と心身障害児（者）措置費について、中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所、②生活保護返還金について、吾妻保健福祉事務所・富岡保健福祉事務所・館林保健福祉事務所、③母子父子寡婦福祉資金貸付金について、吾妻保健福祉事務所・安中保健福祉事務所・太田保健福祉事務所である。

往査する児童相談所と保健福祉事務所の選定方法は、群馬県を西毛エリア・中毛エリア・東毛エリアに分け、当該債権の収入未済額の金額の大きさ（調定1件当たり）・当初調定年度の古さを考慮して、各エリアから1か所ずつ選定す

る方法に拠った。

その他、④施設入所特定費用・施設入所者負担金について、しろがね学園を往査し、⑤県営住宅家賃に関して業務委託先である群馬県住宅供給公社も往査した。

(4) 監査範囲

平成29年度に不納欠損処理を行ったか、同年度末に収入未済額がある債権については、種類別では質的ないし金額的に重要性が乏しいと判断された3件を除き、残る全ての債権を対象としたが、主に福祉関係の債権の中に収入未済額に占める調定件数や債務者数が膨大な数に上り、サンプリング調査とせざるを得ないものもあった。そこで、同一名の債権の債務者数が10人までの債権は平成29年度の不納欠損処理分及び同年度末収入未済額に含まれる債権の全件を調査し、同一債権名で11件以上あるものは、当初年度別調定額一覧表における調定1件当たりの金額や当初調定年度の古さなどを考慮して10～20件程度のサンプリング調査とした。

7. 監査の実施期間

平成30年7月2日から同31年3月19日まで

8. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・弁護士 竹原 正貴

(2) 補助者

公認会計士・税理士 北原 陽子

公認会計士・税理士 中村 健一

公認会計士・税理士 武藤 善行

弁護士 村越 芳美

弁護士 平賀 真明

弁護士 古平 弘樹

9. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

10. 参考文献

地方自治法の解釈や監査の視点の設定に当たって、各都道府県の過年度の監査結果報告書の他、『自治体財務の実務と理論—違法・不当といわれないうために』（橋本勇著、株式会社ぎょうせい、平成27年10月10日発行）、『債権法改正 事例にみる契約ルールの改正のポイント』（東京弁護士会法制委員会民事部会編集、新日本法規出版株式会社、平成29年7月16日発行）等を参考にした。

11. その他

この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果として報告」するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するもの

である。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

なお、先般改正された民法、商法など私法の一般的法規の契約や債権に関連する部分の施行時期は2020年4月1日であり、これ以降発生する契約や債権に適用され、それより前に発生した契約や債権には、経過規定により、改正前の民法や商法が適用される。そこで、本文中、経過規定により現時点では現行法となっている改正前の民法や商法を旧民法・旧商法と表記し、改正後の民法を新民法と表記して区別することとする。また、改正されていない民法の規定を示す場合には、単に民法と表記した。

また、上記の民法改正により、2020年4月1日以降は、時効の「中断」という用語はなくなり、時効の「更新」となるが、本文中では、旧民法（現行民法）の用語に従い、「中断」と表記している。

第2 監査対象の概要

1. 債権について

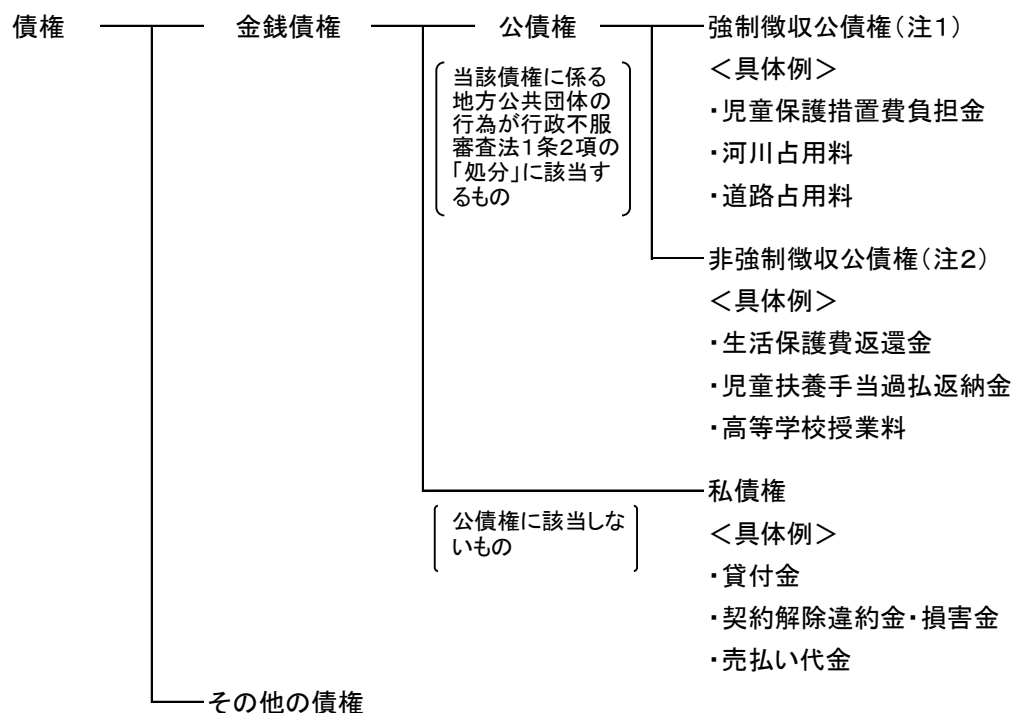
(1) 債権の概要

地方自治法において、「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と定められている（法第240条第1項）。さらに、第2項で「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とし、第3項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。」と定められている。

(2) 債権の種類

債権は金銭債権とその他の債権に分かれるが、監査対象としているのは金銭債権である。金銭債権は、公債権（公法上の原因に基づいて発生する債権）と私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権）に区分され、さらに、公債権は強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに区分される。

公債権は、徴収の根拠が個別の法律に定められており、当該債権に関わる地方公共団体の行為が行政不服審査法第1条第2項の処分に該当するものとし、公債権に該当しないものを私債権とすることが一般的である。また、公債権のうち、督促で指定した期限までに納付されないときに地方税の滞納処分の例により処分できるものを「強制徴収公債権」、公債権であっても督促で指定した期限までに納付されないときには民事手続により取り立てるしかないものを「非強制徴収公債権」としている。



注1) 督促で指定した期限までに納付されないときに地方税の滞納処分の例により処分できるもの

注2) 督促で指定した期限までに納付されないときに民事手続により取り立てるしかないもの

(3) 債権管理の事務手続の概要

債権は、法的性質としては債務者に対して一定の行為（金銭の支払）を求める権利であり、民間企業の会計であれば、資産と扱われるが、複式簿記を行っていない県の会計においては、歳入のうち未収の状態にあるもの（収入となるべきだが未だ入金がないもの）として認識される。そのため、当年度の収入となるべきものとして調定（その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する県の内部的意思決定、法第231条及び法施行令第154条）が行われないと、県の会計上はカウントされず、債務者に納入通知も発せられない。この調定が、法律的に発生する権利に対応して、適時・適切に行われることが肝要である。

県の会計は単年度の収支決算であるので、ある年度に調定してカウントされた債権（収入未済額）について債務者からの支払いがなく、翌年度以降も未収のままである場合、翌年度以降の毎年度、改めて調定（繰越調定）を行わなければならない。そのため、単年度の調定額と収入未済額を見ただけでは、その中に、どの程度の長期滞留債権が含まれているかを知ることはできない。そこで、ある時点の収入未済額に含まれるものの当初調定年度を見る必要が生じる。

債権（収入未済額）は、回収のために利用できる法的手段や一定期間行使しないことによる権利消滅（消滅時効）等について、債権の種類（法的性質）によってルールが異なる。その概要は以下の表のとおりである。

区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
督促	法第231条の3の規定による行政処分		令第171条の規定による行政処分ではない
消滅時効の期間	原則5年。但し、他の法令に定めがある場合を除く(法第236条第1項)		民事債権は10年、商事債権は5年が原則(但し、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている)
時効の援用	不要。時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに、債権は消滅する(法第236条第2項)		時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない(民法第145条)
発生原因	公法上の原因(処分)に基づいて発生		私法上の原因(契約、不当利得など)に基づいて発生
督促方法	納期限までに納付しない場合は、期限を指定して督促が必要(法第231条の3第1項)		期限を指定して督促が必要(法第240条第2項、令第171条)
財産調査の権限	質問・検査及び捜査の権限がある。	財産調査の権限はない。	
滞納処分・強制執行等	滞納処分により強制徴収できる(地方税法等)	訴訟、強制執行などの民事上の法的手段が必要(令第171条の2)	
執行停止 徴収停止	一定の要件に該当する場合は、執行停止できる(地方税法等)	一定の要件に該当する場合は、徴収停止できる(法第240条第3項、令第171条の5)	
時効	期間	5年(法第236条第1項。但し、個別の法律に定めがある場合を除く)	
	中断理由	納入の通知、督促、差押え、債務の承認(一部納付等)など(法第236条第4項)	
	援用	不要(法第236条第2項)	要(民法第145条)
債務消滅	時効完成の場合、債務者による時効の援用は不要		時効完成の場合でも、債務者による時効の援用が必要

注：法とは地方自治法、令とは地方自治法施行令をいう。

県の担当部署などにおいて回収努力をしたとしても、債務者と連絡が取れなくなり、時効期間が経過してしまうことがある。この場合、公債権であれば、自動的に権利が消滅し、私債権で、仮に債務者を探し出して請求できたとしても、債務者に時効の援用をされてしまえば、権利消滅となって支払いを請求できない。

また、時効にかからなくても、債務超過に陥った債務者が破産申立てをするなどして、裁判所で破産手続開始決定がなされる場合もある。この場合、個人で自由財産（生活等に必要な最低限の財産）以下の資産しかなければ、破産管財人が選任されずに破産手続は終わってしまう。そうでなければ（会社などの法人や資産のある個人の場合）、破産管財人が付いて債務者の資産を換価して破産財団を形成し、管財事務に要した費用や税金などの財団債権をまず支弁し、さらに余剰があれば、債権者に配当を行う（債権額に応じて僅かになりがちだが、分配を行う。）。この場合は、配当終了後、裁判所において、破産手続終結決定がなされる。しかし、多くの破産事件では、財団債権すら支払いきれないで、破産手続が終わってしまう。この場合は、裁判所において破産手続廃止決定がなされる（先ほどの資力のない個人の場合は破産手続開始と同時に廃止となる。）。破産手続終結決定にせよ、廃止決定にせよ、破産手続が終了すると、残った債権（収入未済額）の回収が望めないことが確定的となる。

以上、債務の時効消滅や債務者の破産に至った場合、県は調定をしてカウントした債権（収入未済額）の徴収を諦め、債権（収入未済額）から外す手続を行う。これを不納欠損処理（欠損処分）という（群馬県財務規則（以下「財務規則」という。）第245条）。不納欠損処理は債権の時効消滅や債務者の破産以外でも、議会の議決による承認を得ての債権放棄や少額債権に関する知事の専決処分を理由としても行うことができる。

2. 収入未済額・不納欠損額

<群馬県（全体）の収入未済額・不納欠損処理の推移>

収入未済額 (平成24年度末)	平成25年度			収入未済額 (平成25年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
8,258,258,070 円	693,019,852,111 円	693,055,423,081 円	759,237,437 円	7,463,449,663 円

収入未済額 (平成25年度末)	平成26年度			収入未済額 (平成26年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
7,463,449,663 円	701,883,422,841 円	701,998,861,988 円	849,349,692 円	6,498,660,824 円

収入未済額 (平成26年度末)	平成27年度			収入未済額 (平成27年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
6,498,660,824 円	746,778,205,258 円	746,774,910,637 円	591,166,139 円	5,910,789,306 円

収入未済額 (平成27年度末)	平成28年度			収入未済額 (平成28年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
5,910,789,306 円	727,658,153,308 円	727,730,724,740 円	709,827,101 円	5,128,390,773 円

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
5,128,390,773 円	736,643,149,923 円	736,582,800,193 円	592,739,051 円	4,596,001,452 円

(※1) 過年度収入未済額の繰越調定額を含めない。

(※2) 過誤納を除く。

3. 損失補償契約

年度	損失補償限度額	損失補償支払額	損失補償残高
平成25年度	4,874,700,000円	336,429,907円	1,869,478,752円
平成26年度	4,967,900,000円	206,922,991円	1,403,605,761円
平成27年度	5,060,100,000円	146,669,758円	1,349,136,003円
平成28年度	5,140,500,000円	175,600,781円	1,255,103,222円
平成29年度	5,164,200,000円	139,082,206円	1,169,375,173円

4. 監査対象とした債権・損失補償契約

監査対象債権を、所管する担当部課等の区分によって分類すると、以下のようになる。金額は平成29年度末収入未済額、または、(損失補償契約については)同年度末の損失補償残高である。

担当部	担当課／出先機関等	債権	金額
総務部	総務課	群馬県立女子大学	大学授業料 803,700円
生活文化スポーツ部	文化振興課	①群馬県立館林美術館 ②群馬県立自然史博物館	①親権者に対する損害賠償請求権、 ②行政財産使用料・光熱水費 ①1,568,603円 ②1,935,740円
こども未来部	児童福祉課	②児童相談所、	①児童扶養手当過払返納金、②児童福祉法第5 ①15,146,950円 ②43,460,090円

		③保健 福祉事務所	6条徴収金、③母子父子 寡婦福祉資金貸付金	③188,035,996円
健康 福祉部	①健康 福祉課	保健福祉 事務所	生活保護返還金・徴収金	102,649,921円
	②医務課		看護師等修学資金返還 金	12,074,200円
	③介護高齢課		介護福祉士修学資金返 還金	1,083,800円
	④保健予防課		特定疾患医療給付に係 る返還金	207,980円
	⑤障害 政策課	②③保健福 祉事務所、 ④児童相 談所、 ⑤しろがね 学園	①補装具費、②知的障害 者福祉法第27条負担 金、③障害児福祉手当返 還金、④心身障害児(者) 措置費、⑤施設設備の修 繕費用等	①3,740円 ②522,285円 ③114,880円 ④9,513,772円 ⑤2,250,471円
環境 森林部	①廃棄物・ リサイクル課		廃タイヤ撤去行政代執 行費用納付命令金	46,931,000円
	②林業振興課		林業・木材産業改善資金 等	65,839,814円
	③森林保全課		①治山事業請負契約に 関する契約違約金及び 前払金返還遅延利息 ②生活環境保全林整備 事業に関する前払金余 剩額に係る返還利息	①0円 ②0円
農政部	①農業構造政策課		①農業改良資金貸付金 ②損失補償契約	①12,578,000円 ②12,348,272円
	②技術支援課		汚泥流出防止費用等償 還請求権	25,077,490円
	③農村 整備課	中部農業事 務所農村整 備課	建設工事請負契約に関 する前払金余剩額に対 する返還利息	0円
産業 経済部	①商政課		①中小企業高度化資金 貸付金 ②損失補償契約	①4,863,415円 ②1,166,333,295円
	②労働政策課		元労働相談員への過払 報酬	70,108円

県土 整備部	①道路 管理課	土木事務所	①損害賠償金、②建設工 事請負契約に関する契 約違約金・前払金余剰額 に係る返還利息、③道路 占用料	①11,291,546円 ②403,391円 ③22,168円
	②道路 整備課	八ッ場ダム 水源地域対 策事務所、 土木事務所	建設工事請負契約に関 する契約違約金・前払金 余剰額に係る返還利息	0円
	③河川 課	土木事務所	①建設工事請負契約に 関する契約違約金・前払 金余剰額に係る返還利 息、②河川占用料	①1,273,929円 ②487,022円
	④砂防 課	土木事務所	建設工事請負契約に関 する契約違約金・前払金 余剰額に係る返還利息	0円
	⑤都市 計画課	土木事務所	建設工事請負契約に関 する前払金余剰額に係 る返還利息	0円
	⑥住宅 政策課	群馬県住宅 供給公社	県営住宅家賃	109,042,453円
教育 委員会	①管理課		①高等学校等奨学金貸 付金・同延滞利息、②全 日制高等学校授業料等	①5,768,004円 ②576,716円
	②福利課		退職手当の返納金	1,554,840円
	③義務教育課		地域改善対策高等学 校等修学奨励金	28,587,014円
	④高校教育課		群馬県高等学校定時制 課程修学奨励金	168,000円
警察 本部	①警務課		給与過払金	0円
	②交通指導課		放置違反金・同延滞金	4,698,945円

第3 債権管理に関する全庁的課題（意見）

1. 【債権管理条例について（意見1）】

（1）結論

債権管理条例の必要性について検討されたい。

（2）理由

地方自治体の債権は、住民の福祉を増進するための必要性と法的制約や自治体財政の許容性等との政治的な利益衡量から選択（政策決定）された事務事業の遂行の過程で行われるものであり、本来であれば、政策の執行に当たり、政策決定者の政治的価値判断からある程度距離を置いた経済的観点（行政における有効性、効率性及び経済性）を重視して遂行されるべきははずのものである。

しかし、収入未済となった債権も県有財産であり、それが保全・回収されるべきであることは、法主体間の権利義務関係で成り立つ法秩序において大原則であり、また、一部の債務者の不履行を許すことは定められたとおり履行している債務者との間で不公平となり、自治体としての正義に悖ることにもなりかねないという問題があり、執行においても、経済的な観点だけでなく、法秩序の大原則を崩さない姿勢や住民感情への配慮等の政治的価値判断も必要であり、訴訟提起や権利の放棄といった重要な処分の場面には議会の議決が必要とされている（法第96条第1項）という特徴がある。

そうした地方自治体の債権管理の特徴から生じる難しさが、群馬県においても、後述の各債権に対する監査結果中の多数の具体的事例において、処理の長期化という形で顕著に現れていた。回収できない債権について長年に渡り時間と労力を費やしても、回収できず、かといって債権放棄もできず、効果が乏しい債権管理を続けているケースや、時効完成や債務者破産を理由とする債権放棄に至るまでに必要以上に年数を要しているケースが多数存在した。その根本原因として、県議会の議決を要する債権放棄をしようとする場合、県の債権は究極的には県民の福利に資するための県有財産でもあり、弁済をしている債務者との間でも不公平となるのではないかという問題にも配慮しなければならないため、放棄する前に他になし得ることを全てなしたのかを厳しく問われるという形での事実上のハードルがあり、現在の仕組みでは、合理的な処理を進めることにも限界があることが判ってきた。

群馬県の場合、債権管理条例が制定されていないため、特に私債権について弊害が多く生じている。①債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受ける場合等）にあり、資力の回復が困難であると認められる場合、②破産手続が終結ないし廃止となっても、法律上の権利義務となる地位を失わない個人（自然人）が免責決定（破産法第253条第1項等）を受けた場合、③私債権の消滅時効期間が経過したが、債務者による時効の援用がない場合等においても、原則として、議会の議決による承認を受けなければ、債権を放棄できず（法第96条第1項第10号）、不納欠損処理もできないことになる。

そして、各債権の管理担当部署が長期間の債権管理と回収活動にもかかわら

ず回収困難となっている債権について、日常業務を圧迫して行政の効率性を損なう状況を解消する等の目的で、債権放棄のための議会の承認を得ようとする、どのような回収努力をしたのか、実績を厳しく問われるため（費用対効果よりも債務者間の公平性を重視すべきという価値判断もあり得るので、それ自体は非難されるべきことではない。）、かえって業務が増えてしまうことから、債権放棄を言い出しにくい状況ができてしまい、回収困難な債権の処理が先送りされていく傾向が生じている。

他方で、法第180条第1項に基づいて群馬県では1件10万円以下の一般会計に属する権利の放棄は知事において専決処分することができる事項とされており（昭和39年3月28日議決）、県議会の議決を要しないで放棄できるのに、この専決処分がほとんど利用されておらず、また、履行延期の特約又は処分（法施行令第171条の6）や免除（同施行令第171条の7）、徴収停止（法第240条、同施行令第171条の5）、執行停止（地方税法第15条の7）など、行政の効率性を確保するために利用できそうな、法が用意した様々な制度が活用されていないという実態もあった。

しかし、例えば、知事の専決処分はどのような場面で活用すべきか、実務上明確な指針がなく、現場の判断では選択しづらくなっているといえる。その他の制度についても、会計事務の手引きに様々な手段が列挙され、説明されているが、債権の管理として何をどの程度なすべきなのか、明確な行動指針がないことが制度的に認められた手段すら利用が進まない要因となっている。

この点、公表されている平成27年度高知県包括外部監査結果報告書に、7都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、三重県、京都府、大阪府、岡山県）の債権管理条例の対比が明示されており、条例に規定される項目はまちまちであるが、いずれの都府県においても、担当部署だけでは判断し難い債権放棄については規定を設けて、指針と要件を明確化しようとしていることがうかがえる。

そして、債権の管理の他の項目（強制執行等、情報の利用、債権管理体制の整備、債務者の資力に応じた措置等）についても、上記の都府県の中には債権管理条例で定めているものがある。これらの項目についても、不適切な処理を行えば、住民監査請求（法第242条）や住民訴訟（法第242条の2）の対象にもなりかねず、その行動指針を会計事務の手引きのような組織の内部的な取り決めを拠り所として機能させることには法的なリスクを伴う。

さらに、群馬県内の市町村の中でも、平成22年度に前橋市が利用する法的手段と議決を経ずに放棄の類型を定めた債権管理条例を既に制定し、同25年度に玉村町が同様の条例を制定した。平成26年度には、渋川市が利用する法的手段と債権放棄の類型に加え、台帳の整備も規定した債権管理条例を制定した他、平成30年度は、伊勢崎市が、台帳の整備・債務者に関する情報の利用・債務者の生活再建に関する相談・債権の放棄等を含む債権管理条例案についてのパブリックコメント手続を終了する段階に来るなど、債権管理条例を制定する動きが拡がり始めている。

そこで、定型的に回収困難と認められる場合の類型や、その他の法的手段をどの程度活用すべきか、情報の利用、債権管理体制の整備、債務者の資力に応じた措置等についても、県民の代表による慎重な討議を経て制定される条例で定められることが望ましい。

上記の強制執行等との関係では、特に、裁判手続や弁護士など法律専門家の利用について、基本方針が定められることが望ましい。というのは、例えば、訴訟提起するには議会の議決による承認が必要なので（法第96条第1項第12号）、債権の放棄について述べたのと、同様に高いハードルがあり、訴訟以外に有効な手段が考えにくい状況でも、長年、裁判外の請求を繰り返すといったことになりかねない。

訴訟も視野に入るような紛争性の高い事案等については、平成23年度の群馬県包括外部監査で「突発的な事件による収入未済額の件数が少ない部署の収入未済額は、債権回収の専任部署を設置し、集約して滞納整理を行うことが、事務の有効性及び効率性の観点からも望ましい。」という意見があり、これに対し、県は「平成24年度中に、債権管理のあり方検討作業部会を設置し、税以外の債権管理業務を全庁的にマネジメントしていく方法について検討を行う。」という改善措置を公表していた。

しかし、今年度の包括外部監査で確かめたところ、検討はなされていたものの、債権の適切な管理と収入未済額の圧縮に向けた全庁的なマニュアルとして、会計事務の手引きに「債権の管理」に関する内容を追加したにとどまり、そのような専門部署は設置できておらず、後述の各部署の各債権に関する監査結果として多数示したとおり、相変わらず、突発的な事件によって債権が生じた場合でも、当該担当部署ごとに慣れない法務で多大な時間と労力を取られながら、債権の管理・回収業務が行われていた。希少な事例として、少額債権について、民間企業における法務部門に相当する総務部学事法制課や群馬県の顧問弁護士に相談し、助言を受けながら訴訟を迫行し、勝訴判決を得た部署もあったが、その債権は債務者の無資力故に回収できなかった。弁護士に相談はしても委任しなかったことで、弁護士費用を節約でき、担当部署で訴訟迫行等に関するノウハウを多少なりとも蓄積できたので、ノウハウを他の部署と共有できるのであれば価値がなかったとも言い切れないが、担当した職員の残業や本来業務に使える時間が減った分、大きな機会損失が伴ったことは否めない。やはり、訴訟に慣れた弁護士が担当する場合に比べると、時間のロスがかなり大きかったのではないかと懸念せざるを得ない。

さらに、上記の情報の利用についても、今年度の包括外部監査で確かめたところでは、債務者等に関して収集した情報を部門間で相互利用しているケースはほとんど見られなかったが、債権回収の強化のために、情報の相互利用を進めようとするれば、地方税法第22条で定める職員の守秘義務等に抵触するおそれもある。この点についても、明確な指針が必要であるが、事の重要性からして、組織の内部規則等で定めるのでは心許ない。

その他、債務者の資力に応じた措置に関連して、回収の実績を上げるのとは別方向の配慮を要し、判断が難しく、各担当部署でも、生活保護費関連以外では、取り組みが少ないことが分かった「債務者の生活再建に向けた施策」についても、適正な実務の確立のためには、条例による指針の提示が望ましい。

以上に加えて、各担当部署や債権ごとの精度にバラツキが見られた債権管理簿を始めとする記録の整備・保管についても、基本的な方針が上位規範である条例に示された方がよいと考えられる。

債権は県有財産であり、債務者間の公平の観点から安易な放棄は許されないのはいうまでもないが、それだからこそ、回収見込みがないのに多大な労力と時間（職員が他の業務ができなくなる機会損失を伴う。）を投入して管理し続ける弊害が生じやすい。また、時に高度の専門性を要する法務が必要になり、情報の利用や債務者の生活再建など他方面の問題に機敏に対応しなければならず、様々な対立利益・要請の何を優先するのかについて、究極的には、政治的な価値判断が必要になる。そこで、債権管理について、実効性のある明確な指針を示すため、群馬県においても、債権管理条例の制定が望ましいと考える次第である。

2. 【改正民法施行への対応について（意見2）】

（1）結論

改正民法の施行への準備が全くなされていない。組織内での研修等の実施と各担当部署での課題の洗い出し、集約と対策立案が喫緊の課題である。

（2）理由

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立した（同年6月2日公布）。民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていなかったが、今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化するものであり、制定以来の大きな改正となっている。今回の改正は、一部の規定を除き、2020年4月1日から施行されることとなった。

そこで、今年度の包括外部監査では、監査対象となる債権の管理を行う各担当部署に改正民法（債権関係）の施行に備え、何か対策を採っているか否かを確かめたところ、対策を採っているという部署は皆無であった。県の行政執行に直接関係する地方自治法等の法令の改正と異なり、私法の一般法である民法の改正については、今のところ、国（総務省、法務省等）からの通知もないとのことであった。

しかし、監査対象となった債権の中に多く含まれていた私債権については、県と私人の法律関係であっても、私人間の法律関係と同様に民法の適用を受け、また、公債権であっても非強制徴収公債権については、私債権に準じて民法の

適用を受ける場面が少なからず存在する。そして、改正民法の影響を受けると考えられる項目として、大幅に改正された消滅時効はもちろん、法定利率、保証などの改正が影響する場面もある程度考えられる他、頻度は少ないと考えられるものの、注意を要する項目は、債務不履行による損害賠償、契約の解除、危険負担等、意思表示と代理、債権譲渡、弁済、相殺、消費貸借契約、賃貸借契約、請負契約など広範囲に広がっている。ここで注意しなければならないのは、適用頻度が少ないものこそ、実際に適用事例が生じた場合にはミスが生じやすいということである。

このように項目が多岐に渡ることに以上に加えて、実務に大きな影響を及ぼすことが懸念されるのが経過規定の複雑さである。経過規定との関係では、概括的には、改正法施行日までの法律行為や発生した債権については改正前の旧民法（現行民法）が適用され、施行日以降の法律行為や発生した債権については新民法（改正民法）が適用されるといえるが、代理関係は代理権が授与された日を基準にして施行日の前か後かを判断し、法定利率は当該債権の最初の利息発生日を基準とし、遅延損害金は遅滞責任を負担した日を基準とすることになっている。また、連帯債務については、連帯債務の発生日とその原因である法律行為のいずれか早い日を基準とし、保証債務であれば、保証契約の日が基準となり、債権譲渡であれば、債権の譲渡の原因である債権譲渡契約が基準となり、譲渡される債権の発生日が基準となるのではないといった具合に、取扱いが分かれている。さらに、問題なのは、今年度の監査テーマと最も関係が深いとも言える時効の経過規定の複雑さである。まず援用と時効期間については、債権発生とその原因となる法律行為のいずれか早い日が基準となり、旧民法の時効の中断・停止（新民法の時効の更新・完成猶予）は中断・停止事由が発生した日が基準となり、新たに導入された権利について協議を行う書面による合意による完成猶予（民法第151条）はいつ書面合意をしたかを基準とする（旧民法に基づいて発生した債権債務でも、施行日後はこの規定を利用できる。）。さらに、除斥期間も時効期間となり、その時効期間も大きく変わった不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の取扱いの区切りは被害者有利に修正されているので、注意を要する。

これら多岐に及ぶ経過規定を含めた改正民法の内容からすると、施行日直前になってマニュアルを作成して各部署に及ぼすといった上意下達型の対処だけでは到底こなさきれないと考えられるのであり、まずは、改正民法の内容についての庁内の研修などを行い、その上で、各担当部署で改正項目のリストに照らして業務手順や契約書等の書式、システムの設定など考えられる業務要点ごとに課題の洗い出し作業を行い、それらを集約した上で、見落としがないか各担当部署に集約結果をフィードバックして、再び検討結果を集約するといった作業を数回繰り返す双方向の手法で、改正民法施行に備えていなければならないはずである。また、これらの過程で、年度始めなど節目に民間業者などとの基本契約書を今のうちに改訂して複雑な経過規定の影響を最小限に食い止

めるといった措置の必要性が見えてくるかも知れないのである。

さらに、今年度の包括外部監査中の平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立した（同年7月13日公布）。民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてこなかったが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていると言われていた。今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれている。この他にも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式が緩和されるなど、多岐にわたる改正項目が盛り込まれている。今回の改正は、一部の規定を除き、2019年（平成31年）7月1日から施行されるが、本報告書作成時点で、この改正に関する研修や課題の洗い出し作業もなされていなかった。債権管理に限定して考えても、債務者死亡の場合には、当然に相続が問題となるのであり、また、相続債務の帰趨だけでなく、債務の引当て（執行対象財産）となるべき相続財産の帰趨についても、関係する改正項目をチェックし、課題を洗い出し、対策を講じる作業は必要になると考えられる。

第4 総務部（総務課）が所管する債権

1. 大学授業料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8 款：使用料・手数料— 1 項：使用料— 1 1 目：教育使用料— 1 節：教育総務関係使用料

イ. 担当部署

総務部 総務課 企画予算係

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県立女子大学の授業料等に関する条例に基づく非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

大学の授業料であり、上記条例第4条により、年度を前期と後期の二期に分けて、前期は4月、後期は10月に学生から徴収することになっている。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,011,600円	519,602,800円	519,810,700円	0円	803,700円

イ. 収入未済額（平成29年度末）の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成27年度	803,700円	3件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

< 調定の実施状況・納期限の設定状況等 >

平成29年度の授業料については、平成29年4月及び10月に調定が行われている。また、収入未済となっている債権（授業料）については平成27年度のものであるため、平成28年度と平成29年度に、各々4月1日付けで繰越調定が行われている。

< 適時・適切に回収できない具体的理由 >

収入未済となっている平成27年度の債権（授業料）については、授業料の未納により除籍処分（群馬県立女子大学学則第25条第1項第1号）となった学生の授業料であり、学生の除籍後に徴収をしなければならない状況となっているため、徴収が困難になっている。

< 納入通知 >

納入通知書については、財務会計システムを利用して定型的な書式のものを発行・使用しているが、同システムを利用した納入通知書には、行政不服審査法に基づく教示はなされていない。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に行われた不納欠損処理はない。県立女子大学の授業料については、直近で不納欠損処理が行われたのは平成24年度であるが、不納欠損処理に関する文書の保存年限が5年間であるため、平成24年度の不納欠損処理に関する文書はすでに廃棄されており、文書を閲覧して内容を確認することはできなかった。文書自体は存在しなかったものの、不納欠損処理をした理由については、再三にわたる催告にもかかわらず、授業料の納付がなく、時効期間が経過したことよるとのことであった。不納欠損処理の時期について取扱基準は特にない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

収入未済となっている債権（授業料）については、債務者毎に文書ソフトでデータ管理をしている。

<担当者の権限分配の状況>

平成29年度までの債権管理については、県立女子大学の会計図書係と学生係が連携し取り組んできたとのことであるが、主担当は会計図書係長一名となっていた。なお、県立女子大学の公立大学法人への移行に伴い、県総務課に収入未済の債権として引き継がれたため、平成30年度以降の債権管理担当は県総務課となっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

入学手続き時に、学生本人の住所、電話番号、既往症、予防接種歴及び保証人（原則として学生の父母）の住所、職業、続柄といった情報を収集し保管している。また、入学後、学生本人のメールアドレス、携帯電話番号及び保護者の住所、電話番号といった情報を収集し保管している。

<調査の方法と頻度>

在校生については、学生本人からの変更申し出により、変更後の住所、電話番号などの情報を把握しているが、授業料の未納により除籍処分とされた者については、除籍者等と連絡が取れた際に、変更後の住所、電話番号などの情報を確認している状況である。債権管理のために戸籍や住民票を調査する法的権限はない。また、住民基本台帳法37条1項に基づく、住民基本台帳に記録されている事項に関する資料提供の依頼は行われていない。

<債務者との通信・面談>

債務者2名のうち、1名については、平成28年5月7日から平成29年7

月 1 日までの間の交渉記録等が文書ソフトでデータ保管されているが、それ以降は交渉をしていないため、交渉記録等は存在しない。もう 1 名については、平成 28 年 5 月 26 日に、本人及び保護者あてに催告状を送付した記録しか残されておらず、それ以降の交渉記録等は存在しない。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

消滅時効の起算点は明確であるが、時効期間の管理については、文書ソフトに交渉記録等が残されているだけである。

<中断措置の有無・方法>

過去 5 年間では時効完成した事例はない。直近の時効完成に基づく不納欠損処理は平成 24 年度になるが、不納欠損処理に関する文書がすでに廃棄済みであるため、時効中断措置の有無については確認できなかった。平成 27 年度の収入未済債権については債務承認書等を徴求していない。

<時効完成後の対応>

時効期間経過後の収入未済債権については、不納欠損処理を行うということになり、直近では、平成 24 年度に、時効期間が経過した収入未済債権について不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

収入未済債権に対する督促の実施状況については、手紙とメールだけの催告・交渉だけであり、訪問や財産調査は行われていない。債務者 2 名のうち 1 名については、催告状送付直後の平成 28 年 5 月 16 日から平成 29 年 7 月 11 日までの間メールで分納交渉等が行われたが、それ以降は一切催告、交渉が行われていない。もう 1 名については、平成 28 年 5 月 26 日に催告状を送付しただけであり、その後の催告、交渉は一切行われていない。

<延滞金等>

督促手数料・延滞金については、徴収する根拠となる条例が制定されていないため、徴収されていない。

<督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式の文書を作成、発行しているが、督促状には行政不服審査法に基づく教示はなされていない。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

これまで強制執行等の措置を実施した事例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

これまで法的手段の実施はない。

<任意的手段の活用方法>

債務者宛てに、催告書の送付と共に債務承認書及び分納計画書を送付してい

るが、いずれの書面についても債務者から徴求するまでには至っていない。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者の1名については、メールを利用して、債務者の返済能力に関するやり取りが行われている事実が確認できたが、具体的な勤務先の聴取などは行われておらず、資産の有無、返済能力の有無の調査までは行われていない。もう1名については、所在も把握していない状況であり、資産、返済能力に関する調査も行われていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者でない者への財産調査等は実施されていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

入学時に必ず保証人を徴求しているが、債務者2名のうち1名については保証人に対する請求は一切行われていない。また、もう1名については、平成28年5月26日に保証人である債務者の実父に対して催告状を送付しているものの、それ以降の請求は行われていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

これまで、債務者が死亡して相続が発生した事例はない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

債権回収の困難性の判断に係る方針、基準等は存在しない。未収債権の内容が県立女子大学の授業料であるため、未収債権となる件数自体が極めて少なく、現在の未収債権は平成27年度の3件（実人員は2名）だけである。県立女子大学の授業料を納期限までに納付できないケースもあるが、納期限までに納付をされなかった場合でも、その多数は調定を行った年度内に納付となることから、繰越調定の対象となる債権は極めて少ない。そのため、債権回収が困難な場合の判断基準などは整備されていないとのことである。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難である場合の独自の処理方針、処理方法は存在しない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

これまで、徴収停止措置、履行延期の特約を利用した事例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成15年度の外部監査での指摘事項は、入学金・授業料等（納付金）未入金督促手続について、県民の債権保全を図る、回収可能性のない債権に対して無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける、督促方法が属人ペースになることを防止するという観点から、詳細にマニュアル化を進めることが必要というものである。

イ．改善措置の状況等

繰越調定の対象となる未収債権自体が少ないため、現在もマニュアル等は作成されていない。平成15年度の指摘事項に関して、「フローチャートを改定した」との回答を行っているが、実際にはフローチャートといったものは作成されておらず、改定も行われていなかった。

(7) 指摘事項

ア. 【不服申立ての教示をすべきであること（指摘事項1）】

<結論>

納入通知及び督促に際して不服申立ての教示をすべきである。

<理由>

本債権は公債権であるところ、納入通知及び督促に際しては、これらが行政処分であることから、不服申立ての教示が必要となる。しかし、教示はされていない。財務会計システムにおいて教示の印字がされないとしても、別の用紙により教示することは可能である。不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、公債権であれば教示すべきである。

(8) 意見

ア. 【未収債権の督促手続についてマニュアル化を進めること（意見3）】

<結論>

平成15年度の外部監査での指摘事項として、入学金・授業料等（納付金）未入金の督促手続きについて、詳細にマニュアル化を進めるように指摘されていたところ、現在に至るまで、マニュアル化が進められていないため、今後、未収債権の督促手続についてマニュアル化を進めるべきである。

<理由>

平成15年度の外部監査では、未収債権の督促手続きについてマニュアル化を進めることを求められていたところ、マニュアル化を進める理由については、県民の債権保全を図る、回収可能性のない債権に対して無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける、督促方法が属人ペースになることを防止するということがあげられていた。

今回、監査対象とした未収債権3件（実人員2名）について督促の状況を確認したところ、債務者宅の訪問は一度も行っておらず、文書（催告書）の送付と電話、メールでの連絡だけであった。しかも、債務者2名のうち、1名については、平成28年5月26日に催告書を一度送付しただけで、その後は何等の催告も行われておらず、県民からは、債権回収の努力を一切していないと評価されるような状況である。また、保証人に対する督促等が行われたような記録もほとんど残されていない。

このような債務者等に対する督促状況を踏まえると、未収債権の数が少ないとはいえ、督促方法についてマニュアル化を進めて、定期的に債務者宅の訪問を含めた催告等が行われるようにするべきであり、保証人に対する催告についてもマニュアルに沿って適切に行われるようにする必要性が高い。

仮に、未収債権について回収ができずに、時効期間経過により不納欠損処理

をすることとしても、その前提が、債権回収の努力を尽くしたことにあることに再度留意する必要がある。

第5 生活文化スポーツ部（文化振興課）が所管する債権

1. 親権者に対する損害賠償請求権（館林美術館）

（1）債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑収入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

生活文化スポーツ部 文化振興課 文化施設係
群馬県立館林美術館 教育普及係

ウ. 債権の発生原因と種類

不法行為（民法第709条又は民法第714条）に基づいて発生した損害賠償請求権（私債権）である。

エ. 債権の内容

平成20年7月28日、未成年者（当時13歳）の投石によって館林美術館本館の壁面ガラス1枚が破損された（以下「本件不法行為」という。）。その修理に288万7500円の費用を要した。

館林美術館本館の建物には建物共済が掛けられていたため、同年9月12日の修繕工事完了後である平成21年7月24日付で災害共済金の支払を請求したところ、共済契約の約款に従い、同年8月初旬、131万6897円の災害共済金が支払われた。

そのため、修理代金288万7500円から災害共済金131万6897円を差し引いた157万0603円を、加害者側に対する損害賠償請求債権として取り扱っている。

本件不法行為の加害者は本件不法行為当時13歳であったため、その加害者自身の責任能力（民法第712条）の有無が問題となるが、責任無能力者であれば責任無能力者の監督義務者等の責任（民法第714条）に基づき、責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは不法行為責任（民法第709条）に基づき、その監督義務者に対して損害賠償請求が可能であるため、本件においても、本件不法行為時に加害者と同居していた母親を債務者と認定して請求を行った。

オ. 時効期間

3年（旧民法第724条）

（2）収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,568,603円	0円	0円	0円	1,568,603円

イ. 収入未済額（平成29年度末）の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成21年	1,568,603円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

少なくとも本件不法行為から3日後である平成20年7月31日には、県の担当部署にて損害及び加害者を認識していたが、災害共済金の受領を待ち、修理代金合計288万7500円から災害共済金131万6897円を差し引いた157万0603円を、加害者の監督義務者に請求することを平成22年3月に決め、同月28日に調定を実施した。平成22年度は6月1日付で、それ以降は、毎年度、4月1日付で、繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限は、財務規則に従い、当初調定を行って納入通知書を発行した平成22年3月28日の翌日から20日以内である同年4月16日と定めた（財務規則第44条第3項）。

<適時・適切に回収できない理由>

当該債務者は、当該債権発生当初から生活に困窮しており、現在は生活保護受給中である。資産もないため、適時・適切に回収することができていない。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

専門機関である館林美術館で使用しているパソコンで、当該債務者との通信・面談記録を作成して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

当該債権の実質的な管理は、館林美術館にて行われている。館林美術館では、出納員が在籍している教育普及係において事務を取り扱っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

当該債務者は自然人であるが、その住所、氏名、家族構成等を把握している。

<調査の方法と頻度>

直接収納することが可能な出納員も含めて職員2名が年に1回程度当該債務者の自宅を訪問し、生活状況・収入状況等を聴取する方法により、調査している。

<債務者との通信・面談>

当該債務者との通信・面談の記録はエクセルファイルにて作成し、その記録を一連の簿冊に綴っている。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

担当部署において、平成20年7月28日未明に損害を知り、かつ、遅くとも同月31日には加害者を知った。そのため、消滅時効の起算点は同日と考えられる（民法第724条）。しかし、担当部署においては、当該建物に掛けられていた建物共済の共済金の受領を待ち、平成21年8月初旬に災害共済金が支払われた後の平成22年3月28日に、加害者の監督義務者を債務者とした調定を実施し、その日を消滅時効の起算点として当該債権の履行を債務者に請求するなどの債権管理を行っていた。

<中断措置の有無・方法>

担当部署が損害及び加害者を知った日からすれば、消滅時効の起算点は平成20年7月31日ころであるが、初回のみ時効中断の効力を有する督促（法第236条第4項）以外、時効中断の措置が講じられなかった。

消滅時効完成後の平成25年4月25日に、担当部署の職員が当該債務者宅を訪問した際に、当該債務者より1千円の納付があったため、当該債務者は消滅時効の援用権を喪失している。その後の平成26年2月20日にも当該債務者より1千円の納付がなされたが、その後は納付されておらず、債務承認書を受領するなどの中断措置がなされることもなかったため、再び消滅時効が完成している。

<時効完成後の対応>

すでに消滅時効は完成しているが、当該債務者からの援用がないため、特段、対応を行っていない。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当初の納期限は平成22年4月16日に設定していたところ、同日までに納付がなされなかったため、同年5月6日付で、納期限を同月14日と定めて督促を行った。

<延滞金等>

現在、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、主債権を優先して扱い、遅延損害金については債務者と交渉を行っていないとのことであり、遅延損害金の調定もなされていなかった。

<督促状の記載>

私債権であるため、不服申立ての教示文言等は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

強制執行等を実施したことはない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

活用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

年に1回程度、債務者宅を訪問して支払いを促している。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

債務者宅を訪問し、債務者からの聞き取りや自宅の状況等により、資力の確認をしている。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

特に、調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

1件だけであるため、困難性の判断方法について、特段方針や基準等は設けていない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債務者は無資力又はこれに近い状態にあり、債権回収は困難であると判断しており、債権放棄処理へ向け検討をしている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア．【消滅時効起算点の管理について（意見4）】

＜結論＞

債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握するようにするなど、消滅時効制度の周知徹底を図るべきである。

＜理由＞

当該債権は不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、その消滅時効の起算点は被害者である県が加害者及び損害を知った時点である。

しかし、担当部署では、担当部署が当初調定にて納期限と定めた日を、当初の消滅時効の起算点として把握していた。その日付は、担当部署が加害者及び

損害を把握した日から1年8か月も経過した後の日付である。

当該債権に関しては、当初の消滅時効完成後に、債務者が消滅時効完成を知らずに債権の一部を弁済したため、その時点において債務者の有する消滅時効の援用権は喪失し、当該債権は消滅を免れた。しかし、このような管理方法は債権管理として適切ではない。

債権ごとに、債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握するようにするなど、消滅時効制度の周知徹底を図るべきである。

イ. 【遅延損害金の算定について（意見5）】

<結論>

債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として適切な管理方法等を検討すべきである。

<理由>

当該債権は不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、この債務は、不法行為に基づく損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく遅滞に陥る（最高裁昭和37年9月4日判決）。そのため、同債務の履行遅滞による損害金は、不法行為日である平成20年7月28日から発生しているものと考えられる。

担当部署によれば、現在、当該債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、主債権を優先して扱い、遅延損害金については債務者と交渉を行っていないとのことであった。

しかし、当該債務者の実情を考慮して遅延損害金を請求しないということと、概念上発生している遅延損害金を債権として管理することは全く別のことである。

債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として、適切な管理をすべきである。

ウ. 【債権放棄の検討（意見6）】

<結論>

費用対効果を考え、速やかな債権放棄を検討すべきである。

<理由>

当該債務者は、平成26年頃から生活保護を受給中と申し出ているところ、当該債務者に資力のないことは、福祉事務所の調査により明らかになっている。

しかも、債権が発生してからすでに10年以上が経過しているが、履行されたのは当初の債権総額157万0603円のうちの2000円、わずか0.13%に過ぎない。さらに、いったん消滅時効の援用権が喪失された後に、改めて消滅時効も完成している。

これに対し、当該債権の管理のため、現在も、年に1回程度、担当部署の正規職員2名が訪問して調査を行っている。

債権管理のための人件費等のコストを考慮すれば、費用対効果が著しく低いと言わざるを得ない。

当該債権については、履行期限を延期した上、10年経過した後に債務の免除を検討することも考えられるが、以上のような事情を考慮すれば、今後10年間にわたって当該債権の管理を続けることは妥当ではない。

そこで、当該債権については、当該債務者に生活保護受給証明書の提出を求めるなどした上で、速やかな債権放棄を検討すべきである。

なお、群馬県会計局作成の「会計事務の手引き」には、債権放棄を検討すべき債権は「徴収停止した債権」に限られるかのように読める記載があるが、法律上、そのような制限はないものと考えられ（法第96条第1項）、全庁的な方針を再検討して明確化する必要がある事項の一つである。

2. 行政財産使用料・光熱水費（自然史博物館）

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—11目：生活文化スポーツ使用料—
3節：文化振興関係使用料

イ. 担当部署

生活文化スポーツ部 文化振興課 文化施設係
群馬県立自然史博物館 総務係

ウ. 債権の発生原因

地方自治法第238条の4第7項の行政財産目的外使用許可に伴って発生した行政財産使用料及び水道光熱費であり、非強制徴収公債権である。

エ. 債権の内容

当該債務者に対しては、平成8年10月1日に、群馬県立自然史博物館内の一角を、レストランの営業のために使用する許可を出し、その後、当該債務者から提出される使用許可更新申請書に基づいて、毎年、使用許可決定を行っていた。使用許可の条件には、行政財産使用料として毎月レストランの売上高の15分の1を支払うこと、及び、電気・水道・ガス・電話料金等の経費を負担することが含まれていたが、平成17年度末ころから支払が滞るようになった。レストランの営業自体は平成20年11月に終了し、同年12月末に明け渡し完了しているが、平成29年末時点において、平成19年10月から平成20年12月分までの行政財産使用料及び水道光熱費が収入未済債権として残っている。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,940,740円	0円	5,000円	0円	1,935,740円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳（単位：円）

当初調定年度	収入未済額	調定件数	調定人数（債務者数）
平成19年度	677,979円	12件	1人
平成20年度	1,257,761円	18件	1人
合計	1,935,740円	30件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

<調定の実施状況>

当該債権は行政財産使用料及び光熱費の負担金であるが、調定は、行政財産使用料と光熱費の負担金はそれぞれ別個に1件ずつとして、1か月分ごとに、当月分を翌月中旬ころに調定するという取扱いをしていた。

当該債務者は、平成20年11月に営業を終了して同年12月に行政財産を明け渡したため、平成21年2月以降に当初調定を実施した債権はない。

その後の未納分については、毎年4月1日付（繰越初年度は6月1日付）で繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送した。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

<適時・適切に回収できない理由>

当該債権にかかる債務者は1つの法人のみであるが、当該債務者は平成27年1月20日付で解散し、事業を休止しており、かつ、当該債務者にはめぼしい資産もないため、適時・適切に回収することができていない。

なお、監査を行った平成30年10月30日時点においても、当該債務者は清算終了していない。

<納入通知における行政不服申立の教示の有無>

行政財産の使用許可処分を行う際に、許可条件として使用量と水道光熱費負担金を示すとともに、行政不服申立の教示を行ったため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行わなかった。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<担当者等の権限配分の状況>

群馬県立自然史博物館にて、具体的な管理を行うとともに、年に1回程度、

県の担当部署に報告を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

当該債務者の解散当時の代表取締役の名前、住所、電話番号、勤務先を把握している。

＜調査の方法と頻度＞

群馬県立自然史博物館の1名ないし2名（うち1名は出納員）で、当該債務者の解散時の代表取締役を訪問し、同人の収入状況を口頭で確認、調査している。当該債務者の所有不動産の調査は、平成27年11月11日以降、行っていなかったが、本件監査期間中の平成30年10月30日に改めて登記事項証明書を取得し、調査を行った。当該債務者の解散時の代表取締役への訪問の頻度は、月1～2回である。

＜債務者との通信・面談＞

「交渉経過票」を作成し、管理している。

ウ. 消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

未納債権につき、納期一覧表を作成し、管理している。

＜中断措置の有無・方法＞

毎年5月から6月頃に、金額を記載した「使用料等未納残高確認書」を受領している。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施した。

＜延滞金等＞

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

＜督促状の記載＞

督促状には、不服申立ての教示文言等は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

強制執行等を実施したことはない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

活用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

当該債務者の解散時の代表取締役を訪問して納付を促すなどしている。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

当該債務者の解散時の代表取締役が口頭で確認するとともに、当該債務者の本店所在地の土地及び建物の全部事項証明書を取得した。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者ではない者への財産調査は実施されていなかった。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

当該債権には連帯保証人はいないため、該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

当該債権にかかる債務者は1人だけであるため、判断について方針や基準は設けられていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【債権の徴収停止及び放棄について（意見7）】

<結論>

当該債権については、徴収停止を検討するとともに、最終的な債権の消滅を図るため、徴収停止後は債権放棄の検討を行うべきである。

<理由>

当該債権は、当該債務者が群馬県立自然史博物館内におけるレストラン営業に当たり負担すべき経費（行政財産使用料、光熱水費）の未払金であり、現状では光熱水費は群馬県立自然史博物館において供給業者に対して立て替えて支払っている状態となっている。当該債務者の営業活動のために使用した経費を、税負担により賄っていることは適切ではなく、長年に渡って当該債務者に対して債権回収交渉を続けているものである。

上述のとおり、当該債権の回収交渉の必要性は認められるものの、回収交渉の長期化とその回収実績、今後の管理コストの面などから、これからの当該債権管理方針の検討も重要だといえる。

当該債務者が未払金を残して撤退した後の平成21年4月から監査時点である平成30年11月8日までの間に、当該債務者の取締役（当該債務者解散

後は解散時の取締役)の自宅を、79回、訪問していた。1名ないし2名の正規職員が訪問している。それにより、回収することのできた合計額は、10万円のみである。すなわち、1名ないし2名の正規職員の訪問1回につき、回収できる金額は、平均して1266円に過ぎないことになる(10万円÷79回=1266円(小数点以下四捨五入))。

確かに、担当部署の職員が訪問を継続することによって回収できる金額は決してゼロではない。しかし、1名ないし2名の正規職員が、時間をかけて訪問し、さらに訪問の記録をつけるなどの労務時間に対するコストを考えれば、費用対効果は極めて低いと言わざるを得ない。そもそも、当該債権に関しては、債務者である法人自体は平成27年1月20日に解散しており、その事業を休止しており、事業再開の見込みはないものと考えられる。また、当該債務者の財産としては、2番根抵当権まで設定されている築年数47年の建物しかなく、同建物の所在する土地は当該債務者の所有するものではない。

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない非強制徴収公債権について、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」と定められているところ(法施行令第171条の5第1号)当該債権はこの要件に該当するといえる。

そこで、当該債権については、徴収停止を検討するとともに、最終的な債権の消滅を図るため、徴収停止後は債権放棄の検討を行うべきである。

なお、僅かではあっても、担当部署の職員が訪問することによって、当該債務者の解散時の取締役から弁済がなされている以上、徴収停止等を行うべきではないという考え方もありうる。しかし、当該債権については、法人である当該債務者の取締役等が連帯保証人となっているなどの事情は存在していない。

すなわち、法人である当該債務者が事業を休止した後の支払は、債務者ではない解散時の取締役が、法人である当該債務者の財産からではなく、その自然人たる個人の時々の収入の中から任意に支払っているものに過ぎないのであるから、解散時の取締役からの支払いを期待して債権の管理を継続して履行を求め続けるのはそもそも適切ではないと思われる。

第6 こども未来部（児童福祉課）が所管する債権

1. 児童扶養手当過払返納金

（1）債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入（歳入の場合）

5款：こども未来費—3項：児童福祉費—4目：母子福祉費—20節：扶助費（戻入の場合）

イ. 担当部署

こども未来部 児童福祉課 ひとり親家庭支援係

ウ. 債権の発生原因と種類

児童扶養手当法に基づく過払手当返還請求権であり、非強制徴収公債権である。関連法令・規則等には、児童扶養手当法施行令・児童扶養手当法施行規則・児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱（以下「要綱」という。）がある。

エ. 債権の内容

本債権は、児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった（資格喪失）、又は支給停止事由が発生している状況にもかかわらず支給した手当の返還金債権である。これは、受給者から資格喪失届、支給停止関係発生届又は公的年金等受給状況届（平成26年11月以前は児童扶養手当と公的年金等の併給は認められていなかったが、平成26年12月以降、併給が認められ、児童扶養手当額より少額の公的年金等を受給している場合は公的年金等の受給額（以下「年金受給額」という。）との差額を支給し、児童扶養手当額より年金受給額が多い場合は全部支給停止となる。）等の提出を受けて発生するものである。

これらの届出を受け、児童扶養手当資格喪失通知書又は支給停止通知書を送付する。この通知書には不服申立ての教示を記載している。

また、手当の過払いが判明した場合、受給資格者から「手当過払による返納金発生報告書」を提出させる（あらかじめ金額等が判明している場合は、上記届出と同時に提出させる）。

毎月の支払（定期払は年3回）前に、受給資格が継続しているか、年金請求していないか等について町村担当者に確認を依頼しているが、受給者の状況を全て把握することは困難であり、特に障害年金については年金請求時以前に遡って認定されることがあるため、年金請求時点で把握していたとしても過払いが発生する可能性が高い。

このような経緯により発生するのが本債権である。

なお、児童扶養手当支給事務については、平成14年に市に委譲しており、これ以前は県が県内全域を対象としていた。このため、未回収となっている本債権には市に委譲する前のものもある。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

（2）収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
18,245,790円	1,709,130円	2,418,300円	2,389,670円	15,146,950円
雑入	1,497,640円	2,358,300円	2,389,670円	14,995,460円
戻入	211,490円	60,000円	0円	151,490円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和63年度	53,800円	1件	1人
平成元年度	120,700円	2件	2人
平成2年度	47,040円	1件	1人
平成3年度	194,000円	2件	2人
平成4年度	86,500円	2件	2人
平成8年度	1,046,800円	5件	4人
平成9年度	1,086,810円	3件	2人
平成10年度	1,092,570円	6件	3人
平成11年度	1,399,450円	7件	5人
平成13年度	900,070円	8件	6人
平成14年度	1,411,300円	12件	10人
平成15年度	2,925,240円	5件	5人
平成16年度	891,870円	5件	5人
平成17年度	1,045,720円	5件	5人
平成19年度	409,670円	2件	1人
平成23年度	1,478,530円	4件	3人
平成25年度	99,160円	1件	1人
平成26年度	105,500円	2件	2人
平成27年度	600,730円	2件	2人
平成29年度	151,490円	1件	1人
合計	15,146,950円	76件	63人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

債権発生之都度調定等を行っており、戻入させる場合と調定する場合の2つの方法がある。

①戻入：当該年度に支給した手当を返納させる場合、歳出科目に戻す処理を行う。財務会計システムにより戻入回議書を作成し、「返納通知書」を発行する。

②雑入：当該年度より前の年度に支給した手当を返納させる場合、歳入科目は雑入となる。財務会計システムにより調定回議書を作成し、債権管理システムから「納付書」を発行する。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限は、財務規則により納入通知書の発行日の翌日から20日後の日としている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債権を回収できない理由は次のとおりである。債務者の経済的事情から支払えない場合、支払能力があり支払意思もあるが、支払期日を失念する等により支払わない場合、返還の理由を十分説明しても納得せず、支払意思がない場合がある。また、転居先不明により連絡がとれなくなり、債務承認書の作成が困難となる事例もある。

< 納入通知 >

納入通知は、返納通知書及び納付書によるが、「手当過払による返納金発生報告書」が提出されているため、不服申立ての教示はしていない。また、同時に返納に係る通知を送付しているが、こちらにも不服申立ての教示はしていない。

エ. 不納欠損について

平成29年度中の不納欠損処理は、全て時効完成が理由である。原則として、その年度内に時効が完成した債権については、その年度の3月にまとめて処理している。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

児童扶養手当過誤払返納金債権台帳（債権管理システム）で管理する。また、「債務者リスト」（エクセルのデータ）を毎月作成し、その年度の月ごとの納付状況と債権の残高を記録している。そのリストと債権管理システムの納入状況表を照らし合せて納入の金額をチェックしている。不納欠損状況表により過去の状況が一覧できる（ほぼ毎年不納欠損がある）。

< 担当者の権限分配の状況 >

債権管理は担当者一人であるが、債権回収は係員全員で行っており、毎月の収納状況についても係内で共有している。債権管理システム内の時効完成（予定）一覧の確認は、担当者が行っており、年度末に不納欠損処理の決裁を一括して行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成（手当受給時は毎年現況届時に住

民票等で確認している。債権発生後は必要に応じて住民票を取得している。)、勤務先の電話番号(手当受給時は現況届に勤務先名称を記載)

<調査の方法と頻度>

3か月毎に直近1か月に納付がない者に対し、催告書を送付しているが、郵便物が宛先不明などで返送された場合に、市町村に転居先を照会している。児童扶養手当法第30条を根拠とする。また、訪問時に聴取することもある。

<債務者との通信・面談>

債権台帳の返納指導記録に記載されている。通査したが、問題となる点は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

債権管理システムの時効完成(予定)一覧で管理している。

<中断措置の有無・方法>

一部納付又は債務承認により時効中断となる。当該年度に納付がなかった債務者には、3月に債務承認書を送付し、記載及び返送を依頼している。自宅訪問の際、債務者に会えば、一部納付や債務承認書の記載を依頼している。転居等により所在不明となり、その後連絡が取れないまま時効完成となるものもある。不適切事例は検出されなかった。

<時効完成後の対応>

不納欠損処理のための回議用紙を起こす。不納欠損処理の合計金額が100万円を超えた場合は財政課長の合議が必要となる。この場合は直近2年度の債権回収の取組み状況を添付している。通常は以下の書面を添付する。

- ・起案説明
- ・不納欠損対象者一覧表
- ・児童扶養手当過払返納金未収額調書(時効の理由を具体的に明記)
- ・児童扶養手当過誤払返納金債権台帳(債務者を特定する情報、債権明細、返納明細記録、返納指導記録)

不納欠損処理の決裁後、不納欠損額整理票を作成する。

(4) 債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当初調定で定めた納期限から20日経過しても納付がない場合、納期限の翌日から20日以内に督促状を送付する。

<延滞金等>

延滞金、督促手数料は発生しない。この点の規定はない。

<督促状の記載>

督促回議書を起こして、督促状を普通郵便で送っている。「手当過払による返納金発生報告書」が提出されているため、不服申立ての教示はしていない。納入通知と同様に財務会計システムに入力して印刷している。分割納付の申出が

あった場合も、納期限までに全額納付されないので督促状を送付している。

イ．督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

該当なし。

＜法が用意した手段の活用状況＞

履行期限の繰上げ等を行っていない。なお、債権申出の前提としての債務者の破産は把握していない。

＜任意的手段の活用方法＞

長期間放置せず、文書、電話催告及び自宅訪問により返納指導をしている。

ただし、県外在住の債務者（埼玉県、茨城県、東京都、栃木県）に対しては自宅訪問をしていない。

文書催告は、3か月に一度、催告書及び納付書を送付している。納付書の額は、残額一括ではなく、概ね2千円～3千円としている。なお、計画的な返納を促すために、分割返納計画書・支払計画を作成してもらう場合もある。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

債務者の資産については確認していない。勤務先は確認するが、収入・支出の状況については確認していない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

戸籍照会を行い、相続人の状況を調査した上で、家庭裁判所に相続放棄の申述の有無について照会する。複数の相続人がいる場合、相続分の割合に応じて請求する。ただし、相続人である子がいる場合は、その子に請求し、他の相続人の有無を調査していない事例がある。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債務者から支払が困難であると言われた場合、分割納付に応じている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

徴収停止、履行延期は行っていない。要綱第4条の規定による分割納付の決定は、債務者の支払能力及び資産の状況等を総合的に判断するとあるが、資産の状況等を把握しておらず、債務者から分割返納計画書の提出があれば適用している。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

平成23年度に監査対象となったが、指摘事項や意見はなかった。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【不服申立ての教示をすべきであること（意見8）】

＜結論＞

納入通知及び督促に際して不服申立ての教示をすべきである。

＜理由＞

本債権は公債権であるところ、納入通知及び督促に際しては、これらが行政処分であることから、不服申立ての教示が必要となる。児童扶養手当資格喪失通知書及び支給停止通知書において不服申立ての教示をしているが、納入通知及び督促に際しては、不服申立ての教示はされていない。

不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、被処分者において、具体的に金銭の支払いを求められた時点で改めて教示を受けることに意味があるといえることから、納入通知や督促に際しても教示をすべきである。

イ. 【財産調査に努めるべきであること（意見9）】

＜結論＞

債権回収のために財産調査に努めるべきである。

＜理由＞

債務者の資産について聴取していない。また、収入、支出の状況を聴取していない。そのため、債務者の支払能力があるかどうか、債権回収の見通しがあるかどうかについて把握ができていない。債権回収の方針か不納欠損処理の方針かなどの方針を決めるための参考となる情報となりうることから、債務者から聴取するなどして財産調査に努めるべきである。

ウ. 【相続人の調査をすべきであること（意見10）】

＜結論＞

債務者の相続人の調査をすべきである。

＜理由＞

債務者に子がいる場合、相続人であるその子に対して請求するのみで他に相続人がいるかどうか調査していない事例があった。相続人を完全に把握できないままでは適切な債権回収はできないため、債務者の相続人の調査をすべきである。

2. 児童福祉法第56条徴収金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

7款：分担金及び負担金—2項：負担金—1目：こども未来費負担金—1節：児童福祉関係負担金

イ. 担当部署

こども未来部 児童福祉課 家庭福祉係
中央児童相談所 企画調整係
西部児童相談所 施設里親支援係
東部児童相談所 施設里親支援係

ウ. 債権の発生原因と種類

児童福祉法第56条第2項に基づき発生した債権であり、強制徴収公債権である（児童福祉法第56条第6項、地方税法第18条第1項）。なお、都道府県が児童を国の設置する児童福祉施設に入所させた場合、厚生労働大臣は、この費用の負担を本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下、同じ。）に求めることができ（同条第1項）、この徴収を県に囑託することもできるが（同条第5項）、監査対象とした平成29年度末現在の収入未済債権の中には、同条第1項及び同条第5項に基づいて発生した債権は存在しなかった。

エ. 債権の内容

都道府県の長が、以下のような費用を支弁した場合に、本人又はその扶養義務者に対し、その負担能力に応じて、徴収することのできる負担金である。

①結核にかかっている児童への療養給付（児童福祉法第56条第1項、同法第50条第5号、同法第20条）。ただし、群馬県では10年以上運用された事例はない。

②都道府県の設置する助産施設または母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施または母子保護の実施に要する費用（同法第56条第2項、同法第50条第6号）。②は群馬県に県が設置した助産施設または母子生活支援施設がないため、運用された事例がない。

③都道府県が行う助産の実施または母子保護の実施に要する費用（同法第56条第2項、同法第50条第6号の2）。母子保護の実施に要する費用は保健福祉事務所が認定・徴収を行っている。ただし、県が行っている助産の実施事例はない。

④都道府県が同法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、条例の定める児童福祉施設の設置運営基準（同法第45条第1項）又は厚生労働大臣の定める里親の養育基準（同法第45条の2第1項）を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）（同法第56条第2項、同法第50条第7号）。なお、このうち、障害児入所施設に関する負担金に関する担当部署は障害政策課である。

⑤都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用（同法第56条第2項、同法第50条第7号の3）。

負担金の金額は、群馬県児童福祉法施行細則別表第2及び別表第3に示す基

準に従い、児童の属する世帯の負担能力に応じ、決定している（同細則第30条）。「児童の属する世帯」とは、措置児童等と生計を一にする通常の消費経済上の一単位のことをいい（児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領第3の第5項）、生活実態に応じて認定している。世帯の考え方については、住民票をベースとして、調査の結果、日常生活を一緒に送っているのか否かなどを勘案して判断している。負担金の支払義務を負う者は、児童福祉法上、民法に定める扶養義務者と定められており、措置児童の属する世帯の扶養義務者に限られてはいないが（児童福祉法第56条第2項）、実務上、住民票の世帯主を基準に、措置児童の属する世帯の扶養義務者のうちの1人を、支払義務を負う債務者と認定している。当該児童の属する世帯に複数の扶養義務者がいる場合でも、その両者を連帯債務者として認定するのではなく、いずれか一方を債務者と認定している。

オ．時効期間

5年（法第236条）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア．平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
41,601,927円	28,388,823円	20,266,097円	6,264,563円	43,460,090円

注) 過誤納（調定件数176件）合計額5,431,628円があり、関係法令に基づき還付された。

イ．収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成14年	18,200	3件	1人
平成17年	3,800	1件	1人
平成18年	12,000	3件	2人
平成19年	59,100	9件	8人
平成20年	114,100	10件	6人
平成21年	66,470	10件	7人
平成22年	171,790	20件	5人
平成23年	200,340	28件	13人
平成24年	3,133,190	315件	82人
平成25年	6,318,610	741件	89人
平成26年	7,059,650	742件	89人
平成27年	7,936,990	788件	92人
平成28年	8,092,094	761件	102人
平成29年	10,273,756	919件	122人
合計	43,460,090	4350件	619人

注) 時効成立（5年間）による不納欠損との関係で、平成23年以前の件数は、

少なくなっている。

ウ．調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当年度分に関しては、入所児童が発生する都度、調定を実施している。調定の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに若干異なっている。

	中 央	西 部	東 部
調定方法	債務者が同一なら合算。児童福祉課と障害政策課は分ける。	施設種別が同一なら合算。	施設種別が同一なら合算。

例えば、同一の債務者の児童4人が措置されており、1人が乳児院、2人が児童養護施設、1人が児童自立支援施設に入所している場合には、中央児童相談所では、一括して処理するため、1か月につき1件となるが、西部児童相談所及び東部児童相談所では、別個に処理することとなり、1か月につき3件となる。債権としても、件数と同様、調定ごとに、それぞれ別個のものとして扱っている。

過年度の未済分については、毎年、4月の最初の平日に、調定を実施している。調定は年間スケジュールに基づき、月に1回実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

毎年度、年度のスケジュールを作成している。

おおむね、毎月10日前後を前月分の負担金の調定日、毎月末を前月分の負担金の納期限と定めている。

なお、年度の切替えの関係で、3月分だけは、3月末日を調定日とし、納期限を4月20日前後としている。

<適時・適切に回収できない理由>

回収できない理由としては、以下のようなものがある。

- ・負担金の支払い意思はあるが生活状況から支払が困難な場合。
- ・やむを得ず保護者の意思に反して児童を措置した場合、措置に対する理解が十分でないか誤解のある場合など、児童の措置に関し、県と納入義務者の間の対立関係が継続している場合には、支払を得られないことが多い。
- ・納入義務者が行方不明になった場合。

<納入通知における行政不服申立の教示の有無>

納入通知に先立って送付する「措置費等負担額決定書」に、行政不服申立の教示文言を記載している。いずれの児童相談所でも、決定書は概ね普通郵便で送付しているが、担当の児童福祉司が手渡しで交付する場合もある。

決定書の債務者等への送付日については、起案（回議）文書に記入を行っている施行日で管理を行っている。債務者である相手方への到達日は確認をしていない。

相手方への到達日に関しては、「通常の取扱いによる郵便又は信書便によって…書類を発送した場合には…通常到達すべきであったときに送達があつたも

のと推定する」（地方税法第20条、法第231条の3）との規定や「9月11日普通郵便をもって東京都内杉並郵便局経由で発送せられた再調査決定通知書は、特段の事情のない限り、遅くとも9月12日頃には杉並局区内の宛先に到達したものと推定するのが相当である。」（東京地裁昭和28年9月16日判決）との裁判例をもとに、推定している。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に不納欠損処理をした例はある。件数は、709件、96人であり、不納欠損総額は626万4563円である。その理由は、全て、時効の完成である。

債権を管理している各児童相談所が、毎年度1月15日頃までに、1月末までに時効が完成する債権を児童福祉課に提出し、承認を得ている。児童福祉課での承認通知の決裁日・施行日が毎年3月下旬であり（平成29年度は3月22日）、各児童相談所は同通知が届き次第、各児童相談所にて、不納欠損処理を行っている。

東部児童相談所の債務者毎の徴収簿を確認したところ、児童福祉課への報告から漏れていたために、当該年度に不納欠損処分がなされず、繰越調定が行われ、次年度に繰り越された事例が1件あった。

また、毎年度、1月末までに時効が完成する債権を児童福祉課に報告しているので、2月や3月に時効が完成する債権について、翌年度に繰越調定が行われるが、不適切な繰越調定を行うことになってしまう。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

取扱要領に基づいて報告書を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

中央児童相談所では、分任出納員である担当者1名が主体となって管理・保全を行い、必要な都度、出納員の決裁を受けている。

西部児童相談所では、出納員が1名、分任出納員が11名いるが、分任出納員のうちの1名が債権管理の担当として、管理・保全を行っている。児童福祉司（ケースワーカー）10名も、分任出納員として任命されている。

東部児童相談所では、分任出納員のうちの1名が債権管理の担当として、管理・保全を行っている。東部児童相談所でも、西部児童相談所同様、各ケースワーカーも分任出納員に任命されている。なお、各児童相談所における債権管

理の担当のいずれも、他の業務との兼務である。

まとめると、以下のとおりである。

	中 央	西 部	東 部
会 計 職 員	出納員：企画調整係長 分任出納員：本事務担当	出納員：施設里親支援係長 分任出納員：本事務担当及び 家庭支援係各地区担当	出納員：施設里親支援係長 分任出納員：本事務担当及び 家庭支援係各地区担当

イ．債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成及び市町村民税額を把握している。

<調査の方法>

家庭訪問、手紙の送付、電話等により、行っている。家庭訪問や郵便の送付状況などから、転居した可能性が生じた場合には、住民票を再取得するなどして、確認している。

家庭訪問は児童を担当するケースワーカーが行っている。西部児童相談所や東部児童相談所では、ケースワーカーが分任出納員として任命されているが、家庭訪問はケースワーカーの本来の業務である生活状況等の聴取が中心である。このため、滞納中の措置費について納入指導が必要な場合は、ケースワーカーと債権管理担当の2人で家庭訪問することがある。このほか、ケースワーカーが家庭訪問を行った際に、必要に応じて滞納中の措置費について話をしている。

退所後、児童相談所の係属が終結した児童は、中央児童相談所及び東部児童相談所では、手紙の送付や電話により調査を行うのが主である。西部児童相談所では、手紙の送付のほか、年に1～2回、家庭訪問を実施している。

<調査の頻度>

児童自身が入所中である場合や、退所して家庭復帰したが児童相談所の係属がある場合には、定期的に家庭訪問を行っているため、その際に滞納中の措置費についても納入指導を行っている。

債務者の市町村民税額の調査は、児童が入所している間は、毎年1回、基準額の調査のため、実施している。児童福祉法第56条第4項によれば、調査にあたって費用負担者の同意は不要であるが、調査先である区市町村には応諾義務はなく、費用負担者の同意書の提出を求められることがあることから、原則として、費用負担者の同意を得て行っている。また、同法には、調査を行うことができるのは児童が入所している間に限られる旨の規定は設けられていないが、児童が退所した後は、実施していない。

児童自身が、児童相談所の対象年齢ではなくなったときの調査の頻度は、各児童相談所によって異なる。中央児童相談所では年に1回、西部児童相談所では年1回以上（ケースによっては複数回）、東部児童相談所では年1～2回、実施している。

<債務者との通信・面談>

児童相談所の通常業務において、支援家庭の状況調査を随時実施している。児童が措置されている間は、調定する費用徴収負担額を認定する必要があるため、債務者の同意を得た上で、年に1回、7月に、各市町村へ市町村民税額の照会を行っている。

滞納が生じた場合の管理状況は、児童相談所ごとに若干異なっている。

中央児童相談所では、債務者ごとに、「滞納整理経過記録」、「納入指導状況記録」を作成し、記録している。

西部児童相談所では、債務者ごとにファイルを作成し、「個別ケース計画管理シート」、「納入指導状況記録」を作成し、記録している。

東部児童相談所では、「個別ケース管理シート」、「納入指導状況記録」を作成し、記録をしている。

ウ. 消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

財務会計システムを利用し、「債務者別照会」の「最新歳入日」や「督促日」などを確認し、管理している。

＜中断措置の有無・方法＞

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行う。また、過年度の未納がある者に対しては、現況を調査の上、消滅時効期間に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

西部児童相談所では、現金での納付があった場合には、それを分割して複数の債務の弁済に充当し、複数の債務の消滅時効を中断させるなどの対応を行っている。

ただし、中央児童相談所及び東部児童相談所では、催告書の送付以外何も行っていない状況であると判断せざるを得ない状況であり、時効中断に努めているとは言い難い。

＜時効完成後の対応＞

毎年度一括して不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

当初調定にて定めた納期限から20日間が経過しても納入されない場合には、督促状を発付して督促を行っている。

＜延滞金等＞

条例で定めていないため、延滞金は発生しない。

＜督促状の記載＞

当初の納入通知を送付する際に行政不服申立の教示を行っているため、督促状には改めて不服申立ての教示文は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜滞納処分の実施状況＞

平成24年度に、自己破産手続が行われた債務者につき、交付要求をしたことが一回あるが、それ以外に、滞納処分をした例はない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

利用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

文書等で催告したり、分納を促すなどしている。催告の実施回数等は、以下のとおり、児童相談所ごとに異なっている。

	中 央	西 部	東 部
催告の実施	年1回、郵送で催告状を送付。退所後ケースも同様。	最低年1回。ほか、各ケースの連絡頻度に応じて+ α を実施。	年2回。5月と12月の強化月間にあわせて実施。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

児童相談所ごとに、対応を行っている。

中央児童相談所では、口頭や面談にて確認を行っている。入所中の児童がいる場合には、年1回、市町村民税額調査を実施している。

西部児童相談所及び東部児童相談所においても、中央児童相談所と同様の調査を実施している。

西部児童相談所では、それに加えて、滞納のある債務者に対しては、児童の入所の有無、年齢にかかわらず、地区担当ケースワーカーと費用徴収事務担当者が連携して、電話、文書の送付、家庭訪問などを実施して滞納改善処分を実施している。

東部児童相談所では、消滅時効の完成が迫った債務者について、地方銀行に対する預金調査を実施している。根拠法令は国税徴収法である。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

家庭環境調査の一環として、債務者と認定していない親族の生活ぶりの調査などは行っているが、財産調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

当該債権については、担当部署において、債権発生時に債務者を1名と定めており、連帯保証人をつけることもしていない。ただし、債務者ではなくとも、債務者と同居している親族に対しては、経済状況により請求することもある。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者が死亡した場合には、相続人に対して請求を行うこととなる。ただし、相続人が相続放棄を行う例が多い。また、債務者死亡後に消滅時効の完成を理由に不納欠損処理をすることもある。

債務者本人が死亡した例の中に、適時適切に相続人調査が行われていない事例があった。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に基づき、未納者をAからGに区分し、困難性の判断を行っている。区分は、各児童相談所において、個別具体的に検討して決定している。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領において、AからGのランクごとの対応方針を、以下のとおり、定めている。

ランク	内容	対応方針
A	負担金支払意思あり。 納入が見込める生活状況の者。	(現年度調定が続く場合の対応) 口座振替申込を勧奨する。 (未収金対応) 定期的に納入指導を行い、継続して入金を促す。
B	負担金支払意思あり。 生活状況から入金が困難な者。	(現年度調定が続く場合の対応) 家庭状況を調査、要件に該当する場合や、負担額の変更や徴収停止を検討する。 (未収金対応) 可能な範囲で納入を促す。 必要に応じて分割納入を指導する。
C	口約束だけで納入が実行されない者	まず、納入指導とともに生活状況の把握に努める。 (納入可能な生活状況である場合) Aに準ずる。 その他納入が実行されない理由を分析し、必要な対応を講ずる。 (生活困窮が疑われる場合) Bに準ずる。
D	行方不明と断定できないが、電話、文書に対する応答がなく、訪問しても不在である等接触が図れない者。	関係機関への調査等連携を図り、未納者の状態把握に努め、接触のきっかけを作る。 状況が把握できた場合は適宜該当するランクに準じた対応を行う。
E	措置に対する理解が十分でない、又は誤解があり納入が実行されない者。 やむを得ず保護者の意に反する措置を行った場合。	納入指導が及ぼす児童の措置への影響について十分考慮した上で、有効な指導方法を検討し、実施する。 措置に対する理解を促すとともに、明確に納入義務があることを示す。なお、生活状況の把握に努め、適宜該当するランクに応じた対応を行う。

F	何ら特別な理由なく、十分に納入可能な生活状況にもかかわらず、納入を拒否し、居留守を使う等悪質と認められる者。	納入指導が及ぼす児童の措置への影響について十分考慮した上で、有効な指導方法を検討し、実施する。 (児童の措置への影響が予測される場合) 粘り強く納入指導を行う。 (児童の措置への影響がないと考えられる場合) 地方税滞納処分の例により処分することもありうることを伝える等、強力な納入指導を行う。
G	行方不明等により納入不可能な者。	居所不明者については、関係機関に照会する等居場所の確認に努める。 (現年度調定が続く場合の対応) 早めに徴収停止、行方不明による負担額の再認定を行う。

また、各児童相談所にて、毎年度末頃に、納入指導状況に関し、①昨年度と今年度の徴収率の比較、②今年度の強化月間等の取組状況をまとめ、③来年度の方針を決定している。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

群馬県内において、過去5年間に執行停止等を利用した例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 納入指導実績報告書の作成について

平成23年度の包括外部監査で、6月末日までに報告するよう定められている納入指導実績報告書が9月時点で作成されていなかった点を指摘事項とされた。これを受けて、納入指導実績報告書の提出について、各児童相談所の担当者宛に通知し、6月末までの報告を求めるとされた。

イ. 未納者に対する指導の徹底

平成23年度の包括外部監査で、未納者に対して面談による指導が行われていない事例が検出され、実施要領に定める十分な指導を行わなければならないとの指摘事項が示された。

これを受けて、子育て支援課(当時の主務課)としては、①各児童相談所の費用負担金担当者は、文書や電話等の納入指導に応じない未納者や連絡が取れない者に対しては、児童福祉司と連携して家庭訪問等を行い、面談による納入指導を行う、②文書や電話等での手段で連絡が取れない場合には、家庭訪問等の調査を行い、世帯の実態把握に努めるとの措置を取ることとした。

しかし、今回の包括外部監査において、確認したところによれば、中央児童相談所では、年1回の文書による催告以外は行われていなかった。また、東部児童相談所でも、文書以外による催告はほぼ行われていなかった。

ウ. 未納者の状況・管理の情報共有

平成23年度の包括外部監査で、未納者の状況・管理については、担当者と児童福祉司だけでなく、児童相談所内で情報を共有し、適切に指導できる体制をとることが望ましいとの指摘事項があった。

これを受けて、費用負担金担当者及び児童福祉司が未納者に対して納入指導を実施した場合、その記録（納入指導状況記録またはケース記録）の情報共有を行い、所長、次長等の管理者は納入指導の状況について進行管理の徹底を図り、また、強化月間の前後には所内会議を開催し、実施方法の検討や実施結果の検証を行うこととなった。

しかし、今回の包括外部監査で確認したところによれば、強化月間前後に所内会議が行われず、毎週の定例会議において強化月間に係る周知・検討を実施している児童相談所もあった。

エ. 報告に対する子育て支援課の対応の明確化

平成23年度の包括外部監査で、「子育て支援課に対する報告に対し、児童相談所へのフィードバックが明確でない。子育て支援課の対応方法を明確にすることが望ましい、また、主要な者の管理シート及び納入指導記録の内容を子育て支援課に定期的に報告する必要がある」との指摘事項があった。

これに対し、各児童相談所の納入指導計画及び前年実績報告の提出を受けた後、各所の前年度の収納状況、指導における有効な取り組み等について3所の状況をフィードバックし、年2回の強化月間においては、主要な者の管理シート及び納入指導記録等について報告を受け、納入指導の実施状況を常に把握することとされた。

(7) 指摘事項

ア. 【未納者に対する指導の徹底（指摘事項2）】

<結論>

各児童相談所において、未納者に児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に則った指導が実施できるようにすべきである。また、そのためには、同要領を意識した実効的な納入指導体制を整えることが望ましい。

<理由>

本件債務の未納者に対する指導方法としては、以下のとおり、定められている（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第4第3項）。

- ・納入指導は、電話・文書での督促、家庭訪問による督促等を行い、長期未納者や行方不明者については負担金事務担当者と担当児童福祉司が連携を図りながら実施する。

- ・昼間訪問してもいない家庭については夜間訪問する等対応を検討する。なお、夜間訪問する場合は、事前に相手方に電話又は文書でその旨を連絡しておく。

- ・必要に応じて施設、児童委員、雇用者、学校関係者等に協力を求め、適切な債権管理に務める。

- ・納入指導については、別記様式第2号（納入指導状況記録）により、経過を残す。また、時効が完成した債権がある場合は、完成した年度分について、過

去の納入指導の取組や扶養義務者等の現況についてまとめ、不納欠損処理と判断した根拠を記録する。

抽出して精査した案件の中には、「個別ケース計画管理シート」には記載がされているものの、別記様式第2号（納入指導状況記録）には経過が記載されていないものがあった。

加えて、負担金事務担当者と担当児童福祉司の連携に関していえば、負担金事務担当者が債務者に対して催告状を送付する前に、催告者一覧表などの書類を所内で供覧し、ケースワーカーも自分が担当する債務者の滞納額がいくらであるのかを把握することしか行われていない状況も存在した。これは、負担金事務担当者と担当児童福祉司の連携として、十分とはいえない。

今後は、各児童相談所において、未納者に児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に則った指導が実施できるようにすべきである。また、そのためには、同要領を意識した実効的な納入指導体制を整えることが望ましい。

イ. 【納入指導計画書の提出期限の遵守（指摘事項3）】

<結論>

各児童相談所から児童福祉課に対する書面の提出は、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた期間までに行うよう徹底すべきである。

<理由>

未納者の状況と対応方針をまとめた「納入指導計画書」については、毎年5月末までに、各児童相談所が児童福祉課に提出することと定められている（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第2）。しかし、東部児童相談所が平成29年度に「納入指導計画書」を提出した時期は、6月であった。

また、同要領によれば、各児童相談所長は、納入指導強化月間に指定した月の翌月15日までに「納入指導強化月間報告書」を児童福祉課に提出するよう定められているが（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第5第2項）、東部児童相談所では、平成29年度において、その提出期限が守られていなかった。

各児童相談所から児童福祉課に対する書面の提出は、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた期間までに行うよう徹底すべきである。

(8) 意見

ア. 【調定件数の捉え方の統一（意見11）】

<結論>

調定の方法について、中央児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所三所の取扱いを統一すべきである。

<理由>

当該債権に関する調定の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに若干異なっている。

	中 央	西 部	東 部
調定方法	債務者が同一なら合算。児童福祉課と障害政策課は分ける。	施設種別が同一なら合算。	施設種別が同一なら合算。

しかし、このような取扱いは、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響し、調定が施設種別ごとに行われていたとすればどちらか一方の債権についてのみしか時効中断効は生じない場合がある。

県内において、管轄の児童相談所が異なるだけで、このような差異が生ずることは妥当ではない。

調定の方法について、中央児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所三所の取扱いを統一すべきである。

なお、児童福祉課からは、今後、取扱いを統一する予定である旨の回答を得ているが、次年度以降の監査で措置状況の検証可能性の確保のため、意見として記載することとした。

イ. 【時効消滅していない債権の発生時の資料について（意見 1 2）】

<結論>

債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料を全て残しておくべきである。

<理由>

当該債権発生時には、各児童相談所において、債務者に通知する決定書が作成される。しかし、そのような決定書の写しや決定書作成時の起案用紙等といった書面は、西部児童相談所では当該債権が消滅していない限り保存されていたが、中央児童相談所及び東部児童相談所では、5年間を超えるものについては保存されていなかった。

確かに、文書管理規程上、会計に関する資料の保存期間は5年間と定められている。

しかし、債権発生後に債務者が債権の一部を弁済した場合などは、債務の承認がなされたとして時効が中断することとなり、文書の保存期間である5年が経過しても債権は消滅しない。

債権発生時の書面等が残されていなければ、債務者から債権の発生自体を争われた場合に、その債権が適法に発生していたことを立証することが困難となってしまう恐れがある。

そこで、債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料を全て残しておくべきである。

ウ. 【債務者の市町村民税額調査について（意見 1 3）】

<結論>

費用の徴収の事務にあたっては、市町村民税額の調査を実施すべきである。

<理由>

児童福祉法第56条第4項には、負担金の「負担能力の認定」に関してのみ

ならず、当該債権の「費用の徴収」に関しても、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。

しかし、現在、「負担能力の認定」にあたっては、債務者の居住する市町村に対し、市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては行われていない。

児童福祉課によれば、費用の徴収にあたって市町村民税額の調査を行うことを妨げる明文規定はないが、調査を行っても各市町村の税務事務関係課から回答が得られない懸念はあるとのことであった。

しかし、回答が得られない懸念があるから調査自体を行わなくてよいということにはならない。

また、市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止を行うかどうかの判断を行うにあたっても非常に有用である。

そこで、今後は、費用の徴収の事務にあたっては、市町村民税額の調査を実施すべきである。

エ. 【分任出納員の任命について（意見14）】

＜結論＞

中央児童相談所においても、児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。

＜理由＞

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

そして、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示がなされているため（「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）、西部児童相談所及び東部児童相談所では、債権管理体制の充実を図るため、各地区の担当児童福祉司も分任出納員として任命している。

しかし、中央児童相談所では、児童福祉司を分任出納員に任命していない。

当該債権の納入指導については、負担金事務担当者と担当児童福祉司が連携を図りながら実施することとされているところ（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第4第3項（1）、担当児童福祉司が分任出納員として任命されていない状況では、債務者宅を訪問した担当児童福祉司が弁済を受けられないなど、充実した債権管理がなされない可能性がある。

また、県内で取扱いが統一されていないという現状に、合理性があるものとは思われない。

そこで、今後は、中央児童相談所においても、児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。

オ. 【徴収停止及び執行停止の検討（意見15）】

<結論>

生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に、徴収停止及び執行停止の実施を行うべきである。

<理由>

本件債権の徴収に関しては、児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領に、以下のような取扱い規定がある。

・徴収猶予（同要領第9第1項）：費用徴収権者は、納入が一時的に困難な者については、申請により徴収を猶予し、1年以内の期間を限って納期を延長し、又は分割納入をさせることができる。

・徴収停止（同要領第9第2項）：次の場合には、費用徴収権者は、徴収停止決議書によって徴収を停止することができる。①納入期限後相当の期間を経過しても履行されず、しかも納入者に滞納処分をするものがないとき。②納入者が徴収金を納入することによって被保護世帯に該当するとき。③納入者が行方不明となったとき。④徴収金が少額で取り立てに要する費用が満たないと認められるとき。

また、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領にも、債務の弁済の意思はあるが生活状況から支払いが困難な者や行方不明等により納入不可能なものについては、徴収停止（児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領第9第2項）を検討すべき旨の規定がある。

さらに、滞納処分をすることができる財産がないときや滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在地及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときには、執行停止を行うこともできる（地方税法第15条の7）

しかし、実際に、徴収停止や執行停止が実施された例は、ヒアリング時に確認することはできなかった。

生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に、徴収停止及び執行停止の実施を行うべきである。

カ. 【債権管理方法について（意見16）】

<結論>

時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などにより、各児童相談所における債権管理体制の充実を図る必要がある。

<理由>

未納のある債務者に対する催告の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに異なっている。

	中 央	西 部	東 部
催告の 実施	年1回、郵送で催告状を送付。退所後ケースも同様。	最低年1回。ほか、各ケースの連絡頻度に応じて+αを実施。	年2回。5月と12月の強化月間にあわせて実施。

県内に三所存在する児童相談所の中では、西部児童相談所が、他の二所に比べて充実した債権管理を行っていた。例えば、中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面のみでしか催告等を行っていないところを西部児童相談所では訪問も行っている、西部児童相談所では児童を担当する児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけているといった形である。

ただし、西部児童相談所の債権管理方法も、特に、児童が児童相談所の対象年齢ではなくなった後に関しては、催告の頻度・方法を含め、十分とはいえない。

そこで、当該債権の管理については、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などにより、各児童相談所における債権管理体制の充実を図る必要がある。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

2款：諸収入—2項：貸付金元利収入

—1目：母子福祉資金貸付金元利収入—1節：元金、2節：利子

—2目：寡婦福祉資金貸付金元利収入—1節：元金

2款：諸収入—3項：雑入

—1目：違約金及び延納利息—1節：違約金及び延納利息

—2目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

こども未来部 児童福祉課 ひとり親家庭支援係

保健福祉事務所（うち往査したのは安中・吾妻・太田の3事務所）

ウ. 債権の発生原因と種類

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく契約（同法施行令、同法施行規則、同法施行細則）により生じる私債権

エ. 債権の内容

母子及び父子並びに寡婦の自立を促進するための貸付金債権（12資金類型）である。具体的には以下の通りである。まず制度の周知を、HP、群馬県の広報誌、パンフレット（福祉関係の機関である県内の児童相談所、保健福祉事務所、NPO法人、群馬県母子寡婦福祉協議会、市町村等に置いてある。）により行っている。児童扶養手当の窓口である市の職員の案内で紹介されたりもする。このような周知により、保健福祉事務所において貸付金の相談を窓口で受けて

説明して、個別相談受付票を記入してもらおう。その後、母子福祉資金貸付申請書（他に生活状況等申出書、太田では独自に償還期間及び償還額的意思確認のため母子父子寡婦福祉資金連帯保証承諾書）の提出を受ける。貸付けの決定の判断のため貸付審査会において審査を行う（母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領第5）。審査の結果については福祉資金貸付調書に記載する。なお、審査の結果、貸付けの決定がなされることがほとんどである（前述の相談の段階で貸付け決定がなされる見込みが明らかでないものはそれを説明して申請がなされないため）。貸付けの不承認があったのは太田ではここ数年は平成26年に一定の借入金及び税金の滞納があったことを理由としたものがあった程度である。12種類の資金のうちほとんどは修学資金であり、例年、進学が決まる2月、3月の時期に申請が多い。借受人の資格の要件は施行細則第2条で定められているが第2号では類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則である。類似かどうかについては、本貸付による資金が他の借金の返済として充てられることは制度に反するため目的が同じであれば類似と判断している。資金の種類は12種類あるが類似かどうかはその都度判断しており、リスト等は作成していない。審査の結果、貸付けの承認の決定をする場合は、貸付決定通知書により通知する（施行細則第5条）。同時に借用書（施行細則第7条第1項）、誓約書（貸付事務取扱要領第7）を送付して貸付金を交付する際に提出を受ける。貸付決定通知書により資金交付日を知らせて、その日に交付する。貸付決定が多い修学資金の場合、3か月に一度交付するが、1回目だけ支払通知書を交付して銀行に持参して支払を受けてもらい、2回目以降は振込みをしている。なお、借受人には貸付決定通知書は手元に残るが借用書は残らない。貸付金の償還の段階になると、償還が開始する月の2、3か月前にシステム上で償還が開始される貸付金が自動的にリストアップされる。借受人及び連帯借受人には償還の通知とともに償還確認台帳を送付する。連帯保証人に対しては通知のみである。このようにして発生するのが本債権である。

オ. 時効期間

10年間（旧民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移（単位：円）

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
195,500,483円	148,336,835円	155,801,322円	0円	188,035,996円

イ. 収入未済額の当初調定年度別の内訳

<母子福祉資金貸付金元利収入 元金>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和57年度	18,134円	1件	1人
昭和58年度	464,769円	23件	3人
昭和59年度	693,840円	28件	4人

昭和60年度	789,559円	33件	7人
昭和61年度	732,055円	16件	9人
昭和62年度	889,813円	14件	9人
昭和63年度	955,275円	30件	11人
平成元年度	744,827円	32件	13人
平成2年度	1,195,094円	52件	18人
平成3年度	1,427,806円	58件	16人
平成4年度	1,084,282円	48件	16人
平成5年度	956,253円	52件	20人
平成6年度	1,037,438円	59件	22人
平成7年度	1,311,040円	81件	18人
平成8年度	1,431,514円	106件	18人
平成9年度	1,554,173円	119件	24人
平成10年度	2,339,156円	154件	31人
平成11年度	2,713,788円	172件	35人
平成12年度	2,786,320円	255件	42人
平成13年度	2,823,556円	367件	43人
平成14年度	3,863,428円	519件	54人
平成15年度	5,141,767円	672件	65人
平成16年度	6,556,096円	866件	77人
平成17年度	6,998,228円	1029件	82人
平成18年度	6,879,688円	1113件	84人
平成19年度	7,903,908円	1300件	94人
平成20年度	8,139,406円	1474件	102人
平成21年度	9,020,399円	1652件	101人
平成22年度	11,930,268円	2057件	127人
平成23年度	12,999,602円	2201件	125人
平成24年度	12,845,309円	2124件	125人
平成25年度	13,111,014円	2155件	124人
平成26年度	12,423,787円	1936件	116人
平成27年度	12,429,185円	1826件	117人
平成28年度	12,932,705円	1854件	119人
平成29年度	12,528,374円	1725件	122人
合計	181,651,856円	26203件	1994人

<母子福祉資金貸付金元利収入 利子>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和57年度	1,954円	1件	1人
昭和58年度	32,085円	21件	2人

昭和 5 9 年度	27, 273円	2 6 件	3 人
昭和 6 0 年度	28, 044円	3 0 件	4 人
昭和 6 1 年度	37, 176円	7 件	3 人
昭和 6 2 年度	66, 985円	6 件	4 人
昭和 6 3 年度	37, 421円	5 件	3 人
平成元年度	23, 187円	6 件	3 人
平成 2 年度	31, 408円	1 8 件	4 人
平成 3 年度	34, 515円	2 7 件	4 人
平成 4 年度	13, 781円	1 4 件	2 人
平成 5 年度	3, 376円	8 件	2 人
平成 6 年度	17, 413円	6 件	2 人
平成 7 年度	39, 786円	1 3 件	2 人
平成 8 年度	9, 913円	6 件	2 人
平成 9 年度	378円	1 件	1 人
平成 1 0 年度	2, 537円	1 件	1 人
平成 1 1 年度	8, 900円	2 件	1 人
平成 1 2 年度	7, 931円	8 件	2 人
平成 1 3 年度	8, 478円	5 件	3 人
平成 1 4 年度	10, 366円	1 0 件	3 人
平成 1 5 年度	42, 789円	3 4 件	5 人
平成 1 6 年度	74, 148円	5 3 件	6 人
平成 1 7 年度	43, 711円	5 0 件	6 人
平成 1 8 年度	22, 036円	3 5 件	4 人
平成 1 9 年度	6, 577円	2 2 件	2 人
平成 2 0 年度	230円	6 件	1 人
平成 2 2 年度	363円	2 件	1 人
平成 2 3 年度	602円	8 件	1 人
平成 2 8 年度	51円	1 件	1 人
平成 2 9 年度	45円	4 件	1 人
合計	633, 459円	4 3 6 件	8 0 人

< 寡婦福祉資金貸付金元利収入 元金 >

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和 5 5 年度	17, 275円	1 件	1 人
昭和 5 6 年度	35, 331円	2 件	1 人
昭和 5 7 年度	58, 405円	2 件	1 人
昭和 5 8 年度	72, 257円	1 件	1 人
昭和 5 9 年度	72, 374円	8 件	1 人
昭和 6 0 年度	254, 212円	1 6 件	3 人

昭和61年度	510,207円	24件	3人
昭和62年度	373,680円	20件	4人
昭和63年度	169,099円	17件	2人
平成元年度	194,243円	17件	2人
平成2年度	248,842円	2件	1人
平成11年度	98,400円	1件	1人
平成12年度	105,382円	2件	2人
平成13年度	163,992円	12件	1人
平成14年度	259,132円	6件	2人
平成15年度	355,500円	4件	2人
平成16年度	414,200円	5件	2人
平成17年度	234,357円	5件	2人
平成18年度	382,979円	14件	2人
平成19年度	68,029円	3件	1人
平成26年度	63,000円	10件	1人
平成27年度	240,165円	38件	4人
平成28年度	129,263円	25件	2人
平成29年度	234,065円	30件	5人
合計	4,754,389円	265件	47人

<寡婦福祉資金貸付金元利収入 利子>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和55年度	1,060円	1件	1人
昭和56年度	1,339円	2件	1人
昭和57年度	271円	1件	1人
昭和58年度	1,084円	1件	1人
昭和59年度	2,376円	7件	1人
昭和60年度	8,397円	15件	3人
昭和61年度	19,677円	24件	3人
昭和62年度	5,257円	20件	4人
昭和63年度	5,741円	16件	2人
平成元年度	2,335円	17件	2人
平成2年度	5,838円	2件	1人
平成17年度	893円	1件	1人
平成18年度	6,401円	12件	1人
平成19年度	341円	3件	1人
合計	61,010円	122人	23人

<違約金及び延滞利息 違約金及び延滞利息>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成27年度	4,031円	4件	1人
平成28年度	7,417円	6件	1人
平成29年度	15,884円	14件	2人
合計	27,332円	24件	4人

<雑入 雑入>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成19年度	171,000円	2件	2人
平成21年度	151,000円	1件	1人
平成22年度	171,950円	1件	1人
平成23年度	9,000円	2件	1人
平成26年度	165,000円	4件	1人
平成27年度	240,000円	3件	1人
合計	907,950円	13件	7人

注1) 父子福祉資金貸付金は、平成26年度制度成立、平成28年度貸付金発生のため、まだ償還は発生していない。

注2) 雑入は、貸付事由が消滅したにも関わらず、届出がなく、過度に貸付を行った場合の返還金である（年度内は、戻入により処理している）。

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

<調定と納入通知の発送>

調定は、原則毎月15日に保健福祉事務所ごとに実施し、月末に口座振替により入金される（支払いは、毎月、年2回、年1回から選択）。戻入は、発生ごと随時実施している。

毎年度、システムの管理業者が電算処理日程表を作成して児童福祉課に送って児童福祉課から各保健福祉事務所に送ることになっている。そして、毎月、償還金調定内訳書（資金別）が保健福祉事務所に送られて来る。

支払方法が口座振替の場合、保健福祉事務所において母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムに登録する（口座登録かどうか及び引落とし口座）。そうすると、システム業者が各金融機関に情報を振り分ける。その情報を児童福祉課に送って、児童福祉課から金融機関に送る。引落としされた場合、財務会計システムから母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムに情報が反映される。支払方法が納入通知の場合、毎月の上記の償還金調定内訳書とともに納入通知書が保健福祉事務所に送付されるので、それを発送する。

<収入未済に至る理由>

もともと資金が足りない人に資金を貸しているため、慢性的な資金不足の債務者が多い。病気になって十分に働けない、連帯保証人が親になっているため（子どもの修学資金の場合には、債務者が親、連帯保証人が祖父など）、貸付時にそもそも高齢であり、返済が始まる頃には、年金生活となっている事例もある。また、修学資金として借りたものの、学校を退学してしまい、返済に十

分な就職先が得られていない事例もある。

さらに、連帯保証人が兄弟や親戚等の場合には、借受人が連帯保証人からも借入を行っている事例があり、連帯保証人としては、自分の借金を先に返済して欲しいという要望があり、連帯保証人としての返済には、応じてもらいにくいことが少なくない。

エ. 不納欠損処理の状況

<過去5年間の処理事例>

平成25年度以降で、債権放棄に関する議会の議決（法第96条第1項第10号）を受けて不納欠損処理したものは、以下の2件である。

年度	金額	不納欠損の理由
平成26年度	510,228円	借受人自己破産（利根沼田）のため
平成28年度	387,162円	借受人自己破産（安中）のため

注1）平成28年度（安中）の件の借受人は、後に外国に転出、連帯保証人は所在不明となり、職権消除となった。連絡が取れないまま、最終納入日から起算して10年が経過し、平成21年6月1日、全ての債権の時効が完成した。

また、償還免除（母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項）を受けて不納欠損処理したものは以下の通りである。

年度	金額	不納欠損の理由
平成26年度	164,980円	借受人死亡（安中）のため
平成27年度	1,308,853円	借受人死亡（藤岡）のため

注1）平成26年度の安中の件は、平成18年6月9日借受人死亡、2人いる子供は相続放棄。その後、平成25年6月18日に時効が完成し、平成26年10月10日、連帯保証人から時効の援用がなされた。連帯保証人が時効の援用をしたことにより、債務を引き継ぐ者がいなくなったため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、議会の承認を得て、不納欠損とした。

さらに、時効の援用も含めた過去5年間の不納欠損は以下の通りである。

年度	議会の承認		時効の援用	
	所管	金額	所管	金額
平成25年度	該当なし		該当なし	
平成26年度	利根沼田 （1名）	510,228円	安中（1名）	229,300円
	安中（1名）	164,980円		
平成27年度	藤岡（1名）	1,308,853円	藤岡（1名）	32,400円
			桐生（3名）	1,849,103円
平成28年度	安中（1名）	387,162円	安中（2名）	1,721,099円
平成29年度	該当なし		該当なし	

注1）平成26年度の安中（時効）の件は、平成17年に最終納入日から10年が経過し、平成26年11月に借受人から時効援用の申請がなされ、時効が完成した。

注2) 平成28年度の安中(時効)の2件は、①平成17年に最終納入日から10年が経過し、平成28年7月に借受人から時効援用の申請がなされ、時効が完成した(1,357,004円)ものと、②平成12年に借受人が死亡し、長女・長男が相続人となるが、長男は平成24年に死亡。平成10年に最終納入日から10年が経過し、平成28年10月に相続人から時効援用の申請がなされ、時効が完成した(364,095円)ものである。

注3) 太田では、過去の不納欠損処理の状況の調査対象期間とした平成25年度以降は処理事例がないが、平成23年度に不納欠損処理をしたものがあつた。

これは、平成23年の包括外部監査で指摘があつたことによる。理由は、借受人及び連帯保証人の自己破産による免責の確定のためであつた。前記のとおり、太田において不納欠損処理がなされていないのは、時効の援用が申し出された案件がなかつたこと、収入未済額が県内で突出して多いが人員は担当者1名、相談員1名という各保健福祉事務所で一律に定められていることにより、借受人等死亡した場合の状況調査に時間を要してしまつていることが要因となつていとみられる。

<不納欠損の時期>

年1回、9月～10月頃に、児童福祉課から保健福祉事務所宛に案件照会を行い、議会の承認を受けて(議会承認が必要な場合)、年度末までに処理を行う。議会承認が不要な場合には、事象が発生している限り、年度末までに処理を行う。なお、平成30年度は、10月10日に児童福祉課から各保健福祉事務所宛に送付され、議会の議決を要するもの平成30年10月31日(水)、議会の議決を要しないもの平成30年11月16日(金)提出期限にて、資料の送付を要求している。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法、情報システム等による管理運用状況>

債権固有の管理システム、エクセルなどの汎用ソフト及び手書きの台帳により管理している。基本的に債権管理簿はエクセルで管理しており、債権現在額報告書は債権管理簿を元に作成されている。時効については、滞納状況一覧表や母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム(「貸付台帳」「償還状況明細書」などのシステムからの出力帳票)で確認を行い、エクセルで状況を管理している事務所が多い。母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムでは債権の残高及び調定額を把握でき(交渉履歴はシステムには入っていない。)、貸付台帳や資金ごと借受人ごとの償還状況明細書も表示できる。また、貸付・償還異動一覧により借受人が借りた資金の全体も把握できる。その他債権管理に関する帳票としては、財務会計システムと上記システムとの調整のために作成している償還状況報告書が、毎月、現年度分、過年度分、母子福祉資金、寡婦福祉資金ごとに作成される。

<担当者等の権限配分の状況>

担当者の権限の分担について、①担当者（正職員）が債権管理をし、（各事務所に1名配置されている）母子・父子自立支援員（嘱託）（資格等はないが、各事務所で面接して雇う。週4日で午前8時30分から午後5時15分までの間で休憩時間を除く1日6時間勤務）が収納状況を確認して、訪問して回収したり、電話で催告を行うなど分業している事務所や、②担当者と母子・父子自立支援員が債権管理と催告等業務を分業せずに協力して行う事務所など事務所の状況に応じて違いがある。③支出負担行為（担当者）と支出命令及び支出決定（総務）を職員が分担している事務所もあった。

イ．債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収、保証人の有無

<調査の方法と頻度>

借受人から届出をしてもらう。訪問時に確認。変更の事実が分かれば、変更届を提出してもらう。貸付中については、年に1度住民票を入手。最初の貸付時には戸籍（申請書の添付書類）も取る。市内については、毎月訪問。強化月間には、訪問等償還指導を強化。事務所内の他業務担当者が協力するなど人員が一時的に強化される場合もある。

住基ネットによる検索、電話、訪問調査、頻度は督促返戻時などに随時調査。

根拠法令は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条第1号（福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。）。

<債務者との通信・面談>

交渉記録、面談記録はある。長期延滞の場合には、外部のサービサーに回収を委託している。毎月、児童福祉課から各保健福祉事務所宛に「債権回収業務委託収納分の「現金払込伝票」発行について（依頼）」という文書とともに、1か月の交渉記録が送付される。

滞納が6か月になると、長期滞納者管理簿を作り、ここに経過記録の欄が設けられている。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

時効の起算点については債権ごとの「母子（父子・寡婦）福祉資金 償還状況明細書」の償還状況の欄（調定ごとに最終納入年月日が記載されている。時効は調定ごとに管理されるため、最終納入日が必ずしも調定順とはなっていないが、債務者が指示しなかった場合には、原則調定日の古い順に納入され、違約金、利子、元金の順に充てている。但し、ほとんどの場合違約金は免除となる）において、納入年月日を確認する方法や、滞納状況一覧表（調定の一覧と

ともに毎月委託業者から送られてくる)で納入年月日を確認する方法がとられている。また、分割払いの最新調定日や未納を担当者が確認し、児童福祉課から年1回10月ごろ不納欠損処理の照会がきた際にも、調定、最終納入から10年経過しているかどうかをチェックするとのことであった。

<中断措置の有無・方法>

何ら中断措置をしないまま時効完成させてしまった事例はないか確かめたところ、吾妻と安中で抽出した債権においては検出されなかった。太田では、古い債権は業者に委託しているが、他方で残っている未収債権については、訪問しても接触することが困難な場合が多く、また収入が安定しないため返済額が月ごとに変わる債務者もおり、償還計画の徴収など、時効期間の進行に応じて債務承認書を得るといった時効の中断措置へは繋がらないことも多い。年2回夏と冬に児童福祉課から償還指導強化月間の実施について依頼があり、訪問等の償還指導を通常より回数を増やすなどして対応しているが、時効の中断という観点からの成果は芳しくなかった。

<時効完成後の対応>

援用されるまでは、県の債権として回収に努めているとのことであるが、指摘事項と意見あり(後述)。

(4) 債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

太田の例であるが、償還金督促内訳書が毎月システムで出るので画面を見て、督促状をプリントアウトし(督促年月日から10日が指定期限)、発送する。それで弁済がなければ、まずは電話する。そこから先は償還者の事情に配慮し、自立を考慮した対応をとっている。

<延滞金等>

母子・父子・寡婦福祉資金違約金事務取扱要領第4項第5号(違約金を免除できるものは、次のいずれかに該当し、元利金が支払期日までに支払うことができないと認めた場合とする。…借受人又はその家族が、失業等により生活が著しく困難のとき。)等に該当し、ほとんどが免除申請に至っているとのことであった。違約金は、伊勢崎・藤岡で発生しているが、往査対象の吾妻・安中・太田で該当するものはなかった。

太田で詳しく尋ねたところ、督促手数料は発生せず、違約金は発生し得るが、現状ではゼロとのことであった。違約金事務取扱要領で定めがあるが、500円未満は発生しないとしている。趣旨は、少額の違約金を調定し、回収しなければならないとなると、納入通知や督促、その他債権回収のために業務上多大なコストが掛かり、費用対効果がないためと考えられる。

元本、利息が完納になると、違約金が発生する債権はシステムで該当者の一覧が出る。支払い忘れた人など、明らかに違約金免除規定に該当しない人は電話で確認して調定すると伝えているが、それ以外の違約金免除規定に該当する

人は違約金免除申請書を提出するか意思確認を行っており、これを申請する人がほとんどであるとのことであった。

<督促状の記載>

抽出した債権に関する限り、不適切な記載・記載漏れ等は検出されなかった。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

裁判や強制執行はなされていない。母子父子寡婦福祉資金においては個人への貸付実績しかないため、自己破産については同時廃止になる場合が多く、太田では、裁判所から破産手続開始の通知が来たこともないとのことであった。借受人等が破産して、裁判所から同時廃止になり免責の意見聴取の書面が来ることや、弁護士や司法書士からの取引履歴開示請求は比較的よくあるとのことであった。

<法が用意した手段の活用状況>

一時償還は経済的理由により償還が困難な債務者へ適用してしまうと、生活困窮の助長、時効期間の早期到来や多額の違約金の発生など多くの問題を発生させる恐れのあるため、現状では適用に至っていない。

<任意的手段の活用方法>

納付相談には、任意でいつでも対応しているとのこと。最近は誓約書を入手しているという事務所がある一方で、途中での債務承諾書や償還計画書は取っていないという事務所、平成17年ころまでは償還計画書を書いてもらっていたが、その後はそこまでやっていないという事務所もあり、対応にバラツキが見られた。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者の住居訪問などを除き、独立した資産調査は特にされておらず（法的根拠がなく、実施できない。）、生活状況の聞き取りの中で把握しているとのことであった。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

実施されていない（法的根拠がなく、実施できない。）。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

長期滞納（6か月）になった時点で、滞納額のお知らせを送るという事務所や、借受人や連帯借受人と交渉が出来るうちは、保証人には連絡しない事例が多いという事務所があった。他方、債務者から反応がない場合に連絡をとれないことから、連帯保証人に支払うように求めているという事務所もあった。

過去に連帯保証契約時に保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例があったため、貸付時に、保証人にも面接を行い、その場で署名してもらう対応を全事務所徹底しているため、近時は、トラブルは発生していない。保証人は、原則、60歳未満で、所得制限は特にないのものの、就業確認はしていると

のことであった。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

申請時の家系図と戸籍。不納欠損に向けて、今後調査予定という事務所、戸籍を請求し、裁判所に相続放棄の有無を確認するという事務所があった。また、死亡届、債務継承届を出してもらい、古いものは回収委託しているという事務所もあった。戸籍の調査はしていない。継承届が提出されてそれ以上調査せず、連帯借受人、連帯保証人に請求するケースもあり、訪問して死亡が分かったり、何年か経過してから死亡が判明することもあるとのことであった。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

償還指導要項に準じて判断し、1年以上の滞納の場合、外部委託に出す。それ以外で外部委託を実施する案件については各事務所で決める。

太田では、滞納者については強化月間の例年7月及び12月のときに検討し、滞納状況から債権回収の委託をする債権を除いた債権について、滞納状況一覧表を作成して平成29年までは太田独自にランクしていた（要領とは別のランク付け）とのことであった。

滞納債権は基本的に1年間は保健福祉事務所で債権回収をし、滞納状況が改善されなければ、その後は外部委託が原則だが、委託は貸付債権しかできないことになっており、過払いの場合は戻入の扱いとなり、例外として、保健福祉事務所で交渉して償還計画を立てさせるように努めているとのことであった。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

回収困難な案件については、債権回収業者への委託を実施する。委託に出すのは、年に1度である。県に戻す場合には、個人の交渉状況により、随時、個別対応であり、中止の依頼票を出す。外部委託業者は、成功報酬であり、回収金額の18%＋消費税。固定費はなく、郵便代・電話代等は業者負担である。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

支払猶予について、制度は存在する（施行令第19条）。在学、災害等の場合であって、経済的な理由ではできない。高校で借りて大学に進学して卒業まで猶予する事例が多い。災害を理由とするものは、これまでないとのこと。免除についても、制度は存在するが（法第15条）、条例の制定がなく、死亡等の場合以外の利用はない。地方自治法施行令による履行延期の特約等も利用していない。行方不明などのやむを得ない場合については、議会の承認を得て債権放棄を行っている。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 平成23年度の指摘事項と改善措置の状況等

平成23年度の包括外部監査で、①保健福祉事務所が子育て支援課に年間償還指導計画書及び同実績報告書を提出すべきこと、②事務手続の不備防止のための上席者の確認強化が必要であること、③貸付状況明細書の整備の必要があること、④長期滞納者管理簿及び債権管理調書の記載を正確にすべきこと、⑤

納入指導実績報告書の作成を徹底すべきことについて指摘事項があった。

これらの指摘事項については全て改善されていた。

イ. 平成23年度の意見と改善措置の状況等

平成23年度の包括外部監査で、①不納欠損処理の適時化、②貸付金制度の更なる周知、③事務量に応じた人員配置、④貸付時の審査の厳格化、⑤システムの借受人別明細への対応、⑥複数事務所の貸付けシステムによる名寄せ、⑦高崎市の中核市移行に伴う譲渡債権の速やかな確定について、意見があった。

これに対し、①や③については、現在でも、課題として残っている問題であると考えられる。

(7) 指摘事項

ア. 【請求先が不明な債権の管理について（指摘事項4）】

<結論>

借受人及び連帯保証人死亡、連帯借受人自己破産で、返済を依頼する相手がいるのかどうか不明なまま10年経過している債権がある。相手先が存在するかどうかさえ不明なまま10年放置するのは望ましくなく、相続関係を早急に確認し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、議会の承認を得て、不納欠損処理すべきである。

<理由>

平成7年から平成9年にかけて、①修業資金（連帯借受人長男）、②就学支度資金（連帯借受人次男）、③修学資金（連帯借受人次男）、④事業開始資金（本人）の4つの資金を貸し付けている。平成16年4月借受人死亡、平成20年6月連帯保証人死亡、平成16年8月連帯借受人自己破産により、免責決定している。②～④については、連帯保証人が死亡した時点で、相続人がいなければ、その時点で、債務を返還する者がおらず、議会の承認を得て不納欠損処理となるが、10年経過した往査日時点において、不納欠損の手続が実施されていない。保健福祉事務所としては、①の債権の状況を踏まえ、不納欠損処理をするならば全債権を一緒に行うとの意向であるが、10年間も、債権回収の相手先が不明なままの状態としておくのは望ましくない。早急に、相続関係を確認し、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により回収が出来ないならば、不納欠損処理すべきである。

(8) 意見

ア. 【時効完成後の管理について（意見17）】

<結論>

時効完成後も、外部委託に出したまま、あるいは、保健福祉事務所が直接管理し、あまり積極的に債権回収や不納欠損処理をしないまま長期化し、その後、時効から10年程度経過した後に不納欠損する事例が散見された。時効が完成しても、援用がなされなければ債権回収は可能ではあるが、そもそも時効が完成するまでの10年間に何ら返済が行われなかった債権であり、その後の返済の可能性は極めて低い。

外部委託に出したまま長期化させるのではなく、2～3年程度、様子見をした結果、進展が見られないようであれば、直接管理に戻し、今後の対応を協議する等の積極的な対応が望ましい。また、直接保健福祉事務所が管理している事例についても同様に、県の担当課と相談の上、今後の対応を協議することが望ましい。

<理由>

以下、3つの事例を記載する。

①平成28年度に時効の援用により、不納欠損を行っている。これは、平成17年10月24日に時効が完成し、平成28年7月12日に時効援用申出書が借受人から提出されたため、不納欠損を行っている。しかし、平成17年に時効が完成する間近、平成17年8月3日に住民票調査を実施したが、借受人及び連帯保証人ともに指導文書を送付するも、連絡がなく、その後平成20年7月24日に償還指導業務を債権回収業者に委託したが、進展なく、平成28年7月に時効の援用がなされた。8年間の外部委託で特に進展もなかったことから、もっと早期に直接交渉を行い、回収または不納欠損処理の積極的対応を検討すべきではなかったかと考える。

②平成28年度、時効の援用により不納欠損を行っている。これは、平成10年11月29日に時効が完成し、平成28年10月21日に時効援用申出書が借受人の相続人から提出されたため不納欠損を行った。この間、平成10年に時効が完成しているが、平成17年に、平成12年の借受人の死亡を確認し、平成18年～平成19年において、連帯保証人宛に償還指導文書を送付するが反応なく、平成19年12月に相続人の調査を行い、平成20年7月24日に償還指導を外部委託している。しかし、平成19年12月に相続人の住所を把握しており、平成28年に相続人から当該住所を記載した時効援用申出書を受け取っている。したがって、8年間の外部委託で特に進展もなかったことから、もっと早期に直接交渉を行い、回収または不納欠損処理の積極的対応を検討すべきではなかったかと考える。

③平成26年度、時効の援用により不納欠損を行っている。これは、平成17年10月31日に時効が完成し、平成26年11月6日に時効援用申出書が借受人及び連帯保証人から提出されたため、不納欠損を行っている。しかし、昭和63年に連帯保証人死亡、平成4年に借受人、平成6年に連帯借受人が自己破産しており、その時点で連帯保証人の相続人(妻)が不定期に返済していた。だが、平成7年に死亡したため、その相続人(借受人の兄弟姉妹)しか残っていないが、借受人との関係は薄く、当該相続人には返済の意思はなかった。その後、平成17年時効が完成した。交渉記録によれば、平成26年7月14日、保健福祉事務所が県に状況を伝え、不納欠損を検討し、平成26年11月6日に時効援用申請書が提出された。外部委託はしていないが、交渉記録が少ない。平成17年に時効が完成していたが、その後10年間の交渉記録は少なく、もっと早期に不納欠損処理を検討すべきであったのではないかと考える。

イ. 【要件該当性の判断の円滑化（意見18）】

＜結論＞

類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則であるが、類似の貸付金をリスト化するなどして要件該当性を円滑に判断するようにすべきである。

＜理由＞

借受人の資格の要件は施行細則第2条で定められているが第2号では類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則である。資金の種類は12種類あるが類似かどうかはその都度判断しており、リスト等は作成していない。類似の貸付金についてはある程度予想がつくことから、予め予想ができる類似の貸付金をリスト化するなどして要件該当性を円滑に判断すべきである。人手不足でもあることから作業効率を高めることが望ましい。

ウ. 【借用書の写しの交付をするべきであること（意見19）】

＜結論＞

借受人に対して借用書の写しを交付するべきである。

＜理由＞

借受人には貸付決定通知書は手元に残るが借用書は残らない。借用書は貸付けの内容が記載されているものであり、償還を約束する体裁となっているものであるから、貸付決定通知書があるとしても自ら約束する内容について借用書の写しが手元になければ記憶に留めておくことが困難である方もいる。権利関係の基本的な書面であることから、写しを交付して償還を意識してもらうように努めるべきである。

エ. 【不納欠損処理を視野に入れた滞納者の状況調査の促進を図るべきであること（意見20）】

＜結論＞

不納欠損を視野に入れた滞納者の状況調査の促進を図るべきである。

＜理由＞

太田では収入未済額が県内で突出して多いが、不納欠損処理を視野に入れた滞納者の状況調査が進んでいない。調査が進めば、不納欠損に該当する債権がある可能性が高い。人的な問題もあるが、調査を迅速に進められるよう対応を検討すべきである。

オ. 【組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討するべきであること（太田）（意見21）】

＜結論＞

適正な債権管理のための組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討するべきである。

＜理由＞

太田は収入未済額が県内で突出して多いが人員は担当者1名、相談員1名という各保健福祉事務所で一律に定められている人員しかいない。これにより太

田では滞納者に対する状況調査に時間を要してしまっているのが実情である。適正な債権管理のために組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討すべきである。

第7 健康福祉部が所管する債権

1. 健康福祉課：生活保護返還金・徴収金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

健康福祉部 健康福祉課 地域福祉推進室 保護係

町村部を所管する保健福祉事務所（該当5事務所のうち往査したのは富岡・吾妻・館林の3事務所）

注）保健福祉事務所と市町村の役割分担について：市は独自の福祉事務所を設置し、町村部では県が保健福祉事務所を設置して管理している。町村が独自に福祉事務所を設置することも制度的には可能であるが、群馬県にはない。生活保護費の4分の3は国庫負担金であり、4分の1を市または県が負担している。

ウ. 債権の発生原因と種類

生活保護法に基づく強制徴収公債権及び非強制徴収公債権である。

返還金（生活保護法第63条）：資力があるにもかかわらず受給した場合の返還請求権であり（例えば、資産として不動産を所有していた受給者の不動産が現金化された場合の返還義務）、非強制徴収公債権である。

徴収金（生活保護法第78条）：不正に保護費を受給した者に対する返還請求権であり、強制徴収公債権である。

エ. 債権の内容

資力がありながら受給した生活保護費に係る返還金及び不正受給に係る徴収金である。

前者の例は、不動産、生命保険などを有するが、他に現預金、収入に乏しく、生活が困難な場合である。

後者の典型的な事例は、収入がありながら未申告で生活保護費を受給していたところ、課税調査で未申告の収入があることが判明する場合である。中には、受給者が個人事業を営んでいるにもかかわらず、それを隠して受給を続け、詐欺罪で立件されるケースもある。後者の徴収額は、各福祉事務所の裁量で（悪質性の度合いを見て100分の40を上限として）加算金を上乗せできる。

オ. 時効期間

5年間（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
86,139,610円	47,447,280円	29,787,701円	1,149,268円	102,649,921円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成12年度	94,416円	1件	1人
平成14年度	728,000円	2件	2人
平成15年度	156,500円	1件	1人
平成16年度	362,246円	1件	1人
平成17年度	1,481,875円	2件	2人
平成18年度	157,960円	1件	1人
平成19年度	450,623円	3件	3人
平成20年度	1,355,976円	3件	3人
平成21年度	1,056,281円	5件	4人
平成22年度	6,220,311円	11件	8人
平成23年度	4,133,815円	20件	18人
平成24年度	9,563,374円	32件	28人
平成25年度	9,715,274円	48件	41人
平成26年度	10,983,833円	76件	53人
平成27年度	18,296,919円	58件	49人
平成28年度	17,453,068円	70件	64人
平成29年度	20,439,450円	67件	61人
合計	102,649,921円	401件	340人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

各保健福祉事務所で実施。原因が発覚した時点で、各保健福祉事務所が個別に所長の決裁を受けて調定を行う。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

地方自治法の定め（自治体の裁量）に基づき、群馬県の場合は20日以内に払うよう記載した納入通知書を送付している。

< 適時・適切に回収できない理由 >

納付をしない理由としては、既に金銭を費消してしまい返還するだけの資力を有していないことのほか、生活保護費を受給する外国人居住者が多い地区などでは、当該外国人が無断帰国をしてしまい、徴収が困難なケースもある。

< 納入通知 >

審査請求の対象になるので、処分に対する不服申立てを行える旨が記載されている（職印を押した決定通知書に記載）。平成28年の行政不服審査法改正以前から教示しており、生活保護法にも規定がある。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度の吾妻管内での不納欠損処理は次の2件である。①発生原因は就労収入申告遅延による。その後、管外転出により、催告書を郵送し納入指導を行っていたが、生活苦を理由に納入されず、時効を迎えた。②長男の就労収入申告遅延による。管外転出により、催告書を郵送し納入指導を行っていたと

ころ、分割納入の申出が電話であり、5千円の納入通知書20枚を郵送。しかし、一度も返還されないまま、長男から生活苦との連絡があり、その後、時効を迎えた。

平成29年度中の館林管内の不納欠損処理は3件であるが、その理由は、管外転出後に納入が途絶えたもの、所在不明となったこと及び再三にわたり債務者宅を訪問するも本人と面談できずに時効期間が経過したものである。

<平成29年度の不納欠損処理>

事務所	金額
伊勢崎	66,260円
富岡	9,517円
吾妻	193,258円
利根沼田	206,153円
館林	674,080円
計	1,149,268円

当初調定年度	金額
平成13年度	107,432円
平成14年度	3,360円
平成19年度	66,418円
平成22年度	668,195円
平成23年度	87,366円
平成24年度	210,340円
平成28年度	6,157円
計	1,149,268円

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第10に基づき、毎年2月末日までに、当該年度に時効期間が経過した案件について、生活保護費等返還金等不納欠損額調書を作成し、健康福祉課に報告を行っている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第6に基づき、生活保護費等返還金等管理台帳（債権管理簿）を作成しており、抽出した8案件については全ての案件で債権管理簿が作成されていた。個人ごとにファイルが作成され、ここから債権現在額報告書も作成されていた。

<情報システム等による管理運用状況>

保健福祉事務所の生活保護担当が返還請求して良いか保健福祉事務所企画福祉課長の決裁を受け、同時並行で、経理担当にも書類を回覧し、調定して良いか決裁を受け、財務会計システムに登録し、納入通知書の発行に至る。また、エクセルにより一覧表を作成し、納入日、納入金額などをその都度記入して管

理を行っている。

<担当者等の権限分配の状況>

群馬県では、保健福祉事務所の総務福祉係が電算、地域支援係がケースワークと徴収活動を行い、一人が全て携わることがないようにするとともに、不納欠損処理は福祉事務所長が判断することになっている。富岡保健福祉事務所では、債権管理の一覧表はエクセルで係長が作成しており、担当者（2名）は債権管理簿とエクセルの一覧表が合致していることを確認していた。吾妻保健福祉事務所では、生活保護担当（ケースワーカー4人がそれぞれ担当地区を持っている）と係長・次長・企画福祉課長（決定通知書と納入通知書の発行権限）、経理担当の権限分配が行われていた。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収

<調査の方法と頻度>

債務者が行方不明の場合、年1回は戸籍謄本及び住民票の調査により、状況の変化の有無を確認している。なお、保護開始時には、戸籍謄本及び住民票を調査し、扶養義務者の存否を確認している。戸籍謄本及び住民票については、町村役場に公用請求し提出してもらっている。保護継続中の戸籍調査は稀であるが、受給者の親族への通知が届かないときなどは、戸籍や住民票を調べることもある。家族構成の変動や転出入の状況については、町村からの連絡で把握できることもある。

徴収等のために、生活保護法第29条第1項に基づく調査が可能であるが、生活保護が廃止されている債務者について新たに取得できる情報は、氏名、住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況であるが、保護を受けていた期間における事項に限定されている。

<債務者との通信・面談>

徴収活動の記録として各保健福祉事務所で徴収活動状況記録票が作成されている。書式は必ずしも統一されてはいない。各人のケース記録に記載されている場合もある。各保健福祉事務所の債権のため、健康福祉課では、最低年1回の催告がなされているかどうかをチェックすることはあっても、特に問題が発生しない限り、内容の詳細な検討までは行っていない。債務者との通信・面談の状況については、群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第6に基づき、各保健福祉事務所において、納入記録票及び徴収活動状況記録票に記録している。

ただし、ケースワーカーが生活保護受給中の債務者宅を生活状況等の確認のために訪問した際、返還金等の納入について説明を行っているケースもある。ケースワーカーが返還金等の納入について説明をしてきた際には、債権管理担当者に報告し、ケースワーカー又は債権管理担当者が、徴収活動状況記録票に面談の状況等の記入を行うことになるが、両者間の意思疎通が不足し、ケース

ワーカーが作成するケース記録には面談記録が残されていないながら、徴収活動状況記録票には面談記録が残されていないケースも複数の案件で確認された。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

財務会計システムにアラーム機能はなく、エクセル表の補助簿などで管理されている。

富岡保健福祉事務所では、最終納入日がエクセルに記載されているため、そこから5年経過するものがないかどうか確認している。

吾妻保健福祉事務所では、最初の督促日と最後の納入日をエクセル及びその附属表で管理する他、財務会計システムから特定時点で時効を迎えるものを抽出して確認している。納期限から20日以内に督促状を送付するのは県のルールとして規定されている。正規の納期限に払えなかった債務者が近い日を新たな納期限に設定して督促しても返還する可能性は低い。

館林保健福祉事務所では、生活保護法第63条及び同法第78条の返還金等の消滅時効の起算点について、同法第63条の返還金については被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けた日の翌日、同法第78条徴収金については実施機関が不正受給の事実を知った日の翌日からとされており、平成26年3月に健康福祉課が作成した生活保護事務処理の手引きにおいて、消滅時効の起算点が明らかにされている。時効期間の管理については、債権管理担当者がエクセル表等により管理を行っているが、債権管理担当者が1名で債権管理を行っている状況である。

<中断措置の有無・方法>

債務者との音信不通などで消滅時効が完成してしまうことがままある。

所在不明で時効期間が経過してしまうもののほか、債務者が無収入、無資力であることが多いため、費用対効果を考慮すると、訴訟等の時効中断措置を取ることでもできず、時効期間が経過する事例も存在するとのことである。債務を確認する「承諾書」はない。法律にも規定はなく、徴取していない。手続が不適切だと評価される虞があるので、原則として、制度に則った書面しか徴取しない。履行延期の特約による分割納入の計画書は徴取している。母子（父子）寡婦福祉資金貸付金で「債務承認書」（様式2号）があるのは、貸付金としての取扱いではないかとのことであった。

<時効完成後の対応>

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領による。不納欠損とすべきものは、各保健福祉事務所で2月末までにまとめて健康福祉課に報告するので、本庁からの承認を待っている状態の各保健福祉事務所が錯誤しない限り、時効完成に気付かず督促状を発することはあり得ないとのことである。健康福祉課の承認を受けた後、各保健福祉事務所において、財務規則第245条に基づき、財務会計システムに不納欠損処理の入力を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第5では、年に2回以上、訪問、文書又は電話等による催告を行うこととされているが、年に2回以上の催告を行っていない案件、1年以上催告を行っていない案件も複数確認された。

一度も訪問を行っていない案件はないものの、1年以上もの間訪問をしていない案件は複数確認された。また、生活保護が廃止された債務者については、財産状況を調査する権限がないため、訪問の際に債務者等から聴き取りを行い財産の把握を行うことになるが、訪問しても不在のケースも多く、財産の把握までは十分にできていない状況である。

<延滞金等>

発生しない。生活保護法に規定がないためである。

<督促状の記載>

決定通知には不服申立手段として通知を知った日から3か月以内に審査請求できること、決定を知った日から6か月以内に取消の訴えを提起できることの教示がされていた。催告書には教示がされていなかった。督促状のサンプルチェックをしたところ、財務会計システムを利用して定型の書式を利用していたが、不服申立に関する教示はなされていなかった。

イ. 督促に応じない場合の措置

<滞納処分・強制執行等の実施状況>

徴収金の滞納処分は制度上可能だが、資産のないケースがほとんどである。返還金について、裁判手続などの利用はない。返還額と裁判に要する経費を考えると、費用対効果の観点から得策でない。権限上は各保健福祉事務所が行うものだが、技術的に困難と思料される。県税事務所では課税と収税が完全に分かれているが、各保健福祉事務所では、ほぼ全員がケースワーク中心で業務を行っており、滞納処分や強制執行まで担当するのは困難という実情がある。

<法が用意した手段の活用状況>

過去には誓約書を徴取している事例があったが、最近では、国から根拠のない誓約書を徴取するのは適切ではないとの指導があり、徴取していない。一括で返還が困難な場合は、分割納入することもある。

<任意的手段の活用方法>

富岡保健福祉事務所でも、以前は、分割納入の計画書を提出してもらっていたが、最近では、県職員に書かせられたのであり、自ら書いたものではないと主張されることもあり、特に徴取していない。吾妻保健福祉事務所では、長期間滞納している方に指導的に書かせることはあるが、全員から徴取しているわけではない。館林保健福祉事務所では、分割納入計画書を徴取するケースと徴取しないケースがあり、分納の回数が数回程度であれば、徴取はしない。分納期間が長期となるケースでも徴取していないケースもあり、徴取するケースと徴取しないケースの判断基準は明確とはなっていない。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

受給者には常に訪問調査活動を行っている。返還金は、全額返還を原則としている。返還金が10万円の場合で、その中に自立更生に資する費用として1万円があれば、それを控除した9万円の返還を求めることはある。

富岡保健福祉事務所では、生活保護受給中であれば資産の調査権があるが、保護廃止後の確認は困難であり、訪問した際に、資産の有無を聴き取りにより確認している。

吾妻保健福祉事務所では、生活保護受給中の者には訪問調査を行っている。保護廃止となった者には行っていなかったが、生活保護法第29条で調査権限はある（本人は以前から廃止後も調査可能＝第1項第1号、扶養義務者も改正で調査可能に＝同項第2号）

館林保健福祉事務所では、生活保護受給中の債務者については、65歳未満で稼働能力のある者については毎月、65歳以上で年金以外の収入がない者については年に一度、収入申告書を提出させている。また、年に一度、資産申告書を提出させている。生活保護受給中の債務者については、年に一度、6月に町村に対して課税状況の照会をし、7月中に町村から回答が送られてくることになっているが、この回答と債務者からの申告状況を突合し、さらに調査の必要があると判断した場合には再調査を行い、返済能力等に関する判断を行っている。しかしながら、生活保護が廃止となった債務者については、訪問の際に債務者等からの聴き取りにより資産及び返済能力を把握することしかできない状況である。

<債務者でない者への資産調査実施の有無>

扶養親族など第三者に対する資産調査は行っていない。個人情報保護法もあり、困難である。開始時も含めて、扶養義務者の資産調査はしていない。保護開始時の扶養照会により、世帯の状況についての回答を得ている。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。貸付金ではないので、制度上も予定されていないという認識。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

申請時に聴取により扶養親族の有無及び戸籍調査により法定相続人等を把握している。戸籍が職権削除され分からない者もいる。相続人の有無が把握できないケースもある。住基ネットで住民票の記載を見ることはできるが、戸籍及び戸籍の附票は、職権で市町村に調査可能である。生活保護法第29条に基づく金融機関への調査は、同意書がないと回答は得られない。

富岡保健福祉事務所では、相続人（推定相続人）に対して、「事務連絡」という文書を送付している。この文書で、他の推定相続人の住所地及び連絡先を回答するよう依頼している。別紙として「回答書」を添付し、①相続放棄 手続き済み、②相続放棄 手続き予定 ③上記に該当しない場合は、貴方の状況

や、返還についての考え等、月々どれくらい返還できるか等を記載するよう依頼している。

吾妻保健福祉事務所では、生活保護法第63条に基づく返還金について、相続人に通知して納入してもらう事例が存在する。相続人の存在は保護開始時に入手する戸籍謄本などから把握している。

館林保健福祉事務所では、債務者が死亡した場合には、戸籍の調査を行い推定相続人を把握している。推定相続人の把握は、不納欠損処理をする場合でも最低限の条件となるため、全ての案件において実施している。調査後、推定相続人に対しては、相続の確認のため、文書を送付することになるが、定型の様式は特になく、相続放棄の有無等について回答を求める内容ともなっていない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

時効完成は別として、本人死亡で相続人不存在・不明の場合は困難と判断される。連絡が取れて存命である限り、原則として回収努力を続ける。富岡保健福祉事務所では、具体的な判断方針、基準はない。生活保護受給中であり、回収見込みに乏しい場合であっても、出来る限り、訪問して、回収に努めている。吾妻保健福祉事務所では、回収可能性の判断はしていない。納入は到底無理と思われる債務者に対しても時効が完成するまで請求している。多くの債務者が苦しい中で僅かずつでも納めており、特定の債務のみを放棄・免除しようという考えはない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

回収困難なものは、基本的に不納欠損処理を行っている。吾妻保健福祉事務所では、基本的に回収困難かどうかの判断はしていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

滞納処分や強制執行は行っていないので、その執行停止なども行っていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の包括外部監査で、財務規則や会計事務の手引きとは別に生活保護返還金の管理要領を定めるべきであり、管理台帳を整備すべきとの指摘事項があった。

イ. 改善措置の状況等

上記の指摘事項を受けて、群馬県生活保護費等返還金等に係る事務取扱要領と管理台帳の統一書式を作成し、平成24年4月2日から施行された。同年11月15日、26年10月8日、30年6月12日に改正。最終改正では当初調定の繰越調定の区別などが明瞭に表示されるようになった。

(7) 指摘事項

ア. 【徴収活動状況記録票の記載について（指摘事項5）】

<結論>

徴収活動状況記録票の記載に、事実誤認があった。記載内容の不明な点は必

ず確認して実務に当たり、細心の注意を払うべきである。

<理由>

同居家族の交通事故の示談金を返還請求している事例（富岡保健福祉事務所の事案）において、徴収活動状況記録票の平成29年6月5日の記載に、「平成16年3月15日の事故当時、同居家族であったか、当時のケース記録がなく、確認できない」と記載され、担当者から上席者まで5名の押印がなされている。しかし、ケース記録には、平成16年2月19日、3月2日、4月12日、5月10日の訪問記録があり、当時同居していたと思われる記録が確認できた。

担当者は事実を確認して実務に当たるとともに、上席者は事実が不明確なまま実務を進めることのないよう指導すべきである。また、後任者が分かりやすいように、徴収活動状況記録票に記載する必要がある。

(8) 意見

ア. 【生活保護法第63条に基づく費用金額の算出について（意見22）】

<結論>

富岡保健福祉事務所において、交通事故の示談金からではなく、保護費から病院への交通費を差し引いて、費用の返還金額を算出している。示談金から交通費を差し引く必要があるが、交通費は自立のための金額とは考えにくいいため、差し引く必要はないと考える。

<理由>

交通事故の示談金74万8400円（病院への交通費3千円を含む）と保護費49万6316円を比較し、少額である保護費49万6316円から交通費3千円を減額した、49万3316円を返還金額としている。示談金の方が少額であるならば、立替経費である交通費を減額した金額を返還金額とすべきである。しかし、保護費の方が少額であったことから、保護費を返還金額としているので、この場合には、立替経費を差し引く必要はない。

これに対し、担当者は、生活保護の目的の「最低限度の生活の保障」「経済的・社会的・日常生活的自立」のために使った、または使う予定がある場合、返還額から控除できることから、これにより、差し引いたとのことであった。

イ. 【徴収活動状況記録票の記載について（意見23）】

<結論>

徴収活動状況記録票には、徴収活動が2年も実施されていない場合には、なぜ2年間も実施出来ていないのか、後で分かるように、その経緯を記載しておくべきである。

<理由>

徴収活動状況記録票の記載が平成28年4月8日までで、その後、監査日である平成30年10月3日まで、2年半近く記載がない事例があった（富岡保健福祉事務所の事案）。これは平成28年9月に万引きにより逮捕拘留され、平成30年5月頃出所し、生活基盤を確立したら徴収活動を開始しようとして

いたためとのことである。また、逮捕等の事実は徴収活動ではないことから、記載していないとのことであった。しかし、これらの事実を記載していないと、なぜ2年半も徴収活動を実施していないのかが不明となってしまうことから、経緯を記載すべきである。

さらに、5月頃出所し、その後5か月も経過していることから、出所した等の記録は行う必要がある。また、当時は富岡保健福祉事務所管内に居住していたが、管外に転居したらしいとのことであり、富岡保健福祉事務所の管外に転居したのであれば、なおさら、情報が入手しにくくなり、2～3年程度で人事異動により担当者が変わってしまうことを考えると、些細な情報でも記載しておくべきである。

ウ. 【生活保護法第78条に基づく徴収金額の算定について（意見24）】

<結論>

生活保護法第78条に基づく徴収金額を算定するにあたり、債務者からの事情聴取だけでなく、債務者の主張する内容に客観的な裏付けがあるのか否かを厳格に判断すべきであり、債務者が主張するにとどまり、その主張を裏付ける客観的な根拠が確認できない場合には、徴収金の額を安易に減額すべきではない。

<理由>

生活保護法第78条によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合には、その費用の額の全部又は一部を徴収することができる。徴収する金額を算定するにあたり、債務者から不実の申請その他不正な手段により保護を受けた事情等について聴き取りを行っている。債務者に対して事情聴取を行うことは当然に行われるべきものではあるが、債務者が、債務者名義の預金口座を使用し、第三者からの入出金の媒介を繰り返し行っていた案件について、債務者が第三者から入金された金銭を自ら引き出して使用していた可能性が否定できないにもかかわらず、債務者本人が「5万円を超える入金については自ら使用していない」との主張をしていることだけで、「5万円以下の入金だけをその収入とする」と判断をし、徴収金の額を決定したこと（館林保健福祉事務所の事案）は、何等の客観的な根拠のないままに減額を行っているものであり、適当な判断であるとは考えられない。

エ. 【徴収活動状況記録票への記載について（意見25）】

<結論>

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第6に基づき、納入経過等について徴収活動状況記録票に記録をすることになっていることから、通信・面談などを実施した際には、その都度、必ず状況等を記録すべきである。

<理由>

債務者ごとの徴収活動状況記録票を確認したところ、平成27年4月以降記録がないものが1件、平成29年6月や8月以降の記録がないものも数件確認された。債権管理担当者ではなく、ケースワーカーが生活保護受給中の債務者

宅を訪問した際に、徴収金等の返還を説明しているケースがあることから、ケースワーカーが記録する保護台帳には記載があるものの、徴収活動状況記録票にはケースワーカーの行った徴収活動の状況等の記載がなされていないものがあった。

館林保健福祉事務所においては、ケースワーカーが徴収金等の返還について債務者と面談をした場合には、債権管理担当者に報告し、債権管理担当者又はケースワーカーが徴収活動状況記録票に徴収活動状況等を記載することになっているが、連携不足により、同記録票に記載がなされていない場合があるとのことである。

また、債権管理担当者が1人しかいないため、債権管理担当者が徴収活動状況記録票に徴収活動状況等の記載を失念した場合には、そのまま記載がなされない状況のまま、誰も記載漏れに気付かないという事態になってしまうことから、徴収活動等を行った場合に、同記録票への記載漏れを防止する体制作りが必要である。

オ. 【債務者に対する催告等に関する体制作りを行うことについて（意見26）】

<結論>

群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第5第1項によれば、債務者に対して、適宜、訪問、文書による通知又は電話等により、少なくとも年2回以上催告を行うこととされていることから、債務者に対して年2回以上催告等を行うことができる体制作りを行うべきである。

<理由>

現在、館林保健福祉事務所においては、他業務を兼務する債権管理担当者が1名在籍しているだけであり、債権管理担当者1名で200件を超える債務者に対する催告等を行っている状況であるが、他業務との兼務でもあるため、全ての債務者に対して年2回以上の催告等を行うことができていない状況であり、1年以上、催告等が行われていない債務者もいるような状況である。ケースワーカーが生活状況等の確認のため、生活保護受給中の債務者宅を訪問した際に、徴収金等の返還についても徴収活動を行っているケースがあるものの、生活保護が廃止となった債務者については、やはり債権管理担当者1名で対応をしなければならぬ状況である。

また、所全体で、債権回収の強化月間を設けて、債権管理担当者だけでなく、事務所職員で債務者宅の訪問を行うことも検討しているが、館林保健福祉事務所管内の未収金件数が増加傾向にあることを踏まえると、債権管理業務に従事する職員を増員するなどして体制作りを行うべきであると考えられる。

また、現状、債権管理担当者1名が時効管理を行っているが、今後も未収金件数が増加してくると、時効管理についても数名でチェックを行うことでミスを防止する体制作りが必要になってくると考えられる。

カ. 【債務者の相続人の調査について（意見27）】

<結論>

債務者死亡後は速やかに相続放棄の申述の有無の調査を行うべきである。

<理由>

吾妻保健福祉事務所において、平成23年1月7日付けで年金事務所あてに、被保護者の年金加入期間を照会したところ、回答に付随した情報で厚生年金脱退手当金を受給済みであることが判明した。被保護者への調査の結果、手当金は保護開始日以降の平成18年8月23日に支払われていたため、平成23年1月17日付けで法第63条に基づく返還(26万1千円)を決定した。

債務者が、平成28年5月30日に死亡したため、法第63条に基づく費用返還義務について推定相続人である長女に通知し、その際に、相続放棄をするなら相続放棄申述受理通知書の写しを提出するよう教示して配達証明郵便(本人限定受取)で郵送したが、推定相続人が収受しなかったことから「留め置き期間経過」により返戻された。このため、本件においては、債務の承継者の有無の確認・債務承継人の特定が行われていない。兄弟を含め相続人となる可能性がある者全員について、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、相続放棄の申述の有無の照会を行い(家事事件手続法第201条第1項、民法第883条)、債務の承継者の有無の確認・債務承継人の特定を行うべきである。

キ. 【不正受給事案で収入未済額を増大させないための対策(意見28)】

<結論>

過去に不正受給をした被保護者に対する返還金・徴収金を増大させないよう、①返還金・徴収金の事前説明の強化、②被保護者の申告義務違反に対する厳正な対処、③同種事案における保護廃止決定の判断の早期化を図るべきである。

<理由>

吾妻保健福祉事務所において、不正受給が発覚して保護廃止決定がなされた元被保護者に対する債権が大幅に増大している事案があった。

具体的には、過去に被保護者に給与所得があり住民税を課税した村役場に対して生活保護受給中であることを理由に納税を拒んだことから、村役場から保健福祉事務所に通報があり、就労収入の未申告が発覚して、131万円余の生活保護法第63条返還金の返還義務を負った被保護者が、約6年後に、他の生活保護受給者を雇うなどして個人事業を営んでいるのに収入を申告せずにいたところ、保健福祉事務所に第三者からの情報提供があり、最終的に不正受給が発覚し、詐欺罪で逮捕、保護廃止決定に至った事案があった。この事案では、逮捕の約8年前に給与所得の未申告があり、生活保護法第78条の適用も検討されたが、生活保護法第63条を適用されたということがあり、その返還金の弁済がほとんどないまま、受給を続けた被保護者につき、逮捕の約3年前から自営業の疑いがあり、保健福祉事務所が警察署に相談していた。過去の給与所得の未申告から8年間、事業収入の未申告の疑いで警察に相談し始めてから3年以上の長期間にわたり生活保護の支給を続けており、被保護者が就労していることを否認していたことから、慎重を期して多くの人員と時間・労力をかけ

て対処を続けてきた現場の苦労は察するに余りあるものの、結果として、不正受給者に対する返還金・徴収金を事実上回収困難な規模にまで増大させてしまったことは法規性と3E（有効性・効率性・経済性）のいずれの観点からしても、問題がないとはいえない。

まず、①本件では、不正受給となった生活保護費のうち被保護者が現金で受け取ることができる生活扶助と住宅扶助の金額が相対的に少なく、県から被保護者を介さず医療機関に直接支払われる医療扶助の金額が大きかった。生活保護受給者は保護開始時に国民健康保険から脱退し、医療費は10割負担となるため、どうしても医療扶助が多額化する傾向にある。そのため、診療の多い被保護者に返還金・徴収金が生じると、本人が現金で受領する保護費に比して、返還しなければならない金額が高額に膨れ上がってしまう傾向がある。したがって、医療扶助の多い被保護者には特に就労収入や事業収入の申告義務を怠らないように説明を徹底する必要がある。

次に、②本件では、逮捕の9年前の就労収入の未申告があり、この時点で、悪質性が認められなかったのかどうか、検証して、本人にその後の詐欺罪を犯させないようにするという観点から保護のあり方を考えると、最初の就労収入の未申告の段階で厳正な対処があり得た可能性がある。

さらに、③本件では、逮捕の3年前に事業収入を得ている疑いが認識されていたのであり、過去に就労収入の未申告の前歴もあったのであるから、逮捕前に行った自主的な申告を求める強い指導を早期に行って、保護廃止への判断を早め、被害金額の増大を抑制すべきであったともいえる。

ク．【遊休不動産を有する被保護者に対する返還金の回収手段について（意見29）】

<結論>

担保に供されていない不動産を多数有する債務者に対する生活保護法第63条返還金については、裁判手続も活用して回収を図るようにするべきである。

<理由>

吾妻保健福祉事務所において生活保護を受給していた債務者は、A法人に土地4筆を売却（畑3筆、原野1筆）して165万円の代金を得、個人Bに田1筆を売却して代金130万円を得た。事務所では、これらは買主から売買証明書の写しを提出してもらい確認したが、資力発生日以降の保護費は312万円余に上っていた。売買自体は平成24年であり、本人に確認したところ、未納の水道代や固定資産税の支払いに充ててしまったということであり、保護廃止決定となった。

この案件では、債務者は他にも多数の不動産を所有していたが、訴訟による債務名義の取得がされておらず、費用対効果を考慮して訴訟という手段を選択しなかったとのことであるが、訴訟による債務名義の取得をした実績がない現場の体制からして、そもそも有力な手段として選択肢に上がっていなかった可能性が高い。

今回調査した平成29年11月時点の吾妻保健福祉事務所管内だけでも被保護世帯数191世帯のうち不動産を保有する世帯数は37世帯、うち処分すべき不動産を保有する世帯数は12世帯あり、将来的に同種事案が発生する可能性があるため、体制として裁判手続も活用できるようにしておく必要がある。

しかしながら、各所属において対応することは困難であり、訴訟による債務名義の取得を含め債権管理を行うための部署を新設するなど、県全体としての体制整備が必要である。

2. 医務課：看護師等修学資金返還金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

健康福祉部 医務課 看護係

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例による契約に基づく返還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例に基づき、看護師等養成所の在学生に対し、卒業後所定の医療機関等に勤務することを返還の免除条件として、在学生に対して学費相当額を貸与するもの。条例第6条で定められた返還の免除要件を満たさなかった場合（卒業後直ちに就業をしなかったとき、所定の医療機関等で定められた期間以上継続して勤務をしなかったときなど）には返還義務が生じる。

オ. 時効期間

10年間（民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
11,393,950円	21,394,420円	20,714,170円	0円	12,074,200円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成11年度	783,000円	23件	4人
平成12年度	1,428,000円	40件	5人
平成13年度	1,282,000円	39件	5人
平成14年度	458,000円	18件	3人
平成15年度	979,000円	34件	4人
平成16年度	1,980,000円	25件	3人

平成17年度	360,000円	10件	1人
平成21年度	84,000円	4件	1人
平成22年度	231,000円	11件	1人
平成23年度	252,000円	12件	1人
平成24年度	777,600円	14件	4人
平成25年度	645,600円	40件	5人
平成26年度	480,600円	23件	5人
平成27年度	751,650円	31件	7人
平成28年度	901,500円	31件	6人
平成29年度	680,250円	29件	5人
合計	12,074,200円	384件	60人

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

<調定の実施状況>

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第7条及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第11条第2項に基づき、貸与を受けた修学資金の返還義務が生じた者のうち、県に対して規則で定められた所定の返還計画書を提出した者についてだけ調定を行っていることから、返還計画書が未提出又は記載不備等で返還計画書の補正が必要となっている場合には、その者に対する調定は行われていない。

条例第7条によれば、貸与を受けた修学資金について返還義務が生じるのは、看護師等養成所を退学したとき、看護師等養成所を卒業後、1年以内に当該修学資金の種類に対応する職種の免許を取得しなかったとき、免許取得後直ちに県内の所定施設において業務に従事しなかったとき、修学資金の返還債務の免除を受ける前に、県内の所定施設において業務に従事をしなくなったときなどである。

また、規則第11条第2項によれば、修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して15日以内に、規則で定められた返還計画書（別記様式第12号）を県に提出しなければならないとされている。返還方法については、規則第11条により月賦均等払の方法（ただし、一括払いも選択することができる）で行うこととされているため、月賦均等払で返還を受ける場合には、毎月調定を行うこととなる。

<納入通知>

県が、返還対象者から提出された返還計画の承認を行った場合には、返還対象者に対して返還計画の承認通知を送付するとともに、納入通知書を送付する取扱いとなっており、納入通知書の返還（納入）期限は、調定日の20日後に設定している。例月、調定を20日頃に行っていることから、翌月10日頃が納期限となっている。

<適時適切に回収できない理由>

収入未済となる理由については、経済的に困窮しているために返還できない

という理由が最も多く、無職や病気のために無収入であるといった理由や返還に納得していないという理由から収入未済となっているケースも存在する。

なお、返還に納得していないという理由から収入未済となっているケースについては、債務者が、返還免除の要件となっている県内の所定施設であると誤信して就職したところ、返還免除の要件となっている所定施設ではなかったというものである。

エ. 不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理をした事例はなく、そのため、不納欠損処理の時期に関する取扱基準もない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿及び債権現在額報告書の整備状況＞

エクセルなどの汎用ソフトにより管理している。

＜情報システム等による管理運用状況＞

データベースソフト（アクセス）を使用し、債務者毎に「修学資金貸与台帳」を作成し管理を行っているところ、台帳には、氏名、住所、生年月日、電話番号、貸与決定年月日、貸与金額、貸与期間、養成施設名、入学卒業年月、免許種別、就業状況、返還状況、保証人の情報（氏名、住所、電話番号、本籍、続柄、職業）などが入力されている。また、時効期間の管理のためにエクセルを用いて「修学資金繰越調定者一覧表」も別途作成し、過年度の最終納付日、分割納付誓約書徴求日などの入力も行っている。

＜担当者の権限分配の状況＞

データベースソフトなどへの簡易な入力作業については臨時職員が行うことがあるが、債権管理業務は正規職員1名の担当者が行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第2条及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第2条に基づき、修学資金の貸与を受けようとする者は、県に対して、規則で定められた修学資金貸与申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

規則において、定型の修学資金貸与申請書の様式が定められており、申請者については、氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、養成施設名及び学年を、連帯保証人については、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、本人との関係を記入することになっているため、申請時にこれらの情報を収集・保管している。

また、条例第4条第1項及び第2項において、連帯保証人については2名徴求することとされていることから、修学資金貸与申請書に連帯保証人2名の情報が記入されている。

＜調査の方法と頻度＞

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第16条第1項又は第2項において、修学生又は修学資金の貸与を受けた者については、氏名、本籍、住所を変更したとき、保証人の氏名、住所又は職業に変更があったときに県に届出を行うこととされており、同条第4項において、保証人は、保証に係る修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を県に届け出なければならないとされていることから、これらの届出により情報の変更を確認している。また、修学生については、在学している看護師等養成所から変更事項の連絡が来るため、養成所を通じた変更事項の確認が可能である。看護師等養成所を卒業した後、修学資金の貸与を受けた者などから届出がない場合には、催告書等を送付し転居先不明などで返戻となった際に、年に1度市町村に対して返戻となった者の住所の照会を行う運用となっている。

なお、債権管理のために、住民基本台帳法第37条第1項に基づく、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料提供の依頼を行っている。

<債務者との通信・面談>

データベースソフト（アクセス）を使用し、債務者毎に「修学資金貸与台帳」を作成し管理を行っているところ、債務者等に対して電話や文書による連絡、自宅訪問等を行った場合には、修学資金貸与台帳に連絡状況等を入力している。

債務者毎の修学資金貸与台帳を十数件抽出し、台帳に記載されている連絡状況等の内容の確認を行ったところ、平成27年から平成29年頃まで連絡状況等の記載が一切なされていないものが多数確認された。

また、平成21年度及び平成22年度頃には、債務者宅の訪問が行われていた事案もあったが、その後は年に1回程度、文書による連絡だけしか行っていないものが多数となっている。

このほか、連帯保証人2名のうち1名だけにしか催告を行っていないもの、連帯保証人が死亡した後相続人調査を行っていないものなども存在する。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

消滅時効の起算点、時効期間の管理については、データベース上の修学資金貸与台帳の返還状況欄に納入日を入力し、エクセルで作成した修学資金繰越調定者一覧表に、過年度の最終納付月、分納誓約書徴求月を入力しているが、これらの納入日（納付月・日）の入力だけでは、正確に消滅時効の起算点を把握することはできず、時効期間の管理については不十分な状態となっている。データベースソフト（アクセス）及びエクセルの表の管理については、債権管理担当者1名で行っていることから、時効の起算点及び時効期間の管理についても、同担当者が1名で行っている状況である。

<中断措置の有無・方法>

債務者からの時効援用の意思表示がないため、消滅時効は完成していないものの、何らの中断措置のないままに時効期間が経過したものが存在する。また、時効期間が経過したものの、債務者からの消滅時効の援用の意思表示がなかつ

たことから、催告を行った結果、平成30年度になり完納となった事案も数件存在する。平成30年度に入り、債務者あてに催告書とともに分割納付誓約書を送付したところ、12名から分割納付誓約書を徴求している。分割納付誓約書に滞納額を記入することになっているが、金額欄等が空白となっている事例などは存在しなかった。

＜時効完成後の対応＞

私債権であることから、時効期間は経過しているものの、債務者からの時効援用の意思表示がないため、時効により消滅している債権は存在しない。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

抽出した債務者毎の修学資金貸与台帳を確認したところ、平成21年度から平成26年度頃にかけては文書や電話による催告が年に1回程度は行われているものの、内容を確認した全ての事案で平成27年度から平成29年度にかけては文書や電話による催告は一切行われていなかった。

平成30年度になり、現在の債権管理担当者が文書による催告を再開し、債務者あてに催告書を送付している。

他方、抽出した台帳上では、平成19年度及び平成20年度に連帯保証人宅を訪問したものが1件、平成22年度に債務者宅を訪問したものが2件あっただけであり、これら以外に一切訪問は行われていなかった。また、財産調査については、いずれの債務者に対しても実施していない。

＜延滞金等＞

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第11条に「修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない」と規定されており、同条例に基づき、延滞利息の徴求が行われている。

延滞利息の調定期間については、全ての元金が完納された後に初めて延滞利息の調定を行う取扱いがなされていることから、例えば、36回の月賦均等払の場合であれば、36回分の元金が全て納付とならない限りは、いずれの回の延滞利息についても調定が行われない取扱いとなっている。

＜督促状の記載＞

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式を発行しているが、私債権であり、行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

強制執行等の措置を実施した事例はない。債務者に対する法的措置として、県法制担当課との間で支払督促の申立てを検討したことがあるものの、申立

てまでは至っていない。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上げ・繰上徴収・債権申出等の手段の利用はない。

<任意的手段の活用方法>

債権管理担当者が、債務者に対して、主に文書により催告を行っているが、電話や債務者宅の訪問などの手段はほとんど活用されていない。

抽出した債務者毎の修学資金貸与台帳の連絡状況欄を確認したところ、平成22年度頃までは債務者宅の訪問を行った記録が確認できる事案もあるが、それ以降は訪問をした記録は残されていない。

また、電話による催告もほとんど行われておらず、年に1回文書による催告が行われているだけであり、平成27年度から平成29年度までは、文書による催告も一度も行われていない。

抽出した債務者毎の修学資金貸与台帳の連絡状況欄を確認したところ、平成22年頃に債務者宅を訪問した際に、納付相談から分割納付誓約書の徴求に至った事案がある。

平成30年度に、債務者あてに、催告書とともに分割納付誓約書を送付したところ、12名から分割納付誓約書を徴求している。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者の資産・返済能力に関する調査については本人からの聴き取りによるが、平成29年度まで債務者に対する自宅訪問などはほとんど行われていないため、本人からの聴き取りによる資産、返済能力の把握もできていない状況である。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第16条第3項では、修学資金の貸与を受けた者は、毎年4月1日現在の従業状況を同月15日までに県に届け出なければならないと規定されているため、同項に基づき就業状況届を提出している債務者については、就業先を把握することが可能であり、返済能力の有無の判断の一材料とすることができるが、債務者の中には、就業状況届を提出しない者も多々存在する。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者でない者に対して財産調査を実施した事例はない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

連帯保証人に対する請求がなされていない事例が多い。抽出した債務者毎の修学資金貸与台帳によれば、平成19年度から平成20年度にかけて連帯保証人宅を訪問しているものが1件、平成22年度に連帯保証人に対して催告書を送付しているものが1件確認できただけであり、その他の事例では、連帯保証人に接触した記録は残されていなかった。また、連帯保証人の一人が平成20年度に亡くなっている事例で、その後の連帯保証人の相続人調査が行われてい

ないものも存在する。

未収債権の中で、保証契約時に保証意思の確認が不十分でトラブルにまでなった事案は存在しないが、催告のために連帯保証人に連絡をしたところ、連帯保証人になった事実を知らないと言われた事案が存在する。

連帯保証人の徴求については、修学資金の貸与の申請をする際に県に提出する「養成施設修学資金貸与申請書」に連帯保証人の署名押印を求めており、承認後に締結する、「修学資金借用証書」にも連帯保証人の署名押印を求めている。また、修学資金の返還事由が生じた際には、債務者に対して「返還計画書」を提出させているが、返還計画書でも、連帯保証人の署名押印を求めることとしている。

しかしながら、養成施設修学資金貸与申請書、修学資金借用証書、返還計画書の署名が連帯保証人の自筆であるか否かを確認しているものではなく、これらの書面に実印を押させた上で印鑑証明書を徴求しているものでもないため、十分に保証意思を確認しているとは言い難い状況である。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

平成15年度に債務者が死亡した事例があるものの、その後戸籍謄本などを取り寄せるなどして相続人の調査をしておらず、相続人の存否及び範囲も明らかになっていない事案が存在する。

そのため、債務者の相続人に対する請求も行われていない状況である。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難であると判断された場合の処理方針は存在しない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

徴収停止措置・履行延期の特約を利用した事例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の包括外部監査において、国家試験に不合格であったため、貸付金の返還義務が生じたものの、県に提出すべき書面に保証人の署名が2名必要であるところ、1名分の署名押印しかなかったため、書面の不備事項の是正を求めたものの、是正がなされなかったため、調定を行っていない事例について、早急に調定を行うべきとの指摘がなされている。

また、就業年数を満たさずに離職したことから貸付金の返還義務が生じ、延滞となっている債権が存在するところ、延滞期間が3か月となり、延滞初期の対応が肝要であることから、遅滞なく電話による催告等を実施し債務者本人と接触し回収するよう努力する必要があるとの意見が出されている。

イ. 改善措置の状況

包括外部監査での指摘を受けた後、直ぐに同事案については調定を行い、是

正されていた。また、包括外部監査の意見を踏まえて、滞納初期の者に対し通知の他、電話連絡等を実施してきたとのことであるが、修学資金貸与台帳の連絡状況欄の記載内容を確認する限りでは、遅滞なく電話による催告等が行われ、延滞初期の対応が適切に行われていると判断することはできない状況である。

(7) 指摘事項

ア.【貸付金の返還義務が生じている者について長年調定を行っていない問題(指摘事項6)】

<結論>

貸付金の返還義務が生じている者については、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第7条に基づき、同条に定められた期間内に完納となるように、調定を行い、返還請求する必要がある。

<理由>

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第7条によれば、修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき、看護職員の免許取得後、直ちに県内の所定施設において業務に従事しなかったとき、所定施設において業務に従事しなくなったときなどには、該当することとなった日の属する月の翌月から起算して、条例第3条第1号又は第2号の規定による修学資金の貸与を受けた者については、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還しなければならないと定められている。

そのため、一例をあげれば、3年間看護師養成施設に在学し、その間修学資金の貸与を受けていた者については、所定施設において看護職員の業務に従事しなくなった場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、3年間以内に返還する義務が生じるということになる。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第11条第2項には、「修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して15日以内に、返還計画書を知事に提出しなければならない」との規定がある。

そのため、県では、この規定を踏まえて、債務者に返還計画書の提出を求めているが、債務者から返還計画書が未提出であったり、計画書の記載事項に不備等があり、補正や再提出を求めるものの、その後も未提出であったり、補正がなされない場合には、返還計画書の提出がないことから調定を行わない運用となっているところ、平成29年度の時点で、返還計画書が未提出で調定を行っていないものが57件で4432万8千円存在する。

しかしながら、条例第7条では、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一定の期間内に返還する義務が生じることから、条例第7条の規定を踏まえると、返還の始期及び終期は明確であり、返還計画書の未提出又は同計画書の記載事項の不備を理由として、条例第7条で定められた返還の始期及び終期を変更することはできない。現在の県の運用は条例第7条を踏まえた事務手続きとはなっていないため、同条の規定を踏まえ、適切な時期に調定を行う

ように事務手続きを改善する必要がある。

また、条例第7条及び規則第11条第1項の規定によれば、債務者は返還期間内に月賦均等払の方法で返還を行わなければならないとされていることから、月毎に納期限が到来することとなり、月毎に消滅時効の起算点が定まることとなるが、現在の運用では、返還計画書の未提出などにより、返還事由が生じ、その後10年以上も経過してから調定を行う場合には、すでに時効期間が経過しているということも想定されるところであり、債権の時効管理という観点からも事務手続きを改善する必要性が極めて高い。

イ. 【消滅時効の起算点を適切に管理することについて（指摘事項7）】

<結論>

債務者は、通常、返還期間内に月賦均等払の方法で返還を行うことになるため、月単位で行われる調定毎に消滅時効の起算点を管理することが必要である。

<理由>

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第7条及び群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第11条第1項によれば、債務者は返還期間内に月賦均等払の方法で返還を行わなければならないことから、例えば、看護師養成施設に3年間在学し、3年間修学資金の貸与を受けていた場合には、36回の月賦均等払により、貸与を受けた金額を返還するということになる。

返還方法が月賦均等払であることから、月毎に調定を行い、納期限までに納入されない場合には、調定毎に督促状を発付することになるため、消滅時効の起算点は、調定毎に1か月単位でずれるということになる。

現在、県では、最終の調定の納期限（上記の例であれば36回目の調定の納期限）を消滅時効の起算点として考え、調定毎に消滅時効の起算点が異なるという取扱いをしていないが、最終の調定の納期限を、貸与した金額全体の消滅時効の起算点として捉えてしまうと、調定期間によっては、消滅時効期間がすでに経過してしまっている部分（金額）が存在することとなる。

現在の県の消滅時効の起算点の考え方は不適切であるため、速やかに取扱いを改めることが必要である。

(8) 意見

ア. 【保証人の保証意思の確認方法を改めること（意見30）】

<結論>

修学資金を貸与する際に連帯保証人を徴求しているが、連帯保証人の保証意思の確認手段として、修学資金借用証書に連帯保証人の実印を押させた上で、印鑑証明書の添付を求めるべきである。

<理由>

県に対する聞き取りによれば、保証意思の確認が不十分であったことから未収となっている債権は存在しないとの回答であったが、修学資金の貸与の際には、修学資金借用証書を徴求していることから、金融機関等が貸付を行う場合

と同様に、連帯保証人の実印を押させた上で、印鑑証明書の添付を求めることが望ましい。東京都においては、このような取扱いがなされており、連帯保証人の保証意思の確認方法としては、手続的にも過重な負担となるものではないと考えられる。

イ. 【債権の回収事務についてマニュアル化を進めること（意見 3 1）】

＜結論＞

数年おきに債権管理担当者が異動することを踏まえると、債権の回収事務に関して属人的とならないようにマニュアル化を進めるべきである。

＜理由＞

平成 2 3 年度の外部監査において、「延滞期間が 3 か月となり、延滞初期の対応が肝要であることから、遅滞なく電話による催告等を実施し債務者本人と接触し回収するよう努力する必要がある」との意見が出されているところ、同意見を踏まえて、遅滞なく催告等が行われてきたとは言い難い状況である。

抽出した債務者毎の修学資金貸与台帳を確認したところでは、平成 2 0 年度から平成 2 6 年度にかけて文書や電話による催告を年に 1 回程度行っているものの、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度にかけては、一度も電話や文書による催告が行われていない状況であり、債権管理担当者により催告の実施方法等が異なり、場合によっては催告が一度も行われていない状況となっている。

平成 3 0 年度になり、債権管理担当者が人事異動により交替をし、現在の担当者が、再び債務者等に対して催告を行うようになったものの、催告の空白期間があるため、債務者等から、延滞利息の徴求の件などで不満が出され、延滞利息の支払いについて理解が得られないという状況も生じている。

債務者宅の訪問や連帯保証人に対する催告などは、修学資金台帳を確認したところでは、ほとんど実施されていないが、滞納となった初期の段階で債務者宅の訪問や連帯保証人に対する催告等を行うことで、返還義務が生じていることを債務者等に十分に認識させる効果も期待できることから、滞納初期の段階で債務者宅の訪問や連帯保証人に対する催告などを行うべきである。

平成 3 0 年度になり、債務者に対する催告書の送付とともに、連帯保証人に対する催告書の送付、分割納付誓約書及び県担当課への呼出状の発送を行ったこともあり、債務者 1 2 名から分割納付誓約書を徴求することができ、また、これまで未収となっていた債権について、9 件については元金が完納となっている。

県の人事異動により、定期的に債権管理担当者が変更となることを踏まえると、継続的、効果的な債権の回収事務を行うためには、債務者に対する催告の時期・頻度・方法（年に何回程度催告を実施するのか、どのようなタイミングでどのような催告を行うのか）、連帯保証人に対する催告の時期・頻度・方法、債務者や連帯保証人が死亡した場合の相続人調査の実施方法などについてマニュアル化を進め、債権管理担当者が交替した場合でも、催告の空白期間を作ることなく、債権の回収事務が進められるように準備をしておくべきである。

ウ. 【債務者が死亡しているケースについて債務者の相続人を確定し、主債務の時効中断を図ること（意見32）】

＜結論＞

債務者が死亡した後、速やかに債務者の相続人調査を行い、相続人を確定させた上で、相続人に対して請求を行い、全部又は一部納付を受けることで時効中断を図ることが必要である。

＜理由＞

債務者が死亡した場合に、相続人への請求を行わず、連帯保証人に対する請求だけを継続し、一部納付を受けたとしても、連帯保証債務の消滅時効は中断するものの、債務者本人の主債務の消滅時効は中断しないこととなる。

この場合、主債務の消滅時効が進行し、主債務者の消滅時効期間が経過した場合には、連帯保証人から主債務の消滅時効を援用され、連帯保証債務も附従性により消滅することになるため、債務者の相続人を確定した上で、相続人に対して各法定相続分に応じた請求を行い、一部納付を受けるなどして主債務の消滅時効の中断措置を取ることが必要である。

3. 介護高齢課：介護福祉士修学資金返還金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

健康福祉部 介護高齢課 介護人材確保対策室 人材確保係

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例による契約に基づく返還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

平成27年度までに貸与した介護福祉士修学資金の返還金・返還遅延に係る延滞利息である。

国の制度に基づき、平成5年度～平成20年度及び平成26年度・平成27年度は県、平成21年度～平成25年度及び平成28年度以降は県社会福祉協議会が新規貸付を行っており、県社会福祉協議会が貸付を行った債権は県社会福祉協議会が管理している。

介護福祉士の資格を取得し、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例に定められた県内の介護施設又は事業所における介護等の業務に、規定の年数（平成20年度までは原則7年、平成21年度以降は原則5年、但し、過疎地では短縮あり）従事した場合には、返還が免除される。しかし、一定期間従事しなかった者や資格を取得せずに退学した者等に関しては、返還義務が生じるため、これらの債権及び延滞金が介護福祉士修学資金返還金である。

オ. 時効期間

10年（旧民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,355,515円	4,215,801円	4,487,516円	0円	1,083,800円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成20年度	36,000円	1件	1人
平成21年度	144,000円	4件	1人
平成24年度	360,000円	10件	1人
平成25年度	396,000円	20件	2人
平成26年度	72,000円	4件	1人
平成29年度	75,800円	1件	1人
合計	1,083,800円	40件	7人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

毎月調定を行っている。申し出があれば一括調定も行っている。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定日の20日後。

<適時・適切に回収できない理由>

修学生の資金不足、修学生の現在の状況が不明、返還計画書が提出されない
と、調定されない、連帯保証人に対する催告が少ない等の理由がある。

<納入通知>

該当なし。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。処理する時期に関する基準もない。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況、情報システム等による管理運用
状況>

エクセルなどの汎用ソフト及び手書きの台帳により管理している。

<担当者の権限分配の状況>

管理業務を行う担当者1名と確認チェックを行う係長1名で対応している。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

氏名、生年月日、本籍、卒業校・卒業年月日、就業施設名、住所、電話番号、
保証人の氏名・本籍・住所・職業 等

<調査の方法と頻度>

催告時(最低年1回文書による)に変更の有無を確認している。

<債務者との通信・面談>

通信記録・面談記録あり。当該債権に関連する者には様々な状態の者がいる。

i) 現在、学校に修学中の者

ii) 退学又は除籍となり、返還義務が生じた者

iii) 介護業務に従事しており、返還債務猶予中の者

iv) 規定の年数、県内での介護に従事しなかったため、返還義務が生じた者

i) の者については、年に1回、在学していることを確認するため、在学証明書の提出を求めている。在学中は、返還が猶予されている。

ii) 退学又は除籍となった場合には、返還義務が生じるため、債権の調定を実施することとなる。

iii) 介護業務に従事中は、返還義務が猶予されるため、年に1回、在職証明書の提出を求めている。なお、介護や産休、育休中も返還義務が猶予されるため、所定の申し出が必要となる。定められた年数、介護に従事した場合には、返還免除となるため、返還債務免除申請書を提出することにより、債権が消滅する。

iv) 規定の年数、県内での介護に従事せず、今後も従事しないことが明らかになった場合には、返還義務が生じるため、債権の調定を実施することとなる。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

データベースで人ごとに管理している。エクセルの表を見て管理している。

<中断措置の有無・方法>

何ら中断措置をしないまま時効期間を経過させてしまった事例あり（詳細は指摘事項として後述）。

<時効完成（時効期間経過）後の対応>

特に問題なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

電話連絡や訪問は必要に応じて実施している。財産調査は、貸付時に自己申告があり。返還請求権が生じた時点では特に行っていない。

平成13年3月除籍となった債務者に連絡が取れないまま、平成24年4月に時効期間が経過した事例があった。

<延滞金等>

延滞利息を計算するエクセルのワークシートがある（利率が年によって異なる。）。元利金の受領があった後に初めて計算する取扱いとなっている。

<督促状の記載>

特に問題なし。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

行われていない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

活用されていない。

＜任意的手段の活用方法＞

通常のコウゴ以外、特になし。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

特に行われていない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

特に行われていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

返還決定の通知は連帯保証人にも出している。

調定をして、回収されない場合には、コウゴは連帯保証人にも出している。

免除や猶予になった場合にも、連帯保証人に通知を提出している。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

今のところ、相続案件はない。郵便が返ってきて、戸籍を調べた結果、亡くなっている場合には対応する。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

特になし。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に決まっていない。電話と通知の他に、必要に応じて可能な限り訪問等を行う。

ウ．法が用意した制度の利用状況

特になし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の包括外部監査で、債務者の退学や除籍後、行方が分からず、連絡が取れない事例、免除額・返還額を算定できない事例について管理体制を整備する必要がある旨の指摘事項があった。また、連帯保証人に対する請求の実施、管理簿（介護福祉士修学資金貸付債権一覧表）と貸付台帳の記載の充実を求める意見があった。

イ．改善措置の状況等

連帯保証人への請求や管理簿・貸付台帳の記載充実については、改善が見られ、戸籍等調査の実施により所在不明者はいないが、債務者と電話連絡が取れていない事例が今年度の監査でも散見されており、連絡が取れない者を出さないための管理体制の整備は十分とはいえない。

(7) 指摘事項

ア. 【貸付金の返還義務が生じている者について長年調定を行っていない問題（指摘事項 8）】

＜結論＞

貸付金の返還義務が生じている者については、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例に基づき、同条に定められた期間内に完納となるように、調定を行い、返還請求する必要がある。

＜理由＞

「修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して15日以内に修学資金返還計画書（別記様式第16号）を知事に提出してその承認を得なければならない。」とされている（群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則 第13条第2項）。

修学資金を返還しなければならない場合とは、退学や除籍した場合及び群馬県内から転居して、県内において介護業務等に従事しないことが明らかになった場合であるが、15日以内に提出された例は過去にほぼない。そればかりか、平成13年に除籍となるが、修学資金返還計画書が提出されないまま、県からの催告に本人からの応答もなく、貸与してから10年以上が経過し、時効期間が経過した例があった。

調定は、歳入を伴ういかなる場合も行われなければならないとされており、修学資金返還計画書が調定を行うための必要書類となるため、修学資金返還計画書が提出されないまま、調定もされず、時効期間が経過している。

(8) 意見

ア. 【修学資金貸与契約書と修学資金返還計画書の氏名及び筆跡について（意見 33）】

＜結論＞

修学資金返還計画書を受け取った際には、本人及び連帯保証人の筆跡を確認する必要がある。

＜理由＞

修学資金返還計画書の修学生及び連帯保証人2名の筆跡が同一人物の筆跡に見られたため、貸与時の契約書を確認したところ、連帯保証人の氏名（漢字）が異なっており、かつ、筆跡も異なっている事例が確認された。

イ. 【修学資金返還金額の貸与者への通知内容の誤りについて（意見 34）】

＜結論＞

貸与者に返還金額を示す際には、細心の注意を払い、担当者が計算した式及び結果を上席者が確認することで、金額に誤りがないよう、内部統制の充実を図るべきである。

＜理由＞

本人からの申し出に基づき、修学資金返還計画書の提出を求める際、記載事項として県が示した返還額に誤りがあり、本人が誤った金額の返還計画書を提出してしまい、後日、県担当者が書類の再提出を依頼したものの、その後再提

出されない事例が確認された。

ウ. 【県で対応を検討するとしながら、5年間、債務者の問い合わせに対応していない事例（意見35）】

<結論>

在職期間証明書が提出できない代わりに、年金加入歴の写しでもよいかと問い合わせがあり、県で対応を検討するとしながら対応されていない。早急に対応を協議し、修学生に回答すべきである。

<理由>

約5年前、在職期間証明書の提出が出来ないとのことで、年金加入歴の写しが提出されたが、県で対応を検討するとしながら、未対応のまま、毎年在職証明書等の提出を求める通知を送付し続け、電話連絡等が途絶えている事例があった。日常業務が忙しく、イレギュラーに対応しづらい実情があるかもしれないが、時間が経ってしまうと、債務者の状況が変化してしまい、長期滞留に陥りがちであるので、この種の事務的な回答は適時に行わなければならない。

エ. 【書類送付後等のフォローについて（意見36）】

<結論>

書類がなかなか返送されないようであれば、一度電話をするなどして、貸与者が失念することのないようフォローし、書類の提出に努める必要がある。

<理由>

適時に連絡を取り、フォロー等をしていれば、違った結果となった可能性がある事例として、以下のものが検出された。

①約17年前に、体調を崩し退職中であり、次の就業は未定との届が提出されたが、その後、どのように指導したのか、その顛末が明らかにされていない事例。

②約2年前に本人から、提出書類の記載方法等が分からないため、別途連絡する旨の連絡があったが、その後連絡が取れていない事例。

③約1年前に、本人から、返還等の手続きを進めたいとの電話があり、手続きを説明したが、その後連絡がないままとなっている事例。

④約4年前に、在職期間証明書が提出され、返還免除要件に該当することから返還債務免除申請書等を送付したが、その後連絡がない事例。

⑤約2年前に、本人から免除申請したい旨連絡があり、返還債務免除申請関係書類一式を送付したが、その後連絡がない事例。

⑥約1年前に、本人から免除申請したい旨連絡があり、在職期間証明書を入手するよう指示したが、その後連絡がない事例。

⑦約5年前に、本人から、在職期間証明書を本日送付するとの電話があったが、届かず、その後連絡がない事例。

⑧約3年前に、本人から、免除申請を行いたい旨の電話があり、在職期間証明書と免除申請書の提出を依頼したが、その後連絡がない事例。

⑨約5年前に、本人が来所したため、在職証明書の提出を依頼したが、その後

連絡がない事例。

オ. 【退学あるいは離職後、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例（意見 37）】

<結論>

施行規則では、返還の理由が生じた日から5日以内に修学資金返還計画書を提出することとされており、早急な対応が求められる。修学資金返還計画書の提出後、調定することとされているため、調定されないままとなっている。

<理由>

退学あるいは退職後、修学資金返還計画書の提出を依頼しているが、入手できていない修学生がいる。事例として以下のものが検出された。

①約8年前に退学した者について、その後通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がなく、連帯保証人との連絡は取れたものの、調定されていない（返還対象額 約40万円）事例。

②約3年前に介護職を離れたため、修学資金返還債務免除申請書及び修学資金返還計画書の資料を郵送し提出を求めたが、その後通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない（返還対象額 約25万円）事例。

③約4年前に介護職を離れたため、修学資金返還債務免除申請書及び修学資金返還計画書の資料を郵送し提出を求めたが、その後通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない（返還対象額 約15万円）事例。

④約5年前に、介護施設での従事歴はあるが、その後体調を壊して離職したと申し出た債務者に対して、在職期間証明書を発行してもらうよう依頼したが、その後通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例。在職期間が不明のため、返還額の算定もできない。

⑤約6年前に勤務先に電話するも、すでに離職しており、その後の債務者の状況が不明の事例あり。調査により転居したことが判明したが、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例。在職期間が不明のため、返還額の算定もできない。

カ. 【時効期間の経過前になすべき措置（意見 38）】

<結論>

時効期間経過前にどのような措置を採ったのか明らかにし、長年応答がない修学生に対して時効中断（更新）措置を採るよう尽力すべきである。

<理由>

時効期間が経過したケースで、除籍から時効期間の経過まで、債権回収のために、どのような活動を行ってきたのか、その記録が何もなかった事例があった。この事例では、除籍になったことは把握しているものの、催告通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がなかった。

また、毎年、年に1度、介護福祉士養成施設を卒業又は退学した者で、返還債務免除決定又は返還承認を受けていない者に対し、就労状況等に係る調査を実施しているが、卒業後、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない

事例が散見された（貸与期間終了が平成12年から平成17年のもので、貸与金額が約43万円乃至129万円のものが9件検出された。）。貸与してから10年で時効となるため、時効期間の経過を阻止するための何等かの措置を実施することが必要であったと考えられる。

4. 保健予防課：特定疾患医療給付に係る返還金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

健康福祉部 保健予防課 難病対策係

ウ. 債権の発生原因と種類。

合意（診療報酬の返還金について一群馬社会保険事務局長通知）に基づく請求権であり、私債権である。

エ. 債権の内容

診療報酬の不正請求に係る特定疾患医療給付公費負担分の返還金である。M病院に医療監査が入り、医療法に定める人員標準の医師数を満たしておらず、診療報酬の不正請求が判明した。不正請求期間は平成7年4月から平成11年12月までであり、総負債総額約5億8千万円、保健予防課は333,958円であった。その後、保険医療機関指定取り消しの行政処分がなされ、病院廃止届が提出された。

なお、当該医療機関は、廃院しているが登記上存在しており、債務者は、医療法人社団M病院理事長となっている。

上記、333,958円は、特定疾患医療給付公費のうち、患者の自己負担部分である。このうち、債権A：217,584円は、患者自己負担有りの債権、債権B：116,374円は、患者自己負担無しの債権として、別管理されている。しかし、債権Bは、平成28年度に時効の援用により不納欠損されており、現存は債権Aのみである。

オ. 時効期間

10年間（旧民法第167条1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
207,980円	0円	0円	0円	207,980円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成12年度	207,980円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

平成12年に調定。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

配当が入金される際に、調定を実施している。なお、納付書の納付期限については、当初平成12年12月22日に調定した際の納期限平成13年1月11日を使用している。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債務者は、電話対応や面会には応じているものの、太田市や伊勢崎市等にも多額の負債を抱えており、資金がない。

< 納入通知 >

該当なし。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。平成28年に、時効の援用による不納欠損処理を実施している。これは、現存する債権と同時に発生し、患者一部負担無しの債権である。

		債権 A	債権 B	計	摘要
当初債権額 ①		217,584円	116,374円	333,958円	
回収金額	第1回 (H13.8.2)	1,498円	801円	2,299円	比例按分
	第2回 (H13.10.3)	2,811円	1,504円	4,315円	比例按分
	第3回 (H15.5.13)	4,667円	2,496円	7,163円	比例按分
	第4回 (H21.12.10)	628円	—	628円	比例按分(注)
	計 ②	9,604円	4,801円	14,405円	
現債権額 (①-②)		207,980円	111,573円	319,553円	

注1) 債権A：患者一部自己負担有り分、債権B：患者一部自己負担無し分

債権Bについては、平成15年の入金が最終であり、平成28年5月18日に債務者から時効の援用がなされ、時効が完成し、不納欠損処理を行った。

注2) 第1回から第3回までの回収は、比例按分により配当がなされている。第4回の回収は、太田市が預かっていた資金を、希望する債権者に分配したものであり、保健予防課の債権320,181円に対して、比例按分として628円が配当された。しかし、第4回の配当金のみ、なぜ債権Bには充当しなかったのかについては、当時の資料に記載がないため、不明である。

なお、平成27年7月24日に、監査委員からの不納欠損処理を検討するようとの指摘を受けて、不納欠損処理をするための要件等を調査している。その際に財務規則第245条に定める不納欠損を行うには、時効が成立していることが前提となり、また私債権の消滅時効については、当事者間の援用が必要となることを確認し、これに基づいて、平成28年に一部不納欠損処理を行っている。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

エクセルを使用し、債権管理簿を作成している。

＜情報システム等による管理運用状況＞

上記の表計算ソフト上でやっている。

＜担当者の権限分配の状況＞

担当者2名で訪問するなど、一人の担当者に任せきりにはなっていない。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

法人の名称、所在地、代表者の氏名、代表者の住所

＜調査の方法と頻度＞

年に1度、本人と面談し、家族状況や本人の収入状況を確認するとともに、債権額全額の納付書を交付している。また、半年に1回程度、状況の変化について確認している。

＜債務者との通信・面談＞

面談記録があり（債務者は協力的であるが、資力がなく返済困難）、通査したが、特に問題となる点は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

特に問題なし

＜中断措置の有無・方法＞

債権Aと債権Bがあり、第1回から第3回までの配当金は、比例按分で入金処理していたが、平成15年5月13日の第4回の配当金は、債権Aのみに充当し、債権Bには充当しなかった。このため、債権Bは平成28年に時効の援用により、不納欠損処理となった。なぜ、債権Bに充当しなかったのか、当時の資料に記載がなく、判断できない。

＜時効完成後の対応＞

時効の援用を行い、不納欠損処理を実施した。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

半年ごと程度には、電話で連絡をし、年に1回は面会している。

＜延滞金等＞

該当なし。

＜督促状の記載＞

特になし。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

該当なし。

＜法が用意した手段の活用状況＞

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

平成28年5月18日、財産調査同意書を受領している。実際には、毎年太田市が財産調査を実施しているので、その情報を共有している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

連帯保証人はいないため、該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

法人に対しての請求であるため、該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

県の債権は僅少であるが、太田市に対して多額の負債があり、回収は困難である。特に具体的な方針や基準はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債務額全額の回収を求めている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

特に利用してはいない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア．【時効中断について（意見39）】

<結論>

比例按分により配当金が入金された場合、同一債務者（破産者）に対する複数の債権を有していたのであれば、比例按分により充当し、各債権の時効を中断させるべきである。

<理由>

平成21年において、保健予防課では、同一の相手先に対して、債権A（患者一部自己負担有り分）20万8608円と債権B（患者一部自己負担無し分）11万1573円の2つの債権を有していた。従来は、2つの債権に対して、配当金を比例按分して充当していたが、平成21年12月10日の入金については、全てを債権Aに充当し、債権Bには充当しなかった。このため、平成25年には債権Bについてのみ時効の援用により時効が完成し、不納欠損処理を行っている。

		債権 A	債権 B	計	摘要
当初債権額 ①		217,584円	116,374円	333,958円	
回収金額	第 1 回 (H13. 8. 2)	1,498円	801円	2,299円	比例按分
	第 2 回 (H13. 10. 3)	2,811円	1,504円	4,315円	比例按分
	第 3 回 (H15. 5. 13)	4,667円	2,496円	7,163円	比例按分
	第 4 回 (H21. 12. 10)	628円	—	628円	比例按分
	計 ②	9,604円	4,801円	14,405円	
現債権額 (①－②)		207,980円	111,573円	319,553円	

注) 債権 A：患者一部自己負担有り分、債権 B：患者一部自己負担無し分

本来であれば、628円を409円と219円に比例按分し、双方の債権に充当することにより時効中断すべきであった。だが、当時の資料に記載がなく、債権 Aにのみ充当した理由は不明である。しかし、そもそも配当の628円は、太田市が預かっていた101万1201円を総債権5億1585万7571円で比例按分したことによる入金であることから、債務者の意思が不明であるならば、比例按分により充当することが妥当であると考えられる。

5. 障害政策課 I：補装具費

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

10款：財産収入—2項：財産売却収入—2目：物品売却収入—2節：製作品品売却代金

イ. 担当部署

健康福祉部 障害政策課 支援調整係

ウ. 債権の発生原因と種類

補装用具製作会社と障害者との契約に基づく立替金の返還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

障害者が必要とする補装具の製作及び修理を指定管理施設である群馬県立義肢製作所が行った費用が債権の内容である。製作及び修理の費用は、厚生労働省告示に定められている（告示：補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準）。

群馬県立義肢製作所の利用形態については、公費（自立支援法（現：障害者総合支援法）等）によるものと、全額自己負担で購入するものの2種類ある。

前者の場合、市町村と利用者本人に納入通知書を送付することになる。

オ. 時効期間

2年（民法第173条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額	平成29年度	収入未済額
-------	--------	-------

(平成28年度末)	調定額	収入済額	不納欠損額	(平成29年度末)
3,740円	0円	0円	0円	3,740円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳 (単位: 円)

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成21年度	2,906円	1件	1人
平成24年度	834円	1件	1人
合計	3,740円	2件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

毎年繰越調定を実施している。

1名は、平成21年1月14日に督促。同21年1月31日に死亡。

1名は、平成24年2月13日に督促。同24年4月12日に死亡。

納入通知における行政不服申立て教示無

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。不納欠損処理の時期の基準もない。

(3) 債権 (収入未済額) の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

エクセルで管理している。

<担当者の権限分配の状況>

平成24年度以降は群馬県からの管理から外れているため、過去の収入未済については、一人で管理している。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

氏名、住所、家族構成

<調査の方法と頻度>

納付書の送付や電話や訪問等で確認している。本人死亡のため、相続人調査をしているが、現時点で相続人の特定までには至っていない。金額が少額なため、後回しになっているのが現状とのこと。

<債務者との通信・面談>

通信記録と面談記録があり、数件閲覧したが、特に問題事例はなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

補装具未納者台帳にて管理している。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

時効が完成した場合は不納欠損の方向で処理する。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

金額が少なく、本人が亡くなっていて、相続人の所在が分からないため、後回しになっている。相続人が特定できていないため、訪問や財産調査は実施されていない。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

私債権であり、行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

催告のみ。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

相続人が特定できていないため、資産・返済能力に関する調査は実施されていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

相続人調査は、昨年（平成29年）改製原戸籍謄本の交付までは実施しているが、その後の所在の特定調査にまでには至っていない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

方針・基準等はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

徴収停止措置・履行延期の特約の利用はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【収入未済額の処理について（意見40）】

<結論>

本件の収入未済額2件は金額も少額であり、平成24年度以降、新規の債権は群馬県の管理から外れていることから、早急に収入未済額の処理を実施すべきである。2件の相続人の調査をしているが、所在地の特定にまで至っていないため、早急に相続人の特定をし、収入未済額の請求をするか、もし相続放棄をしていけば、不納欠損処理の手続きを進めるべきである。

<理由>

現在の収入未済額は下記のとおりであるが、金額が少額なこと、督促後間もなく本人が亡くなってしまったこともあり、しばらくの間放置されていた。

平成29年に当該収入未済額の2件について、相続人特定のため改製原戸籍交付により相続人がいることを確認しているが、その後相続人の所在地等の調査にまでは至っていない。相続人の特定がある程度進んでいることから、相続人の所在地等の調査を進め、収入未済額の請求をするか、もし相続放棄をしていけば、不納欠損処理の手続きを進めるべきである。本件の収入未済額が少額なこと、今後このような債権は発生しないこと（平成24年度以降利用料金制導入により群馬県立義肢製作所で収支管理をしている）を考えると早急に収入未済額を処理する必要がある。

記

調定年度	未済額	督促日	本人死亡日
平成20年度	2,906円	平成21年1月14日	平成21年1月31日
平成23年度	834円	平成24年2月13日	平成24年4月12日
合計	3,740円		

6. 障害政策課Ⅱ：知的障害者福祉法第27条負担金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

7款：分担金及び負担金—2項：負担金—2目：健康福祉費負担金—

1節：障害政策費関係負担金

イ. 担当部署

健康福祉部 障害政策課 施設利用支援係

ウ. 債権の発生原因

知的障害者福祉法第27条に基づいて発生する非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

知的障害者施設へ知的障害者が入所する場合に、施設入所に係る費用の一部を知的障害者又はその扶養義務者が負担するものである。入所者費用徴収金基準額は、入所者の収入、租税公課及び入所者の世帯扶養義務者の所得状況に応じて、「群馬県知的障害者福祉法施行規則」第11条に定める別表第一（入所者費用徴収基準）により決定されている。

なお、本制度は、平成15年度に制度改正によって、知的障害者に係るサービス利用決定事務は県から市町村へ移管されているため、調定が発生しているのは平成14年度までである。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
605,585円	0円	83,300円	0円	522,285円

内訳) ・ 太田保健福祉事務所 318,200円

・ 利根沼田保健福祉事務所 204,085円

イ. 収入未済額の当初調定年度別の内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成11年度	111,300円	4件	1人
平成12年度	79,400円	4件	1人
平成14年度	331,585円	13件	2人
合計	522,285円	21件	4人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

調定については、平成15年3月31日まで実施しているが、平成15年度より制度改正により、事務処理が県から市町村へ移管されているため、それ以降の調定は実施していない。督促及び納期限については規程どおり実施されている。

エ. 不納欠損処理の状況

処理年度	人数	金額
平成16年度	3人	619,200円
平成17年度	1人	136,400円
平成18年度	2人	170,500円
平成19年度	5人	1,291,800円
平成20年度	6人	1,261,700円
平成21年度	6人	512,600円
平成22年度	2人	130,000円

これ以降の不納欠損処理はなし。不納欠損の時期につき、特に基準はないが、時効による不納欠損処理を実施している。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

該当なし。

<担当者等の権限分配の状況>

担当者と上司2名で担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人：氏名、住所、電話番号

<調査の方法と頻度>

上記の事項の変更は面談時等に確認している。本業務が平成15年度より市町村へ移管されて新たな調定が発生しないため、財産調査は実施していない。

<債務者との通信・面談>

太田①通信記録や面談記録はあり。②問題事例なし。

利根沼田①面談記録あり。②問題事例なし。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

知的障害者福祉法第27条負担金未収額調書（補助台帳）で管理されている。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

その場合は不納欠損処理。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

平成15年度以降は調定がないため、督促や財産調査はしていない。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

行政不服申立ての教示あり。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

＜任意的手段の活用方法＞

催告（納付書送付）のみ。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

平成15年度以降実施なし。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

連帯保証人への請求は実施されている。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

相続人に対して連絡を取って請求している。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

方針及び基準はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針も特になし。

ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の指摘事項で、前年度に時効が完成した債権を1年分まとめて翌年度に事務処理を行うことは、効率的な事務処理であるといえるが、年度末にはすでに消滅している債権を翌年度に繰り越すことは有効な事務処理とは考えられず、時効が完成しているのであれば、平成21年度に速やかに不納欠損処理をすべきであるというものがあつた。

イ．改善措置の状況等

上記の指摘があつて以降、不納欠損処理を実施していないが、年度内で時効完成したものは当該年度で処理することとなっている。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

7. 障害政策課Ⅲ：障害児福祉手当返還金

(1) 債権の概要

ア．歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

健康福祉部 障害政策課 社会参加推進係
渋川保健福祉事務所、太田保健福祉事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

特別児童扶養手当等の支給に関する法律によって発生する非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

本債権は、障害児福祉手当の支給要件に該当しなくなった（資格喪失）にもかかわらず、支給した手当の返還金債権である。資格喪失となる要件は、受給者本人の死亡、福祉施設への入所等がある。受給者から、資格喪失事由が発生した場合には、資格喪失届の提出を受け、資格喪失通知書を送付する。この通知書には不服申立ての教示を記載している。

手当の過払いが発生した場合、返納についての通知文及び納入通知書を送送している。

渋川保健福祉事務所の事例では、福祉施設（特別養護老人ホーム）への入居が判明し、受給資格を喪失後にも、受給していた額について、返還請求権が発生した。

太田保健福祉事務所の事例では、当時の東部保健福祉事務所から、支給の窓口となっている大泉町福祉課に対して、手当の支給を行うため、異動状況調査を行い、死亡、転居、施設入所の有無について確認を行った。調査の結果、既に受給者が死亡していることが判明した。そのため、受給資格を喪失後にも、受給していた額について、返還金債権が発生した。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
114,880円	0円	0円	0円	114,880円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成17年度	54,880円	1件	1人
平成25年度	60,000円	1件	1人
合計	114,880円	2件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

渋川保健福祉事務所の債権（平成17年度発生）につき、同事務所の担当者に聞き取りをし、資料を閲覧したところ、福祉手当の受給者が受給資格喪失要件である特別養護老人ホームに入所していたことが判明し（給付してから間もなく）、平成15年に資格喪失していたが、担当者が戻入処理をしていなかった事例であった。平成18年の渋川地域の市町村合併により、福祉手当等の業

務が渋川市へ移管することに伴い、福祉手当等の処理状況を点検したところ、発覚。県の規則（財務規則と『会計事務の手引き』）により、納入通知書の納期限については、納入通知書の日付の翌日から起算して20日以内と設定している。債務者（受給者）は返還交渉をしている間に死亡し、親族が債務を相続した。相続人は飲食店を営んでいるが、経営不振。8万6880円のうち3万2千円は返還してくれたが、残額は返してくれない。当初、納入通知書を発したところ、相続人から分割弁済の申し出があり、5千円ずつ弁済してきたが、その後、滞留している。当時、納入通知に行政不服申立ての記載をしていなかったが、現在は記載されるようになった。

太田保健福祉事務所の債権（平成25年度発生）につき、当時の担当であった東部保健福祉事務所から支給の窓口となっている大泉町福祉課に対して異動状況調査の照会をかけたところ、手当受給者の障害児が死亡していたことが判明し、支給要件を満たしていない手当について戻入を行った債権である。納入通知書の納期限は、県規則により、調定日の翌日から起算して20日以内の日を設定している。残高が回収できない理由は、債務者（保護者）が、外国人であり、携帯電話番号だけでなく公衆電話から連絡しても出なく、日本語だけではなくポルトガル語に訳した催告文書を送付しても反応がなく、2回の転居に対し住所地を確認し訪問し、債務者や同居人に会い納付について話をすると、債務者は日本語が分からないと言うのみであった。71,400円のうち、同居人が11,400円を返還してくれたが、その後、同居人が月5,000円分割納付すると話したものの納付には至らなかったことによる。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。生活状況・経営状況から見てどうしても難しければ処理せざるを得ないとのこと。渋川の事例で最後に弁済されたのは平成24年12月21日。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

県の財務会計システム上、債権としてカウントされている。渋川保健福祉事務所及び太田保健福祉事務所でも、エクセルで金額を管理されている。

<担当者の権限分配の状況>

担当者が起案して、所長決裁をもらう。県庁の担当課には当該債権を含む収入未済額の報告をしている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、家族構成、勤務先を把握している。渋川の案件では、債務者（受給者）に勤務先はなかったが、扶養義務者の勤務先の情報を持っていた。扶養義務者の所得によって手当の支給の可否が決定される。民法上の扶養義務者を原則とするものの、生活実態（同居の有無、生活費の管理等）を考慮して認定する。

<調査の方法と頻度>

渋川保健福祉事務所では、定期的に電話または訪問により変更の有無を確認し、エクセルなどの汎用ソフトにより管理している。本件では、返還の指導をしていく中で電話や訪問によっても把握。本人は平成18年11月に死亡。その後、10年以上、相続人である子に請求している。戸籍について市に照会をかけたことはない。本件では、認定段階から子の所得状況の届が提出されており、それをもとに認定を行った。当該子以外の相続人の有無は確かめていない。

太田保健福祉事務所では、まずは県から窓口の町に聞き、さらに、個別に債務者に電話、訪問して答えてくれた限りで把握する。住民票の照会をかける他、官公署に対して資料の提供を求める（法37条）。

<債務者との通信・面談>

渋川保健福祉事務所の事例では、平成19年4月19日から平成28年12月26日まで、電話15回以上（不通を除く。）訪問10回程度。債務者の親族とのやり取りの記録を閲覧する限り、任意に残額を支払う意思が乏しいと考えられる内容であった。

太田保健福祉事務所の事例では、平成24年8月18日に死亡しており、資格喪失した、という事実が平成25年4月に判明した。判明した当初は、申請の窓口となっている大泉町の担当者に対して、債務者に連絡を取ってもらうように依頼を行っていた。しかし、納付期限を過ぎた後も、納付がなかったので、平成25年7月31日に、直接当時の所管である、東部保健福祉事務所から、母親あてに電話連絡を行った。その後、平成26年1月に、県外に転居した後も、訪問や電話連絡、日本語及び外国語での催告文書送付納付依頼を継続して行った。電話連絡20回以上（不通を除く。）訪問10回程度行った。接触した際にも、母親は日本語がわからない、と繰り返すのみであった。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

渋川保健福祉事務所の事例では、最後の納付が平成24年12月21日であり、それから5年が経ち、時効成立（非強制徴収であるが、公債権なので、援用不要）。

太田保健福祉事務所では、エクセルの経過記録の冒頭に、調定日、納期限、督促日、一部納付日、時効のそれぞれの年月日を記録している。督促の後は催告のため独自に作成した文書を送付する。いずれも普通郵便で発送している。

<中断措置の有無・方法>

渋川保健福祉事務所の事例では、納入指導以外には、時効中断のためのアク

ションを取ったことはなかった。

太田保健福祉事務所の事例でも、納入指導以外には、時効中断のためのアクションを取ったことはなかった。

<時効完成後の対応>

渋川保健福祉事務所の債権は、平成29年12月21日に時効完成したので、これから不納欠損処理をする方針。時効完成後に繰越調定を1回している。時効の援用が必要ではないかと検討するため、一旦、繰越調定をした。督促状は出していない。

太田保健福祉事務所の債権は時効完成していない。（包括外部監査後、平成30年10月3日に時効完成。これから不納欠損処理をする方針。）

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

渋川保健福祉事務所の事例で、分割して返納できるよう納付書を送付済みとのことだが、分割弁済を認める根拠は必ずしも明らかではない。ただし、当時、県の会計局に問い合わせ、構わないとの回答を得て分割弁済を認めた。子の課税所得の確認しかしておらず、店の財政状態や経営成績を示す資料（確定申告書や決算書）は見えていない。

太田保健福祉事務所の事例では、文書による催告、家庭訪問により納入を促している。ただ、どこに勤務先があるか、預金があるのかは、母親が日本語がわからないということで、詳細については聞くことができなかった。

<延滞金等>

該当する条例がないので、延滞金や違約金、督促手数料などを課すことはできない。

<督促状の記載>

控えは残していない。渋川保健福祉事務所の事例では、督促は、平成18年2月17日に実施した。（指定期限：平成18年2月27日 調定回議書（繰越）により確認。）太田保健福祉事務所の事例では、督促は、平成25年8月13日に実施した。（指定納期限平成25年8月23日）

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

渋川保健福祉事務所の事例で、納入計画を提出するように要請しているが、書面による回答はない。分割で返したいという発言が数回あったのみである。太田保健福祉事務所でも、分割納付すると話があった。一部納付があれば時効中断となるので、納付相談には応じるとのことであった。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

課税所得の照会のみ。税務申告書類や名寄せ帳は求めている。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者存命時から子にアプローチしていた。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

渋川保健福祉事務所の事例では、子の発言の中にも他の相続人の存在をうかがわせる内容があるが（兄弟の存在）、調査はしていない。

太田保健福祉事務所の事例では、手当は親ではなく重度障害児本人に対して行うが、本人が死亡したことから相続人である母親に請求したものの、手当の支給段階で母子家庭と認識しており、同様に相続人であると考えられる父親の調査・請求はしていない。手当の支給段階で母子家庭と認識しており、父親を意識していなかった。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

本人と話をして、態度・言い分などから判断する。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

訪問・電話で説得。時効完成するまでは督促を続ける。

ウ．法が用意した制度の利用状況

活用されていない。債務者本人と接触できても、日本語がわからないという理由から納付についての話ができず（同居人と交渉のみ）、また、金額は約10万円程度と少額であることから、利用の検討はしていないとのことであった。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。平成23年の監査でも、本件債権については、聞き取り対象から外されており、資料の提示も求められなかったとのことである。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア．【扶養義務者（相続人）の財産調査が不十分であること（意見41）】

<結論>

扶養義務者（相続人）の財産調査のために入手する資料が限定され過ぎており、債権回収のための財産調査として不十分である。

<理由>

扶養義務者の財産調査として、認定時の収入に関する資料入手と各年度の市民税の課税所得の確認しかしていない。扶養義務者（相続人）の確定申告書や決算書、名寄せ帳など他にも有用な資料が考えられる。非強制徴収公債権である

ので、財産調査といっても、任意の提出を求める手法が中心となるが、これらの資料の入手も試みた上で、財産・収入に関する相続人の言い分の真偽を確かめながら、回収の方法を探ることが望ましい。

イ. 【扶養義務者以外の相続人の調査をしていないこと（意見42）】

<結論>

給付認定時の扶養義務者であった相続人以外の相続人に対する調査・請求の検討を怠っており、他の相続人へのアプローチという面では回収努力が足りなかった。

<理由>

渋川保健福祉事務所では本件債務の債務者の扶養義務者であって本人死亡後、相続人として同事務所に応対していた子以外の相続人の存否等について何ら調査していなかった。また、太田保健福祉事務所では、本件相続人と思われる父親の調査を何らしていなかった。債務者の死亡により債務は分割相続されるのであるから、相続関係の正確な調査をして相続人を全て洗い出さなければ、一部請求しかできないことになりかねない。扶養義務者以外の相続人についても調査するべきである。

ウ. 【異動状況調査を実効的にすべきであること（意見43）】

<結論>

異動状況調査を実効的にするため、住基台帳の照合による異動状況の確認について、例えば照合年月日及び照合した担当者の氏名の回答を書面で求めるなど、実効的にすべきである。

<理由>

県の保健福祉事務所から町村に対して各支払期の前月の10日ころまでに受給者名簿を送付して異動の有無の回答を求める異動状況調査をして支給の都度、要件該当性を確認しているところであるが（手引6（4））、その回答は当時町村の担当者から異動がない旨の電話による回答があるのみであった。2回にわたりその旨の回答があることにより、6か月分もの手当が要件なく支給されたことになる。債権管理の前提として、本債権のような債権を発生させないことが重要であることから、異動状況調査を実効的にする必要がある。そのためには例えば照合年月日及び照合した担当者の氏名の回答を書面で求めるなどして責任の所在を明らかにして照合を怠ることがないような措置を検討すべきである。

エ. 【時効中断措置をすべきであること（意見44）】

<結論>

債務承認書を徴求して時効中断措置をすべきである。

<理由>

時効中断措置を取ることなく時効により不納欠損処理した債権が過去にあったが、訪問時に作成を求められるよう、遅くても時効完成が近づいた場合には債務承認書を持参して訪問し、作成を求めて時効中断措置を取るべきである。

オ. 【不服申立ての教示をすべきであること（意見４５）】

＜結論＞

納入通知及び督促に際して不服申立ての教示をすべきである。

＜理由＞

本債権は公債権であるところ、納入通知及び督促に際しては、これらが行政処分であることから、不服申立ての教示が必要となる。障害児福祉手当資格喪失通知書及び支給停止通知書において不服申立ての教示をしているが、納入通知及び督促に際しては、不服申立ての教示はされていない。

不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、被処分者において、具体的に金銭の支払いを求められた時点で改めて教示を受けることに意味があるといえることから、納入通知や督促に際しても教示をすべきである。

8. 障害政策課Ⅳ：心身障害児（者）措置費

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

7款：分担金及び負担金—2項：負担金—2目：健康福祉負担金—1節：障害制作費関係負担金

イ. 担当部署

健康福祉部 障害政策課 発達支援係
中央児童相談所 企画調整係
西部児童相談所 施設里親支援係
東部児童相談所 施設里親支援係

ウ. 債権の発生原因と種類

児童福祉法第56条第2項に基づき発生した債権であり、強制徴収公債権である（同法第56条第6項、地方税法第18条第1項）。なお、都道府県が児童を国の設置する児童福祉施設に入所させた場合、厚生労働大臣は、この費用の負担を本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下、同じ。）に求めることができ（同条第1項）、この徴収を県に囑託することもできるが（同条第5項）、監査対象とした平成29年度末現在の収入未済債権の中には、同条第1項及び同条第5項に基づいて発生した債権は存在しなかった。

エ. 債権の内容

都道府県が児童福祉法第27条2項に規定する措置を取った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用（同法第50条7号の2）を支弁した場合に、都道府県の長が、その本人又はその扶養義務者に対し、その負担能力に応じて、徴収することのできる負担金である。

負担金の金額は、群馬県児童福祉法施行細則別表第2及び別表第3に示す基準に従い、児童の属する世帯の負担能力に応じ、決定している（同細則第30条）。「児童の属する世帯」とは、措置児童等と生計を一にする通常の消費経

済上の一単位のことをいい（児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領第3の第5項）、生活実態に応じて認定している。世帯の考え方については、住民票をベースとして、調査の結果、日常生活を一緒に送っているのか否かなどを勘案して判断している。

負担金の支払義務を負う者は、児童福祉法上、民法に定める扶養義務者と定められており、措置児童の属する世帯の扶養義務者に限られてはいないが（児童福祉法第56条2項）、慣例として、住民票の世帯主を基準に、措置児童の属する世帯の扶養義務者のうちの1人を、支払義務を負う債務者と認定している。当該児童の属する世帯に当該児童の実母及び実父のいる場合でも、その両者を連帯債務者として認定するのではなく、いずれか一方を債務者と認定している。

オ．時効期間

5年（法第236条）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア．平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
9,691,122円	4,246,580円	2,781,350円	1,642,580円	9,513,772円

イ．収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成10年	68,100	3件	2人
平成13年度	99,300	4件	1人
平成14年度	15,500	14件	3人
平成21年度	41,200	7件	2人
平成22年度	46,200	16件	2人
平成23年	89,800	17件	3人
平成24年	624,860	58件	15人
平成25年	1,535,000	131件	15人
平成26年	1,824,620	134件	12人
平成27年	1,651,940	102件	13人
平成28年	1,834,722	145件	17人
平成29年	1,682,530	151件	20人
合計	9,513,772	782件	105人

注) 時効成立(5年間)による不納欠損との関係で、平成23年以前の件数は、少なくなっている。

ウ．調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当年度分に関しては、入所児童(者)が発生する都度、調定を実施している。調定の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに若干異なっている。

	中 央	西 部	東 部
調 定 件 数	債務者が同一なら合算。 児童福祉課と障害政策課 は分ける。	施設種別が同一なら合 算。	施設種別が同一なら合 算。

過年度の未済分については、毎年、4月の最初の平日に、調定を実施している。調定は年間スケジュールに基づき、月に1回実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

毎年度、年度のスケジュールを作成している。

おおむね、毎月10日前後を前月分の負担金の調定日、毎月末を前月分の負担金の納期限と定めている。

なお、年度の切替えの関係で、3月分だけは、3月末日を調定日とし、納期限を4月20日前後としている。

<適時・適切に回収できない債権について回収できない理由>

回収できない理由としては、以下のようなものがある。

- ・負担金の支払い意思はあるが生活状況から支払が困難な場合。
- ・やむを得ず保護者の意思に反して児童を措置した場合、措置に対する理解が十分でないか誤解のある場合など、児童の措置に関し、県と納入義務者の間の対立関係が継続している場合には、支払を得られないことが多い。
- ・納入義務者が行方不明になった場合。

<納入通知における行政不服申立の教示の有無>

納入通知に先立って送付する「措置費等負担額決定書」に、行政不服申立の教示文言を記載している。

中央児童相談所では、決定書は普通郵便で送付している。決定書の債務者への送付日は、回議文書によって管理を行っている。債務者である相手方への到達日は特に確認していない。

西部児童相談所でも、決定書は、おおむね、普通郵便にて発送しているが、担当の児童福祉司が手渡しで交付する場合もある。普通郵便にて発送する場合、到達日は特に確認していない。

東部児童相談所においても、決定書を普通郵便で発送している。決定書の債務者等への送付日については、中央児童相談所と同様に、起案（回議）文書に記入を行っている施行日で管理を行っている。債務者である相手方への到達日は特に確認をしていない。

相手方への到達日に関する規程は特に定められていない。督促に関する「通常の手配による郵便又は信書便によって…書類を発送した場合には…通常到達すべきであったときに送達があつたものと推定する」（地方税法第20条、法231条の3）との規定や「9月11日普通郵便をもって東京都内杉並郵便局経由で発送せられた再調査決定通知書は、特段の事情のない限り、遅くとも9月12日頃には杉並局区内の宛先に到達したものと推定するのが相当である。」（東京地方裁判所昭和28年9月16日判決）との裁判例をもとに、推

定している。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に不納欠損処理をした例はある。件数は、108件、18人であり、不納欠損総額は164万2580円である。その理由は、全て、時効の完成である。

債権を管理している各児童相談所が、毎年度1月15日頃までに、1月末までに時効が完成する債権を県の担当課にあげ、承認を得ている。県の担当課での承認通知の決裁日・施行日が毎年3月下旬であり（平成29年度は3月22日）、各児童相談所は同通知が届き次第、各児童相談所にて、不納欠損処理を行っている。

東部児童相談所の債務者毎の徴収簿を確認したところ、県の担当課にあげ忘れたために、当該年度に不納欠損処分がなされず、繰越調定が行われ、次年度に繰り越された事例があった。

また、毎年度、1月末までに時効が完成する債権を県の担当課にあげているので、2月や3月に時効が完成する債権について、翌年度に繰越調定が行われるが、違法な繰越調定を行うことになってしまう。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

取扱要領に基づいて報告書を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

中央児童相談所では、分任出納員である担当者1名が主体となって管理・保全を行い、必要な都度、出納員の決裁を受けている。

西部児童相談所では、出納員が1名、分任出納員が11名いるが、分任出納員のうちの1名が債権管理の担当として、管理・保全を行っている。児童福祉司（ケースワーカー）10名も、分任出納員として任命されている。

東部児童相談所では、分任出納員のうちの1名が債権管理の担当として、管理・保全を行っているが、他の業務との兼務である。東部児童相談所でも、西部児童相談所同様、各ケースワーカーも分任出納員に任命されている。

まとめると、以下のとおりである。

	中 央	西 部	東 部
会 計 職 員	出納員：企画調整係長 分任出納員：本事務担当	出納員：施設里親支援係長 分任出納員：本事務担当及び 家庭支援係各地区担当	出納員：施設里親支援係長 分任出納員：本事務担当及び 家庭支援係各地区担当

イ．債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者は全て自然人である。

氏名、住所、電話番号、家族構成を把握している。入所児童がいる債務者に関しては、市町村民税額も把握している。

<調査の方法>

家庭訪問、手紙の送付、電話等により、行っている。家庭訪問や郵便の送付状況などから、転居した可能性が生じた場合には、住民票を再取得するなどして、確認している。

家庭訪問は児童を担当するケースワーカーが行っている。西部児童相談所や東部児童相談所では、ケースワーカーが分任出納員として任命されているが、家庭訪問はケースワーカーの本来の業務である生活状況等の聴取が中心であり、滞納中の措置費について必ずしも納入指導を行っているわけではない。ケースワーカーが家庭訪問を行った際に、滞納中の措置費について話ができるような状況であれば行っている。

児童が児童相談所の対象年齢でなくなった後は、中央児童相談所及び東部児童相談所では、手紙の送付や電話により調査を行うのが主である。西部児童相談所では、手紙の送付のほか、年に1～2回、家庭訪問も実施している。

<調査の頻度>

児童自身が入所中である場合や、退所して家庭復帰したが児童相談所の対象年齢である場合には、定期的に家庭訪問を行っているため、その際に滞納中の措置費についても納入指導を行っている。

債務者の市町村民税額の調査は、児童が入所している間は、毎年1回、基準額の調査のため、実施している。児童福祉法第56条第4項によれば、調査にあたって債務者の同意は不要であるが、調査先である区市町村には応諾義務はないため、原則として、債務者の同意を得て行っている。また、同法には、調査を行うことができるのは児童が入所している間に限られる旨の規定は設けられていないが、児童が退所した後は、実施していない。

児童自身が、児相の対象年齢ではなくなったときの調査の頻度は、各児童相談所によって異なる。中央児童相談所では年に1回、西部児童相談所では年1回以上（ケースによっては複数回）、東部児童相談所では年1～2回、実施している。

<債務者との通信・面談>

児童相談所の通常業務において、支援家庭の状況調査を随時実施している。

児童が措置されている間は、調定する費用徴収負担額を認定する必要があるため、債務者の同意を得た上で、年に1回、7月に、各市町村へ市町村民税額の照会を行っている。

滞納が生じた場合の管理状況は、児童相談所ごとに若干異なっている。

中央児童相談所では、債務者ごとに、「滞納整理経過記録」、「納入指導状況記録」を作成し、記録している。

西部児童相談所では、債務者ごとにファイルを作成し、「個別ケース計画管理シート」、「納入指導状況記録」を作成し、記録している。

東部児童相談所では、「個別ケース管理シート」、「納入指導状況記録」を作成し、記録をしている。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

財務会計システムを利用し、「債務者別照会」の「最新歳入日」や「督促日」などを確認し、管理している。

<中断措置の有無・方法>

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行う。また、過年度の未納がある者に対しては、現況を調査の上、消滅時効期間に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

西部児童相談所では、現金での納付があった場合には、それを分割して複数の債務の弁済に充当し、複数の債務の消滅時効を中断させるなどの対応を行っている。

ただし、中央児童相談所及び東部児童相談所では、催告書の送付以外何も行っていない状況であると判断せざるを得ない状況であり、時効中断に努めているとは言い難い。

<時効完成後の対応>

毎年度一括して不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当初調定にて定めた納期限から20日間が経過しても納入されない場合には、督促状を発布して督促を行っている。

<延滞金等>

条例がないため、延滞金はつかない。

<督促状の記載>

当初の納入通知を送付する際に行政不服申立の教示を行っているため、督促状には改めて不服申立ての教示文は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

平成24年度に、自己破産手続が行われた債務者につき、交付要求をしたこ

とが1回あるが、それ以外に、滞納処分をした例はない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

利用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

文書等で催告したり、分納を促すなどしている。催告の実施回数等は、以下のとおり、児童相談所ごとに異なっている。

	中 央	西 部	東 部
催 告 の 実 施	年1回、郵送で催告状を送付。退所後ケースも同様。	最低年1回。ほか、各ケースの連絡頻度に応じて+ α を実施。	年2回。5月と12月の強化月間にあわせて実施。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

児童相談所ごとに、対応を行っている。

中央児童相談所では、口頭や面談にて確認を行っている。入所中の児童がいる場合には、年1回、所得税額調査を実施している。

西部児童相談所及び東部児童相談所においても、中央児童相談所と同様の調査を実施している。

西部児童相談所では、それに加えて、滞納のある債務者に対しては、児童の入所の有無、年齢にかかわらず、地区担当ケースワーカーと費用徴収事務担当者が連携して、電話、文書の送付、家庭訪問などを実施して滞納改善処分を実施している。

東部児童相談所では、消滅時効の完成が迫った債務者について、地方銀行に対する預金調査を実施している。根拠法令は国税徴収法である。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

家庭環境調査の一環として、債務者と認定していない親族の生活ぶりの調査などは行っているが、財産調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

当該債権については、担当部署において、債権発生時に債務者を1名と定めており、連帯保証人をつけるなどのこともしていないため、債務者本人以外へのアプローチは実施していない。ただし、債務者ではなくとも、債務者と同居している親族に対しては、請求することもある。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者が死亡した場合には、相続人に対して請求を行うこととなる。ただし、相続人が相続放棄を行う例が多い。また、債務者死亡後に消滅時効の完成を理由に不納欠損処理をすることもある。債務者本人が死亡した例の中に、適時適切に相続人調査が行われていない事例、相続人が複数人いるにもかかわらず1人の相続人に未納額全額を請求している事例が存在していた。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に基づき、未納者をAからGに区分し、困難性の判断を行っている。区分は、各児童相談所において、個別具体的に検討して決定している。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領において、AからGのランクごとの対応方針を、以下のとおり、定めている。

ランク	内容	対応方針
A	負担金支払意思あり。 納入が見込める生活状況の者。	(現年度調定が続く場合の対応) 口座振替申込を勧奨する。 (未収金対応) 定期的に納入指導を行い、継続して入金を促す。
B	負担金支払意思あり。 生活状況から入金が困難な者。	(現年度調定が続く場合の対応) 家庭状況を調査、要件に該当する場合や、負担額の変更や徴収停止を検討する。 (未収金対応) 可能な範囲で納入を促す。 必要に応じて分割納入を指導する。
C	口約束だけで納入が実行されない者	まず、納入指導とともに生活状況の把握に努める。 (納入可能な生活状況である場合) Aに準ずる。 その他納入が実行されない理由を分析し、必要な対応を講ずる。 (生活困窮が疑われる場合) Bに準ずる。
D	行方不明と断定できないが、電話、文書に対する応答がなく、訪問しても不在である等接触が図れない者。	関係機関への調査等連携を図り、未納者の状態把握に努め、接触のきっかけを作る。 状況が把握できた場合は適宜該当するランクに準じた対応を行う。
E	措置に対する理解が十分でない、又は誤解があり納入が実行されない者。 やむを得ず保護者の意に反する措置を行った場合。	納入指導が及ぼす児童の措置への影響について十分考慮した上で、友好的な指導方法を検討し、実施する。 措置に対する理解を促すとともに、明確に納入義務があることを示す。なお、生活状況の把握に努め、適宜該当するランクに応じた対応を行う。

F	何ら特別な理由なく、十分に納入可能な生活状況にもかかわらず、納入を拒否し、居留守を使う等悪質と認められる者。	納入指導が及ぼす児童の措置への影響について十分考慮した上で、友好的な指導方法を検討し、実施する。 (児童の措置への影響が予測される場合) 粘り強く納入指導を行う。 (児童の措置への影響がないと考えられる場合) 地方税滞納処分の例により処分することもありうることを伝える等、強力な納入指導を行う。
G	行方不明等により納入不可能な者。	居所不明者については、関係機関に照会する等居場所の確認に努める。 (現年度調定が続く場合の対応) 早めに徴収停止、行方不明による負担額の再認定を行う。

また、各児童相談所にて、毎年度末頃に、納入指導状況に関し、①昨年度と今年度の徴収率の比較、②今年度の強化月間等の取組状況をまとめ、③来年度の方針を決定している。

ウ．法が用意した制度の利用状況

群馬県内において過去5年間に執行停止等を利用した例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．平成23年度の包括外部監査における指摘事項

納入指導実績報告書の作成について「時効が完成した翌年度に不納欠損処理をした案件があった。時効が完成した場合には、速やかに不納欠損処理を行うべきである。平成22年度の不納欠損処理では、平成21年4月から平成22年5月までに時効が完成したものを処理しているが、出納整理期間を含むべきではない。」との指摘事項があった。

イ．上記に対する改善措置

利用者負担金の不納欠損処理について、時効が完成した場合には、速やかに報告を受け、出納整理期間を含まない当該年度の期間内に処理するよう平成24年度から実施することとした。平成22年度から平成24年度については時効完成による不納欠損の事例はない。引き続き、時効が完成した場合の不納欠損処理について、速やかに処理できるよう体制を継続していくこととした。

(7) 指摘事項

ア．【未納者に対する指導の徹底(指摘事項9)】

<結論>

各児童相談所において、未納者に児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に則った指導が実施できるようにすべきである。また、そのためには、同要領の精査・見直しを通じてより実務に即した事務マニュアルとして確立す

るよう再検討の上、負担金事務担当者のみならず担当児童福祉司にも重点的に周知することで実効的な指導体制を整えることが望ましい。

<理由>

本件債務の未納者に対する指導方法としては、以下のとおり、定められている（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第4第3項）。

- ・納入指導は、電話・文書での督促、家庭訪問による督促等を行い、長期未納者や行方不明者については負担金事務担当者と担当児童福祉司が連携を図りながら実施する。

- ・昼間訪問してもいない家庭については夜間訪問する等対応を図る。なお、夜間訪問する場合は、事前に相手方に電話又は文書でその旨を連絡しておく。

- ・必要に応じて施設、児童委員、雇用者、学校関係者等に協力を求め、適切な債権管理に務める。

- ・納入指導については、別記様式第2号（納入指導状況記録）により、経過を残す。また、時効が完成した債権がある場合は、完成した年度分について、過去の納入指導の取組や扶養義務者等の現況についてまとめ、不納欠損処理と判断した根拠を記録する。

抽出して精査した案件の中には、「個別ケース計画管理シート」には記載がされているものの、別記様式第2号（納入指導状況記録）には経過が記載されていないものがあった。

加えて、負担金事務担当者と担当児童福祉司の連携に関していえば、負担金事務担当者が債務者に対して催告状を送付する前に、催告者一覧表などの書類を所内で供覧し、ケースワーカーも自分が担当する債務者の滞納額がいくらであるのかを把握することしか行われていない状況も存在した。これは、負担金事務担当者と担当児童福祉司の連携として、十分とはいえない。

今後は、各児童相談所において、未納者に児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に則った指導が実施できるようにすべきである。また、そのためには、同要領の精査・見直しを通じてより実務に即した事務マニュアルとして確立するよう再検討の上、負担金事務担当者のみならず担当児童福祉司にも重点的に周知することで実効的な指導体制を整えることが望ましい。

イ. 【納入指導計画書の提出期限の遵守（指摘事項10）】

<結論>

各児童相談所から県の担当部署に対する書面の提出は、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた期間までに行うよう徹底すべきである。

<理由>

未納者の状況と対応方針をまとめた「納入指導計画書」については、毎年5月末までに、各児童相談所が県の担当部署に提出することと定められている（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第2）。しかし、東部児童相談所が平成29年度に「納入指導計画書」を提出した時期は、6月であった。

また、同要領によれば、各児童相談所長は、納入指導強化月間に指定した月の翌月15日までに「納入指導強化月間報告書」を県の担当部署に提出するよう定められているが（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第5第2項）、東部児童相談所では、平成29年度において、その提出期限が守られていなかった。

各児童相談所から県の担当部署に対する書面の提出は、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた期間までに行うよう徹底すべきである。

(8) 意見

ア. 【調定件数の捉え方の統一（意見46）】

<結論>

調定の件数について、中央児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所三所の取扱いを統一すべきである。

<理由>

当該債権に関する調定の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに若干異なっている。

	中 央	西 部	東 部
調 定 件 数	債務者が同一なら合算。 児童福祉課と障害政策課は分ける。	施設種別が同一なら合算。	施設種別が同一なら合算。

しかし、このような取扱いは、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響を与えてしまうこととなる。例えば、同一の債務者の児童2人が措置されており、1人が乳児院、1人が児童養護施設に入所していた場合において、調定が合算して1つであるとすれば、債務者が1円だけ弁済したとしても全体について時効中断の効果が生ずるが、調定が施設種別ごとに行われていたとすればどちらか一方の債権についてのみしか時効中断効は生じないこととなる。

県内において、管轄の児童相談所が異なるだけで、このような差異が生ずることは妥当ではない。

調定の件数について、中央児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所三所の取扱いを統一すべきである。

なお、担当部署からは、今後、取扱いを統一する予定である旨の回答を得ている。

イ. 【時効消滅していない債権の発生時の資料について（意見47）】

<結論>

債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料を全て残しておくべきである。

<理由>

当該債権発生時には、各児童相談所において、債務者に通知する決定書が作成される。しかし、そのような決定書の写しや決定書作成時の起案用紙等とい

った書面は、西部児童相談所では当該債権が消滅していない限り保存されていたが、中央児童相談所及び東部児童相談所では、5年間を超えるものについては保存されていなかった。

確かに、文書管理規則上、会計に関する資料の保存期間は5年間と定められている。

しかし、債権発生後に債務者が債権の一部を弁済した場合などは、債務の承認がなされたとして時効が中断することとなり、文書の保存期間である5年が経過しても債権は消滅しない。

債権発生時の書面等が残されていなければ、債務者から債権の発生自体を争われた場合に、その債権が適法に発生していたことを立証することが困難となってしまう恐れがある。

そこで、債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料を全て残しておくべきである。

ウ. 【債務者の市町村民税額調査について（意見48）】

<結論>

費用の徴収の事務にあっても、市町村民税額の調査を実施すべきである。

<理由>

児童福祉法第56条第4項には、負担金の「負担能力の認定」に関してのみならず、当該債権の「費用の徴収」に関しても、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。

しかし、現在、「負担能力の認定」にあたっては、債務者の居住する市町村に対し、市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては行われていない。

担当部署によれば、費用の徴収にあたって市町村民税額の調査を行うことを妨げる明文規定はないが、調査を行っても各市町村の税務事務関係課から回答が得られない懸念はあるとのことであった。

確かに、制度上は同意がなくても情報提供を受けられるとしても、児童相談所の係属が終了し、本人が住民票等を写す等して債務者との繋がりが見た目上なくなった場合、市町村の税務事務関係課では児童相談所の調査の目的が分からずに債務者の同意書を求めてくる可能性があり、その場合に債務者の同意書を取るのは困難であり、調査は円滑に進まないことも想定できなくはない。

しかし、回答が得られない懸念があるから調査自体を行わなくてよいということにはならない。また、市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止を行うかどうかの判断を行うにあたって非常に有用である。

そこで、今後は、費用の徴収の事務にあっても、市町村民税額の調査を実施すべきである。

エ. 【分任出納員の任命について（意見49）】

<結論>

中央児童相談所においても、各地区担当児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。

<理由>

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の納付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

そして、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示がなされているため（「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）、西部児童相談所及び東部児童相談所では、債権管理体制の充実を図るため、各地区の担当児童福祉司も分任出納員として任命している。

しかし、中央児童相談所では、各地区担当児童福祉司を分任出納員としては任命していない。

当該債権の納入指導については、負担金事務担当者と担当児童福祉司が連携を図りながら実施することとされているところ（児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領第4第3項（1）、担当児童福祉司が分任出納員として任命されていない状況では、債務者宅を訪問した担当児童福祉司が弁済を受けることができないなど、充実した債権管理がなされない可能性がある。

また、県内で取扱いが統一されていないという現状に、合理性があるものとは思われない。

そこで、今後は、中央児童相談所においても、各地区担当児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。

オ. 【徴収停止及び執行停止の検討（意見50）】

<結論>

生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に、徴収停止及び執行停止の実施を行うべきである。

<理由>

本件債権の徴収に関しては、児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領に、以下のような取扱い規定がある。

- ・徴収猶予（同要領第9第1項）：費用徴収権者は、納入が一時的に困難な者については、申請により徴収を猶予し、1年以内の期間を限って納期を延長し、又は分割納入をさせることができる。
- ・徴収停止（同要領第9第2項）：次の場合には、費用徴収権者は、徴収停止決議書によって徴収を停止することができる。①納入期限後相当の期間を経過しても履行されず、しかも納入者に滞納処分をするものがないとき。②納入者が徴収金を納入することによって非保護世帯に該当するとき。③納入者が行方

不明となったとき。④徴収金が少額で取り立てに要する費用が満たないと認められるとき。

また、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領にも、債務の弁済の意思はあるが生活状況から支払いが困難な者や行方不明等により納入不可能なものについては、徴収停止（児童福祉法第56条費用徴収事務取扱要領第9第2項）を検討すべき旨の規定がある。

さらに、滞納処分をすることができる財産がないときや滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在地及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときには、執行停止を行うこともできる（地方税法第15条の7）

しかし、実際に、徴収停止や執行停止が実施された例は、ヒアリング時に確認することはできなかった。

生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に、徴収停止及び執行停止の実施を行うべきである。

カ. 【債権管理方法について（意見51）】

<結論>

当該債権の管理については、少なくとも、県内で債権管理の方法について差異が生じている現状を打開するため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などにより、各児童相談所における債権管理体制を整える必要がある。

<理由>

未納のある債務者に対する催告の実施方法は、以下のとおり、児童相談所ごとに異なっている。

	中 央	西 部	東 部
催告の実施	年1回、郵送で催告状を送付。退所後ケースも同様。	最低年1回。ほか、各ケースの連絡頻度に応じて+αを実施。	年2回。5月と12月の強化月間にあわせて実施。

県内に三所存在する児童相談所の中では、西部児童相談所が、他の二所に比べて充実した債権管理を行っていた。例えば、中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面のみでしか催告等を行っていないところを西部児童相談所では訪問も行っている、西部児童相談所では児童を担当する児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけているといった形である。

もっとも、西部児童相談所の債権管理方法も、特に、児童が児童相談所の対象年齢ではなくなった後に関しては、催告の頻度・方法を含め、十分とはいえ課題はあるが、少なくとも、相対的に優れた管理が行われているのであるから、そのノウハウ等の共有が図られて然るべきであるといえる。

そこで、少なくとも、県内で債権管理の方法について差異が生じている現状

を打開するため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などにより、各児童相談所における債権管理体制の充実を図る必要がある。

9. 障害政策課V：(しろがね学園) ①施設設備の修繕費用等、②施設入所特定費用、③嘱託職員報酬返納金、④施設入所利用者負担金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

- ①②③ 14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入
- ④ 8款：使用料及び手数料—2項：手数料—5目：健康福祉手数料—4節：障害政策関係手数料

イ. 担当部署

健康福祉部 障害政策課 発達支援係
 しろがね学園 総務給食係

ウ. 債権の発生原因と種類

- ①不法行為(709条)に基づく損害賠償請求権(私債権)
- ②④児童の保護者との契約に基づいて発生する請求権(私債権)
- ③地方自治法施行令159条に基づく返納金請求権(非強制徴収公債権)

エ. 債権の内容

- ①施設入所者が当園設備を破損したことで発生した修繕費用を当該入所者の親権者が弁償するというので、損害賠償の支払について合意したとのこと。
- ②契約入所した児童の保護者が支払う、食費、光熱水費、日用品費等、児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費対象外のサービス利用料。「群馬県立しろがね学園施設サービス利用契約書」に基づき発生する。
- ③欠勤による報酬過払い分の返納金。欠勤が続いた職員がおり、本人に出勤の意思確認を行ったところ、出勤の意思があると言ったので、該当月の報酬を満額支給してしまったため、当該債権が発生した。
- ④契約入所した児童の保護者が支払う施設サービス利用料である。

オ. 時効期間

- ①3年(民法第724条)、②④10年(民法第167条1項)、③5年(法第236条1項)

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

①施設設備の修繕費用

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
113,244円	0円	0円	0円	113,244円

②施設入所特定費用

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
811,424円	3,001,779円	2,973,550円	0円	839,653円

③嘱託職員報酬返納金

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
80,000円	0円	35,000円	0円	45,000円

④施設入所利用者負担金

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,252,574円	1,654,015円	1,654,015円	0円	1,252,574円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

①施設設備の修繕費用

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成27年度	113,244円	2件	1人

②施設入所者特定費用

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	93,095円	8件	2人
平成19年度	30,500円	25件	3人
平成20年度	29,900円	17件	3人
平成21年度	42,300円	19件	2人
平成22年度	103,350円	20件	3人
平成23年度	181,180円	20件	2人
平成24年度	79,800円	32件	6人
平成25年度	102,400円	42件	6人
平成26年度	62,865円	24件	3人
平成27年度	43,580円	18件	2人
平成28年度	32,400円	12件	1人
平成29年度	38,283円	14件	2人
合計	839,653円	251件	35人

③嘱託職員報酬返納金

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成22年度	45,000円	1件	1人

④施設入所利用者負担金

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	74,175円	6件	2人
平成19年度	229,700円	31件	4人
平成20年度	164,200円	29件	4人

平成21年度	88,500円	21件	2人
平成22年度	59,489円	8件	2人
平成23年度	137,100円	17件	3人
平成24年度	155,400円	18件	3人
平成25年度	148,087円	17件	4人
平成26年度	125,568円	14件	3人
平成27年度	51,755円	6件	1人
平成29年度	18,600円	2件	1人
合計	1,252,574円	169件	29人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

①②③④事案発生の都度、調定を実施。具体的には、回議用紙及び調定回議書を作成し、園長の決裁を受けてから納入通知書を作成する。群馬県の財務会計システムから出力される納入通知書は、しろがね学園で作成し、保護者に郵送する。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

- ①調定の納期限：調定の翌日から20日以内に設定する。
- ②④調定の翌日から20日以内に設定する。口座振替の場合は、調定日の月末。
- ③調定の翌日から20日以内に設定する。

< 適時・適切に回収できない債権について回収できない理由 >

- ①債権回収できない理由：保護者の経済的事情により回収ができていない。
- ②④保護者の経済的事情により回収ができていない。
- ③本人の経済的事情により回収ができていない。

< 納入通知 >

- ①②③④該当なし。

エ. 不納欠損処理の状況

- ①②③④該当なし。不納欠損に係る基準はない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

- ①②③④エクセルで「徴収簿」を作成し管理している。なお「徴収簿」は入金の都度、総務給食係で更新している。また債務者とのやりとりに関しては「利用料滞納督促記録」を作成している。当該情報はシステム上アクセス制限されており、総務給食係の2名と園長のみが入れるサーバーに保管されている。

<担当者の権限分配の状況>

①②④債務者の状況に関しては、しろがね学園全体で情報を共有している。①今回の修繕費は、該当児童が入所している各寮の係長が、債務者である保護者との折衝を担当している。③債務者本人との折衝は総務給食係の1名が担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

①②③④名称・住所・電話番号・家族構成・勤務先を把握している。

<調査の方法と頻度>

①2か月に1回、寮の係長が電話連絡を行い、債務者に関する情報を収集している。②④年に数回、寮の係長が電話連絡を行い、債務者に関する情報を収集している。連絡の頻度は係長の裁量に任せている。また、長期にわたり連絡が取れない家庭もある。③年に数回、総務給食係の担当者が電話連絡を行い、債務者に関する情報を収集している。

①②③④住民票は住民基本台帳法37条1項に基づき、戸籍は戸籍法第10条の2第2項に基づき、調査できる。

<債務者との通信・面談>

①②③④面談記録があり。①③通査したが、問題はなかった。②④長期にわたり連絡が取れない家庭がある。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

①②③④時効の起算点は、しろがね学園総務給食係作成の「徴収簿」に明示されており、「徴収簿」には最初の督促日も記載されている。②④今までは時効をあまり意識していなかったが、時効完成まで1年を切っているものもあるので、今後は意識して対応していくとのこと。

<中断措置の有無・方法>

①②③④該当なし

<時効完成後の対応>

①②③④該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

①2か月に一度、寮の係長が電話連絡を行うのみで、訪問や財産調査が行われていない。②④2年間・4年間・6年間など長期間にわたり連絡が取れない家庭がある。年に数回、寮の係長が電話連絡を行うのみで、訪問や財産調査を実施していない。③長期間の放置はしていない。年に数回、総務給食係の担当者が電話連絡を行うのみで、訪問や財産調査を実施していない。督促の頻度は担当者の裁量に任されている。

<延滞金等>

①契約書を交わしていないため、延滞金も徴収していない。②④延滞金を「群馬県立しらがね学園施設サービス利用契約書」で定めていないので、徴収していない。③条例の定めがないので、徴収していない。

<督促状の記載>

①②④不適切な記載等はなかった。私債権なので不服申立の教示はしてない。
②③④システム上、督促状が5年を経過すると閲覧できなくなり、督促状の写しも保管してないため、5年経過しているものに関しては、記載漏れ等の有無を確認できず。③当該返納金は督促日から5年以上経過しているため、記載漏れ等の有無を確認できない。督促状が閲覧できないため、督促状における教示の有無も確認できなかった。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

①②③④実施していない。

<法が用意した手段の活用状況>

①②③④実施していない。

<任意的手段の活用方法>

①③催告のみ。②④催告や納付相談を行っている。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

①②③④財産調査は実施していない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

①②③④債務者でない者への財産調査は実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

①②③④連帯保証人はつけていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

①②③④該当なし。なお戸籍謄本をとっていないので、相続人の情報は保有していない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

①②③④方針・基準はなし。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

①②③④処理方針なし。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

①②③④利用事例なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

①②③④該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【①②④「徴収簿」と「滞納督促記録」が別管理されている（意見52）】

<結論>

債権の回収状況を記録した「徴収簿」と債務者との過去の交渉履歴である「滞納督促記録」は、債務者ごとに情報を統合して作成すべきである。

<理由>

現状、「徴収簿」だけを開覧しても、債権の残高及び入金額が記載されているだけで、滞納の原因、あるいはその債権がなぜ回収できていないのか、また過去に債務者とのどのような債務返済に係る交渉をしているかが判明しない。したがって、担当者には定期異動があることも鑑みて、引継を円滑化あるいは情報共有を図るためにも、「徴収簿」に債務者との過去の交渉履歴も残すべきであると考ええる。

イ. 【②④延滞が発生した後に債務者の財産調査を実施していない（意見53）】

<結論>

債務者の財産調査を実施すべきである。

<理由>

債務者の財産調査を実施しないと、当該債権の回収可能性、有効な手段の有無等に関する適切な判断を行うことができない。したがって、債務者の債務返済能力を適切に評価するために、債務者の財産調査を実施すべきと考える。

ウ. 【②④債務者の近況把握が電話連絡のみとなっている（意見54）】

<結論>

債権回収には、債務者の最新の情報を把握する必要があるため、電話連絡のみでなく、債務者を訪問し、債務者との面談も定期的実施すべきである。

<理由>

電話による連絡は、債務者に関する情報が変化していても債務者が真実を述べない限り情報の変化に気づかないが、訪問することで債務者の最新の住所を把握し、また住居や保有車を確認することで、債務者の最新の財産状態を把握できる。さらに訪問することで、債務者の債務返済への意識を高められるという効果もあり、また最新の財産状態を把握し回収困難と判断すれば、徴収の停止等の緩和策も取れるため、債務者への定期訪問を実施すべきと考える。

エ. 【②④債務者と長期にわたり連絡が取れていない事案がある（意見55）】

<結論>

債務者とは定期的に連絡を取るべきである。

<理由>

債務者と2年・4年・6年以上等長期にわたり連絡が取れていない事案があった。当該債権においては、連帯保証人がついておらず、債務者本人からの返済しか望めないのであるから、債務者が所在不明となることを未然に防ぐため、定期的に連絡を取るようにはする必要があると考える。

オ. 【②④時効完成前に関連書類が廃棄されている（意見56）】

< 結論 >

文書の保存期間を見直すべきである。

< 理由 >

当該債権の関連書類は「群馬県文書管理規程」第三十九条でいう保存期間5年の文書に該当するとのことで、保存期間が経過し既に廃棄されている書類があった。しかし、関連書類は後日訴訟等になった場合に証拠書類等で必要になる可能性もあり、債権管理上も後日関連書類を見直すケースもあると思われる。したがって、時効が完成していない債権に関しては、関連書類の保存期間を見直すべきであると考ええる。

カ. 【③欠勤があるにも関わらず、当月の給与を満額支給していること（意見57）】

< 結論 >

欠勤の場合には、当月の給与を減額して支給すべきである。

< 理由 >

欠勤の場合は、「群馬県職員の給与に関する条例」第十条に基づき給与を減額して支給しなければならない。ただし、群馬県は給与に関して当月1日から当月末までの分を、当月21日に支給していることも今回の債権発生原因のため、今後報酬返納金を発生させないためにも、例えば20日締め、25日払い等に給与の計算方法を変更することも必要であると考ええる。

今回の監査で検出された事例では、翌月も出勤すると思われた職員がそのまま欠勤を続け、退職し、通常拒否されることの少ない過払給与の返還請求にも応じないケースであって、例外的な場合であるという見方もあるが、支給時期に関係する問題は、他の所管課における過払給与等の返還請求権についても生じており、全庁的な問題としても、検討し、対応することが望ましい。

第8 環境森林部が所管する債権

1. 廃棄物・リサイクル課：廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

環境森林部 廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係

ウ. 債権の発生原因と種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第2項及び第5項・行政代執行法第5条及び第6条・国税滞納処分の例により強制徴収できる強制徴収公債権

エ. 債権の内容

①廃タイヤ回収業を営んでいたA氏が、平成5年2月頃から廃タイヤを収集し、県知事から産業廃棄物処分業の許可を受けずに旧佐波郡境町（現伊勢崎市）の土地に大量に埋め立て処分をおこなっていたところ、火災が繰り返し発生したことから、県は、平成11年3月、今後も火災発生危険性があること、タイヤ焼却臭があり生活環境保全上も支障が生じていたことを理由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項（当時）に基づき廃タイヤ全量撤去の措置命令を発付した。

その後も措置命令に応じなかったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項（当時）に基づき、平成11年12月から平成12年12月まで行政代執行を実施して廃タイヤを撤去し、平成12年8月（第1期分）及び平成13年3月（第2期分）に、行政代執行法第5条に基づき、A氏に対して行政代執行に要した費用の納付命令を発付した。

②A氏は、伊勢崎市内の別の土地でも、平成14年の判明時以後、長期間に渡り廃タイヤを違法に放置していたため、県は、平成22年10月にA氏に対して、同年11月に土地の所有者であるB氏に対して、生活環境保全上の支障の除去等を理由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づき廃タイヤ撤去等の措置命令を発付した。

しかし、その後も措置命令に応じなかったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項に基づき、平成23年2月から同年5月まで行政代執行を実施して廃タイヤ等を撤去し、平成23年9月に行政代執行法第5条に基づき、A氏及びB氏に対して行政代執行に要した費用の納付命令を発付した。

なお、土地所有者であるB氏については、廃棄物があることを承知の上で土地を取得し、行為者であるA氏に対して撤去や退去を求める等の対応をしていないことから、A氏が処分等をするのを助けた者に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項第4号（当時）に基づき、地上部にある廃棄物の撤去を命じられたものである。

オ. 時効期間

5年（行政代執行法第6条第1項・国税通則法第72条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
220,603,000円	0円	120,000円	173,552,000円	46,931,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成12年度	0円	2件	1人
平成23年度	46,931,000円	1件	2人
合計	46,931,000円	3件	3人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

平成12年度と平成23年度に行政代執行に要した費用について納付命令を発付していることから、当初の調定については平成12年度と平成23年度に行っている。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

財務規則によれば、納期限については納入通知書の発行の日の翌日から起算して20日以内の日とされていることから、同規則を踏まえて納期限を設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者A氏に対して納付指導を継続して実施し、平成13年度から平成21年度にかけて、少額ながらも回収をしてきたが、平成20年には債務者A氏が生活保護を受給するようになり、平成22年には債務者A氏に成年後見人が選任されるなどしたため、回収が困難な状況となっていた。その後、平成29年3月に債務者A氏が亡くなり、平成29年度には不納欠損処分とした。

なお、もう一人の債務者B氏に対しては、納付指導を継続して実施し、平成25年度から現在に至るまで少額ながらも定期的な分納により回収を継続している状況である。

<納入通知>

行政不服申立てに関する教示は記載している。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度に、債務者であるA氏について、平成12年度の未納額である2486万円（1期分）、1億4869万2千円（2期分）及び平成23年度の未納額4693万1千円について不納欠損処分を行っている。

債務者A氏については、生活保護の受給開始、成年後見人の選任がなされた後、平成29年3月にA氏が亡くなったが、相続人全員が相続放棄を行い相続人不存在の状態となり、また、財産調査の結果、預金が数千円存在するのみで

あったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項により準用する行政代執行法第6条により、国税徴収法第153条第1項第1号の規定「滞納処分の執行をすることができる財産がないとき」に該当したため、平成30年3月に滞納処分の執行の停止を行った。また、滞納処分の執行の停止を行ったところ、国税徴収法第153条第5項の規定「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するため、同日付で納付義務を消滅させ、不納欠損処分としたものである。

なお、上記不納欠損処分とした未納額のうち、平成23年度の未納額4693万1千円については、債務者A氏と債務者B氏の不真正連帯債務であり、債務者B氏に対する債務は依然として存続することから、収入未済額として計上を続けている。

<不納欠損の時期>

特に不納欠損処理の時期に関して取扱基準はないが、平成29年度中の不納欠損処分については、国税徴収法第153条第1項第1号、同条第5項に基づき、滞納処分の執行を停止し、納付義務を消滅させた上で不納欠損処分としたものである。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

定期的に発生する債権ではないため、特に電算システムなどのシステム上での管理はしていない。

エクセルで「未収金整理簿」を作成し、簿冊で管理を行っている。未収金整理簿には、債権内容、債務者の住所・氏名、債権金額、収納年月日・収納額、一部収納後の残高等が記載されている。

<担当者の権限分配の状況>

担当者1名と担当係の上司の2名体制で管理をしている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収

<調査の方法と頻度>

2か月に1度の納付書の送付で不達なら所在調査を行う。また、不定期であるが、固定資産課税台帳の閲覧や金融機関への預貯金の照会等による調査も実施している。

<債務者との通信・面談>

通信記録及び面談記録は全て保存されており、納付指導等を行った年月日、その内容、納付指導の結果及び一部納付があった場合の納付額等は、エクセルで作成した「指導・納付の状況」と題する表に追記する方法で整理されている。

未収債権の事案が2件であるところ、2件の書類の記載内容を確認したが、特に記載漏れ等の問題は存在しないと考えられる。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

未収金整理簿に収納年月日を記入することになっており、同整理簿により消滅時効の起算点、時効期間の管理を行っている。

<中断措置の有無・方法>

何ら中断措置をしないまま時効完成させてしまった事例はない。債務者A氏について、平成25年度に、同人の成年後見人から、債務確認書を徴求しているが、未収金の発生原因、未収金額等は記載されており、時効中断事由である債務承認の書面としては不適切な内容とはなっていない。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

通知・電話・訪問による。2か月に1度の点検で遅滞があれば、督促を行う。

<延滞金等>

延滞金については徴収の根拠となる規定が存在せず、徴収していない。

<督促状の記載>

行政不服申立ての教示は督促状の書式の中に組み込まれている。

イ．督促に応じない場合の措置

<滞納処分等の実施状況>

実施していない。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

債務者B氏については、催告及び納付相談の結果、県において、債務者B氏の現在の年金収入などから最低生活費を差し引いた月々の支払可能額を計算し、分割納付の各月の返済額の提示を行ったところ、債務者もこの案を受け入れ、現在に至るまで分割納付が行われている。なお、納付誓約書は徴求していない。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者A氏について、資産調査を行っており、動産及び不動産の保有なし、預金債権数千円との調査結果を得ている。

また、債務者B氏についても資産調査を実施しており、本人名義の不動産が存在するものの、根抵当権・抵当権の被担保債権額が多額であったために資産価値なし、預貯金債権が十数万円との調査結果を得ており、収入調査により年金収入額についても情報を得ている。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

債務者でない者への財産調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者A氏については、平成29年3月に亡くなり、相続人は全員相続放棄を行っている。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

特に基準等はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針はないが、国税徴収法の規定等に基づき処理を行っている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

債務者A氏について、生活保護の受給開始、成年後見人の選任がなされた後、平成29年3月にA氏が亡くなったが、相続人全員が相続放棄を行い相続人不存在の状態となり、また、財産調査の結果、預金が数千円存在するのみであったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第5項により準用する行政代執行法第6条により、国税徴収法第153条第1項第1号の規定「滞納処分の執行をすることができる財産がないとき」に該当したため、平成30年3月に滞納処分の執行の停止を行った。

また、滞納処分の執行の停止を行ったところ、国税徴収法第153条第5項の規定「その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するため、同日付で納付義務を消滅させ、不納欠損処分とした。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．過年度の指摘事項ないし意見

平成23年度の包括外部監査で、「廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金」に関して、債務者が生活保護を受けた時点で回収可能性が極めて乏しいことから、その時点で不納欠損処理の検討を行うべきであったが、債務者本人及び成年後見人はわずかでも支払う意思を持っており、また子息もあることから、処理の判断は困難な状況にあったと思われるため、今後の状況の変化に留意し、必要な手続を適時に行うことが必要である」との意見が出されていた。

イ．改善措置の状況等

その後も、子息が存在していた状況には変化がなく、平成29年に債務者本人が死亡し、子息等の相続人が全員相続放棄をした時点で、状況の変化が生じ

たことから、不納欠損処分の手続を行っている。

- (7) 指摘事項
該当なし。
- (8) 意見
該当なし。

2. 林業振興課：林業・木材産業改善資金等

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

林業改善資金特別会計—4款：諸収入—2項：貸付金元利収入—1目：林業・木材産業改善資金貸付金元利収入—1節：元金

イ. 担当部署

環境森林部 林業振興課 林業団体係

ウ. 債権の発生原因と種類

①林業・木材産業改善資金、②林業後継者等特別対策資金のいずれも金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（私債権）である。

<補足説明>

①林業・木材産業改善資金については、林業・木材産業改善資金助成法及び群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則に基づき、貸付決定後、借入申込者から林業・木材産業改善資金借用証書を提出させ、借入申込者と県との間で金銭消費貸借契約を締結する。

②林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱に基づき、貸付決定後、借入申込者から借用証書を提出させ、借入申込者と県との間で金銭消費貸借契約を締結する。

エ. 債権の内容

①林業・木材産業改善資金助成法は、林業従事者等が林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入すること）を支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付を行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度を定めたものであり、「林業・木材産業改善資金」は、同法第2条において、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金と定義されている。

県では、林業・木材産業改善資金助成法を踏まえて、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則を定めており、林業・木材産業改善資金の借入申込者は、同規則第8条に基づき、県に対し、林業・木材産業改善資金貸付申請書を提出し、県はその内容を審査し、貸付を行うことが適当であると認めるときは、貸付決定を行う。貸付決定の通知を受けた借入申込者は、同規則第10条に基づき、

県に対し、林業・木材産業改善資金借用証書を提出する。

②また、林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱に基づき、山村における指導的林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るために、県が林業後継者等に資金を貸し付けるものである。

林業後継者等特別対策資金の借入申請者は、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第5条に基づき、県に対し、貸付申請書を提出し、県では、申請書の内容が適当であると認めたときは貸付決定を行い、貸付決定通知を行う。その後、貸付決定通知を受けた借入申請者は、県に対し、借用証書を提出する。

オ. 時効期間

10年間（旧民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
69,940,551円	32,759,755円	36,860,492円	0円	65,839,814円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
昭和56年度	825,000円	1件	1人
昭和57年度	43,000円	1件	1人
昭和58年度	1,366,000円	2件	1人
昭和59年度	1,366,000円	2件	1人
昭和60年度	300,000円	1件	1人
平成7年度	1,020,000円	1件	1人
平成8年度	1,840,000円	2件	2人
平成9年度	3,670,000円	3件	2人
平成10年度	6,945,000円	5件	3人
平成11年度	1,840,900円	4件	4人
平成12年度	980,000円	1件	1人
平成13年度	3,299,641円	4件	4人
平成14年度	2,940,232円	7件	7人
平成15年度	3,810,030円	10件	10人
平成16年度	4,057,420円	5件	5人
平成17年度	2,100,418円	4件	4人
平成18年度	1,174,571円	2件	2人
平成19年度	938,560円	3件	2人
平成20年度	3,538,346円	8件	7人
平成21年度	9,312,089円	6件	6人

平成 2 2 年度	1, 736, 893円	6 件	6 人
平成 2 3 年度	1, 361, 328円	3 件	3 人
平成 2 4 年度	427, 469円	2 件	2 人
平成 2 5 年度	3, 793, 673円	6 件	6 人
平成 2 6 年度	2, 566, 126円	3 件	3 人
平成 2 7 年度	3, 132, 855円	5 件	5 人
平成 2 9 年度	1, 454, 263円	3 件	2 人
合計	65, 839, 814円	1 0 0 件	9 2 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況、調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

① 林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第 4 条に基づき、償還期間は原則 1 0 年以内（据置期間は 3 年以内）とされており、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領第 4 ・第 4 項に基づき、償還期間（据置期間を含む）を定める際には、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとされている。

同事務取扱要領第 4 ・第 5 項に定められている償還方法によれば、償還期間が 1 年以内の貸付金については、一時払いの方法、その他のものは均等年賦支払いの方法によるものとされているが、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち、据置期間経過後の期間において均等年賦支払いの方法により償還を行うこととされている。

そのため、県では、通常、均等年賦支払いの方法により償還を受けることになるため、調定については、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書記載の償還内容及び林業・木材産業改善資金借用証書記載の償還期日及び償還額を踏まえ、各年の償還期日に合わせて年に 1 度調定を行っている。

② 林業後継者等特別対策資金については、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第 4 条に基づき、貸付対象事業毎に償還期間（5 年以内又は 1 0 年以内）が定められており、償還期間（据置期間を含む）を定める際には、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとされている。

償還方法については、同要綱第 8 条に基づき、元金は年賦による均等償還、利子は元金償還の償還期日に当該期日までに相当する額を元金と同時に支払うものとされていることから、県では、年賦支払いの方法により償還を受けることになる。

そのため、調定については、林業後継者等特別対策資金貸付決定通知書記載の償還内容及び林業後継者等特別対策資金借用証書記載の償還期日及び償還額を踏まえ、各年の償還期日に合わせて年に 1 度調定を行っている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

収入未済となる理由は、貸付先（債務者）の倒産（破産）・経営状況の悪化、

債務者及び保証人が無資力、債務者・保証人死亡、所在不明などである。

エ. 不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理をした事例がないため、不納欠損処理の時期に関する取扱基準はない。抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産申立を行い、免責許可決定を受けているものがあるが、免責許可決定後も債務者から不定期に支払いを受けているものが存在する。同事案については債権放棄も不納欠損処理もしていない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

債権管理簿及び債権現在額報告書が整備されている。平成29年度債権現在額報告書については、平成30年4月に審査課からの提出依頼に基づき、所定の様式を提出している。

< 情報システム等による管理運用状況 >

県では、県の債権管理担当者が、エクセルソフトを用いて、「林業・木材産業改善資金債権現在高」、「林業後継者資金債権現在高」、「林業・木材産業改善資金償還金償還実績一覧表」、「林業後継者等特別対策資金償還金償還実績一覧表」、「林業・木材産業改善資金の延滞者償還状況」、「林業後継者特別対策資金の延滞者償還状況」といった表を作成し、債権の管理を行っている。

毎年度、県では、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第23条第1項及び群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第13条に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付金の貸付に係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く）の一部及び林業後継者等特別対策資金の貸付に係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く）の一部を県森林組合連合会に委託をしている。

委託を受けた県森林組合連合会では、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領に基づき、「林業・木材産業改善資金管理カード」を作成し、資金の種類、貸付決定額、貸付決定年月日、貸付決定番号、貸付先氏名、住所、保証人（氏名・住所）、償還期限、償還期日などの記載を行い、管理を行っている。

また、群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領によれば、県林業振興課及び県森林組合連合会は、同要領に定められた林業後継者等特別対策資金貸付管理台帳を作成し、借受者ごとの貸付金額、償還額、償還期日、償還状況等を明確に記録しなければならないとされているが、管理台帳は作成されていない。県森林組合連合会では、林業・木材産業改善資金管理カードと同じ書式を用いて、林業後継者特別対策資金貸付金管理カードを作成し管理を行っている状況である。

< 担当者の権限分配の状況 >

県森林組合連合会の主担当は1名（主担当の上司が業務を補完）であり、県の債権管理担当者も1名である。

県の債権管理担当者1名が、貸付決定の事務から債権保全（回収）事務まで一人で担当をしているが、電話、文書、訪問などの督促・催告業務は、県森林組合連合会に委託をしているため、県の債権管理担当者が、実際に電話や訪問等の催告業務を行うことは例外的な取扱いとなっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者に関する情報については、債務者が資金の借入れを申し込む際に提出する林業・木材産業改善資金貸付申請書又は林業後継者等特別対策資金貸付申請書により、氏名、住所、電話番号、年収（所得）、連帯保証人の氏名・住所などの情報を把握するほか、貸付申請書の添付書類などから、所得金額などの情報も把握している。

債務者が法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、連帯保証人の氏名・住所などの情報のほか、貸付申請書の添付書類などから、決算状況などの情報を把握している。

<調査の方法と頻度>

群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領又は群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領において、債務者や連帯保証人の住所・氏名等が変更になった際に変更届を提出することとされていることから、変更届の提出により変更の有無を確認している。

同変更届が提出されない場合等については、県から債権保全（回収）業務を委託されている県森林組合連合会の担当者が、定期的に電話、個別訪問を行い、変更の有無を確認しているとのことであるが、県では、県森林組合連合会により定期的に電話、個別訪問が行われているか否か、電話、個別訪問が行われているとすれば、どの程度の頻度で行われているのかを把握していない。

なお、県の（環境）森林事務所の担当者が、債務者宅等を訪問することもあるとの説明がなされたが、（環境）森林事務所では、林業の技術指導等を行っていることから、技術指導等で債務者宅を訪問する際に、変更の有無を聴取しているとのことである。

債権管理のために、平成25年度に、住民基本台帳法第37条第1項に基づき、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料提供の依頼を行った事例もあるとのことであるが、極めて例外的なケースであり、ほとんどのケースでは依頼は行われていない。

<債務者との通信・面談>

県では、債権保全（回収）業務について県森林組合連合会に委託をしているため、県では、原則債務者に対して催告を行うことはなく、県では個別の通信、面談記録は作成していない。

県森林組合連合会の担当者が債務者宅を訪問する際に、県の債権管理担当者などが同行することもあるが、その際には、県の債権管理担当者が復命書を作成することから、復命書に訪問時のやり取りなどが記録される。

県から債権保全（回収）業務の委託を受けた県森林組合連合会では、林業・木材産業改善資金貸付金管理カード、林業後継者特別対策資金貸付金管理カードに納入の状況、督促の状況を記載するとともに、交渉、面談記録をエクセル等のソフトで作成しているとのことであるが、県では、県森林組合連合会に対して、定期的に債権保全（回収）業務に関する報告を求めているため、県では県森林組合連合会で実施した交渉、面談の詳細については把握をしていない。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金ともに私債権であり、納期が定められているため、納期が時効の起算点となる。

時効期間の管理については、県の債権管理担当者が、エクセルの表に、一部納入された場合の納入日、分納誓約書の徴求日を入力し、時効中断日などを把握し、時効期間の管理を行っているが、債権管理担当者1名が同表を作成、管理しているだけの状況であるため、属人的な時効期間の管理方法となっている。

<中断措置の有無・方法>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が死亡した後、連帯保証人から一部返済を受けているものの、債務者の相続人に対して請求を行っていないものが存在する。

<時効完成後の対応>

私債権であることから、時効期間が経過しているものの、債務者からの時効援用の意思表示がないため、確定的に時効が完成し時効消滅している債権は存在しない。現在の収入未済債権のうち、時効期間が経過しているものの、時効の援用をされていないものは、4件（実人員3人）である。

（４）債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

調定後、納期限までに納入されなかった場合には、県で督促状を発行し、県森林組合連合会の担当者が督促状を直接自宅まで届けるが、県では督促状を届けた月日を把握していない。

債権保全（回収）業務については、県から県森林組合連合会に事務が委託されているため、連合会の担当者が原則督促・催告を行うが、資力が存在するにもかかわらず支払いを行わない債務者などの悪質な事案の場合には、例外的に県の債権管理担当者が電話や連合会の担当者に同行し訪問などの催告を行う。

県では、債権保全（回収）業務を委託している県森林組合連合会に対して、委託事務の処理に関して報告を求めることができるが、県森林組合連合会からは、債務者等から支払い（償還）があった際に、定型書式の「遅延償還者報告」の提出があり、定期的に、県が県森林組合連合会に対して、各債務者に対する債権保全（回収）業務の内容を報告させているものではない。そのため、県では、県森林組合連合会が、どの程度の頻度で、どのような内容の催告（電話、

文書、訪問)を行っているかを把握していない状況である。

また、財産調査については、いずれの債務者に対しても実施されていない。

<延滞金等>

①林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第19条において、借受者が支払期日に償還金等を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものと規定されている。

②群馬県林業後継者等特別対策資金についても、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第10条において、借受者が償還期日に償還すべき貸付金等を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものと規定されていることから、県では、これらの規定に基づき違約金を徴求している。

①②違約金の算定期間については、林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金ともに、各償還(支払)期日の元金が完済となった際に、その元金に対応する違約金を算定し調定を行う取扱いとなっている。

<督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式のものの発行を行うが、督促状には行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

強制執行等の措置を実施した事例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

法的手段の実施はない。

<任意的手段の活用方法>

県では、債権保全(回収)業務を県森林組合連合会に業務委託していることから、原則、県森林組合連合会が、債務者に対する催告等を実施しており、県の債権管理担当者が債務者に催告等を実施するのは、債務者に資力がありながら支払いがないなどの悪質な事案の場合である。

県では、県森林組合連合会が、債務者から支払い(償還)があった際に県に提出する「遅延償還者報告」により、債務者からの納入があったことを把握し、また、不定期に県森林組合連合会から債権保全の状況等について報告をうけることはあるものの、定期的に、県森林組合連合会に対して、各債務者に対する債権保全(回収)業務の内容を報告させているわけではないため、県では、県森林組合連合会が、どの程度の頻度で、どのような内容の催告(電話、文書、訪問)を行っているかを把握していない状況である。

納付相談、納付誓約の徴求については、県森林組合連合会が訪問した際などに債務者に対して償還計画書(償還計画書が分納誓約の書面に該当する)の作成を依頼し、債務者から償還計画書が提出されている事案もあるが、抽出して

内容を確認した事案の中でも、償還計画書が提出されている事案は少ない状況である。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者宅を訪問した際に、債務者が生活保護を受給した事実を確認している事案が1件存在する。抽出した事案に関する文書等の記載内容を確認する限り、それ以外の事案では、債務者の資産、返済能力に関する調査が実施されているとは言い難い状況である。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者でない者に対して財産調査を実施した事例はない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

①林業・木材産業改善資金については、群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条により、借入申込者は連帯保証人を立てることが義務付けられている。

②林業後継者等特別対策資金についても、群馬県林業後継者等特別対策資金貸付要綱第6条により、不動産を担保に提供するか、又は連帯保証人を立てることが義務付けられている。

①②抽出して内容を確認した全ての事案において、連帯保証人は徴求されていたが、全ての事案で連帯保証人に対して適切に請求がなされているわけではない。「連帯保証人に対して一切請求を行っていないもの」、「連帯保証人が死亡した後、連帯保証人の相続人調査までは終了しているものの、その後、連帯保証人の相続人に対して一切請求を行っていないもの」、「複数の連帯保証人のうち、一部の連帯保証人にしか請求を行っていないもの」、「債務者が自己破産を申し立て免責許可決定となっている場合に連帯保証人に迷惑がかかるとの理由から債務者からの回収を継続し、連帯保証人に対して請求を行っていないもの」などが存在する。他方、連帯保証人から、「同人が連帯保証することを承諾した金額を超えて連帯保証をしたことになっていることから、同人が承諾をした金額を超えた部分（金額）の連帯保証に関しては無権代理である」と主張をされ、平成30年度に訴訟になっている事案が存在する。県では、連帯保証人を徴求する際、借用証書に連帯保証人の実印を押させた上で、印鑑証明書を徴求しているところ、上記の訴訟となった事案でも、実印を押させ、印鑑証明書を徴求している。

①②林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金については、事務処理要領において、借入申込者は、資金交付日以降、借用証書を作成し、保証人の印鑑証明書を添付して提出する取扱いになっていることから、この事案以外に保証意思を争われたものはない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した場合には、相続人の調査までは行われているが、相続人に対する催告まではほとんど行われていない状況である。債務者が死亡したケー

スなどでは、連帯保証人に対して請求を行っているものもあるが、債務者の相続人に対しては一切催告等を行っていないものが存在する。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難であると判断された場合の処理方針は存在しない。なお、抽出して内容を確認した事案の中には、債務者が生活保護を受給するようになった事案が存在するところ、債務者からの回収を継続し、連帯保証人には請求を行っていないものがある。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

徴収停止措置・履行延期の特約を利用した事例はない。

(6) 過去度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア. 平成13年度の監査結果と改善措置の状況等

平成13年度に「貸付金の管理業務を群馬県森林組合連合会に事務委託をしているところ、延滞中の貸付金であって償還期日到来後6か月を経過したものについて、その延滞額の一部又は全部につき払込があった時には、県が連合会に延滞取立奨励金（払込額の3パーセント）を支払っていたことに関し、群馬県森林組合連合会に対して支払われる延滞取立奨励金を支払う必要性の有無、及びその手数料水準の妥当性について見直す必要がある」、「貸付申請書審査の充実を図るため、事業計画書に添付する書類の内容をきちんと定めること、マニュアル又はチェックシートを作成し、必要書類（林業後継者等対策資金の必要書類として、所得証明書、見積書、借入金残高証明書、他の県資金ないし補助金との併用の有無を証明する書類等）が添付されているかチェックすることが必要である。」、「延滞債権の発生要因である、延滞に関する情報不足、対応の遅れ等の管理上の問題等に留意し、厳格な審査の遂行、的確な債権管理を行うことが必要である。」、「債権管理についての最終責任が県にあることから延滞管理システムの再構築が急務であり、また、県が直接貸付実行額を借受者の口座に振り込む方式とし、連合会の事務合理化や経費削減へとつなげられる。」との意見が出されている。

平成13年度の包括外部監査の時点では説明を行っていないが、1977年に林野庁監修で発行されている「林業改善資金制度の解説」という書籍において、委託手数料の支払基準が示されており、県では、同支払基準を踏まえ、県森林組合連合会に対して、延滞取立奨励金（払込額の3パーセント）を交付しているものであり、延滞取立奨励金の支払いの必要性及び手数料水準の妥当性については特段の問題はないものと考えられる。また、すでに、事務取扱要領は改正され、「林業後継者等特別対策資金貸付前チェックリスト」を新たに定め、同リストに基づき、添付書類のチェックが行われ、貸付時には、本人及び連帯保証人の所得証明、確定申告書、源泉徴収票、決算書（法人の場合）など

を提出させており、所得等の調査を行っている。長年の懸案事項である債権管理については、県森林組合連合会に業務委託を行っているが、県が県森林組合連合会に対して十分に報告を行うように指導を行っている状況ではなく、県において的確な債権管理を行っているとは言い難い状況である。

このほか、平成13年度の意見では、平成13年度以前に電算システムを導入していたことから、再度電算システムを導入し延滞管理を行うことを提案されているところ、現在は、エクセルソフトにより、表などを作成し債権管理（延滞管理）を行っており、新たな電算システムの導入は検討していない。貸付方法については、現在、県が直接貸付実行額を借受者口座に振り込む方式に変更され、また事務の重複についても解消されており、県森林組合連合会の事務の合理化が一定程度図られている。

イ. 平成23年度の監査結果と改善措置の状況等

平成23年度に「林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金の借入申込者は、貸付申請書とともに事務取扱要領に規定されている添付書類を提出する必要があるところ、県税を滞納していないことを証するもの（納税証明書等）の提出漏れが1件確認された。」、「県が借受者に対して資金を貸し付けた後、その貸付金の利用状況、借受者の財務状況を確認する必要があることから、事務処理要領に確認手続を規定し、各年度での利用・財産状況を確認するべきである」との意見が出されている。

提出漏れを防止するために、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領、群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領に、添付書類等が提出されているか否かを確認するための貸付審査表を設け、添付されている書類に○印を付す方法でチェックを行っている。貸付申請書類の中から10件程度を抽出し、貸付申請書に添付を義務付けられている添付書類の確認をしたところ、納税証明書等の添付書類はいずれの事案でも全て添付されており、提出漏れの事案は確認できなかった。また、群馬県林業・木材産業改善資金事務取扱要領を改正して、新たに林業・木材産業改善措置実施状況報告書を様式として定め、借受者に毎年6月末までに提出をさせる取扱いとし、同報告書には、年間収入及び年間所得（法人の場合は売上高、営業利益）などの実績を記入し、個人の場合には確定申告書、法人の場合には決算に係る財務諸表を添付させている。群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領についても改正し、新たに林業後継者等特別対策資金事業実施状況報告書を様式として定め、借受者に毎年6月末までに提出をさせる取扱いとし、同報告書には、売上高、営業利益などの実績を記入し、個人の場合には確定申告書、法人の場合には、決算に係る財務諸表を添付させている。

(7) 指摘事項

ア. 【破産免責許可決定となった債務者に対する貸付債権に関して債権放棄等を行うべきである（指摘事項11）】

<結論>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産、免責許可決定となっている事案があり、同事案については債権放棄等を行うべきである。

<理由>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が破産、免責許可決定となっている事案があるが、その後も債務者から弁済を受けているものが存在する。

破産免責後の破産者の債務は、法律上自然債務（裁判上請求されることはないが、債務者が任意に行う弁済は有効）となると解釈されているので、弁済を受けること自体は違法ではない。しかし、破産者の経済的更生を図る破産免責制度の趣旨や民間におけるより一層公正さを求められる自治体行政のあり方からして、破産者が納税義務など免責されない債務と誤解して弁済を継続している可能性もある事案で、弁済金を受領し続けているとすれば、著しく妥当性を欠く事務と言わざるを得ない。

群馬県会計局作成の会計事務の手引きによれば、破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたときは、費用対効果の面から債権の放棄（法第96条第1項）を検討することとされていることから、速やかに債権放棄を検討することが必要である。

なお、「会計事務の手引き」には、債権放棄を検討すべき債権は「徴収停止した債権」に限られるかのように読める記載があるが、法律上、そのような制限はないものと考えられる（法第96条第1項）。

イ. 【林業後継者等特別対策資金貸付金管理台帳を作成し、借受者ごとの償還状況等を明確に記録すること（指摘事項12）】

<結論>

群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領・第11（1）イの規定を根拠に、県林業振興課及び県森林組合連合会に、林業後継者等特別対策資金貸付金台帳（様式26号）を作成し、償還状況等を明確に記録させるよう求めるべきである。

<理由>

群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領・第11（1）イ及びウの規定によれば、県林業振興課及び県森林組合連合会は、事務取扱要領で定められた林業後継者等特別対策資金貸付金台帳を作成し、償還状況等を明確に記録し、償還終了後5年間台帳を保存しなければならないとされている。

事務取扱要領は、統一的な事務処理方法を定めたものであり、県の担当者が数年単位で定期的に異動をしたとしても、各担当者が統一的な債権管理業務を行うことができるように、償還状況等を記録する台帳の作成を義務付けているものであることから、事務取扱要領に基づき台帳を作成することが必要である。

また、現在の運用状況からすると、貸付金台帳が不要であり、別の様式で管理を行うことが適当であると考えているのであれば、事務取扱要領を改正し、現在の運用状況に合わせるべきである。

（8）意見

ア. 【群馬県森林組合連合会に対して各債務者に対する催告状況等について定期的に報告を求めること（意見58）】

＜結論＞

県森林組合連合会が各債務者に対して実施している催告等の状況について定期的に報告を受け、適切な債権保全（回収）業務を行う必要がある。

＜理由＞

毎年度、県は県森林組合連合会との間で、林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金に関して業務委託契約を締結し、債権保全（回収）業務も県森林組合連合会に委託をしている。

そのため、各債務者に対する通常の電話、文書、訪問等の催告業務及び債務者からの回収業務は県森林組合連合会で行うこととなり、県の債権管理担当者が自ら催告業務や回収業務を行う体制とはなっていない。

しかしながら、これまでの外部監査でも指摘をされているように、債権管理等の最終責任は県にあることから、県が直接催告業務や回収業務を行っていないとしても、委託先である県森林組合連合会から定期的に各債務者に対する催告業務の実施状況について報告を求め、催告業務に不十分な点があれば、県森林組合連合会と協議又は県森林組合連合会に対して指示を行い、適切な債権保全（回収）業務が行われるように指導監督をしていく責任がある。なお、平成13年度の包括外部監査の時点では、県森林組合連合会から県に対して四半期報告書が提出されていたが、現在は四半期報告書の提出は行われていない。

現状では、県が県森林組合連合会に対して、各債務者に対する催告業務の状況等について報告を求めているため、県では、県森林組合連合会が、各債務者に対して、どの程度の頻度で、こういった内容の催告を行っているのか十分に把握をしていないことから、定期的に報告を受け、適切な債権保全（回収）業務が行われるように改善していく必要性が高い。

イ. 【貸付債権の時効管理の方法について改善を行うこと（意見59）】

＜結論＞

林業・木材産業改善資金、林業後継者等特別対策資金の貸付債権について、時効管理の方法について改善を行う必要がある。

＜理由＞

県の債権管理担当者がエクセルソフトで作成している債権管理表等が複数存在するが、時効中断事由である一部納入（日）と分納誓約書の徴求（日）は一つの表で管理をされているわけではなく、複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない状況になっている。

時効管理は債権管理担当者1名で行っている状況であることから、一つの表を確認すれば時効の管理を行うことができるよう、債権管理の方法の改善を行うことがリスク低減につながると考えられる。

また、抽出した事案の納入状況を確認したところ、主債務者の法人が事実上倒産したり、主債務者の個人が亡くなっている場合に、主債務者ではなく、連

帯保証人からのみ一部納入を受けている事案が存在したが、連帯保証人からの納入は主債務の時効を中断する効力はなく、将来的に連帯保証人から主債務の消滅時効を援用されるリスクがあることから、主債務の時効中断を図ることについても留意をする必要がある。

主債務者が死亡した後、主債務者の相続人に対して請求を行っていない事案が存在するが、主債務の時効中断のためには、主債務者の相続人に対して請求を行うことが必要である。

ウ．【債務者が生活保護受給者となった場合など債権回収が困難な場合の対応方針を検討すること（意見60）】

<結論>

現在のところ、債権回収が困難であると判断された場合の対応方針は定められていないが、債務者が生活保護受給者となった場合などの対応方針を検討することも必要である。

<理由>

抽出して内容を確認した事案の中に、債務者が生活保護受給者となったものの、その後も同人からの債権回収を継続し、途中で納入が滞っている事案があるが、通常、生活保護受給者には資力、返済能力がないと考えられることから、債務者の生活再建、及び費用対効果の点から、債権回収が困難であると判断される場合の対応方針を検討することも必要である。

3. 森林保全課Ⅰ：治山事業請負契約に関する契約違約金及び前払金返還遅延利息
平成29年度中に29万7345円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものはヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、他部の違約金や返還利息と全く同様の取扱いをしているとのことであり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。
4. 森林保全課Ⅱ：生活環境保全林整備事業に関する前払金余剰額に係る返還利息
平成29年度中に9万135円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものはヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、金額が少額であり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。

第9 農政部が所管する債権・損失補償契約

1. 農業構造政策課 I：農業改良資金貸付金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

農業改良資金特別会計—4款：諸収入—2項：貸付金元利収入—1目：農業改良資金貸付金元利収入—1目：元金

イ. 担当部署

農政部 農業構造政策課 農業金融係

ウ. 債権の発生原因と種類

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。）附則第2条第1項の規定に基づき群馬県が貸し付けた貸付金（私債権）

エ. 債権の内容

農業経営の改善を目的とした農業者への貸付金である。当該制度による最後の新規貸付は平成19年度。平成22年10月1日から、貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫へと変更になったため、現在は県が直貸する農業改良資金貸付金制度による新規貸付はない。

オ. 時効期間

10年（民法第167条1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
12,998,000円	0円	420,000円	0円	12,578,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	1,201,000円	1件	1人
平成19年度	1,311,000円	1件	1人
平成20年度	2,093,000円	2件	2人
平成21年度	3,882,000円	2件	2人
平成22年度	2,571,000円	1件	1人
平成23年度	59,000円	1件	1人
平成24年度	1,260,000円	2件	1人
平成25年度	201,000円	1件	1人
合計	12,578,000円	11件	10人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当初調定は、回議用紙で決裁を受けた後に調定回議書を作成し、調定回議書の決裁終了後、債務者に納付書を送る。群馬県の財務会計システムから出力される納付書は、農業構造政策課農業金融係で作成する。上記1(1)エで記載

したとおり、制度変更により、現状新規貸付はなく、毎年繰越調定を行っている。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

繰越調定の納期限：当初の約定償還日が納期限となる。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債権回収できない理由：経営が苦しいため。

エ．不納欠損処理の状況

該当なし。群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領の第12で不納欠損の時期について記載されている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア．管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

農業資金償還等延滞者一覧や農業改良資金滞納状況をエクセル等で作成し管理している。

< 情報システム等による管理運用状況 >

当該情報はシステム上アクセス制限されており、農業構造政策課農業金融係のみが入れるサーバーに保管されている。また、各ファイル自体もパスワード管理している。

< 担当者の権限分配の状況 >

農業金融係は3名いるが、そのうちの2名で債務者に関する情報を共有している。

イ．債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

名称・住所・電話番号・家族構成・勤務先・保証人の有無

< 調査の方法と頻度 >

債務者（保証人）と連絡がついた時に聞き取りして、変更の有無を確認。住民票は住民基本台帳法37条1項に基づき調査できる。戸籍は戸籍法第10条の2第2項に基づき調査できる

< 債務者との通信・面談 >

債務者との通信記録・面談記録はある。三人の債務者との通信記録・面談記録を閲覧し、時系列で必要事項が漏れなく記載されていることを確認した。なお、一人の債務者との面談記録を閲覧したところ、2年半ほど面談記録が途切れていた。少なくとも年に1回は債務者を訪問し、現況を確かめるべきであるとする。

ウ．消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

時効の起算点は当該債権の担当部門である農業構造政策課農業金融係作成の「農業改良資金滞納状況」に明示されており、また債務者との面談記録である「対応記録」を閲覧した結果、時効完成が近いものはなく、時効期間の管理

は適切に行われていると考える。

< 中断措置の有無・方法 >

該当なし。

< 時効完成後の対応 >

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

< 実施方法・頻度 >

3人の債務者との通信記録・面談記録を閲覧した結果、1人については、2年半ほど面談記録が途切れていた。少なくとも年に1回は債務者を訪問し、現況を確かめるべきであると考ええる。

電話・手紙のみで対応しているケースはなかったが、1人の債務者に関して、連帯保証人が定期的に納付してくれるため、債務者本人とは約10年連絡を取っていない事案があった。但し、このケースでは連帯保証人も高齢であるため、なるべく早い時期に債務者本人の所在をつきとめる必要があると考える。

< 延滞金等 >

違約金については、その時点での概算額を計算し把握しているが、元金が完済しないと、正確な金額が確定しないため、調定はなされていない。元利金の受領がなくても算定しているが、元金返済が優先なので、調定は行っていない。

< 督促状の記載 >

不適切な記載等はなかった。私債権のため、行政不服申立の教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

< 強制執行等の実施状況 >

法的手段による回収（強制執行）は実施していない。

< 法が用意した手段の活用状況 >

該当なし。

< 任意的手段の活用方法 >

催告・納付相談・誓約書の徴求を行っている。

ウ. 財産調査の実施状況

< 債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況 >

債務返済能力を把握する情報は、貸付当初に本人に出してもらっている書類のみとのこと。なお、当該債権の当初貸付日は平成9年度・平成12年度・平成13年度であり、当該書類は「群馬県文書管理規程」第39条でいう保存期間5年の文書に該当することと、既に廃棄されている。事後的な債務者の財産調査は実施していない。

< 債務者でない者への財産調査実施の有無 >

実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

< 連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況 >

連帯保証人にも請求している。但し、請求はしても、実際に連帯保証人からの回収にこぎつけているケースは3件中1件のみ。連帯保証人との間でトラブルになったケースはない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

戸籍謄本をとっていないので、相続人の情報は保有していない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針・基準は、「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」において、同要領に定める債権の保全及び回収を行ってもなお償還されない場合や地方自治法等の規定に該当する場合の記載あり。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」に、支払猶予・免除・債権放棄等に関して記載あり。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用実績なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【時効完成前に貸付決定時の書類が廃棄されていたこと（意見61）】

＜結論＞

文書の保存期間を見直すか、保存期間延長の措置を採る基準を設定すべきである。

＜理由＞

当該債権の関連書類は「群馬県文書管理規程」第三十九条でいう保存期間5年の文書に該当するとのことで、保存期間が経過し既に廃棄されている書類があった。しかし、関連書類は後日訴訟等になった場合に証拠書類等で必要になる可能性もあり、債権管理上も後日関連書類を見返すケースもあると思われる。したがって、時効が完成していない債権に関しては、関連書類の保存期間の見直しや保存期間の延長措置を採る基準を設定すべきである。

もっとも、本資金は日本政策金融公庫に移管され、今後、本資金移管する関係文書が発生する見込みは少ない。また、過年度発生の関係文書で、現在も残っているものについては、保存期間延長の措置をして保存を継続しているとのことであり、当該債権の管理について、今後、不都合が生じる可能性は少ない。

むしろ、上記意見は、単に今後の当該債権の管理のためというよりも、県のより広範囲の事務執行に影響し得ることとして、形式的に適用すると不都合が生じる保存期間の規程の見直しの必要性について問題提起する趣旨である。

イ. 【延滞が発生した後に債務者の財産調査を実施していないこと（意見62）】

＜結論＞

債務者の財産調査を実施すべきである。

＜理由＞

債務者の財産調査を実施しないと、当該債権を今後も回収するのか、あるいは債権放棄するのか等の適切な判断を行うことができない。したがって、債務者の債務返済能力を適切に評価するために、債務者の財産調査を実施すべきと考える。

ウ．【督促や催告を繰り返しているだけで、それ以上の手段は講じられていないこと（意見63）】

＜結論＞

督促や催告を繰り返すだけではなく、債務者の債務返済能力を適切に評価した上で、「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」に記載されている法的手段による回収や債権放棄等も考慮すべきである。

＜理由＞

返済が滞っている場合に、督促や催告を繰り返すだけでは、滞納額が一向に減らない。債権回収に割ける人的資源に限りがある以上、回収可能な債権は回収し、回収不可能な債権は放棄して、債権額を減らす努力が必要と考える。

ただし、現状では、長期延滞債権について、債権回収の基本方針を示す債権管理条例等が存在しないため、担当部署の判断だけでは、督促や催告を超えた手段の実施は困難とも考えられるので、全庁的課題として取り組む必要もある。

エ．【債務者への定期的な訪問が実施されていない（意見64）】

＜結論＞

債権回収においては、債務者の最新の情報を把握する必要があるため、債務者を定期的に訪問し、債務者との面談を実施すべきである。

＜理由＞

債務者のもとを定期的に訪問することで、住居や保有車を確認することで、債務者の最新の財産状態を把握できる。さらに訪問することで、債務者の債務返済への意識を高められるという効果もあり、また最新の財産状態を把握し回収困難と判断すれば、徴収の停止等の緩和策も取れるため、債務者への定期訪問を実施すべきと考える。

オ．【連帯保証人からの回収が適時適切に行われていない（意見65）】

＜結論＞

債務者本人からの返済が遅滞している場合には、連帯保証人からも積極的に回収を図るべきである。

＜理由＞

債務者本人からの返済が遅滞している場合、連帯保証人も当然に返済義務を負うものであり、また、連帯保証人が代位返済すれば、当然債務者本人に求償権を行使するはずであり、結果として債務者本人への返済への意識も高めることができると思う。

カ. 【債務者と長期にわたり連絡が取れていない事案があること（意見66）】

<結論>

債務者本人とは定期的に連絡を取るべきである。

<理由>

連帯保証人が定期的に納付してくれるため、債務者本人とは約10年連絡を取っていない事案があった。但し、このケースでは連帯保証人も高齢であるため、連帯保証人に万が一のことがあり、仮に保証債務の相続がなされない場合には、債務者本人からの返済しか望めなくなるため、なるべく早い時期に債務者本人の所在をつきとめる必要があると考える。

2. 農業構造政策課Ⅱ：損失補償契約

(1) 損失補償契約の概要

ア. 損失補償契約の相手方

①公益社団法人全国農地保有合理化協会、②前橋市農業協同組合

イ. 損失補償の発生事由

①公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人群馬県農業公社に担い手支援資金を融通することについて、公益社団法人全国農地保有合理化協会が損失を受けた場合

②前橋市農業協同組合が公益財団法人群馬県農業公社に農地売買等事業資金を貸付けることについて、前橋市農業協同組合が損失を受けた場合

ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

①生じる。群馬県が損失額の補償をしたとき、公益社団法人全国農地保有合理化協会から公益財団法人群馬県農業公社に対する債権が群馬県に譲渡される。

②生じない。群馬県が損失額を補償したとき、前橋市農業協同組合は公益社団法人群馬県農業公社から債権の回収を行い、群馬県に損失額（債権行使の費用を控除）を納付する。

エ. 未収金利の取扱い

①損失補償の対象となる。利率は10.95%

②損失補償の対象となる。利率は11.0%

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成28年度	100,000,000円	3,788,272円
平成29年度	100,000,000円	8,560,000円

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

該当なし。

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

農地売買等支援事業実施要綱、群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金交

付要綱が整備されている。

イ. 損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

公益財団法人群馬県農業公社の事業実施計画書に基づいて判断されている。

(4) 県の資金の預託・貸付について

県は、当該損失補償契約に関して、金融機関等への県の資金の預託や貸付を行っていない。預託や貸付がなく、損失補償支払いも生じないにもかかわらず、県が損失補償契約をする理由は、公益財団法人群馬県農業公社が資金を借り入れるにあたり、担保となり得る資産等を保有していないためである。そのため、金融機関等から融資を受けるに当たり、県と損失補償契約を結んでいる意義がある。

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

損失補償を行う事由が発生する可能性につき継続的にモニタリングは行われていた。その方法・頻度は、毎月の資金状況、四半期ごとの事業実績及び年2回の損失補償契約に係る貸付金の残高状況の報告を受け、確認するというものであった。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

3. 技術支援課：汚泥流出防止費用及び道路復旧費用償還請求権

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入－6項：雑入－5目：雑入－1節：雑入

イ. 担当部署

農政部 技術支援課 農業環境保全係

ウ. 債権の発生原因と種類

民法に規定する事務管理に要した費用及び関連する訴訟費用の償還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

- ・債務者の原因により発生した汚泥流出により被害を受けた道路の復旧費用
- ・汚泥の流出防止のために実施した被覆工事費用
- ・上記の費用償還請求訴訟に要した費用

債務者は、肥料取締法第22条第1項に係る特殊肥料の生産を行うとしていたが、実際には、特殊肥料生産のためとして、大量の動植物性食品の残渣等を搬入し、積み上げていた。この残渣等にはビニール等の異物が多量に混入しており、それが降雨により浄水場へ流れ込み、下流住民の飲水水の汚染の恐れが

あった。このため、汚泥・汚水の流出防止工事の施工を指示したが、実施されず、県及び安中市が2度にわたり流出防止工事を行った。これに要した工事費用を民法697条「事務管理」を根拠に求償したものが本債権である。

オ. 時効期間

10年（旧民法第167条1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
25,077,490円	0円	0円	0円	25,077,490円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	調定人数(債務者数)
平成11年度	24,963,750円	1人	2件
平成21年度	113,740円	1人	1件
合計	25,077,490円	2人	3件

注1) 平成11年度の調定額の内訳

- ・平成10年度実施の緊急応急工事原因者負担金 15,981,000円
- ・平成11年度実施の雨期対策工事原因者負担金 8,982,750円

注2) 平成21年度の調定額は、注1)の償還請求権の債務名義の取得にかかる訴訟費用である。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

毎年繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納付書には当初の納期限を記載している。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者は、過去に県内の不動産業者への監禁致傷及び傷害の疑い及び恐喝未遂の疑いで逮捕されたことがある。威圧的な言動をするため、学事法制課行政暴力対象者として対応中であり、地元警察からも直接接触しないよう指導されていることから、なかなか回収出来ない。

エ. 不納欠損処理の状況等

該当なし。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

債権管理簿はエクセルで作成している。

<情報システム等による管理運用状況>

債権は1人の債務者に対するもののみであり、平成21年から動きもなく、特に複雑な管理運営はない。

＜担当者等の権限分配の状況＞

2人で分担している。

イ．債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

名称、住所、電話番号、勤務先、所有不動産

＜調査の方法と頻度＞

本債務者とは、事情により、A市を通じて確認している。

＜債務者との通信・面談＞

納入通知書を発送している。面談記録は、別の要件で記録あり。面談記録等を閲覧したが、特に問題事例はなかった。

ウ．消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

平成21年9月11日、前橋地裁において、工事費の支払いを求める訴訟で全面勝訴が確定した（2496万3750円）。判決の確定から10年（平成31年9月10日）に時効の完成となる。1人の債務者に対する債権のみであることから、特に管理簿において時効期間の管理は行っていない。なお、上記債権に対する訴訟費用11万3740円は、平成22年2月19日に訴訟費用が確定していることから、平成32年2月18日に時効の完成となる（上記債権にかかる督促が有効である場合には、平成32年4月29日が時効の完成となるが、有効とならない可能性もある）。

＜中断措置の有無・方法＞

前述のとおり、平成21年3月17日に前橋地方裁判所に工事費の支払いを求める訴訟を提訴し、時効の中断を行った。

＜時効完成後の対応＞

時効が完成した債権はない。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

納税通知書を毎年発送している。財産調査については同様の債権を持つA市に確認している状況である。

＜延滞金等＞

違約金の算定・徴収は実施されていない。

＜督促状の記載＞

訴訟費用のみ督促を実施した。

イ．督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

財産調査が完了次第、実施することもあり得る。

＜法が用意した手段の活用状況＞

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

年内に財産調査が完了予定である。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

基準等は特になし。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針の定めは特になし

ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．平成23年度の指摘事項

過去の経費請求の経緯記録を閲覧した結果、何も記載がない年度があった。平成13年4月を最後に、原因者に対して請求書を送付した後、平成20年9月に請求書を送付するまでの間、およそ7年間について県は、原因者に対して請求手続を実施していないのではないかと思われる。実際には、請求手続を実施しているのかもしれないが、実施しているのであれば、どのような請求手続を実施してどのような結果であったかについて、記録として残すことが必要である。

イ．改善措置の状況等

これを受けて、平成23年以降は債権管理簿を作成し、納入通知書発送の有無を記載するようになっている。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

4. 農村整備課：建設工事請負契約に関する前払金余剰額に対する返還利息

平成29年度中に1万1806円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものは

ヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、金額があまりにも僅少であり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。

第10 産業経済部が所管する債権・損失補償契約

1. 商政課 I：中小企業高度化資金貸付金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

一般会計（県負担分）— 12 款：繰入金— 1 項：特別会計繰入金— 2 目：小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計繰入金— 1 節：小規模企業設備資金助成費特別会計繰入金

小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計（国＋県）— 2 款：諸収入— 2 項：貸付金元利収入— 2 目：商業集団化等貸付金元利収入

イ. 担当部署

産業経済部 商政課 金融係

ウ. 債権の発生原因と種類

独立行政法人中小企業基盤整備機構法・中小企業高度化資金貸付要綱に基づき締結する契約（公正証書による金銭消費貸借契約書を作成）による貸金返還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

<高度化資金助成制度の概要>

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため組合などを設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業に対して資金及びアドバイスの両面から助成する制度である。

<主な高度化事業の種類>

i 中小企業者が実施する事業

① 集団化形態：市街地などに散在している中小企業者が、協同組合等を作って、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態

② 集積区域・再開発形態：商店街の小売業者等が共同で、老朽化した店舗の建て替え等を行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を、協同組合等を作って、街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態

③ 共同化形態：中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を設置し、利用する形態

④ 事業統合形態：中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について、協業化等の事業統合を行うために施設を設置し、事業を行う形態

ii 第三セクターなどが実施する事業

① 経営基盤強化支援形態：地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが設置し、運営する形態

② 商店街整備等支援形態：第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せてショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する形態

< 融資条件等 >

- ・ 融資比率：原則 80% 以内（小規模事業者等 90% 以内）
- ・ 償還期間：20 年以内（うち据置期間 3 年以内）
- ・ 利率：平成 30 年度適用金利 0.5%（法律の認定を受けた事業等は無利子）
市場金利に連動した年 1 回の見直し方式に変更（平成 13 年度貸付分から）

< 高度化資金の流れ >

高度化資金助成制度については、県の特別会計（小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計）から中小企業者、第三セクター等に貸付が行われるものであり、群馬県内のみで行われる事業（A 方式と呼ばれる）については、県が中小企業基盤整備機構から財源を借入するとともに、群馬県が一般会計から特別会計に貸付財源の繰出しを行い、中小企業者等に貸し付けるものである。

また、群馬県以外の都道府県にまたがる事業については、群馬県と他の都道府県がそれぞれ中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、同機構が財源を追加して中小企業等に貸し付けるもの（B 方式と呼ばれる）があるが、群馬県では B 方式は 1 先だけであり（平成 30 年 11 月現在、貸付件数は 30 件）、残りは全て A 方式である。

< 貸付の手続 >

中小企業高度化資金貸付要綱第 4 条及び第 5 条に基づき、高度化資金の貸付けを受けようとする者（申請者）は、貸付けを受けようとする高度化資金に係る事業実施計画書を作成し、県が行う診断又は助言を受け、その後、同要綱で定められた中小企業高度化資金貸付申請書に、診断又は助言を受けた事業実施計画書その他必要な書類を添付し、県に提出する。

県では、同申請書の提出後に審査を行い、適当と認めた場合に、貸付対象施設及び高度化資金の額を決定して申請者に通知を行い、貸付決定後は、県と中小企業者等の間で、公正証書による金銭消費貸借契約書を締結することとされている（中小企業高度化資金貸付要綱参照）。

オ. 時効期間

5 年（旧商法第 522 条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成 29 年度の債権額の推移

収入未済額 (平成 28 年度末)	平成 29 年度			収入未済額 (平成 29 年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
5,283,415 円	91,878,500 円	92,298,500 円	0 円	4,863,415 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成 6 年度	949,000 円	1 件	1 人
平成 7 年度	1,980,574 円	2 件	1 人
平成 8 年度	1,933,841 円	2 件	1 人
合計	4,863,415 円	5 件	3 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

調定は毎年度繰越調定を実施している。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限は適正に設定している。

< 適時・適切に回収できない理由 >

未収債権は1件であり、昭和56年5月に土地取得及び建物整備の目的で貸し付けを行ったが、事業の売上低迷により昭和61年の約定利子分から延滞が発生した。平成4年度元金返済分から分納で回収しており、金額は減額になりながらも分納は現在も継続されている。直近では毎月1万円～2万円を回収している状況である。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に処理はないが、過去5年以内に2度処理した（法第96条第1項第10号の規定による債権放棄）

No.	処理年度	金額	貸付年度	理由
1	平成26年度	131,593,426円	昭和49年度	法人解散で連帯保証人も生活困窮状態で回収不能
2	平成28年度	205,441,942円	平成3年度	法人解散で連帯保証人も生活困窮状態で回収不能

不納欠損処理の時期の基準：平成23年2月に施行された「群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」によれば、同基準第3条に消滅時効の援用等により債権が消滅等した場合の不納欠損処分が、第4条に地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利放棄の議会の議決を経た場合の不納欠損処分が定められている。同基準では特に不納欠損時期についての明示はないが、第3条に基づく不納欠損処分については、速やかに行うこととされている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

債権管理簿はエクセルで作成し、管理している。

< 情報システム等による管理運用状況 >

システム会社に委託をして導入した「高度化債権管理システム」があり、同債権管理システムを用いて時効管理も含めた債権管理を実施している。

< 担当者の権限分配の状況 >

担当者については、正規職員1名と嘱託社員1名の計2名で担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

自然人：名称・住所・電話番号・家族構成・所有不動産・勤務先・年収
法人：名称・所在地・電話番号・代表者の氏名・代表者の住所

<調査の方法と頻度>

中小企業高度化資金貸付要綱第29条では、借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、当該貸付金に係る貸付対象施設の利用状況を、毎年6月末までに、同要綱で定められた「中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書」により報告する義務があるため、同報告書の記載内容から、一定の情報の取得が可能となっている。また、収入未済債権の連帯保証人については、毎月1回、直接納入通知書を届けるために自宅等を訪問しているため、その際に近況を聴き取ることで一定の情報を取得している。

連帯保証人である経営者個人やその家族に関する個人情報の変更の有無について、利用状況報告書を徴求。市町村に照会（任意で回答してもらう。）。

<債務者との通信・面談>

収入未済となっている債権に関しては、債務者等との通信記録及び面談記録を、その都度債権管理簿に追加で入力し保管をしている。高度化資金の債権管理については、正規職員1名のほか、嘱託職員が1名おり、主に嘱託職員が毎月1回は債務者の自宅等を訪問していることから、特に問題となっている事例はない。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

時効の起算点・時効期間の管理については、システム会社に委託をして導入した高度化債権管理システムにより行っている。担当職員と嘱託職員2名での管理体制である。

<中断措置の有無・方法>

中小企業近代化資金等助成法（平成11年度以前）に基づき、中小企業者の設備近代化に必要な資金を貸し付けていた制度において、2件時効中断措置をしないまま時効完成してしまった例があるとのことであるが、すでに文書の保存年限を経過しており、その当時の資料が残っていないため、内容を確認することはできなかった。

<時効完成後の対応>

平成23年2月に施行された「群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」第3条に基づき、消滅時効完成後は不納欠損処理をしている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

毎月1回、納入通知書を届けるために債務者等の自宅訪問を行い、面談による近況の聴き取りを実施し現状を把握している。財産調査（確定申告書、決算書などの徴求）については年1回実施している。

<延滞金等>

中小企業高度化資金貸付要綱第26条第1項に基づき、借主が償還期日までに貸付金を償還しなかった場合などに、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じてその延滞した額につき、年10.75パーセントの割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。

違約金については、その時点での概算額を計算し把握をしているが、元利息金の受領がない限り調定はなされていない。元金が完済しないと、正確な金額が確定しないから。支払いを遅延することの不利益を認識させるため、違約金の計算結果を債務者に示すことはある。

<督促状の記載>

督促状には行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

実施していない。

<法が用意した手段の活用状況>

返済に遅滞など問題があった事案ではないが、昭和60年の会計検査院による会計検査により、高度化資金を利用して整備をした建物の一部（2階倉庫）が住居として利用されていることを目的外使用と指摘され、中小企業高度化資金貸付要綱第25条（2）「貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき」に該当するものとして、元金、利子を合わせて791万2529円が繰上償還（期限前償還）とされたことがあった。

<任意的手段の活用方法>

任意的手段として、月に1度、訪問による催告を実施し、債務者等の生活状況を踏まえて納付（分納）相談に乗っている。納付相談の結果、分納で回収（現在、返済額は月々1万円から2万円程度）を行っているが、分納誓約書の徴求まではしていない。ただし、平成27年1月に債務承認書を徴求している。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

債務者等の資産及び返済能力に関する調査については、債務者等に対して、金融機関等からの他の借入金や未納税金等の金額等を聴取し、県において返済可能性を検討し、分割納付に向けたアドバイスも実施している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

連帯保証人であった法人の前代表者が亡くなったため、前代表者の相続人から現在の代表者に連帯保証人を変更している。連帯保証人である現在の代表者に対する聴き取りにより、同保証人の資力、返済能力等の把握を行っている。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

平成29年に、経営者保証に関するガイドラインに則って連帯保証などを見直すことにした。同ガイドラインは、国が金融機関等に示した指針であるが、

県の融資にもその趣旨が当てはまると判断し、参考にすることにした。その結果、連帯保証人であった法人（法人が主債務者）の前代表者が亡くなり、相続人に債務が相続された事案で、相続人のうちの1名（現代表者）に連帯保証人を変更した。

これまで保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例はないとのこと。
＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

連帯保証人の変更により連帯保証債務の相続という状況が解消されたため、相続人対応の必要はなくなった。

（5）債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の判断方法としては、平成23年に群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準が施行されており、同基準第4条において、地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の基準が明示されている。

同基準第4条では、「法人である債務者がその事業を廃止し、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき」、「個人である債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき」、「個人である債務者が無資力又はこれに近い状態で、将来も資力を回復する見込みがないと認められるとき」といった要件が示されている。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準が施行されており、地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の基準が明示されていることから、同基準に該当する場合には権利放棄の議会の議決を経た上で不納欠損処分を行うこととなる。

現在の収入未済先は1件であるところ、債務者である法人は平成24年に営業廃止となっているが、現在も現代表者により分割納付が継続されていること、貸付対象物件に担保を設定しているものの、居住物件であり、競売を申し立てたとしても落札される見込みが乏しいことなどから、当面は分納での回収を継続する方針であり、現在のところ、権利放棄の議会の議決を経た上での不納欠損処分の予定はない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

（6）過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．決算書等の未入手について（平成23年度の指摘事項）

「中小企業高度化資金貸付要綱第26条において、借主は中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書を提出しなければならないが、添付書類として決算書及び確定申告書を添付することが求められているが、一部、決算書及び確定申告

書が入手されていない融資先が見受けられる。」との指摘事項があった。

この点につき、改善されているか確かめるため、監査人において、県に対して提出された中小企業高度化資金貸付対象施設利用報告書及びその添付書類を確認したところ、同報告書及び添付書類は適切に入手されていた。

イ．担保預り定期預金証書の管理について（平成23年度の指摘事項）

平成23年度の包括外部監査で、「融資の担保として定期預金証書2通（合計金額368百万円）を平成21年4月27日に商政課において預かり保管をしているが、預かり保管をしていることを知っているのは商政課の課員数名であるため管理体制としては極めて危険な体制である。このような特異なケースについては、関係各課との協議又は照会を行い適切な対応を検討する旨を関係規則・要領等に規定すべきである。県がこのような質権証書を預かる場合の手続は、群馬県公有財産取扱規則に準じて、公有財産台帳類似の管理簿を整備し、記帳するとともに、会計局の管理する金庫で保管すべきであると思料する。」との指摘事項があった。

この指摘事項を踏まえて、当時に示された改善策（公有財産台帳類似の管理簿を整備し、記帳するとともに、会計局の管理する金庫で保管すべきであると思料する）を受け、会計局の管理する金庫で保管する運用となっている。

（7）指摘事項

該当なし。

（8）意見

ア．【貸付事務の適正化について（意見67）】

＜結論＞

貸付事務については、新たに作成した事務全体のフローに基づき取扱いを行い、事務手続き上のミスが生じないように複数人で確認を行うなど、貸付事務が適正に行われる体制を確保していくことが重要である。

＜理由＞

平成28年度に、支出回議書の起案を失念していたため、予定をしていた月日に資金交付を行うことができなかった事例があったことから、県では、会計事務の点も含めて事務全体のフローを作成し、事務手続きに関して複数人で確認作業を行うこととしている。

現在のところは、新たな貸付事務が発生していないため、同フローに基づいた実際の事務は行われていないが、担当者が数年単位で異動となることを踏まえると、同フローに基づいた事務が継続的に行われるように、マニュアル化を進めることが望ましい。

なお、事務手続き上のミスにより資金の交付日が予定日より遅れた場合、借主に何かしらの損害が生じた際には、県に法的責任が生じる可能性もあることから、その点にも留意をされたい。

イ．【債権管理業務に関するマニュアル化の検討について（意見68）】

＜結論＞

現在、中小企業高度化資金の債権管理業務については概ね適正に行われているものと考えられるが、数年単位で担当者である職員の異動等があることを踏まえると、現在の債権管理業務の手法をマニュアル化しておくことについて検討を行っておくのが望ましい。

<理由>

現在、中小企業高度化資金の未収債権については1件であり、債務者宅の訪問などの催告の実施を含め、債権管理業務は概ね適正に行われているものと判断される。

中小企業高度化資金については、平成26年度及び平成28年度に地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を経た上で債権放棄を行い不納欠損処分がなされているが、資料を確認したところ、主債務者及び連帯保証人の現況などについても調査が尽くされ、資力・返済能力がないことを明確にした上で不納欠損処分に至ったものであり、県において不納欠損処分の前提となる債権管理業務が適切になされていたものである。

現在担当をしている職員が異動等をするを踏まえると、現在の債権管理業務の手法を一定程度マニュアル化しておくことで、担当者等の変更があった場合にも、継続的、効果的な債権管理業務がなされることが期待できることから、マニュアル化しておくことについて検討を行うことが望ましいと考える。

2. 商政課Ⅱ：損失補償契約

(1) 損失補償契約の概要

ア. 損失補償契約の相手方

群馬県信用保証協会

イ. 損失補償の発生事由

金融機関が中小企業者に貸し付けた信用保証付き県制度融資の債権が貸倒れとなり、群馬県信用保証協会が代位弁済した場合

ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

損失補償が発生しても、県に求償権は発生しないが、群馬県信用保証協会が代位弁済をして取得する求償権が回収されると、県に一部納入される。

すなわち、損失補償契約において、同協会は、金融機関に対して保証に基づく代位弁済を行う際には、代位弁済の実行前に県と協議を行うこととされていることから、平均して1か月に2回か3回、代位弁済の実行を考えている案件について、県に書類を提出し、県では内容を確認し承諾をしている。同協会では、県の承諾を受けた案件について代位弁済を実行した後、損失補償契約に基づき、半期（上期：1月から6月、下期・7月から12月）に1度（上期は10月、下期は3月）、県に対して、代位弁済実行通知書、損失補償金請求書及び損失補償金個別明細書・計算書の提出を行うことから、県では、代位弁済の実行の事実、損失補償契約との適合性、請求金額が損失補償限度額の範囲内であること等を確認した後、損失補償金の支払に関する調定を行い、同協会に対

して損失補償金の交付を行う。

同協会では、代位弁済を実行することにより求償権を取得するところ、求償権については、県信用保証協会が回収、権利の保全等を行い、求償権に基づき回収金を回収した場合には、回収の都度、県に報告する。

県では、3月から8月に回収があったものについては、9月に歳入の調定（収入科目は雑入）を行い、9月から翌年2月に回収があったものについては、3月に歳入の調定を行っている。

なお、同協会が回収金を回収した場合に県に納入される額については、損失補償の範囲が信用保険の非てん補部分の2分の1の場合であれば、回収金の2分の1が県に納入されることとなる。

エ. 未収金利の取扱い

未収金利は損失補償契約の対象とされていない。

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

①小規模事業資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高（円）
平成16年度	100,000,000円	533,579円
平成17年度	94,000,000円	0円
平成18年度	97,000,000円	0円
平成19年度	76,100,000円	0円
平成20年度	80,200,000円	0円
平成21年度	78,000,000円	0円
平成22年度	65,300,000円	0円
平成23年度	49,100,000円	5,057,681円
平成24年度	44,300,000円	10,648,553円
平成25年度	38,300,000円	16,098,575円
平成26年度	37,900,000円	17,081,112円
平成27年度	39,600,000円	23,176,471円
平成28年度	33,800,000円	29,621,682円
平成29年度	30,700,000円	30,496,280円

②中小企業パワーアップ資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高（円）
平成26年度	800,000円	800,000円
平成27年度	200,000円	200,000円

③経営サポート資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成20年度	546,000,000円	67,574,686円
平成21年度	316,000,000円	98,045,181円

平成 2 2 年度	210,800,000 円	25,889,008 円
平成 2 3 年度	151,300,000 円	57,615,410 円
平成 2 4 年度	91,600,000 円	40,968,235 円
平成 2 5 年度	65,500,000 円	50,526,006 円
平成 2 6 年度	38,000,000 円	22,148,675 円
平成 2 7 年度	40,300,000 円	36,453,080 円
平成 2 8 年度	33,800,000 円	32,316,667 円
平成 2 9 年度	24,100,000 円	24,100,000 円

④ 緊急経営改善資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成 1 5 年度	3,000,000 円	0 円
平成 1 6 年度	12,000,000 円	12,000,000 円
平成 1 7 年度	3,000,000 円	0 円
平成 1 8 年度	500,000 円	0 円
平成 1 9 年度	600,000 円	0 円
平成 2 0 年度	7,200,000 円	5,632,800 円
平成 2 1 年度	5,100,000 円	0 円
平成 2 2 年度	4,300,000 円	0 円
平成 2 3 年度	1,900,000 円	32,226 円
平成 2 4 年度	4,000,000 円	4,000,000 円
平成 2 5 年度	1,500,000 円	0 円
平成 2 6 年度	4,000,000 円	4,000,000 円
平成 2 7 年度	2,200,000 円	1,587,734 円
平成 2 8 年度	3,400,000 円	3,400,000 円
平成 2 9 年度	1,900,000 円	1,900,000 円

⑤ 中小企業再生支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成 1 8 年度	2,100,000 円	0 円
平成 1 9 年度	1,300,000 円	1,150,000 円
平成 2 0 年度	800,000 円	800,000 円
平成 2 1 年度	2,600,000 円	2,600,000 円
平成 2 2 年度	2,800,000 円	2,800,000 円
平成 2 3 年度	1,100,000 円	1,100,000 円
平成 2 4 年度	1,300,000 円	1,300,000 円
平成 2 5 年度	1,600,000 円	1,600,000 円
平成 2 9 年度	700,000 円	700,000 円

⑥ 創業者・再チャレンジ支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高

平成14年度	14,000,000円	11,466,900円
平成15年度	13,000,000円	0円
平成16年度	13,000,000円	0円
平成17年度	19,000,000円	0円
平成18年度	21,000,000円	0円
平成19年度	26,900,000円	0円
平成20年度	24,700,000円	0円
平成21年度	17,200,000円	0円
平成22年度	18,200,000円	0円
平成23年度	11,900,000円	163,597円
平成24年度	9,300,000円	1,889,255円
平成25年度	8,300,000円	1,972,374円
平成26年度	10,400,000円	3,294,311円
平成27年度	8,200,000円	4,452,436円
平成28年度	5,800,000円	5,331,500円
平成29年度	6,500,000円	6,500,000円

⑦ 経営力強化アシスト資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成25年度	6,000,000円	6,000,000円
平成26年度	2,100,000円	1,991,036円
平成27年度	1,700,000円	1,117,550円
平成28年度	3,600,000円	3,600,000円
平成29年度	11,100,000円	11,100,000円

⑧ 群馬デスティネーションキャンペーン支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成22年度	600,000円	600,000円
平成23年度	1,300,000円	1,300,000円

⑨ 経営強化支援資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成14年度	270,000,000円	129,493,830円
平成15年度	190,000,000円	86,924,183円
平成16年度	170,000,000円	41,352,422円
平成17年度	248,000,000円	4,813,649円
平成18年度	350,100,000円	39,372,022円
平成19年度	337,100,000円	13,264,950円

⑩ セーフティネット資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成15年度	179,000,000円	42,988,828円

平成16年度	160,000,000円	47,204,249円
平成17年度	121,000,000円	11,745,040円
平成18年度	108,900,000円	15,973,266円
平成19年度	116,900,000円	24,963,862円

⑪ 中小企業災害復旧資金

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成14年度	5,300,000円	2,168,000円
平成16年度	1,500,000円	1,030,000円
平成17年度	800,000円	800,000円
平成19年度	200,000円	200,000円

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

① 小規模事業資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	54,327,056円
平成26年度	33,836,273円
平成27年度	34,295,001円
平成28年度	31,480,798円
平成29年度	29,742,867円

② 中小企業パワーアップ資金

該当なし。

③ 経営サポート資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	194,712,042円
平成26年度	127,975,333円
平成27年度	71,271,717円
平成28年度	101,430,582円
平成29年度	84,612,140円

④ 緊急経営改善資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	1,690,757円
平成26年度	1,544,518円
平成27年度	1,305,547円
平成28年度	2,322,882円
平成29年度	1,098,870円

⑤ 中小企業再生支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	150,000円

⑥ 創業者・再チャレンジ支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	13,661,477円
平成26年度	8,176,577円
平成27年度	7,770,406円
平成28年度	7,728,402円
平成29年度	7,944,187円

⑦ 経営力強化アシスト資金

年度	損失補償支払額
平成28年度	582,450円
平成29年度	108,964円

⑧ 群馬デスティネーションキャンペーン支援資金

該当なし。

⑨ 経営強化支援資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	47,433,914円
平成26年度	24,851,861円
平成27年度	24,032,358円
平成28年度	22,393,008円
平成29年度	9,019,821円

⑩ セーフティネット資金

年度	損失補償支払額
平成25年度	24,604,661円
平成26年度	10,388,429円
平成27年度	7,994,729円
平成28年度	8,494,659円
平成29年度	6,555,357円

⑪ 中小企業災害復旧資金

該当なし。

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

①小規模企業事業資金融資促進制度要綱、②中小企業パワーアップ資金融資促進制度要綱、③経営サポート資金融資促進制度要綱、④緊急経営改善資金融資促進制度要綱、⑤中小企業再生支援資金融資促進制度要綱、⑥創業者・再チャレンジ支援資金融資促進制度要綱、⑦経営力強化アシスト資金融資促進制度要綱、⑧群馬デスティネーションキャンペーン支援資金融資促進制度要綱、⑨経営強化支援資金融資促進制度要綱、⑩セーフティネット資金融資促進制度要綱、⑪中小企業災害復旧資金融資促進制度要綱がある。

中小企業パワーアップ資金を除く資金については、各資金の要綱に損失補償に関する規定があり、県は、群馬県信用保証協会が要綱に基づく融資について

保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、同協会との間で別途締結した損失補償契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとされている。

中小企業パワーアップ資金については、平成28年度まで、世界遺産登録関連要件（富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録に関連した新商品開発や新サービス提供を行う中小企業者を融資対象者としたもの）が定められ、同要件についてだけ、県が、同協会が保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、損失補償契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとされていたが、それ以外の要件については、損失補償に関する規定は存在せず、同協会との間で損失補償契約も締結されていない。

中小企業パワーアップ資金について、要綱上、損失補償に関する規定が存在しない理由は、同資金が中小企業者の資金繰りの支援を目的とした資金ではなく、当初から貸倒れが発生することを想定していないことによる。

イ. 損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

群馬県信用保証協会から県に提出された代位弁済実行通知書や損失補償請求書、損失補償金個別明細書・計算書をもとに、代位弁済の実行の事実、損失補償契約との適合性、請求額が債務負担行為限度額の範囲内であること等を確認する。また、個々の代位弁済に至る経緯等については、同協会に対する検査の際に一連の書類を閲覧した上で検証する。

<県の制度融資の利用の減少傾向について>

県の制度融資の融資枠は、平成23年度以降、減少傾向にあるが、景気の回復などに伴い、制度融資の利用実績が減少してきたことに伴い、融資枠自体も年々減少させてきたものであり、平成29年度の融資枠については、10資金で740億円、利用実績は368億円となっている。

制度融資の融資枠については、平成23年度以降の減少傾向を踏まえ、平成30年度以降も徐々に融資枠を減少させる方向であるが、各資金の利用実績などを踏まえ、経済状況の急変時に当面の対応ができるよう各年度当初の融資枠を設定している。

制度融資の利用実績が減少傾向にある理由としては、景気の回復などに伴い、中小企業者が各金融機関のプロパー資金を制度融資の金利よりも低金利で利用していることがあげられる。

県では、制度融資の目的を、「民間金融の補完」及び「政策目的実現への誘導」であると考えていることから、中小企業者が各金融機関の低金利のプロパー資金を利用することができるのであれば、各金融機関のプロパー資金で対応し、低金利のプロパー資金を利用することのできない中小企業者に対して、支援を行うこととしている。

あくまでも、県では、制度融資を「民間金融の補完」と位置付けていることから、金融機関と同程度の金利設定に変更し、プロパー資金との競争の中で利

用実績を上げるといった取り組みは考えていないとのことであった。

< 損失補償限度額の設定方法 >

県が群馬県信用保証協会との間で締結している損失補償契約において、損失補償限度額が定められているところ、損失補償限度額については、各資金の融資枠（ただし、責任共有制度の対象となっている場合には融資枠の80%）に事故率を乗じて算定される仕組みとなっている。

事故率については、各資金により5%、8%、10%のいずれかが設定されているところ、代位弁済に至る確率（リスク）、過去の損失補償の実行額等を考慮し、資金ごとにいずれかの事故率を設定している。県では、同協会との間で、毎年度、制度融資の見直し等を検討しており、その検討の中で、損失補償の件についても協議を行っている。

また、県が同協会に対して実行する損失補償の範囲については、同協会が金融機関に対して代位弁済を実施した際に、信用保険でてん補されない部分（非てん補部分）の2分の1、3分の1、6分の1であり、各資金により損失補償の範囲は異なる。

なお、年度初めに締結した損失補償契約に基づく損失補償限度額については、翌年度初めに、県と同協会の間で変更契約を締結し、損失補償契約中の損失補償限度額を利用実績額に見合う金額に変更している。

県制度融資の融資枠が減少傾向にあるところ、県が同協会との間で締結している損失補償契約における損失補償限度額についても、融資枠に事故率を乗じて算定されることから、融資枠の減少に伴い損失補償限度額も減少傾向にあり、実際に県が同協会に支払った損失補償金の金額も減少傾向にある。

損失補償金の額については、平成23年度から平成25年度においては3億円台となっていたが、平成26年度には約2億円、平成27年度以降は1億円台で推移し、平成29年度は約1億3900万円となっている。

県が、同協会に対して損失補償を実施する意義については、比較的リスクの高い融資について県が損失補償を行うことにより、同協会が保証に踏み出すことを後押しする点があげられる。

(4) 県の資金の預託・貸付について

群馬県では、県制度融資の資金（平成29年度は10資金）ごとに前記の要綱を定めており、各金融機関が要綱に基づき中小企業者に対して融資を行ったとき、各年度の予算の範囲内において、各金融機関に対して、要綱で定められた額の預託を行っている。預託については、毎月、同協会から県に提出される保証明細書（金融機関、資金ごとに作成されている）に基づき、県は、継続預託分（平成28年度までの貸付案件分）を平成29年4月1日に、平成29年度の新規貸付分を四半期に1度、各金融機関に対して預託を行っている。平成29年度の預託金額（合計）は373億3039万9千円であり、その相手先別内訳は以下のとおりである（名称略）。

相手先	預託金額
都市銀行 A	208,485,000 円
都市銀行 B	432,262,000 円
都市銀行 C	12,861,000 円
都市銀行 D	126,300,000 円
都市銀行 E	12,599,000 円
地方銀行 F	14,791,055,000 円
地方銀行 G	2,715,500,000 円
地方銀行 H	240,541,000 円
地方銀行 I	65,040,000 円
地方銀行 J	51,195,000 円
地方銀行 K	67,548,000 円
地方銀行 L	45,553,000 円
地方銀行 M	16,122,000 円
地方銀行 N	262,500,000 円
地方銀行 O	4,197,310,000 円
地方銀行 P	87,485,000 円
地方銀行 Q	28,236,000 円
甲信用金庫	1,481,130,000 円
乙信用金庫	3,129,830,000 円
丙信用金庫	931,449,000 円
丁信用金庫	325,373,000 円
戊信用金庫	1,019,696,000 円
己信用金庫	2,491,549,000 円
庚信用金庫	659,977,000 円
辛信用金庫	243,885,000 円
壬信用金庫	3,053,000 円
α 信用組合	277,074,000 円
β 信用組合	723,348,000 円
γ 信用組合	2,206,392,000 円
δ 信用組合	3,122,000 円
ε 信用組合	106,000 円
ζ 組合金庫	473,823,000 円

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

群馬県信用保証協会から毎月提供を受けている保証承諾や借換え、代位弁済実行協議書など県制度融資の利用や代位弁済の状況の分析はなされているが、個別案件については、金融機関及び同協会による債務者へのモニタリングがあることを理由に、制度融資を受けた債務者に対して、県としてのモニタリング

は行われていない。

損失補償の支出にかかる同協会に対する県の検査は、半期に1度（概ね9月と3月）、2名体制で行われている。個別案件ごとの代位弁済に至る経緯等については、同検査の際に25件の案件を抽出して、同協会内部の稟議書などの内部資料、損失補償金計算書、個別明細書、代位弁済実行協議書などの書類の内容を確認している。平成29年度は、上期が136件中25件（18.4%）、下期が181件中25件（13.8%）について検査が行われた。案件を抽出する際には、代位弁済の金額が大口のもの、小規模企業事業資金・経営サポート資金などのリスクが高く代位弁済の件数が多い資金から抽出が行われる。

（6）過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．平成13年度の意見

平成13年度の包括外部監査において、「損失補償基準について、小規模企業者等設備導入資金において、回収不能と判断される収入未済が発生した場合は、県が損失補償を行うこととなっている。これまで、実際に損失補償を行う事態に至った事例はないが、今後、制度の適切な運用を図っていく観点から判断基準を定めておく必要がある」との意見が出されている。

イ．改善措置の状況

小規模企業者等設備導入資金については、小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、設備資金貸付事業及び設備貸与事業を実施する制度であるところ、群馬県産業支援機構において、小規模企業者に対する資金貸付を行ってきた（設備貸与事業は平成15年度から事業休止、平成28年に事業廃止。資金貸付事業は平成22年度から事業休止）。

県では、同機構が小規模企業者に対して資金貸付を行う際の資金を貸付してきたものであり、同機構との間で損失補償契約を締結し、小規模企業者の倒産等により同機構が小規模企業者から貸付金を回収できない際に、同契約に基づき、同機構に対して損失補償を実行してきた。

平成13年度の時点では損失補償を行う事態にはなっていなかったが、平成16年度に2件・1038万2456円、平成17年度に2件・1598万5730円、平成20年度に2件・1457万0650円の損失補償を損失補償契約に基づき実行している。

同資金については、貸付件数自体が少なく、貸付金の回収が困難となるケースが極めて少ないため、個別案件ごとに対応することが適切と考え、統一的な判断基準を作成せず、損失補償の実行対象となる個別案件ごとに、県と同機構との間で協議を行い、回収の困難性、損失補償の実行の適否等の判断を行ってきた。

（7）指摘事項

該当なし。

（8）意見

ア．【融資枠の設定について（意見69）】

<結論>

県では、毎年度、制度融資の融資枠を設定するが、融資枠を設定する際の根拠等を明確にしておくことが必要である。

<理由>

県では、毎年度、制度融資の融資枠を設定しているが、平成29年度の融資枠は740億円であるところ、融資枠を740億円とした設定基準等が明確にはなっていない。

融資枠の設定を行う際には、各資金の利用実績及び経済急変時に当面の対応が可能な融資枠の確保といったことを考慮しているとのことであるが、過去の利用実績は、平成26年度の融資枠900億円に対して391億円、平成27年度の融資枠785億円に対して391億円、平成28年度の融資枠760億円に対して438億円となっており、740億円の融資枠を設定した基準等が明確ではない。

そのため、融資枠の設定について、根拠等を明確にしておくことが必要である。

3. 労働政策課：元労働相談員への過払報酬

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

産業経済部 労働政策課 労働政策係

ウ. 債権の発生原因と種類

非常勤嘱託職員の報酬額等決定要領によるが、法的性質は民法第703条及び第704条に基づく不当利得返還請求権（私債権）

エ. 債権の内容

元労働相談員に支出した報酬のうち、欠勤で過払いとなった報酬。県では、非常勤嘱託職員の「報酬の支給日及び支給方法は、…一般職員の例による。」（群馬県非常勤嘱託職員就業要領第7条第3項）との規定により、非常勤嘱託職員の給与は月給で、当月21日に支給することになっている。本件の債務者の場合、有給休暇を全て取得済みの状態で当分の間休暇取得する旨の申し出があり、規定どおり支給したところ、月末まで欠勤し続け、そのまま退職となってしまった。翌月給与が発生しないため、最終月の給与のうち、16日から31日までの間の9日分が過払いとなり、控除することもできないため、債務者に支払請求するに至ったものである。

オ. 時効期間

10年（旧民法第174の2第1項）。平成24年1月の本件裁判で、被告が控訴せず、請求認容判決が確定した（同月11日）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
70,108円	0円	0円	0円	70,108円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成20年度	70,108円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

前橋行政事務所（当時）の元民間労働相談員（非常勤嘱託職員）に支払った平成21年3月分給与のうち、支給手続後の欠勤により過払いとなった7万108円について、度重なる督促にもかかわらず、返納されないため、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得たが、執行準備の段階で、生活保護受給者であることが判明し、現在まで債権回収に至っていない。

エ. 不納欠損について

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システムによる管理運用状況>

財務会計システムに登録しているが、システム上、それ以上の管理はされていない。

<担当者の権限分配の状況>

前橋行政県税事務所と産業経済部労働政策課で総務部学事法制課に相談しながら訴訟手続などを進めてきており、権限の偏在は見られない。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

氏名、住所、電話番号、家族構成、その他（生活保護法に規定する被保護者状況）。

<調査の方法と頻度>

請求認容判決取得後、強制執行のために資産調査した中で、生活保護の受給状況が判明した。その後、年1～2回、生活保護受給状況や入居施設への照会を行っている。

<債務者との通信・面談>

債務者との通信記録・面談記録はあり。閲覧したところ、当初から返済に応じない姿勢がうかがえる。そうした債務者の態度が少額にもかかわらず訴訟提

起もやむを得ないという判断に至った一因と考えられる。

ウ．消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

判決確定日（平成24年1月11日）が起算日ということで把握・管理されている。

＜中断措置の有無・方法＞

今のところ、該当なし。平成24年1月11日に判決が確定し、平成30年3月31日時点で、時効完成まで約3年10か月ある。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

（4）債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

平成28年以降、特定記録郵便による支払催告

＜延滞金等＞

判決書には民事法定利率による遅延利息の記載あり。

＜督促状の記載＞

裁判所の判決に基づく督促であり、行政不服申立の対象外。

イ．督促に応じない場合の措置

訴訟提起に踏み切った要因は何か確かめたところ、話し合いに応じようとしていない債務者の対応、顧問弁護士への相談により、金額が小さいこともあり、裁判手続による圧力で支払いに応じる可能性を見込んだことが明らかになった。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

生活保護受給者であることが判明した後は、財産調査はしていない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

行っていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

正式な調査はしていないが、扶養義務者や法定相続人となるべき者の存在は確認できない。戸籍の調査はしていない。

（5）債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

顧問弁護士への相談、部内協議による判断

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権放棄をするかどうか平成24年度末に実施した部内協議（産業経済部長と担当課長以下関係者）の議題となっている。本債権については、延滞金も

含めて10万円に達する前となる平成26年度末を目途に再度、債権放棄を再判断することにしていました。

ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア．【債権放棄の判断の先送り（意見70）】

<結論>

債権放棄の判断を先送りせず、回収見込みの乏しい債権の回収に時間と労力をかけ続けるのをやめるべきである。

<理由>

本件では、県が少額訴訟を提起し、勝訴判決を得て確定した後、平成24年2月23日、顧問弁護士と協議して時効完成（中断がなければ平成34年1月10日）まで債権放棄をしない方向となった。同時期に、債務者が生活保護受給者となっていたことが判明し、同年3月22日の部内協議の結果、平成26年度末を目途に債権放棄を再判断する方針となった。

しかし、平成26年度末直前の平成27年3月11日の部内協議で、債権放棄の手続は採らないこととなり、債権回収の努力を続け、時効完成時に議会承認の上、不納欠損処理をする方針となった。

会計事務の手引きに、徴収停止を検討すべき場合の一つとして「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき（令171条の5第1項3号）が挙げられ、債権の放棄を検討すべき場合の一つとして、①（徴収停止した債権について）債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受けている場合やこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき（法96条1項参照）が挙げられている。

本件はこれらの徴収停止や権利放棄を検討すべき場合に該当しており、部内協議を開いて本件債権の放棄を検討したことは評価に値するが、当初から返還意思が見られず、生活保護を受給している状況が数年来、変わらない債務者からの債権回収の可能性が乏しいという判断に立脚しながら、時効完成まであと4年待つ意義がどこにあるのか、今後の督促や記録の事務など債権管理コストを考えると、費用対効果の面から疑問なしとしない。

また、4年後に議会承認を得ることを目指している点についても、確かに、権利を消滅させるには、原則として、権利放棄の議決が必要となるが、1件の金額が10万円以下である一般会計に属する権利の放棄については、知事の専決処分事項となっている（「知事において専決処分することができる事項の指定について」（昭和39年3月28日議決））のであるから、債権額が7万1

08円である本件では、延滞利息の発生状況如何では必ずしも議会承認が必要とならなかったはずであり、徒に債権放棄の判断を先送りすることによる延滞利息の増大が議会承認を必要とさせ、手続を重くしている懸念がある。

イ.【非常勤嘱託職員の給与支払時期について（意見71）】

＜結論＞

非常勤嘱託職員の給与支給の前払いをやめ、後払いにするべきである。

＜理由＞

本件の不当利得返還請求権が発生してしまった原因は、非常勤嘱託職員の給与の支払いが当月末締め当月21日払い、すなわち、当月21日乃至月末分の給与を前払いする県の取扱いにある。多くの非常勤嘱託職員は有給休暇を消化しきってはいないため、退職によって当月前払いした分の勤務がなくても、有給休暇の一部を充てることで埋め合わせることができ、不都合は生じないかもしれない。しかし、有給休暇は非常勤嘱託職員にとっても権利であって、これを消化することを否定するわけにはいかず、現に本件のように有給休暇を消化しきった状態で無断欠勤を繰り返して退職する者もいるのである。本件のように、任意に過払い給与の返還に応じない者が出た場合、訴訟や強制執行の準備などに膨大な手間と時間を取られてしまい、弁護士には相談のみで委任せず、職員が試行錯誤しながら提訴・訴訟追行することで目先の訴訟に係る費用を節約したとしても、その分、当該職員が他の日常業務を執り行えなくなる機会損失は計り知れないものがある。したがって、県にこのような膨大な事務負担が生じる2次被害を防止するためにも、非常勤嘱託職員の給与の前払いをやめて、翌月払いなどの合理的支給方法に変更すべきである。

ウ.【提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有について（意見72）】

＜結論＞

他の部署との間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有を図るべきである。

＜理由＞

今回の包括外部監査で全庁的に債権管理について実態調査をした結果、訴訟に関するノウハウの不足から、訴訟手続によれば回収に繋がったかもしれない場合でも、訴訟を回避し、効果の乏しい催告を続けているものも散見された。それに比して、本件では、担当職員が顧問弁護士や学事法制課と相談しながら、精力的に訴訟活動を展開し、勝訴判決を得、強制執行も実施できるレベルにまで財産調査を進めた事案であり、そこに至るまでの苦労を本件限りで無にしてしまうのはもったいないことである。そこで、滞納処分ができない非強制徴収公債権と私債権の管理を行っている各部署との間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有を図り、本件で得た教訓を活かすべきであると考えます。

第11 県土整備部が所管する債権

1. 道路管理課 I : (橋銘板盗難事件に係る) 損害賠償金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14 款：諸収入—6 項：雑入—2 目：弁償金—2 節：損害賠償金

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 道路管理係

ウ. 債権の発生原因と種類

民法第709条に基づく損害賠償請求権（私債権）

エ. 債権の内容

後述する橋銘板盗難事件に係る損害賠償金である。平成28年7月20日、近隣の住民から橋銘板が紛失している旨の通報が中之条土木事務所にあった。現場を確認したところ、管内で13箇所、44枚の橋銘板が盗難されていることを確認した。また、他の管内についても調査したところ、他に沼田土木事務所及び桐生土木事務所管内についても同様の盗難があった。群馬県内全体で12路線、31箇所、78枚（橋銘板及びトンネル銘板）の盗難の被害（被害額1129万1546円）にあったことが判明した。上記3つの土木事務所が所轄の警察署に被害届を提出した。

そうしたところ、2名の犯人が逮捕されたことが報道されたため、損害賠償を求める債務者を特定できたものである。2名とも、報道で公判期日がわかったので、傍聴して、弁護人に留置先を聞いて宛先を特定した。

このような経緯により発生した債権である。

オ. 時効期間

3年（旧民法第724条第1文）。ただし、後述のとおり免除を見込んで10年の履行延期の特約をしたことから、10年間経過後から3年間である（法240条第3項、地方自治法施行令第171条の6第1項、第171条の7第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
11,291,546円	0円	0円	0円	11,291,546円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成28年度	11,291,546円	1件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

財務会計システム上に損害賠償金の登録がされていなかったため、会計局審査課に相談した上で、前記1（ア）の歳入科目で調定を実施した。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

調定する前に内容証明郵便により損害賠償金の請求を行った。内容証明郵便における期限は12月の月初から約1か月ということで12月26日と設定した。

その数日後の平成28年12月5日に調定した。財務規則に基づき、調定して納入通知書を発行した日の翌日から20日以内とするが、その日が祝日だったことから祝日明けの26日とした（内容証明郵便の記載と合わせた。）。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債権額が多額であり、現時点では債務者に資力がなく、回収は見込めない。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

債権については財務会計システムで管理している。

< 担当者の権限分配の状況 >

道路管理係の係長が担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務地、年収

< 調査の方法と頻度 >

年に一度、資産状況等調書、生計状況等調書、所得課税証明書及び無資産証明書等の提出を求めている。

< 債務者との通信・面談 >

債務者との通信記録・面談記録はなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

後述のとおり10年後まで履行延期をしているため、消滅時効の起算点が開始していないこともあり、現時点では時効を特段意識していない。

< 中断措置の有無・方法 >

現時点では該当なし。

< 時効完成後の対応 >

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

平成29年1月4日に督促状を送っている。これも財務規則により指定期限を督促状発行の日の翌日から10日以内とした。顧問弁護士に相談し、訴訟しても回収は困難であることが見込まれたことから、履行期限の延期をした上で一定期間経過後に資力が回復しない場合は免除申請を促すという方針とした。

<督促状の記載>

不適切な記載・記載漏れは検出されなかった。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

顧問弁護士から、訴えを提起しても費用倒れとなることから、履行延期の上で免除申請を促す方針が妥当と助言された。

そのため、履行延期の申請をするよう求めた。2名の債務者のうち私選弁護人がついていた1名については、履行延期申請後、毎年資産状況調査を実施し、一定期間経過後も資力が回復していない場合には、債務免除を検討する旨伝えた。

他方で、もう1名の債務者については、国選弁護人の協力が得られなかったことから、留置施設及び接見禁止解除の連絡をお願いし、債務者本人に面会して履行延期申請に係る説明をした。

履行延期は、県土整備部の部長及び財政課長が決裁するが、その決裁により承認の手続をして、以後は10年間にわたり年1度毎年3月に前述の書面の提出を受けている。1名の債務者からは従前の弁護人から、もう1名の債務者には刑務所に対して催促して、所定の書面を入手した。刑務所が移管された場合は刑務所に事情を説明して移管先を聞いて特定した。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

前述の書面を徴求して把握している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

履行延期の判断のための基準として、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助の収入基準を参考とした。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に固定的な処理基準は存在せず、個別事案ごとに検討する。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

前述のとおり履行延期の特約を利用した。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

2. 道路管理課Ⅱ：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延滞利息—1節：違約金及び延滞金

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 工事事務係

桐生土木事務所

前橋土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく請求権（私債権）である。関係する規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

<桐生土木事務所所管の債権>

契約を締結し、受注者からの請求を受けて請負金額の4割の前払金を支払っている。受注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため解除の通知をした（約款44条1項5号「受注者の責により工事の完成が不能」に該当するため）。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わした。前払金と出来高との差額については、保証事業会社に対して請求し回収済みである。前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の違

約金が発生することになり、これが本債権である。

<前橋土木事務所所管の債権>

N T T の電柱移設の必要があり、繰越を見越して2月に契約を締結した。4月上旬に経営事項審査の更新がなされていないと、建設企画課から連絡があった。再三にわたり工事着手について協議を行い、現場代理人を代表自らが行き、下請会社を探し工事を仕上げるとの意向であったが、12月7日に1回目の不渡りを出したと県税事務所から連絡を受けた。同日、受注者から事業継続が不能である旨を聴取し、工事続行不能届の提出を受けた。業者に対して約款44条1項5号に基づく解除通知を送付した。保証会社立ち会いの下、出来高の確認を行い、出来高がゼロという出来高確認書を取り交わした。なお、前払金については全額を保証事業会社に対して請求する。解除による違約金については請負金額の10%である。前払金の返還利息については保証事業会社から支払を受ける日によるので、回収してから、3万3791円とした。本債権は、このような経緯により発生する債権である。

オ. 時効期間

3年(旧民法第170条第2号)。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものである。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<違約金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
916,829円	0円	0円	547,229円	369,600円

注) 不納欠損額は全て桐生土木事務所所管の債権についてであり、約54万円のうち約42万円が違約金であり、残りの約12万円が返還利息である。収入未済額(平成29年度末)欄の金額が前橋土木事務所所管の違約金である。

<雑入>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
33,791円	0円	0円	0円	33,791円

注) 全て前橋土木事務所所管の返還利息である。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

<違約金>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	369,600円	1件	1人

<雑入>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	33,791円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況、納期限の設定状況 >

桐生土木事務所では、前記の債権の発生後に調定している。納期限については、調定・納入通知書発行の日の翌日から起算して20日の日としている。

前橋土木事務所では、違約金については解除通知の後に調定した。納期限は調定から20日間とした。返還利息は、保証事業会社から前払金を回収した後で調定した。納期限は調定してから20日とした。

エ. 不納欠損処理の状況

桐生土木事務所の債権については不納欠損処理がある。議会の議決を経て債権の放棄をした。

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	547,229円	裁判所の破産手続廃止決定、法人格消滅

不納欠損の時期に関しては、不適切な事例はあり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、消滅時効期間の経過を待っていた。また、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

財務会計システムで管理を行っている。

< 担当者等の権限分配の状況 >

桐生土木事務所では、繰越調定の際に、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。前橋土木事務所では、工事事務担当者等が管理し、請求も行う。チェックを担当する特定の人員はいない。権限分配への配慮としては、情報の共有があるのみ。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

法人：名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

< 調査の方法と頻度 >

桐生土木事務所では、法務局で法人の登記事項証明書を取得している。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかない。前橋土木事務所では、毎年登記事項証明書を取得している。毎年監査委員の監査があるため、提示する必要もある。

<債務者との通信・面談>

桐生土木事務所では作成していない。前橋土木事務所でも、原則作成しないが、倒産した業者についてのみ特別に作成することがあるとのこと。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

桐生土木事務所では、独立項目としての管理はしていない。前橋土木事務所では、何年のものがどれだけ残っているかは毎年調定するので把握できるとのこと。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

桐生土木事務所では、納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

前橋土木事務所では、違約金も返還利息も督促している。発送する日から10日を指定期限としている。その後については、督促して半年後くらいに3回面談したのみ。その後平成30年までなし（本債権は平成24年に発生している。）。平成30年9月に催告書を出し、代表者の配偶者から近況を聞き取ったが、回収には繋がらなかった。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

債務者の破産手続では債権調査を留保していたため債権届出はしていない。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を入手はしていた。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

特に判断基準などは設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に一般的な処理方針は決めていない。

<法が用意した制度の利用状況>

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存（指摘事項13）】

<結論>

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきであること（桐生土木事務所）。

<理由>

契約書について、工事の精算後の翌年度に保存文書として登録後、保存期間が満了（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ. 【不納欠損処理の不適切な事務（指摘事項14）】

<結論>

法人である債務者について、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手していたのであれば、適時・適切に不納欠損処理をすべきである（桐生土木事務所）。

<理由>

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、異時廃止の意味内容を破産手続がなかったことになると誤解して時効期間の経過を約10年間待っていた。それに加えて、その時効期間も本来は3年間であったがこれも誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例等で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

ア.【出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報を共有すべきであること（意見73）】

<結論>

打合書記載の情報等、出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報を共有すべきである（前橋土木事務所）。

<理由>

債権回収の段階に入った際に、債務者となる受注者が工事続行不能となる前の打合書等の情報を、債権管理を担当する事務担当は関知していない。債権回収の一つの情報として、情報の共有を図るのが有益である。

イ.【不納欠損処理に向けて情報収集すべきであること（意見74）】

<結論>

不納欠損処理に向けて情報収集すべきである（前橋土木事務所）。

<理由>

現在未収の債権は、督促して半年後くらいに3回面談したのみで、発生が平成24年であるにもかかわらず進展なく、平成30年9月に至って催告書を出して、同月代表者の配偶者から現在の状況を聴取したとのことである。債務者である法人の事業が廃止されている状況、財産の状況等の情報を収集して、不納欠損処理に向けて動くべきである。

3. 道路管理課Ⅲ：道路占用料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—3節：道路管理関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 工事事務係、高崎土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

道路法第39条及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条1項又は第12条1項を受けて制定された群馬県道路占用料徴収条例に基づいて発生した債権であり、強制徴収公債権である（道路法第73条3項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第25条）。

エ. 債権の内容

道路法第39条に基づき、同法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占有（電線共同溝に係る占有にあつては電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条1項又は第12条1項に規定する電線共同溝の占有。）の許可を受け、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する者から徴収する占用料である。

オ. 時効期間

5年（道路法第73条第5項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第25条）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
47,318円	195,352,729円	195,373,708円	4,171円	22,168円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	6,146円	2件	2人
平成26年度	5,500円	1件	1人
平成27年度	3,850円	1件	1人
平成28年度	4,301円	3件	3人
平成29年度	2,371円	2件	2人
合計	22,168円	9件	9人

このうち、監査対象としたのは、高崎土木事務所の管理にかかる以下の債権（合計4件、合計1万8246円）である。

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	5,046円	1件	1人
平成26年度	5,500円	1件	1人
平成27年度	3,850円	1件	1人
平成28年度	3,850円	1件	1人
合計	18,246円	4件	4人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

年度途中で占用の許可申請がなされ、それに対する占用許可処分を行う際には、同許可処分と同時に占用料の調定を実施している。

許可の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料については、同年度の4月初旬に調定を行っている。

過年度分の未納付の占用料についても、毎年度、4月初旬に繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送している。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

ただし、条例により、占用等の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料については、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものと定められているため（財務規則第44条3項、群馬県道路占用料徴収条例第3条1項）、調定の日の翌日から20日後が5月1日以降となる場合でも、納期

限は4月30日と設定している。

＜適時・適切に回収できない理由＞

適時・適切に回収できない債権について、適時・適切に回収できない理由としては、以下のようなものがある。

【自然人について】

- ・債務者本人の死亡。相続人の所在不明。
- ・債務者本人の所在不明。

【法人について】

- ・破産手続の開始。

＜納入通知における行政不服申立の教示の有無＞

許可処分を行う際に、許可条件として占用料を示すとともに、行政不服申立の教示を行っている。そのため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行っていない。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に、1件、4171円を、不納欠損として処理している。不納欠損処理をした理由は、消滅時効の完成による。不納欠損の対象となる債権の数は多くないため、消滅時効期間が経過した債権について、随時、不納欠損処理を行っている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法＞

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

＜情報システム等による管理運用状況＞

債務者ごとに「催告整理票」を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理をしている。

＜担当者等の権限配分の状況＞

各債権の実質的な管理は、各土木事務所において行われている。各土木事務所では、出納員である総務係長の監督のもと、各土木事務所施設管理係が、債務者への直接の連絡等の事務を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

自然人に関しては、氏名、住所、電話番号、職業といった情報を、収集・保管している。法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の住所・氏名を把握し保管している。

＜調査の方法と頻度＞

直接の訪問や電話による債務者からの聴取、郵便物による照会、住民票の取

得等により、調査している。調査の頻度は年1回程度である。

<債務者との通信・面談>

担当部署にて「催告整理票」を作成し、債務者との通信・面談結果を記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

当初調定にて定められた納期限までに支払われなかった場合には、当該納期限から20日以内に、指定期限を発布日の10日後とする督促状を発布している。そして、督促状に記載した指定期限を財務会計システムによって管理することにより、消滅時効の起算点・期間を管理している。

<中断措置の有無・方法>

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行う。また、過年度債権がある未納者に対しては、現況を調査の上、時効完成時期に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

<時効完成後の対応>

消滅時効期間が経過した場合には、随時、担当部署内での決裁後、不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施している。

<延滞金等>

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

滞納処分をした例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上徴収等、法が用意した手段を活用したことはない。

<任意的手段の活用方法>

債務者の自宅を訪問するなどしている。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

口頭による確認ができる人については口頭で確認している。債務者の住所地の全部事項証明書を取得することもある。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

特に、調査は実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

占有許可の対象者は、1つの許可につき必ずしも1名とは限らないため（例えば、共有名義の建物の日除けのための占有許可の場合には、共有名義人全員が許可の名宛人となり、占有料の支払義務を負う債務者も共有名義人全員となることもある）、複数当事者対応の実施が必要となることもあるが、監査対象とした年度の債権に関しては、該当はなかった。

また、強制徴収公債権であるという性質上、連帯保証人を付すことは予定されていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した場合には、当該債務者の除籍謄本等を取得し、相続人の調査を行っている。

なお、監査対象とした債権は、債務者が死亡した例であったが、当該債務者の出生から死亡までの全ての戸籍謄本等は取得されていなかった。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

適時・適切に債務の弁済がなされない件数は少ないため、特段、方針や基準は設けていない。個別具体的に判断を行っている。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【債務者本人死亡の場合の相続人の調査について（意見75）】

<結論>

債務者本人が死亡した場合には、債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得するなどして相続人の調査を尽くすべきである。

<理由>

債務者本人が死亡した場合の相続人の調査として、債務者本人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本を取得するといった作業は行われていなかった。

例えば、監査対象とした債権である債務者死亡の例については、同人の除籍謄本及び同人が昭和38年に婚姻した際に改製された改製原戸籍は取得されていたが、それ以前の改製原戸籍等は取得されていなかった。これでは、当該債務者が出生してから昭和38年までの間に子をもうけるなどしたことがあったかどうかを確認することはできない。

戸籍は、結婚、離婚、転籍、戸籍の電子化、戸籍法の改正等、様々な理由によって改製されるものである。

そのため、死亡時点の債務者の除籍謄本及びその一つ前の改製原戸籍を取得しただけでは、相続人の調査としては不十分である。

したがって、債務者本人が死亡した場合には、債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得するなどして、相続人の調査を尽くすべきである。

イ. 【債務者本人死亡の場合の相続放棄の有無について（意見76）】

<結論>

債務者本人が死亡し、その後、約3か月が経過した時点で、相続放棄の有無の照会をするなど、相続放棄の有無を確認すべきである。

<理由>

債務者本人の死亡後、その法定相続人である子の所在が不明のため、未納が継続しているというケースがあった。死亡した当該債務者には、占用料債務以外にも債務がある可能性があり、担当部署において把握している相続人が相続放棄の手続きを取っていることも予想されたが、担当部署にて、当該債務者について相続放棄の申述を行った者がいるかどうかの確認はなされていなかった。

被相続人の債権者等の利害関係人であれば、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、相続放棄や限定承認の申述の有無を照会することが可能である。相続放棄申述受理証明書の申請には、相続人1人につき150円の申請費用がかかるが、申述の有無の照会だけであれば、手数料は無料である。

今後、債務者本人が死亡し、その後約3か月が経過した場合にはその時点で相続放棄の有無を確認するなどして、調査を尽くすべきである。

4. 道路整備課：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延滞利息—1節：違約金及び延滞利息

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

県土整備部 道路整備課 工事事務係

八ッ場ダム水源地域対策事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく契約違約金等支払請求権である（私債権）。参照法令として以下のものがある。

- ・群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）
- ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）

・政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（以下「告示」という。）

エ．債権の内容

<返還利息について>

契約が約款第44条1項により解除された場合、前払金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除してもなお余剰があるときは、その余剰金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に基づき定められた率である3.4%（告示により、平成29年4月1日から年2.7%と定められている。）の割合で計算した額の利息を付した額を発注者である群馬県に返還しなければならない（約款第47条3項）。受注者が前払金余剰金を請求する場合、受注者が保証事業会社（本件では東日本建設業保証株式会社）との間で公共工事の前払金保証事業に関する法律2条5項に定められている保証契約を締結することが要件となっているため、前払金余剰額自体は保証事業会社に請求することにより回収できるが、前述の利息については保証の対象外のため、未収金として残されたものである。

<契約違約金について>

契約が約款第44条第1項によって解除された場合、受注者は請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない（約款第44条2項）。これが未収金として残されたものである。

具体的な発生経緯は以下のとおりである。

本債権は、約款第44条1項第2号の「その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき」の解除に伴うものである。

この解除の前提として、自己破産の手続を開始することを理由とする工事続行不能届が受注者から出された。

上記届出後に解除通知をし、受注者から解除通知受領書の提出を受けた。現地を確認した上で、精算設計書を作成して、精算のための出来高部分を検査した。出来高確認書を取り交わして、請負代金、前払金額、出来高の金額を確認する。これは保証事業会社も確認した。

その上で、契約違約金とともに、返還利息の金額を調定する。調定の添付資料で、「請負代金の清算について」の書面（請負代金、前払い金、出来高がわかり、返還利息はこれらを計算すればわかるもの）があり、これを受注者に発送した。

調定により、保証会社に対する前払金返還金、前払金余剰額返還利息（返還予定日を決めるので金額が確定する。）、違約金が確定し、それぞれ納入通知を出した。

本債権は、このような経緯により発生した債権である。

オ．時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に

関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

< 返還利息 >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
7,319 円	0 円	0 円	7,319 円	0 円

注) 内訳 (債務者は同じ)

- ・ 八ッ場ダム水源地域対策事務所 2,977 円
- ・ 太田土木事務所 4,342 円

< 契約違約金について >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
704,550 円	0 円	0 円	704,550 円	0 円

注) 内訳 (債務者は同じ)

- ・ 八ッ場ダム水源地域対策事務所 373,800 円
- ・ 太田土木事務所 330,750 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点の収入未済額はないとのことである。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

前述のとおり経緯により発生する債権であり調定はその都度実施している。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限は納入通知書発行の翌日から起算して20日以内の日と定めている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

回収できない理由は、債務者が破産したからである。破産手続開始通知書が裁判所から届いたことから、違約金及び返還利息についての債権届出書を提出した。その数か月後に、破産管財人に状況を電話で聞いて、異時廃止証明書をFAX送信してもらった。平成20年12月のことである。

その後すぐに不納欠損処理せず、繰越調定を繰り返して、平成30年2月に議案(時効期間3年を経過して回収の見込みがないとして権利放棄するというもの)を作成して、3月に議決した。

このように至ったのは、当初、民法第167条第1項(当時)に基づき、時効期間は10年であり、10年経過しないと不納欠損処理できないと考えていたからである。その後、平成28年に弁護士への法律相談を実施し、再検討を行った結果、民法第170条第2項に基づき、時効期間を3年と考え直した。

< 納入通知 >

私債権であり不服申立ての教示は不要である。

エ. 不納欠損の状況

< 返還利息 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	7,319円	請負業者倒産による債権回収不能のため

< 契約違約金 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	704,550円	請負業者倒産による債権回収不能のため

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

財務会計システムに登録して、毎年度、債権の未納状況を管理している。

< 担当者の権限分配の状況 >

事務所の会計担当者が1名いる。会計局から年度末に通知が出され、財務会計システムで繰越調定をしているので、この記録（調定・収納状況）を確認すれば債権の情報が出てくる。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所（法人の登記情報に掲載されている限りの情報）なお、債務者は法人のみである。

< 調査の方法と頻度 >

年に1度、法務局で法人の履歴事項証明書を取得し、変更の有無を調査している。債務者から知らされない限りは不明のままである。受注者は入札参加資格がある業者であり、変更があれば県に届出義務があり、届出があればシステム上反映される。しかし、これは通常の場合であり回収が困難と見込まれる事態となった場合、強制的な財産調査の権限もなく、裁判所の破産手続の状況を確認するに留まっている。

< 債務者との通信・面談 >

新しく追加する事項が生じた場合に追加するが、記載する事項がない場合は、特に記録していない。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

未納の状況自体は財務会計システムで確認できるが、時効期間が10年間であるという認識であった。

< 中断措置の有無・方法 >

事例自体なし。

<時効完成後の対応>

前述のとおり、法の解釈・適用に違いがあった。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

納入通知書の納期限から20日以内に督促を出す。督促状発行日の翌日から起算して10日以内を指定期限としている。本債権は債務者の破産申立てが判明した前述の債権のみであり、経過は前述のとおりである。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

私債権なので不服申立ての教示は不要である。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

前述のとおり破産手続上の債権届出はしている。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

特に一般的な判断基準は設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針は特に設けていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【適時に不納欠損処理すべきであること（指摘事項15）】

<結論>

法人である債務者が破産手続により異時廃止決定を受けた場合、不納欠損処理をすべきである。

<理由>

法人である債務者が破産手続開始決定を受けた場合、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなされる（破産法第35条）。異時廃止決定（同法第217条1項）は破産手続の終了（同法9章）の一態様である。そのため、法人である債務者は異時廃止決定により法人である債務者は消滅することになり、商業登記上も閉鎖されることになる。この場合、債務が帰属すべき法主体が存在しなくなることから、当該債務は当然に消滅するものとされている。

そのため、異時廃止決定を証する書面を確認できたのであれば、当年度又は翌年度には不納欠損処理すべきである。

(8) 意見

ア. 【債務者との経過の記録を作成すべきであること（意見77）】

<結論>

債務者との経過の記録を作成して担当者が変わっても経過がわかるようにしておくべきである。

<理由>

本債権は日常的に発生するものではないようであるが、債務者の事業の廃止等により回収できなくなること自体は今後も起こり得ることである。そのため、担当者が異動しても経過がわかるような記録があることが望ましい。不納欠損処理をするためにも経過の記録がある方が処理しやすいものと考えられる。

イ. 【時効を意識できるような記録を作成すべきであること（意見78）】

<結論>

時効を意識できるような記録を作成して担当者が変わっても経過がわかるようにしておくべきである。

<理由>

時効を意識できるような記録は現状ではない。調定日、納期限、最後の弁済日等を一覧できるようにして、時効の管理をすべきである。

5. 河川課 I：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延滞利息—1節：違約金及び延滞利息

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ．担当部署

<共通>

県土整備部 河川課 工事事務係

<契約違約金>

沼田土木事務所、桐生土木事務所

<前払金返還利息>

伊勢崎土木事務所、高崎土木事務所

ウ．債権の発生原因と種類

沼田土木事務所と桐生土木事務所の違約金については、建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく違約金等支払請求権である（私債権）。伊勢崎土木事務所と高崎土木事務所の前払金返還利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（以下「告示」という。）に基づく前払金返還利息支払請求権である（私債権）。参照法令として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ．債権の内容

<沼田土木事務所>

契約をした後、受注者から工事続行不能届を受けたが、その理由は「資金繰りが困難になったため」とのことであった。県としては、約款所定の解除事由の「その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき」と認められるとき（約款44条1項2号）又は「受注者が解除できる事由を定めた第46条1項の規定によらないで受注者が解除を申し出たとき」（約款第44条1項5号）に該当すると判断し、内容証明郵便により解除の通知をした。その後、出来高の検査を行い、出来高がゼロであることを出来高確認書で確認した。これを受け、契約違約金を確定させ、それを内容証明郵便により通知した。なお、本件では受注者から前払金の請求はなく、県から受注者に支払う前払金はなかったため、これを精算する必要はなかった。そのため前払金回収までの返還利息は発生しない。また、本件は請負金額が500万円未満であることから解除した場合に保証会社に対して請求できる契約保証金は契約時に免除されており、契約保証金の請求をする必要はなかった。

<桐生土木事務所>

建設工事請負契約を締結し、請負金額141万7500円と定められた。受注者からの請求がなかったため請負金額の4割の前払金は支払っていない。そのため前払金回収までの返還利息の発生もない。請負者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため解除の通知をした（約款4

4条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため)。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わし、出来高をゼロとした。前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の約14万円の違約金が発生することになり、これが本債権である。

<伊勢崎土木事務所>

受注者に対して請負代金の4割の前払金を支払っているが、その前払金額と契約の解除時点の出来高部分の金額の差額である余剰額の返還を受注者と前払保証契約を締結した保証事業会社から受けるまでの間の返還利息である。受注者が破産の申立てをしたとの情報が当該保証事業会社からあり、数日後、その事実確認及び出来高確認を受注者、その代理人及び保証事業会社が行い、出来高確認書を取り交わした。出来高は認識に一部食い違いがあったが最終的にはゼロで合意した。受注者からの工事続行不能届(理由は自己破産のため)を受け、解除をした(約款44条1項)。なお、解除に伴って受領できる請負代金の10%の違約金を受注者と契約保証を締結した保証事業会社に対して請求して受領した(契約保証約款)。受注者に対して前払金を支払っていることから、この前払金の元金部分だけは保証事業会社の保証を受けているので、保証事業会社に対して請求して支払を受けた。保証事業会社からの支払を確認してから利息の金額が確定するため、入金後に返還利息を調定している。

<高崎土木事務所>

平成14年3月に建設工事請負契約後、同年10月になっても工事が進んでいなかったことから工事を求める催告をしていた。従業員から社長と連絡がつかないとの連絡があり、社長個人の破産申立ての代理人の弁護士を知らされたので、その弁護士と面談した。その後、契約解除通知(約款44条1項2号の完成の見込みなし)をした。出来高確認書を取り交わした。保証事業会社に対して、前払金から出来高を引いた残りの金額を請求した。なお、保証金として請負代金額の10%の金額も保証事業会社に請求した。保証事業会社からこれらの支払を受けたので、返還利息の計算をして、調定したものである。

オ. 時効期間

担当部署では3年(旧民法第170条第2号)としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<契約違約金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
557,550円	0円	0円	557,550円	0円

内訳) 沼田土木事務所 415,800円、桐生土木事務所 141,750円

<前払金返還利息>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,422,128円	0円	0円	148,199円	1,273,929円

内訳) 伊勢崎土木事務所 137,533円、高崎土木事務所 1,091,415円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

<契約違約金>

平成29年度末時点の収入未済額はない。

<前払金返還利息>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成14年度	1,091,415円	1件	1人
平成16年度	182,514円	1件	1人
合計	1,273,929円		

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<沼田土木事務所>

前述の契約違約金を通知した内容証明郵便と同日に調定し、納期限を20日後とした。すると受注者の代理人から破産するとの受任通知が納期限前に届いた。その後、督促はしている。4か月後、破産申立てを裁判所が受理したことを示す事件受理票が代理人から届いた。全5回の集会期日があり、いずれも出席した。1回目で異時廃止の見込みと報告された。1年後に最後の集会期日があり、異時廃止決定が送られてきた。さらに登記事項証明書を取得して法人が閉鎖されたことを確認した。

<桐生土木事務所>

前記の債権の発生後に調定している。納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<伊勢崎土木事務所>

前述のとおり利息の金額が確定した段階で調定し、納入通知の納期限を調定日から20日以内としている(財務規則第44条第3項)。平成22年1月に裁判所から受注者の破産手続開始通知書が届いた。その後同年9月に代理人から破産手続廃止決定のFAXを受けた。同年11月に法人の閉鎖事項証明書を確認し、閉鎖されていることがわかった。収入未済額については、翌年度に繰越調定をしている。繰越調定の最後は平成29年4月で、平成29年度に不納欠損処理した。弁護士に法律相談して、議会の債権放棄で不納欠損してよいのではないかと言われて議決した。これまで私債権で時効は10年だろうということで繰越調定を重ねてきた。しかし、最近検討したところ、時効は3年ではないかということがわかった。破産自体は分かっていたが、時効の側面からしか検討していなかった。

<高崎土木事務所>

前述のとおり利息が確定した段階で調定して、納入通知を出した。転居先不

明で返送されてきた。督促も同様だった。以後は繰越調定している。平成30年9月に登記事項証明書をとって、平成27年1月20日に会社法上みなし解散したことが分かった段階である。

エ. 不納欠損処理の状況

< 契約違約金 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	557,550円	破産手続廃止決定による債権放棄

< 沼田土木事務所 >

前述の異時廃止と登記閉鎖が判明した時点以降、土木事務所としては不納欠損処理を河川課に伝えたが、河川課では、破産手続の異時廃止ということが破産手続の終結であるという認識ではなく、まだ手続の途中であるという認識をしていた。そのため、私債権の時効期間である10年間の経過を待って不納欠損するという申し送りを繰り返し、毎年繰越をしていた。調定年度は平成20年度だったが、平成28年度に時効期間が10年ではなく3年（旧民法第170条第2項）であることがわかり、不納欠損処理の検討をしていた。その検討を進める中で時効ではなく破産による不納欠損処理をすることが適当であるとの結論に至った。破産の場合にも債権の放棄のために議会の議決が必要との認識のもと、議決後、河川課からの不納欠損処理を促す連絡に基づき、土木事務所において、事務処理をした。

< 桐生土木事務所 >

取扱基準は特にないが、不適切な事例があった。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

< 前払金返還利息 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	148,199円	破産手続廃止決定による債権放棄

注) 財務会計システムにより河川課で債権の内容が分かる。議決までした後で、不納欠損処理を促す連絡が河川課から各土木事務所に来る。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 沼田土木事務所 >

財務会計システムで管理しているものと、1件のみなので紙でファイリングして管理しているものがある。工事事務という担当者が引き継いでおり、係長

も関わっている。監査委員の監査で答える必要がある。特殊な事案ということもある。

<桐生土木事務所>

エクセルで整理している。繰越調定の際に、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

<伊勢崎土木事務所・高崎土木事務所>

財務会計システムによりデータで管理しており、また、同システムから出力した調定回議書及び繰越調定回議書をファイリングして管理している。これらは工事事務という担当者が引き継いでいて、書類は係長から所長まで回議し決裁している。

イ．債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者は指名競争入札のために県に登録している業者であるが、指名は結果的には法人しかしていないので、法人のみである。法人については、名称、住所、電話番号、代表者名を把握している。土木の管理システムで登録されている情報である。

<調査の方法と頻度>

指名の登録を2年に1回しており、変更があれば、そこで判明するが、債権発生してからは相手方から連絡がない限りは不明である。法務局で法人の登記事項を取得することはしている。受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

債務者との直接のコンタクトは取っていないが、裁判所や破産管財人とのやり取り等、これまでの経緯は記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

管理されてはいたものの、時効期間に誤謬が見られた。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

前述のように法の解釈・適用に混乱が見られた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

各土木事務所で督促まではしている。高崎土木事務所では納入通知も転居先不明で返送されたままであり、現地に行った記録なし。現地の不動産の登記情報もとっていない。弁護士が入ってからの代表者の住民票・戸籍は取得していた。代表者個人が異時廃止した情報を代理人から得ている。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の控えはないため確認できない（納入通知も控えなし）。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

沼田土木事務所のケースは債権調査型の破産手続となり、破産債権の届出をして、債権者集会にも毎回出席していた。他の3土木事務所のケースの破産手続は債権調査留保型（配当見込み乏しいため、とりあえず債権届出を省略して破産管財人が資産の換価等を進めるタイプの破産手続）であったため、債権届出はされていない。桐生土木事務所のケースでは、集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を手入はしていた。伊勢崎土木事務所と高崎土木事務所の債権者集会への出席状況は不明。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難性の判断方法

方針・基準は存在しない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決まった処理方針はない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア．【不納欠損処理は適時・適切にすべきであること（指摘事項16）】

<結論>

法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産

手続廃止となったことがわかったのであるから、適時・適切に不納欠損処理をすべきである。

<理由>

債務者である法人が破産手続において異時廃止決定を受けたことが分かり、登記も閉鎖されたことが判明したのであるから、その段階で不納欠損処理をすべきである。土木事務所としては不納欠損処理を担当課に伝えたが担当課としては誤った認識をしており、破産手続の異時廃止ということが破産手続の終了という認識をせずまだ途中であるという認識をしていた。そのため、以後は時効期間が経過することを待っていた。毎年、10年後には不納欠損するという申し送りを繰り返して毎年繰越をしていた。その結果、調定年度は平成20年度であるが、平成29年度まで不納欠損処理がなされなかった。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

イ.【回収未了の債権に関する契約書は保存すべきであること（指摘事項17）】

<結論>

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が回収未了であったにも関わらず破棄していたが、特に債権の帰趨未定の間は保存しておくべきである。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書として登録後、保存期間（補助事業5年、単独事業3年）が満了した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。群馬県文書管理規程52条1項において、保存の必要があるものについては保存期間の延長をするものとされており、破棄されないよう手続を採るべきである。

(8) 意見

ア.【債務者の情報の調査をすべきであること（意見79）】

<結論>

債務者の情報の調査をすべきである。

<理由>

納入通知も督促も届くことなく返送されてきている事例がある。返送されてきたということは納入通知も督促も効力が発生していないということである。このような効力にも関わる重要な事項であるにもかかわらず、当初発送した宛先の住所の現地調査をすることなく、宛先の住所の土地・建物の登記の情報を取得したこともない。これら調査は最低限すべきである。

イ.【不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきであること（意見80）】

<結論>

不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。

<理由>

平成14年に契約して工事が停止して解除したことにより発生した債権について、債務者である法人の代表者が破産申立てをして異時廃止決定を受けたことを確認しており、平成30年度に確認した法人の登記情報においてはみなし解散がとられていることもわかっている。このような状況からすれば債務者に対する回収の見込みは著しく困難であると考えられる。債権の放棄を含めた不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。

6. 河川課Ⅱ：河川占用料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—4節：河川関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 河川課 河川管理係
高崎土木事務所 施設管理係
藤岡土木事務所 施設管理係
沼田土木事務所 施設管理係

ウ. 債権の発生原因と種類

河川法第32条第1項を受けて制定された群馬県河川流水占用料等徴収条例に基づいて発生した債権であり、強制徴収公債権である（河川法第74条3項）。

エ. 債権の内容

流水の占用許可（河川法第23条）、河川区域内の占用許可（河川法第24条）もしくは河川区域内の土地における土石採取許可（河川法第25条）又は流水の占用の登録（河川法第23条の2）（以下、「流水占用等の許可等」という。）を受けた者から徴収する流水占用料、土地占用料、又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下、「流水占用料等」という。）である。

オ. 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
515,552円	71,384,058円	71,408,998円	3,590円	487,022円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	47,274円	2件	2人
平成25年度	152,044円	4件	4人

平成26年度	167,044円	4件	4人
平成27年度	18,560円	2件	2人
平成28年度	48,950円	3件	3人
平成29年度	53,150円	5件	5人
合計	487,022円	20件	20人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

年度途中で流水占用等の許可等の申請がなされ、それに対する流水占用等の許可等処分を行う際には、同許可等処分と同時に流水占用料等の調定を実施している。

流水占用等の許可等の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の流水占用料等については、同年度の4月初旬に調定を実施している。

過年度分の未納付の流水占用料等についても、毎年度4月初旬に繰越調定を行っている。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送している。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

ただし、条例により、流水占用等の許可等の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の流水占用料等については、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものと定められているため（財務規則第44条3項、群馬県河川流水占用料等徴収条例第3条1項）、調定の日から20日後が5月1日以降となる場合でも、納期限は4月30日と設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

適時・適切に回収できない債権について、適時・適切に回収できない理由としては、以下のようなものがある。

【自然人について】

- ・債務者自身が体調不良となり、収入が十分に得られなくなり、納付が困難となった。
- ・応対拒否。
- ・収入が不安定で生活が困窮している。

【法人について】

- ・破産手続が開始した。
- ・精算手続が開始した。
- ・破産手続等は開始していないが、法人の実態がなくなった。

<納入通知における行政不服申立の教示の有無>

流水占用等の許可処分を行う際に、許可条件として流水占用料を示すとともに、行政不服申立の教示を行っている。そのため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行っていない。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に、3件、合計3590円を、不納欠損として処理している。不納欠損処理を行った理由は、平成29年5月26日から同年6月5日の間にそれぞれ消滅時効が完成したことによるものである。

不納欠損の対象となる債権の数は多くないため、消滅時効期間が経過した債権について、随時、不納欠損処理を行っている。

ただし、平成29年度に不納欠損処理を行った3件の債権は、いずれも、平成23年3月30日に破産手続が開始し、その後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められて平成26年9月12日に破産手続が廃止するとともに閉鎖登記がなされた法人に対する平成24年度にかかる流水占用料等である。同法人に対する平成23年度にかかる流水占用料等については、平成23年6月28日に破産管財人に対して交付要求を行ったため、担当部署において、同法人につき破産手続が開始したことは把握していたが、同法人の破産手続が異時廃止決定により終了したことを知ったのは平成29年1月のことであった。そして、その後、消滅時効期間の経過を待ち、平成29年度内に不納欠損処理を行った。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

取扱要領に基づいて報告書を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

各債権の実質的な管理は、各土木事務所において行われている。各土木事務所では、出納員である総務係長の監督のもと、各土木事務所施設管理係が、債務者への手紙の送付、訪問等の事務を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

自然人に関しては、氏名、住所、電話番号、職業といった情報を、収集・保管している。

法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の住所・氏名を把握し保管している。

<調査の方法と頻度>

直接訪問や電話による債務者からの聴取、住民票の取得等により、調査している。調査の頻度は、高崎土木事務所では、年2～3回である。藤岡土木事務所

所では、消滅時効が完成して欠損が生じないようにするために、必要に応じ、直接訪問や電話による債務者からの聴取等を行い、調査している。直接の訪問は、月に1回以上行うこともある。

<債務者との通信・面談>

担当部署にて「催告整理票」を作成し、債務者との通信・面談結果を記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

当初調定にて定められた納期限までに支払われなかった場合には、当該納期限から20日以内に、指定期限を発布日から起算して20日以上経過した日とする督促状を発布している。そして、督促状に記載した指定期限を財務会計システムによって管理することにより、消滅時効の起算点・期間を管理している。

また、河川占用料等を滞納している債務者に対しては、定期的に訪問するなどし、直接面会することのできた際には分納誓約書の作成や一部納付を促したりしている。債務者が作成に応じて分納誓約書を受領した場合には、同作成日を消滅時効の起算点として期間の管理を行っている。

複数の債務を負っている債権者が、全ての債務を消滅させるに足りない程度の一部弁済をした場合には、一部弁済金をどの債権に充当するかは、債務者と県の担当者が相談の上、決めることとしている。その際、過年度分が時効消滅することないように注意している。

<中断措置の有無・方法>

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行っている。また、過年度債権がある未納者に対しては、現況を調査の上、時効完成時期に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

分割納入がなされない場合にも、債務者宅を訪問して分納誓約書の作成を促すなどして時効中断を図っている。

<時効完成後の対応>

消滅時効期間が経過した場合には、随時、担当部署内での決裁後、不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施している。

<延滞金等>

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

滞納処分をした例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上徴収等、法が用意した手段を活用したことはない。

<任意的手段の活用方法>

債務者の自宅を訪問して納付相談を実施したり、分納誓約書を受領したりするなどしている。

年間の流水占用料等が300円の債務者など、担当者が訪問して面談した際に、納付意思を示す者もいる。しかし、財務規則上、直接収納できる者は限られており（財務規則第53条、第6条。）、各土木事務所では総務係長1名だけが直接収納できる出納員である。そのため、総務係長が債務者宅を訪問していない場合には、その場では納付書を手渡し、事後に金融機関で納入するよう伝えることとしている。

ただし、ヒアリング時、慣例により、出納員ではないものが債務者から直接収納している土木事務所が存在していることが判明した。

なお、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示はなされておらず、各土木事務所には現在分任出納員は存在していない。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

口頭による確認ができる人については口頭で確認している。1件ごとの債権の金額が小さいため、確認を行わない場合もある。同様の理由により、債務者の自宅土地建物などの不動産の名義確認などの資産調査などはしていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

特に実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

流水占用等の許可等の対象者は、1つの許可につき必ずしも1名とは限らないため（例えば、共有名義の建物からの排水のための許可の場合には、共有名義人全員が許可の名宛人となり、流水占用料等の支払義務を負う債務者も共有名義人全員となることもある）、複数当事者対応の実施が必要となることもあるが、監査対象とした年度の債権に関しては、該当はなかった。

また、強制徴収公債権であるという性質上、連帯保証人を付すことは予定されていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

監査対象とした債権につき、該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

適時・適切に債務の弁済がなされない件数は少ないため、特段、方針や基準は設けていない。個別具体的に判断を行っている。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ．法が用意した制度の利用状況

利用を検討したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応
該当なし。

(7) 指摘事項

ア．【直接収納をすることができる者の徹底（指摘事項18）】

＜結論＞

担当部署において、直接収納を受けることのできるものを確認し、それを周知徹底すべきである。

＜理由＞

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

しかし、当該債権については、慣例により、出納員でも分任出納員でもない者が、直接収納を受けている実態のあることが判明した。

担当部署においては、今後、分任出納員の任命を検討するとともに、直接収納を受けることのできる職員を確認し、それを周知徹底すべきである。

(8) 意見

ア．【分任出納員の任命（意見81）】

＜結論＞

「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）に関する告示を改正し、当該債権の出納に関する事務を行うことのできる分任出納員を積極的に任命するなどし、滞納金のある債務者を訪問する場合には、当該滞納金を直接収納することが可能な職員が出向くようにすべきである。

＜理由＞

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

しかし、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示はなされておらず（「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）、当該債権の実質的な管理を行っている各土木事務所には、分任出納員は存在していない。現在、当該債権を適法に直接収納することのできるものは、各土木事務所に1人ずつ配置されている出納員である総

務係長だけである（財務規則第6条第2項、同規則別表第2）。

そのため、年間300円の流水占用料等を滞納している債務者宅を担当職員が訪問した際に、当該債務者がその場で納付する旨申し出たとしても、総務係長が同行していない限り、直接出納することができず、その場では納付書を手渡して事後に金融機関で納入するよう伝えることしかできていないといった状況にある。そのような場合において、事後的に債務者が金融機関に出向いて自発的に納入するということはほとんどない。また、監査対象とした債権の中には、滞納中の債務者の納入意思がなくならないうちに納入を得ようとするあまり、財務規則上は直接収納することができない職員が直接収納を行ってしまっているという事態も発覚した。

このような事態を改善するためには、当該債権の管理業務に直接的に関わっている職員が、直接収納することのできるような仕組みを確立しておくことが望ましい。

そこで、「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）に関する告示を改正し、当該債権の出納に関する事務を行うことのできる分任出納員を積極的に任命するなどし、滞納金のある債務者を訪問する場合には、当該滞納金を直接収納することが可能な職員が出向くようにすべきである。

なお、今年度末の改正時に河川占用料と道路占用料の滞納整理事務について、追加対応する方向で動いてもらえるとのことだが、確実に履践されているか措置状況のチェックが必要である。

イ. 【債務者の資産調査について（意見82）】

<結論>

債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなど、債務者の適切な資産調査を行うべきである。

<理由>

ヒアリング時に聴取したことによれば、適時・適切に債務の弁済を行っていない債務者の資産調査としては、本人への聞き取りにより収入状況等を確認しているだけで、債務者の自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得するなどの資産調査は行っていないとのことであった。

確かに、対象債権である河川占用料等は、1年あたり数百円から数万円程度と、金額としては大きくない。

しかし、高崎土木事務所が管理していた平成24年度より前に発生した債権など、債務者の資産調査がなされないままにすでに、消滅時効の完成により債権が消滅してしまっているものもあった。

たとえ1件あたりの債権額が小さいとしても、債務者本人への聞き取り以上の資産調査も行わないままに、債権を時効完成により消滅させてしまうことは、適切な債権管理とはいえない。

しかも、地方公共団体が職務上請求する場合には、登記事項証明書の取得に

あたって手数料はかからないため（登記手数料令19条）、費用対効果の関係から取得すべきでないとはいえない。

少なくとも、債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなどの適切な資産調査を行うべきである。

ウ．【法人の実態調査について（意見83）】

<結論>

解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。

<理由>

監査対象とした平成29年度に不納欠損処理を行った3件の債権は、いずれも、平成23年3月30日に破産手続が開始し、その後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められて平成26年9月12日に破産手続が廃止するとともに閉鎖登記がなされた法人に対する平成24年度にかかる流水占用料等であった。

当該債権については、平成29年度の消滅時効の完成を待つまでもなく、破産手続が異時廃止決定により終了し、閉鎖登記がなされた平成26年度の段階において、不納欠損処理を検討すべきであったと思われる。

しかし、担当部署では、遅くとも平成23年6月28日時点には当該法人につき破産手続が開始したことを把握していたが、平成26年9月12日に同法人の破産手続が異時廃止決定により終了し、同法人が閉鎖登記されたことを知ったのは平成29年1月のことであったため、それまでの間、不納欠損処理が検討されることはなかった。

これは、破産開始決定を受けて解散した法人につき、その後、債権管理として履歴事項全部証明書を取得するなどの調査を行うこともなく、放置した結果であると考えられる。

今後、このような事態が生じることを防ぐため、解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。

エ．【債務者の存在確認について（意見84）】

<結論>

毎年度、調定を実施する際には、調定時の債務者の存在・不存在を確認すべきである。

<理由>

監査対象とした債権の中に、当初調定時にすでに債務者である相手方が存在していなかったという債権があった。

具体的には、平成28年12月29日に清算が終了し、平成29年1月27日付で清算終了及び閉鎖登記が行われた法人に対し、同年4月1日付で、同月30日を納期限とする調定を行い、その後の同年5月18日には督促状を发出したというものである。その後、平成29年度中には何らの調査も行わず、平

成30年度になって繰越調定を行って当該法人宛に通知を発送したところ、宛所に訪ね当たらず返送されてきたため、当該法人の登記簿謄本を取得したことにより、ようやく、当該法人が平成28年度内に消滅していたということを担当部署が把握した。

このように、存在していない債務者に対して調定を行ってしまったという要因には、許可自体は単年度単位ではなく、複数年単位で出しているため、毎年度の調定時に債務者の存在・不存在を確認していないという実態がある。

当該対象債権自体については、もともと債権が発生していないものであった以上、不納欠損処理をするのではなく、遡って調定自体を取り消すなどするとともに、今後同様の事態が発生することを防ぐため、毎年度、調定を実施する際には、債務者の存在・不存在を確認すべきである。

7. 砂防課：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延納利息—1節：違約金及び延納利息

イ. 担当部署

県土整備部 砂防課 砂防管理係
桐生土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく違約金等支払請求権である（私債権）。参照規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

契約を締結し、前払（約款34条）及び部分払（約款37条）をした。その後3か月後に受注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため、解除の通知をした（約款44条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため）。

破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わした。前払と部分払の合計から出来高を引いた金額については保証事業会社から回収した。この回収までの返還利息が本債権である。また、契約保証金を保証事業会社から払われているが（約款4条2項）、これは発生した違約金に充てられてその残額が本債権である。この2つの債権が未回収である。

オ. 時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負

人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
69,024円	0円	0円	69,024円	0円

注) 約1万円が返還利息、約5万9000円が違約金である。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点の収入未済額はない。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前記の債権の発生後に調定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者が破産してしまったこと。

エ. 不納欠損処理の状況

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	69,024円	破産手続廃止決定、法人格消滅

不納欠損の時期に関する取扱基準は特にない。不適切な事例あり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識しながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

エクセルで整理し、管理している。

<担当者の権限分配の状況>

繰越調定のときに、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

<調査の方法と頻度>

法務局で法人の登記事項を取得することはしている。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

本債権発生後、電話による督促を行った（通信記録は残っていない）。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

管理されてはいたものの、時効期間に誤謬が見られた。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

前述のように法の解釈・適用に混乱が見られた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の写しはないため確認できない（納入通知も写しなし）。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

債務者の破産手続は債権調査留保型（配当見込み乏しいため、とりあえず債権届出を省略して破産管財人が資産の換価等を進めるタイプの破産手続）であったため、債権届出はしなかった。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を入手はしていた。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

方針・基準は存在しない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決まった処理方針はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存がなかったこと（指摘事項19）】

<結論>

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきである。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書に登録後、保存期間（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ. 【不納欠損処理の遅滞（指摘事項20）】

<結論>

法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手していたのであれば、適時・適時に不納欠損処理すべきである。

<理由>

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、時効期間が本来は3年間であったが、10年間であると誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

該当なし。

8. 都市計画課：建設工事請負契約に関する前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延納利息—1節：違約金及び延納利息

イ. 担当部署

県土整備部 都市計画課 工事事務係
桐生土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく前払金余剰額に係る利息請求権である（私債権）。参照規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

契約を締結し、受注者からの請求を受けて請負金額の4割を上限に支払っている。発注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため、解除の通知をした（約款第44条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため）。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わし、出来高をゼロとした。前払金については、保証会社に対して請求できるので回収済みであるが、回収までの返還利息が未回収となっている。なお、前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の違約金が発生することになるが、保証契約があるので、こちらは回収済みである。

オ. 時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
46,399円	0円	0円	46,399円	0円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点での収入未済額はない。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前記の債権の発生後に調定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者の事業停止・破産に根本的な原因があるが、実務的には、請負契約の債務不履行によって発生する違約金は保証でカバーされるが、その返還利息まではカバーされないことが、本債権が残ってしまう要因となっている。

エ. 不納欠損について

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	46,399円	債務者破産による当該債権の回収不能

不納欠損の時期について取扱基準は特にはないが、不適切な事例はあり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

エクセルで整理し、管理している。

<担当者の権限分配の状況>

繰越調定のときに、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

<調査の方法と頻度>

法務局で法人の登記事項を取得することはしている。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

事業停止後の債務者と直接のコンタクトはない。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

回収不能が明らかな事案でもあり、特に独立項目としての管理はしていない。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

＜延滞金等＞

該当なし。

＜督促状の記載＞

督促状の写しはないため確認できない（納入通知も写しなし）。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

該当なし。

＜法が用意した手段の活用状況＞

債務者の破産手続では債権調査が留保されていたため、債権届出をする機会がなかった。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。破産管財人の業務要点報告書・財産目録は入手していた。

＜任意的手段の活用方法＞

該当なし。

ウ. 財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

該当なし。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針を予め決めることはしていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の事業再生の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存がないこと（指摘事項21）】

＜結論＞

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきであること。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書に登録後、保存期間が満了（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ.【不納欠損処理の不適切な事務（指摘事項22）】

<結論>

破産手続終結の根拠資料を入手していたのであれば適時に不納欠損処理すべきである。

<理由>

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、時効期間も本来は3年であったが10年であると誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

該当なし。

9. 住宅政策課：県営住宅家賃

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料及び手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—6節：住宅政策関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 住宅政策課 住宅管理係 滞納対策係

(収納委託先)

群馬県住宅供給公社（以下「公社」という。）

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県県営住宅管理条例（以下「条例」という。）・群馬県県営住宅管理条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）・公営住宅法（以下「法」という。）・公営住宅法施行令（以下「令」という。）・公営住宅法施行規則に基づく賃料請求権であり、その性質は非強制徴収公債権である。

もっとも、公債権か私債権かについては、自治体によって見解が異なる。群馬県においては扱いが混在していたところを平成22年度に公債権として管理する内部的意思決定をして具体的な年月日は不明だがそのころから公債権として管理している。収納の委託先の公社に対しては、会議等で伝えたようである

が書面で通知した記録はない。

事務的な取扱要領としては、県営住宅家賃滞納整理要領（以下「要領」という。）がある。

エ. 債権の内容

県営住宅の家賃である。具体的な発生の経緯は以下のとおりである。まず、県営住宅の管理については、管理代行制度（法第47条第1項）により、公社が管理している。群馬県は公社に対して管理業務及び収納業務を委託しており、それぞれ契約を締結している。

県営住宅の入居者の選定に当たっては、公社がまず募集を行う。これには、定期募集（年4回 4、7、10、1月）、常に募集が行われている随時募集があり、団地ごと間取りごとに募集している。また、募集に当たっては、公社ホームページに掲載するほか、募集案内を作成し、県庁2階県民センター、県土木事務所、県保健福祉事務所において周知している。

そして、申込みがある。定期募集の場合、一定期間募集を行い、応募が多い場合には抽選となる。抽選結果は申込者に通知する（条例施行規則第6条）。

その後、入居資格の審査を行い、資格を認めた申込者に対しては、入居承認通知（条例施行規則第12条）をする。これにより家賃月額を明示する。同じ部屋でも収入により家賃は異なるのであるが、家賃の決定は、毎年度知事により認定された収入（令第1条第3号に規定する収入、条例第2条第3号）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条及び第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とするのが原則である（条例第18条第1項。例外的に近傍同種の住宅の家賃となる場合がある。）。要するに応能応益という要素により判断している。

そして、入居契約書を締結する。

本債権は、このようにして発生する債権である。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

判決等がある場合は10年（旧民法第174条の2）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
116,248,501 円	2,388,607,227 円	2,392,554,014 円	3,259,261 円	109,042,453 円

(平成29年度の過誤納)

件数(調定)	過誤納額	対応の状況
27件	404,839円	対象者へ還付

注) 家賃を収めた後に、その月の途中で退去する場合、日割り計算になって残りを返すことになる。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	実人員 (年度ごとの延べ人数)
昭和60年度	156,200円	11件	2人
昭和61年度	57,300円	3件	2人
昭和62年度	131,400円	6件	1人
昭和63年度	177,200円	8件	1人
平成元年度	141,000円	6件	1人
平成2年度	117,500円	5件	1人
平成4年度	131,600円	6件	2人
平成5年度	397,800円	13件	2人
平成6年度	564,600円	19件	4人
平成7年度	1,218,640円	34件	4人
平成8年度	1,891,951円	66件	10人
平成9年度	3,282,190円	119件	15人
平成10年度	5,422,772円	162件	17人
平成11年度	4,080,642円	131件	15人
平成12年度	4,217,650円	162件	22人
平成13年度	5,883,477円	197件	25人
平成14年度	7,931,235円	252件	33人
平成15年度	9,037,744円	311件	45人
平成16年度	9,817,665円	322件	47人
平成17年度	6,048,274円	228件	43人
平成18年度	4,642,384円	230件	39人
平成19年度	2,203,954円	99件	21人
平成20年度	1,789,614円	83件	18人
平成21年度	2,209,624円	99件	23人
平成22年度	2,839,280円	109件	28人
平成23年度	2,907,782円	121件	24人
平成24年度	2,157,910円	86件	17人
平成25年度	1,644,320円	77件	23人
平成26年度	585,139円	25件	14人
平成27年度	2,230,141円	101件	39人
平成28年度	3,911,655円	183件	85人
平成29年度	21,213,810円	917件	557人
合計	109,042,453円	4191件	1180人

注) 平成29年度が突出して実人員が多く、多額であるが、まだ新しい収入未済であるから収納できていないだけで、実質的な状況は例年と大きく異なる

ってはいない。ここ数年の現年度の収入未済額も平成29年度の収入未済額と同程度であった。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

毎月初に全入居者の調定をしている。月の途中に入居する場合等は入居日に行う。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限は条例第24条第3項により月末に設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

回収できない理由は後述の(4)のとおりである。

<納入通知>

納入通知の前提となる情報は県営住宅総合管理システム(以下「システム」という。)に入力されており、それを基に県で調定し、発送は公社が行う。群馬県が文書の作成を業者に依頼し、業者から公社に直接納品される。公社が封入、封緘し、システム上で対象者を確認して送付する。

公社は、納入の前提となる口座振替のデータをDVDやフロッピーディスクを使用して金融機関とやりとりしている。

納入の方法が口座振替の場合、納入通知を債務者に対して発送していない。債務者は預金口座振替納入依頼書及び複写式で記入される納入通知書送付依頼書を記入するだけである。納入通知書送付依頼書には、「私が納入すべき下記使用料については、私名義の指定預金口座から口座振替により納付いたしたく、下記事項を確約しますので、私に送付される納入通知書は、上記の金融機関あてに送付ください」と記載されている。

家賃の納入通知は行政不服審査法及び行政手続法に規定する処分に該当しないため、不服申立ての教示は不要である。

エ. 不納欠損処理の状況

時効完成による不納欠損処理を行っている。債権放棄はこれまで一度もしていないとのこと。不納欠損処理の時期についての基準はない。要領により債権の消滅時効が成立したと認められるときに行うとしている。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

システムにより入居者管理、債権管理をしている。なお、管理業務を受託している公社もシステムを使用し業務を実施している。

< 担当者の権限分配の状況 >

収入未済が減ってきて平成25年度からは担当するのは滞納対策係の3名である。うち、2名が群馬県内を半分に分けて担当している。2名の担当の中での問題事例を係長も担当する。

さらに、顧問弁護士に訴訟・明渡し強制執行を委任したり、弁護士会・司法書士会が推薦した弁護士や司法書士に対して債権回収を委託するものもある。

なお、住宅政策課の中で係が4つあり、滞納対策係のほか、住宅管理係、住宅政策係、宅建業係がある。各係長の上に次長がいる。次長の上が課長である。次長は、課長の補佐的役割であり、決裁の仕事、業務の管理をする。債権の詳細まで把握できているのは滞納対策係の3名までである。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無（入居者資格で困窮要件があり、住む家がないという意味で入居段階での話）、勤務先、年収、保証人の有無

< 調査の方法と頻度 >

・電話番号（毎月徴収訪問している場合に、本人からの申出や本人・関係者等からの聞き取り等により都度実施している。）

・住所（連絡不通や居住実態が見られない場合に、県による住民票公用請求により都度調査。住民基本台帳法を根拠としている。退去届の提出でもわかる。公社の徴収員が訪問して聴取する。）

・所有不動産の有無（自主的な支払意思が無い高額滞納者について、居住地等により不動産所有の可能性がある場合、法務局への登記事項証明書の公用請求により調査する。）

・勤務先

・収入（本人からの聞き取り、市町村での課税台帳閲覧（公営住宅法第34条）、等により調査する。）

< 債務者との通信・面談 >

システムの特記事項情報という画面に入力している。なお、契約解除した段階から債務者ごとに書面をファイリングしている。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

担当者が債務者ごとに最終の支払日をチェックして、毎月1回エクセルデータを更新している。この最終の支払日については、支払の伝票をシステムに記録しており、これは委託業者、口座振替実施銀行、公社の3者がしている。

分納誓約書の作成があればシステムに記録している。また、その作成がない場合でも支払意思を口頭で明示した記録を公社の徴収員が書き留めた書面である滞納整理報告書を作成して、その内容をシステムに登録している。

< 中断措置の有無・方法 >

中断措置のため分納誓約書を作成してもらう。作成してから時効は5年である。債務者と連絡がつかなければ契約解除して支払と明渡しを求める。その後支払がない場合、明渡しのための訴訟をしている。明渡しまでに8か月から12か月程度の滞納となっている。この訴訟については顧問弁護士に予算がある限り依頼している。予算がなくなると、例年3件程度は県の本人訴訟をやっている。このような流れであることから、ケースに応じて何等かの措置は採られている。

<時効完成後の対応>

不納欠損処理をしている。時効完成した公債権である本債権を繰越調定することは平成28年度まではあったが、平成29年度以降はない。これは、時効完成したとして不納欠損処理を全ての債権について行くと金額が突出してしまうので、平成28年度までは平準化して不納欠損処理していた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

財務規則の定めのとおり、納期限後20日以内に督促し、発行の日の翌日から10日以内を指定納期限としている。督促は前提となる情報を公社から書面で受け取って県で決裁して発送は公社が行う。書面で受け取るのは納入の情報の反映を公社が適時にして督促に反映させるためである。滞納1か月の段階でまず督促する。以後の扱いは要領に従っている。滞納2か月の段階で再督促をする（要領第6条・別表1による。）。滞納3か月の段階で明渡請求予告通知書を発送する。その後も納入を促す。月1度公社の徴収員が訪問している。それ以後の方針は、納付催告及び明渡請求をするかどうかを判断するために滞納等対策会議（要領第22条第2項）を毎週火曜日に県と公社でしている。この会議により県が管理することになる債務者は、3か月の滞納があることのほか、約束に違反する等の場合である。

この会議では1週間の徴収状況等を、公社の収納課の職員5名（ただし他の会議への出席者や窓口対応中の者を除く）、徴収員（嘱託職員）9名、県の滞納対策係員2名、社会福祉士（嘱託職員）2名が2時間程度話し合う。

その週の全訪問件数約150件を会議にかけるが、実際に論議するのは20から30件程度である。県から公社に対しては業務についての指導がある。また、県が法的措置を行うことになっても、収納業務自体は公社が行う。この会議の結果、課長が必要と認めた者（一切連絡が取れない人、支払の滞納解消計画を出さない人、あえて居留守をする人等）を対象として、県から納付催告及び明渡請求書を発送する。本人と連帯保証人とに発送している。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の不服申立て教示なし。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

債務者と和解の下話ができただけの場合は即決和解の申立てをしている。そのようにできない場合は訴訟して判決を得る。訴訟上の和解については原則として応じない（要領第14条第3項）。これは、信頼関係が破壊しているからであるとのことである。和解するならば当初から即決和解の申立てをしている。過去に訴訟上の和解をした例は多くはない程度である。もっとも、明渡し後も賃料は残る。この場合、さらに催告書を出したり訪問したりする。このような退居済みの債務者の案件を平成28年度から弁護士会・司法書士会が推薦した弁護士・司法書士に各10件程度依頼している。滞納交渉や法的措置等を行った上で、徴収不可能と判断した場合には、専門家から不納欠損が相当であるとの意見を出してもらう。専門家に依頼しない債権の場合、時効期間が経過するまで催告をし続ける。訪問も文書送付も特に定期的ではない。

年度	金額	徴収手段の内容
平成 25 年度	4,544,328円	訴訟24件、裁判上の和解2件（うち退去者1件）
	1,465,500円	即決和解11件
平成 26 年度	5,110,767円	訴訟23件（うち退去者4件）、裁判上の和解3件（うち退去者1件）
	1,590,400円	即決和解15件
平成 27 年度	5,755,828円	訴訟20件（うち退去者4件）、裁判上の和解3件（うち退去者2件）
	90,000円	即決和解1件
平成 28 年度	1,304,460円	訴訟10件（うち1件は連帯保証人と裁判上の和解）
	74,800円	内容証明による催告2件（いずれも退去者）
	12,683,996円	債務者6名に弁護士名で催告（内容証明）、債務者5名に司法書士名で催告（内容証明）
平成 29 年度	2,039,994円	訴訟12件
	783,750円	即決和解6件
	738,700円	内容証明による催告1件（退去者）
	16,090,569円	債務者11名に弁護士名で催告（内容証明）、債務者11名に司法書士名で催告（内容証明）

＜法が用意した手段の活用状況＞

破産債権の届出は債権調査型の破産手続（裁判所または破産管財人が債権者に債権調査期間内の債権届出を促し債権額の特定を行うタイプの破産手続。主に配当見込みのある案件で選択される。）であれば行うようにしている。

なお、破産事件受任弁護士や破産管財人等から通知が来た場合、債権届出書

を提出している。

＜任意的手段の活用方法＞

催告等は要領に基づいて実施している。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

任意の預金調査をすることもあり、金融機関に照会をかけて回答してもらっている。年に2回、30件程度行っている。不動産の調査もしている。勤務先については、住所が会社の寮になっていると勤務先が分かるが、そうでないと不明である。分納が長期に渡る場合には、分納誓約書を出してもらおうが、その段階で収入・支出を聞く。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

要領に従い、3か月の滞納をしたら一律に家賃保証契約に基づく支払請求通知書や納付催告及び明渡請求書を送っている。その後に保証人に対しても随時催告書を送付する。保証人に対する訴訟提起については、過去に主債務者が行方不明の場合に連名にして訴訟したことはある。

＜入居名義人死亡後の相続人対応の実施状況＞

公営住宅においては、入居名義人死亡後は、入居資格があり承継を希望する同居人は、入居の承継の手続がある。このときに債務の承認を求めている。承継になれば特段相続人の調査はしていない。同居人が承継を行わず、退去になる場合は戸籍を調べて催告書及び退去手続の協力依頼書を出している。個別に文書を作成して、法定相続分を計算して送っている。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

特に方針・基準はない。前述のとおり、消滅時効となるまで催告し続ける。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針はない。前述のとおり、消滅時効となるまで催告し続ける。

ウ．法が用意した制度の利用状況

条例に定められた減額を行っている。群馬県内約8千世帯のうち1400程度の世帯が家賃の減額申請をしている。

なお、生活に困窮する家賃滞納者に対しては、個別に事情を確認し、該当者には家賃の減免制度を案内し、申請を促すほか、退職等の事情が確認できた場合は、収入の再認定を行い、家賃を減額更正するなどの措置を行っている。また、現在家賃を減額している入居者には、毎年度、家賃減免制度及び更新手続の案内を行い、家賃減免制度の活用を促している。減額が新たに見込まれる入居者には、公社の担当者から当該入居者に電話し、申請書を郵送するなどして同制度の利用を促している。

その他、家賃減免制度には、病気を理由としたもの、災害を理由としたものもある。徴収の猶予については、条例で定めがあるが、支払いを先送りするので、根本的な解決に繋がりにくいことから、利用実績はない。また、家賃の免除について、無収入で生活に著しく困窮している者は対象になり得るが、そうした入居者に対しては、社会福祉士による支援を行うとともに、福祉部局と連携し生活保護の受給に繋げる等、より実効性のある対応をしている。当該著しい困窮者が生活保護を受給するに至った場合には、住宅扶助費が支給されるため、結果として家賃の免除は行っていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

平成21年度及び平成23年度に監査対象に入っているが、特記すべきものはない。

(7) 指摘事項

ア. 【公債権として扱う施行年月日の明確化（指摘事項23）】

<結論>

県営住宅家賃についての法的性格を公債権として扱う施行年月日を明確化すべきである。

<理由>

公債権か私債権かについては、自治体によって見解が異なるところ、群馬県においては扱いが混在していた。それを平成22年度に公債権として管理する内部的意思決定をしたものの、その施行時期についての年月日が不明である。

公債権か私債権かにより時効援用の要否等につき取扱いが異なるものである。収納委託先の公社に対しては、会議で口頭でのやり取りがあったようであるが、書面で通知された記録はない。収納委託先の公社においてその取扱いに混乱がないよう書面で通知すべきである。

イ. 【要領の適正な実施（指摘事項24）】

<結論>

①要領のとおり実施していない部分については、要領のとおり実施するか、要領を改正すべきであれば改正すべきである。

②改正された要領のとおり書式となっていない書面を改正された書面に直すべきである。

<理由>

①要領第6条第2項で法的措置をとるための要件の一つである「別に定める条件」について、附則において年度ごとに課長が定めるものとしているが、平成23年度に定めたのみであり、以後何ら定めていない。毎年定めていないとのことであるが、要領のとおり定めることとするか、定めないのであれば要領を改正して定めない体裁とすべきである。

②平成30年度に作成された要領における別記様式第15号「滞納等に対する催告及び徴収状況報告書」について、要領を改正する以前の様式のままであった。また、他にも改正以前の様式のまものものがある可能性があることから、

これを機に改正された書式とするよう指導すべきである。

ウ.【契約の文言の削除（指摘事項 2 5）】

＜結論＞

契約書における不要な文言を削除すべきである。

＜理由＞

「県営住宅に係る家賃収納及び滞納督促業務委託契約書」第 8 条の項目名に列挙された「業務責任者」の文言は本文で言及されていない。使用されていない文言であることから削除すべきである。

エ.【訴訟上の和解の検討（指摘事項 2 6）】

＜結論＞

訴訟上の和解に原則応じないとの要領の定めを改めるべきである。

＜理由＞

訴訟上の和解については原則として応じない（要領第 1 4 条第 2 項）。これは、信頼関係が破壊しているからであるとのことである。例外的に課長が認めた場合は応じることができることとしている。この定めにより過去に和解した例はなくはない程度である。

訴訟上の和解をせずに判決を得た後、自主的に退居しなければ、強制執行の申立てをして、引っ越し業者等の手配をすることになる。こうした強制執行には一定の金額の負担を要するものである。

訴訟上の和解をすることで、分納による入居者の居住継続と自立に向けた生活再建が図られる余地があること、その場合に強制執行が不要になることに鑑みれば、訴訟上の和解も検討することが望ましい。

訴訟上の和解をした場合でも、和解条項に違反して入居者が退去しないこともあり得るが、その場合には、和解調書を債務名義として明渡しの強制執行をすればよいのである。

これは裁判所から提案があった和解案を無条件に受け入れることを求めるものではなく、応じられない内容であれば和解しなければよいものであるし、県が応じてよい条件を提案するなどしてもよいものである。訴訟上の和解を要領において一律、原則和解に原則として応じないとする自体、訴訟上の和解による解決を狭めているものである。要領の定めを改めて、原則として応じないとの内容を改めるべきである。

(8) 意見

ア.【文書の保管（意見 8 5）】

＜結論＞

文書の検索がしやすいよう適正に保管すべきである。

＜理由＞

県営住宅家賃については、債務者の数も多く、金額も多く、債務者だけでなく保証人も 2 人いるなど、大量の文書を扱うことになる。そのため債権管理のための文書のファイリングは効率的な債権回収のために必要である。文書がバ

ラバラにならないよう文書に穴をあけられるものであれば穴をあけてファイリングしたり、目的とする書面を効率的に探すことができるようにインデックスをつけたりして、求めている文書の検索がしやすくなるよう工夫する必要がある。

イ.【保証人に対する請求の検討（意見 86）】

<結論>

保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。

<理由>

保証人に対する訴訟提起については、過去に主債務者が行方不明の場合に連名にして訴訟したことがあるが、あまり行われていない。

一般論として、債務者に対して訴訟提起して判決を得ても支払がない場合に、次に保証人に対して訴訟提起するとなれば時間、費用、労力をさらに要することになる。債務者に対してと同時に保証人に対しても訴訟提起するのが効率的である。事例によっては、資力ある保証人がいるにもかかわらず何ら法的措置を採っていないものがあった。また、2人いる保証人のうち1人にしか請求していない事例もあった。

これらの事例が示すように、保証人からの回収の見込みも想定できる事例も出てくるのであるから、保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。

第12 教育委員会が所管する債権

1. 管理課 I：高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入－3項：貸付金元利収入－17目：高等学校等奨学金貸付金元利収入－1節：元金

14款：諸収入－6項：雑入－5目：雑入－1節：雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 管理課 支援助成係

ウ. 債権の発生原因と種類

金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及びその延滞利息である（私債権）。

・関係法令として、以下のものがある。

①群馬県高等学校等奨学金貸与条例（以下「条例」という。）

②群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）

・要綱関係として、群馬県高等学校等奨学金取扱要領（以下「要領」という。）がある。

エ. 債権の内容

毎年、群馬県高等学校等奨学金奨学生募集要項を教育委員会が作成し、高等学校等に周知している。そして周知された学校から生徒に制度を案内している。同様の制度として、同じ要件、同じ貸付金額である群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金の制度があり、同制度は1度申請すれば3年間適用されるが本制度は1度申請しても1年間しか適用にならないので、基本的には同制度を勧めている。同制度は親権者が群馬県内に在住している高校生が対象で、毎年60名程度を新規に採用している。本制度は群馬県の予算が原資であり、毎年9名（公立7名、私立2名）の予算である。利用者は平成18年度から平成22年度までは計88名、平成23年度は6名、その後徐々に減って平成26年度の1名を最後に利用者はゼロとなっている。なお、本制度について、要領第1条第1項第4号後段の要件は、前段を満たせば原則として後段も満たしていると判断している。収入の要件を満たせば利用できる制度である。本制度の利用希望者は、貸与の申請を群馬県教育委員会教育長に対して行い、教育長が貸与の決定を行い、貸与契約を締結する。本件債権は、この契約に基づいて発生する債権である。この債権には延滞利息が付く。納期限から6か月を経過した場合に発生する（規則第14条）。

オ. 時効期間

10年（旧民法第167条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<貸付金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
5,089,900円	2,267,400円	1,809,600円	0円	5,547,700円

<延滞利息>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
206,324円	38,950円	24,970円	0円	220,304円

<貸付金の過誤納>

件数(調定)	過誤納額	対応の状況
1件	3,000円	口座振替されていたが、納入通知を出し、相手もそれに応じて支払った。後から納付済みであることを確認したため返金した。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

<貸付金>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	13,400円	2件	1人
平成19年度	161,800円	18件	4人
平成20年度	242,800円	31件	5人
平成21年度	342,000円	42件	7人
平成22年度	322,000円	41件	6人
平成23年度	338,700円	59件	10人
平成24年度	422,000円	62件	9人
平成25年度	495,400円	72件	13人
平成26年度	912,200円	116件	20人
平成27年度	911,300円	139件	25人
平成28年度	643,600円	114件	22人
平成29年度	742,500円	120件	22人
合計	5,547,700円	816件	144人

<延滞利息>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成19年度	10,885円	19件	3人
平成20年度	28,605円	42件	6人
平成21年度	5,150円	4件	3人
平成22年度	12,810円	11件	3人
平成23年度	26,915円	13件	5人
平成24年度	55,325円	16件	7人
平成25年度	5,860円	4件	2人

平成 2 6 年度	1,000 円	2 件	1 人
平成 2 7 年度	17,046 円	2 0 件	1 0 人
平成 2 8 年度	42,728 円	2 7 件	1 1 人
平成 2 9 年度	13,980 円	2 0 件	5 人
合計	220,304 円	1 7 8 件	5 6 件

ウ．調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

前提として、(規則で定める) 20年以内の期間内に返済する契約となっている(条例第6条)。この期間内から本人が希望した年数、金額を毎月(又は半年又は1年に1回)支払うことになっている。これは本人が提出した奨学金返還計画書に基づいている(規則第11条第3項)。支払方法は本人が預金口座振替による納入を希望すればこの方法により(原則として口座振替を案内している。)、希望がなければ納入通知書を送付する方法による(群馬県納付金口座振替収納事務取扱要綱第4条)。これにより調定方法も2通りある。

口座振替の場合、定期調定台帳を1年分作成して、債務者がどの月にいくら口座振替するのかを一覧できるようにしている。その上で、債務者ごとに予め決められた返済額を1か月分ごとに、毎月調定している。

納入通知書の場合、4月分から翌年3月分までの12か月分を、1か月分ごとに調定をするが、その調定は毎年4月に12か月分を一括して行い、納入通知書は12か月分を一度に発送する。なお、年賦、半年賦又は月賦の債務者がおり、それぞれ納付書の枚数は異なる。

延滞利息は、毎年度9月か10月ころ、例えば10月末ころまでに、納期限から6か月を超えて返済された貸付金元金をもとに集計している。そして調定して、納入通知書を出している。その半年後の3月か4月ころも同様に行う。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限の設定は、いずれの方法であっても毎月26日としている。一般の給与所得者の給料日が25日ころと認識しているからである。

< 適時・適切に回収できない理由 >

納期限までに納入がない場合、督促状を出す。翌月1日に決裁を受け、同日に指定期限を11日として督促状を発送している。それでも納入がない場合、電話で催告するが、相手はすぐに支払うと述べたり待ってほしいと述べたりする 경우가ほとんどである。過去には訪問をしていたが、現在は電話催告をしている。平成21年度から平成24年度は訪問をよくしており、特に過年度分の回収率が高かった。督促状を出してからの催告の書面については、債務者の状況に応じて出している。

なお、毎年12月の賞与の時期にそれまでの未納分をまとめて電話で催告することを検討しているとのことである。

< 納入通知 >

私債権であるため不服申立ての教示は不要である。

エ. 不納欠損について

不納欠損処理の一態様である債務の免除について、平成27年度に1件だけある。平成28年1月に奨学生が死亡したことから、死亡により免除したものである（条例第8条）。ただし、死亡月とその前月の滞納分は保証人である父が支払った。死亡の翌月分から免除したものである。

免除の具体的な手続としては、保証人から奨学生死亡届と奨学金償還免除申請書の提出を受け、決裁後、奨学金返還免除決定通知書を送った。その後、不納欠損処理の手続をした。不納欠損処理に関する取扱基準はない。未済の中には納期限から10年経過しているものがあるが、時効の援用がされていない。金額は1つの年度で1万数千円程度である。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

債権管理簿において年度ごとに納期限が来ていない総額及びその年度で調定した総額を管理している。ここ数年新たな貸付はないので返済がある分毎年度債権額は減っている。債権現在額報告書において前年度末現在額及び本年度の調定の総額を記載し、本年度末時点の残高が分かる（債権管理簿の情報の一部である。）。

<情報システム等による管理運用状況>

返納状況一覧表及び延滞利息一覧表というエクセルデータで、過去の全員の債権がわかるようにしてある。

<担当者の権限分配の状況>

奨学金の担当は正・副それぞれ1人おり、他には係長がいるのみである。担当者の他の業務として、奨学のための給付金事務、東京都内にある群馬県の学生寮の管理事務が多く、なかなか時間を割けないのが実情とのことである。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、保証人の有無を把握している。

<調査の方法と頻度>

債務者が高等学校等在学中は、変更があれば確認できる。その後については、返還が滞った場合、電話により確認している。納入通知書が返戻された場合、まずは電話をし、電話が通じない場合は公用で住所を照会している。根拠規定は住民基本台帳法第12条の2である。本来であれば変更があれば届出を要する定めとなっている（規則第13条第1項）。なお、本人が高校卒業後に進学する場合は返還猶予の制度が適用されることから進学の情報は本人からの返還猶予の申請により判明する。連帯保証人調書（要領別記様式第2号）により2人の保証人の勤務先は分かる。その後の本人と保証人の変更の状況は督促の過程で把握している。

<債務者との通信・面談>

群馬県高等学校等奨学金交渉記録簿がある。問題事例は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

返納状況一覧表に該当欄を設け、管理している。

<中断措置の有無・方法>

債務者は、返還方法を変更するときは奨学金返還計画変更願（規則別記様式第11号）を、災害・盗難・疫病・負傷その他やむを得ない事由により返還が困難であると認められるときは奨学金返還猶予申請書（規則別記様式第12号）を提出し、教育長に承認を求めることができるとされており、これらが債務承認書に該当する。

なお、電話や訪問で督促を行ったものの、債務者からの弁済がなく、時効期間が経過した事例がある。連帯保証人とは連絡が取れており、債務承認書を求めなかったことが一因。

<時効完成後の対応>

債務者により時効が援用されたことはない。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

前述のとおり、過去には訪問していたが、現在は電話催告をしている。預貯金、車、不動産などの財産の情報は、本人に聞いて把握している。債務者の状況に応じて、督促状の送付後に催告の書面を発送している。平成29年度末現在、最大の滞納は約50万円である。平成30年度に発生した未納の債務者と連絡はついている。

<延滞金等>

延滞利息は独立した債権として管理しているので、該当なし。

<督促状の記載>

行政不服申立ての教示は、私債権であるため、不要。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

返還計画の変更や未納額の返済方法、履行期限の延長等の相談に乗り、要件に該当する場合は、奨学金返還計画変更願（規則別記様式第11号）、奨学金返還猶予申請書（規則別記様式第12号）の提出を求めている。これらが返済未済額を承認する内容になっていることから、債務承認書に該当する。債務者の状況に応じて、催告文書は送付している。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

私債権であるため、強制力のある財産調査権はない。債務者に対し、収入、支出の状況等を質問し、把握している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

私債権であるため、強制力のある財産調査権はない。債務者でない者にも収入、支出の状況等を質問し、把握している。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

連帯保証人に対しては、本人に支払うように指導することを求めたり、保証債務の履行を求めたりしている。これまでのところ、保証に関するトラブルも起きていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者死亡の場合は、前述のとおり、返還債務の免除をしているため、相続人に対する請求はしていない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債務者の状況に応じて対応しており、債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

これまで返還免除の実績は債務者死亡の1件にとどまっている。現在、滞納となっている事案は、返還猶予や返還計画変更により、十分対応可能であると思われる。債務者に対する督促の際、必要と判断すれば、返還猶予や返還計画変更の提案を行っている。未就業により一時滞納となったが、再就職して納入再開に至った事案もある。

今後も、返還猶予や返還計画変更の制度を適切に運用することで、一時的に返還が困難になった債務者への支援を行う。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

進学する場合は返還を猶予している（条例第7条・規則第12条・要領第4条第1項第1号）。免除は、前述の債務者死亡の場合の1件のみである。経済的理由による返還計画の変更（規則第11条第4項）をしたのは、平成22年度に2件、平成23年度に1件、平成24年度に2件、平成28年度に1件ある。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

平成18年度に高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについての意見があったが、本制度とは別制度であり関係はない。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【電話以外の催告をすべきであること（意見87）】

< 結論 >

債権回収のための催告について、現在は電話催告しかしておらず、書面及び訪問による催告を実施すべきである。

< 理由 >

債権回収のための催告について、ここ1年は電話でするのみであり、それ以外の書面及び訪問による催告の手段は講じていない。電話しても電話に出なければ事実上催告を受けるのを免れており、催告の意思を伝えるべく、書面及び訪問による催告を実施すべきである。

イ. 【不納欠損処理の検討をすべきであること（意見88）】

< 結論 >

収入未済の債権について、不納欠損処理の検討をすべきである。

< 理由 >

収入未済の債権の中には納期限から10年が経過しており時効期間が経過しているものがある。これは債務者から時効の援用がないことから収入未済として債権が残っているものであるが、10年もの間にわたり返済がないということは、債務者又は連帯保証人に資力がないなど何らかの事情があるものと思われる。時効の援用をただ待つだけにせず、不納欠損処理ができるかどうかの事情を調査して不納欠損処理の検討をすべきである。

そのためには、未収債権の時効管理、不納欠損処理に関する群馬県全体としての基本的な法的枠組みが必要であると考えられる。

ウ. 【時効の中断措置について（意見89）】

< 結論 >

時効期間が経過する前に債務承認書を徴求するなどして時効中断措置を採る必要がある。

< 理由 >

債権について、債務承認書に該当する奨学金返還計画変更願（規則別記様式第11号）、奨学金返還猶予申請書（規則別記様式第12号）の提出を求めている。時効中断措置が採られるよう、引き続き、債務承認書を適切に提出させるよう努められたい。

2. 管理課Ⅱ：全日制高等学校授業料等

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料及び手数料—1項：使用料—11目：教育使用料—2節：県立学校関係使用料

イ. 担当部署

教育委員会事務局 管理課 県立学校財務係、高校教育課 教科指導係
県立前橋清陵高校、県立太田フレックス高校、県立桐生女子高校

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県立学校の入学料等に関する条例に基づく非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

県立高校の授業料及び受講料

オ. 時効期間

5年間（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
305,747 円	4,219,914,439 円	4,219,610,970 円	32,500 円	576,716 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成20年度	8,125円	1件	1人
平成27年度	65,097円	6件	6人
平成28年度	128,792円	5件	5人
平成29年度	374,702円	22件	22人
合計	576,716円	34件	34人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

県立高校の授業料の調定については各県立高校で行っている。在校生の授業料の調定については、毎年4月1日付でその年度の授業料全額の調定を行い、納期限を4回（原則として、11月16日、12月16日、1月16日、2月16日の4回）に分けて設定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

平成26年度入学生から就学支援金制度が開始され、就学支援金の受給要件に該当しない者について、群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則第10条に基づき、全日制の課程及び定時制の課程のうち単位制による課程以外の課程の授業料に関して、4月から6月までの授業料を11月中の校長の定める期日までに徴収し、7月から9月までの授業料を12月中の校長の定める期日までに徴収し、10月から12月までの授業料を翌年1月中の校長の定める期日までに徴収し、翌年1月から3月までの授業料を翌年2月中の校長の定める期日までに徴収している。

校長の定める具体的な納期限については、授業料の口座振替日が、原則として11月16日、12月16日、1月16日、2月16日であることから、納入通知書による納入の納期限も同日に設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

再三にわたる催告等にもかかわらず納入に至らないために収入未済となっている債権がある。回収できない理由としては、生徒がすでに退学をしております。

保護者等との接触が困難になっていること、保護者等の生活が困窮しており資力が乏しいこと、保護者等の所在が不明となっていることなどがある。

<納入通知>

納入通知書については、財務会計システムを利用して作成し、定型の書式を印刷しているが、定型の書式には、行政不服申立の教示はない。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に時効期間経過により不納欠損処理を行っている。不納欠損処理の時期に関する取扱基準はない。県立高校の授業料については非強制徴収公債権であり、時効期間が経過した場合には、債務者の時効援用なしに消滅するところ、平成27年度中に時効期間が経過した事案があったものの、平成27年度中には不納欠損処理がなされず、平成29年度に不納欠損処理を行っているものがある。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

県立高校の授業料納入の指導並びに未納となっている生徒、保護者及び保証人に対する授業料徴収の取扱い等については、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱（平成17年4月1日施行）が定められており、同要綱第4条(2)で累積2か月分の未納であることを確認したときは、授業料未納者記録簿を作成することとされている。県立桐生女子高校、県立前橋清陵高校及び県立太田フレックス高校の3校ともに、同要綱第4条(2)に基づき、授業料未納者記録簿が作成されている。授業料未納者記録簿の記載事項は、生徒の氏名、住所、電話番号、家族構成、生活・家庭状況、保証人の氏名・住所・電話番号、納入・督促に関する記録等であり、手書きで記入を行っている高校と文書ソフトで記入を行っている高校がある。

また、督促等を行った際の記録は、督促年月日、督促内容等を、授業料未納者記録簿の納入・督促に関する記録欄に、督促等を行った都度、追記をしていく方法で行われている。なお、授業料の納入があった時に同記録簿に納入額の記入を行っているため、同記録簿の記載から未納金額を把握することが可能となっている。

<担当者の権限分配の状況>

債権管理については、各県立高校の事務部の職員1名が主担当となり事務を行っているが、債務者宅等への訪問については、各県立高校の職員2名体制で実施している。また、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第2条第2

項によれば、校長は、必要があると認めるときは、校内に、校長、教頭、事務長、学年主任、学級担任、歳入事務担当者等を構成員として授業料徴収校内委員会を設置し、授業料の徴収促進及び滞納解消を図るものとされているが、授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、同要綱第2条第2項に基づき、同委員会を設置した事案は1件だけであり、その設置時期も平成22年度までとなっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、家族の職業、保証人の有無（氏名・生徒との関係、住所、電話番号）

<調査の方法と頻度>

在校生である場合には、生徒等からの申出により、変更の有無を確認することが可能であるが、卒業生又は退学者である場合には、必要に応じて文書による通知や家庭訪問を行い、債務者等に対して事情を聴取する中で変更の有無を調査している。

住民基本台帳の記録事項に関して、住民基本台帳法第12条の2に基づき、市町村に対する照会を行っている。

<債務者との通信・面談>

各県立高校において、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条（2）に基づき、授業料未納者記録簿が作成されており、同記録簿の納入・督促に関する記録欄に督促年月日、督促内容等が記録されている。授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、特別な配慮が必要な案件を除き、継続的、定期的に催告等が行われていた。

なお、県立太田フレックス高校については、平成20年度の授業料未納者記録簿を確認したところ、継続的な催告等を実施し、平成25年度になり、保護者と連絡を取ることができ、納入計画書の提出や、少額ではあるものの不定期での分割納入に結び付いている事案も存在する。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

非強制徴収公債権であることから時効の起算点は明確であるところ、時効期間の管理については、各県立高校の債権管理担当者が行っている。また、年度末の決算事務において、各県立高校から県教育委員会管理課あてに、翌年度に繰り越す未収債権の状況が、授業料未納者記録簿とともに報告されてくるため、年度末の時点において、県教育委員会管理課の担当者が、納入状況、催告の実施状況等について把握し、時効期間のチェックも行っている。

<中断措置の有無・方法>

平成29年度に不納欠損処理をした2件については、何らの時効中断措置が取られずに時効期間が経過したものである。

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条（2）イでは、累積2か

月分の未納を確認したときは、担任及び事務職員による家庭訪問を実施し、家庭状況等を把握するとともに授業料納入計画書（別紙様式第3号）の作成を求めるものとされており、この計画書が債務承認書に該当する。

この授業料納入計画書には、署名押印欄に、生徒氏名、保護者氏名、保護者電話番号を記入し、保護者氏名の欄に押印をしてもらう様式となっており、未納となっている授業料等について、納入計画（納入日、納入金額）及び納入が遅れる理由を記入し、納入を確約させる内容となっている。

全ての事案について、授業料納入計画書が作成されているわけではないが、授業料納入計画書が作成されているケースでは、納入計画として、納入日及び納入金額が記入され、金額欄等が空白となっている事例などは確認されなかった。

<時効完成後の対応>

時効期間が経過した債権については、不納欠損処理を行うこととなるが、不納欠損処理については、県教育委員会管理課が各県立高校からの進達を受け、一括して不納欠損処理の起案を行い、決裁後、管理課からの連絡を受けた各県立高校の担当者が財務会計システムに不納欠損処理の入力を行っている。

非強制徴収公債権でありながら、平成27年度中に時効期間が経過した債権について、平成28年度及び平成29年度に繰越調定を行っている事例がある。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

前述のように、督促の通知、電話、保証人への連絡等は定期的、継続的に行われている。

<延滞金等>

督促手数料及び延滞金については徴収の根拠となる条例が制定されていないため、徴収をしていない。

<督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式のものの発行を行うが、督促状には行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

強制執行等の措置を実施した事例はない。県立学校の授業料等の未納者に対する法的措置に関しては、平成20年9月19日施行の群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領が定められている。

同要綱及び同要領は、支払督促等の申立てを行う場合の事務処理手続を定めているが、これまで支払督促等の申立てを行った事案はない。

<法が用意した手段の活用状況>

法的手段の実施はない。

< 任意的手段の活用方法 >

各県立高校の債権管理担当者が、債務者等に対して、電話、文書、訪問などの手段により授業料の納入を求めている。授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、電話や文書による催告は行われているものの、訪問の頻度は学校によって異なり、平成27年度の収入未済の事案でありながら、平成30年5月に至るまで一度も訪問が行われていないものも存在する。

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条(2)イでは、累積2か月分の未納の場合には、担任及び事務職員による家庭訪問を実施し、家庭状況等を把握するとともに授業料納入計画書(別紙様式第3号)の作成を求めるものとされており、この計画書が授業料の未納を承認する内容となっていることから、債務承認書に該当する。

しかしながら、授業料の未納について、提出を求めた授業料納入計画書が作成されていない事例もあった。

なお、今回調査した未収債権の8件の事案全てについて、納入計画書の提出を債務者に求めていたが、提出されていたのは、県立太田フレックス高校の1件だけであった。

ウ. 財産調査の実施状況

< 債務者の資産・資力に関する調査の実施状況 >

授業料は強制徴収公債権ではないので、強制力のある財産調査権はなく、債務者の資産・資力に関する調査は実施されていない。

< 債務者でない者への財産調査実施の有無 >

前記同様、強制力のある財産調査権はなく、債務者でない者に対して財産調査を実施した事例はない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

< 保証人等の複数当事者対応の実施状況 >

保証人への請求がなされていない事例が多い。また、保証人に対する催告等が行われている事例であっても、催告等の頻度は少ない状況である。また一時期催告等を行っていても、その後、長期間催告等が行われていない事案も存在する。

保証契約時に保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例はあるが、そのことが原因で未収債権となっている事案はない。保証人を徴求する際には、保証人に誓約書を提出させているが、誓約書の署名が保証人の自筆であるか否かを確認しているわけではなく、誓約書に実印を押させた上で、印鑑証明書を提出させているものでもないため、十分に保証意思を確認しているとは言い難い状況となっている。

< 債務者死亡後の相続人対応の実施状況 >

債務者が死亡した事例がなく、相続人対応を行った事例はない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債権回収が困難であると判断された場合の処理方針は存在しない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

徴収停止措置・履行延期の特約等を利用した事例はない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

県立高校の授業料については、平成18年度の包括外部監査（テーマは「県立学校の財務事務の執行及び管理運営について」）において、本人・保護者がともに所在不明の事案について不納欠損処理をすべきであるとの意見が出されている。同事案については、時効期間経過により平成22年度に不納欠損処理を行っている。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア.【時効期間が経過した公債権について適切な時期に不納欠損処理を行うことについて（意見90）】

<結論>

時効期間が経過した公債権については、遅くとも時効期間が経過した年度内には不納欠損処理をしなければならない。不納欠損処理の手続の流れを明確にし、適切な時期に不納欠損処理を行う取扱いとすべきである。

<理由>

平成27年度中に時効期間が経過した未収債権について、平成27年度中に不納欠損処理を行わずに、平成28年度及び平成29年度に同債権について、繰越調定を行い、平成29年度中に不納欠損処理を行っている事例があった。

担当課として、平成27年度中に時効期間が経過したことは認識していたものの、課内協議において、奨学金などの私債権と取扱いを混同していたために、時効期間が経過した債権について、債務者による時効の援用なしに時効が完成するということに気付かず、繰越調定を行ったものである。

現在の事務担当者等は、公債権について、時効期間が経過した時点で、債務者の時効の援用の意思表示なしに時効が完成するということについては認識しており、同様の事例の発生は防止できると考えられるが、事務担当者等は数年で異動となることを踏まえると、同様の事例の発生を防止するため、未収債権の時効管理、不納欠損処理に関する県全体としての基本的な法的枠組みが必要である。

未収債権の時効管理については、各県立高校で行っていることから、県としての基本方針を策定し、各県立高校で未収債権の時効管理についても統一的方法で行うことが望ましい。

イ.【群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱の改正について（意見91）】

<結論>

県立高校の授業料等の徴収事務については、平成17年4月1日に施行された群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱が存在し、同要綱第4条では、授業料の未納期間に応じた事務処理内容が定められているが、同要綱と実態とが合わなくなっていることから、速やかに同要綱の規定を改正し、適切な徴収事務が実施される必要がある。

<理由>

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱については、徴収事務に関する統一的な取扱いを定めるものとして、平成17年4月1日に施行されたが、平成22年度から国による高校授業料無償化制度が開始されたことにより、過年度の未納授業料を除き、授業料の徴収事務自体が発生しなくなった。

その後、同無償化制度が廃止され、平成26年度入学生から就学支援金制度が開始されたことにより、就学支援金の受給資格がない者に対する授業料の徴収事務が再開された。群馬県立学校の入学料等に関する条例第13条及び同条例施行規則第10条の徴収猶予が認められた場合、就学支援金の受給資格がない者からの授業料徴収時期は、平成21年度以前の毎月から平成26年度以降年4回（11月、12月、1月、2月）に変わったため、同要綱の徴収事務手続と実態とが整合しない状況にある。

同要綱では、授業料等の未納月数に応じて、どのような事務処理を行うのが定められているところ、平成26年度以降、授業料の徴収時期が変更されたため、現状では、同要綱第4条で定められた、授業料徴収校内委員会の開催、電話連絡及び家庭訪問の継続的な実施、保証人への納付の協力要請、保護者の来校を要求した上での面接の実施時期が要綱とそぐわなくなっている。

速やかに同要綱を改正し、未納授業料等に関する徴収事務手続を改め、各県立高校の債権管理担当者等が、同要綱に基づき、催告等の徴収事務手続を適時、適切に進めることができるようにすることが必要である。

なお、現在、県教育委員会管理課において同要綱の改正作業中であり、催告手順（電話による納付指導、督促状の発行、電話での督促、保護者の学校への呼出し、家庭訪問の実施、授業料等未納者記録簿の作成、校内委員会の開催、保証人に対する納付要請など）、校内委員会の体制・開催時期などについて検討を行っている。

ウ.【債務者等に対する法的措置の実施の検討について（意見92）】

<結論>

群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討されたい。

<理由>

県立高校の授業料が未納となっている場合の法的措置の手続を定めた群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領が平成20年9月19日に施行されている。

同要綱では、支払督促等の申立ての実施対象者として、生徒、元生徒、出席停止とされた生徒及びその保護者を規定しているが、これまで、同要綱に基づき、債務者等に対して支払督促等の申立てが実施された事例はない。

同要綱及び同要領は、法的措置を実施する際の手続を定めたもので、必ずしも、法的措置を実施しなければならないものではない。授業料債権にかかる法的措置については教育的配慮も必要なので、債権の管理・保全に当たっては慎重な対応が求められるのも確かである。債務者の対応が悪質な場合などに限定して法的措置を選択する等の方法を検討されたい。

消滅時効期間の経過が迫っている債務者等に対して、時効中断のために、支払督促の申立て等を行うことが考えられる。

エ.【保証人に対する催告等の実施について（意見 9 3）】

<結論>

保証人を徴求していることから、債務者及び保護者だけでなく、保証人に対しても定期的に催告等を行い、保証人からの債権回収にも努めるべきである。

<理由>

群馬県立学校の入学料等に関する条例第 7 条によれば、授業料を所定の期日までに納付しないときは、保護者又は保証人から徴収することができるとされている。

しかしながら、債務者ごとに作成されている授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、保証人に対して全く催告等を行っていないもの、保証人である親族に対して電話連絡をしているものの、支払拒否をされた後、催告等を行っていないもの、保証人である親族に対して請求を行い、納入の約束をしているものの、その後納入が行われていないものが存在した。保証人に対し実効性のある回収手続を採るべきである。

また、保証人の勤務先が判明している事案で、勤務先に電話連絡をして催告等を行っているものがあるが、納入の約束をするものの、約束が守られず、納入には至っていない事例もあった。教育的配慮も必要であるが、保証人の対応が悪質な場合には、支払督促の申立て等の法的措置も検討する余地がある。

オ.【保証人の徴求等について（意見 9 4）】

<結論>

群馬県立高等学校管理に関する規則第 3 6 条に基づき、必ず保護者及び保証人連署の誓約書を提出させることが必要である。また、同規則第 3 7 条第 2 項に基づき、独立生計を営む成年者を保証人として徴求する必要がある。

<理由>

群馬県立高等学校管理に関する規則第 3 6 条によれば、入学を許可された者は、保護者及び保証人連署の誓約書を提出しなければならないこととされているが、県立桐生女子高校の事案において、誓約書が未提出となっており、保証人を徴求していないものが存在する。

同規則第 3 6 条において、保証人を徴求している一つの理由は、保護者だけ

でなく、保証人の人的信用に依拠して、授業料の滞納が生じた際には保証人からも授業料の回収を図ることにあると考えられることから、必ず誓約書を提出させ、人的担保を確保することが必要である。

また、保証人に誓約書を提出させる際には、誓約書に実印を押させた上で印鑑証明書を提出させ、保証意思の確認を行うことも検討する必要がある。

さらに、同規則第37条によれば、保証人の要件として、独立生計を営む成人者であることが定められているが、県立前橋清陵高校において、就職をしている18歳の親族が保証人となっている事案が存在するところ、18歳の親族を保証人とする取扱いは、明らかに同規則の保証人の要件には合致していないことから、法令に準拠した取扱いがなされるよう改善すべきである。

なお、保証契約の相手方が18歳である場合には、同人は制限行為能力者であり、法定代理人の同意を得て法律行為である保証契約締結を行うことになるが（民法第5条第1項）、法定代理人の同意を得て同人を保証人とした経緯も確認できないことから、保証契約そのものが取り消されるリスクが存在することにも留意をする必要がある（民法第5条第2項）。

3. 福利課：退職手当の返納金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入－6項：雑入－5目：雑入－1節：雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 福利課 年金係

ウ. 債権の発生原因と種類

公立学校職員退職手当支給条例第15条（当時の条例では第13条の3）に基づき発生した債権であり、非強制徴収公債権である。

エ. 債権の内容

平成18年10月31日付で自己都合により退職した職員（以下、「当該債務者」という。）に対し、平成18年12月7日付で退職手当の支給を裁定し、同月15日付で、公立学校共済組合群馬支部への貸付金の一部を償還した上、残額を当該債務者に対して支給した。

しかし、その後の平成19年1月15日、当該債務者は、在職中に起こした犯罪行為により逮捕・起訴され、同年11月22日付で当該債務者に対する有罪判決（懲役5年）が確定したため、公立学校職員退職手当支給条例第15条（当時の条例では第13条）に基づき、当該債務者に支給することを裁定した退職手当全額について、返納命令処分をしたものである。

オ. 時効期間

5年（法第236条）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,590,840円	0円	36,000円	0円	1,554,840円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成19年度	1,554,840円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当該債務者に対する在職中に起こした犯罪行為に関する有罪判決は平成19年11月22日に確定したところ、返納を求める当初調定は判決確定直後の同年12月7日に行った。その後は毎年、繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

当初調定と同時に、納入通知書を作成し、債務者に発送した。納期限は、財務規則に従い、調定日の20日後である平成19年12月27日と設定した(財務規則第44条第3項)。

<適時・適切に回収できない理由>

当該債務者は、平成19年11月22日に有罪判決が確定した後、平成24年5月頃まで収監されており、その間収入がなかったため、適時・適切な債権回収を図ることはできなかった。

現在、当該債務者は、出所して就労しているが、収入が少なく、一括での弁済ができる状態ではないため、滞納が続いている。

<納入通知>

当初、当該債務者に対して退職手当返納命令書を発送する際に、同命令書に不服申立の教示文を記載し、教示を行った。

その後は、同処分に基づいて当該債務者に電話・手紙等による連絡を行い、平成25年3月14日付当該債務者作成の誓約書に従い、毎月3千円の支払いを前提とした納付書1年分を、毎年4月に当該債務者に送付しているだけで、新たな処分等は行っていないため、納付書送付時には行政不服申立の教示は行っていない。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。不納欠損処理の時期に関する取扱い基準もない。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

「退職手当返納簿」を作成し、管理を行っている。担当職員その他、係長、次長、課長が確認を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者の住所、電話番号及び社会保険加入状況を、収集・保管している。

<調査の方法と頻度>

年1回以上、当該債務者に電話をかけるとともに手紙を送付し、住所及び電話番号に変更がないかどうかを当該債務者本人に確認している。現在は問題なく手紙が届いており、当該債務者が電話にも応対しているため、それ以上の調査は行っていない。手紙が届かなくなるなどした場合には、住民票の再取得等の調査を行う予定である。

<債務者との通信・面談>

年1回以上、電話や手紙により、当該債務者と通信をしている。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

平成20年1月15日付で当該債務者に対して督促状を送付した後、消滅時効の完成を防ぐため、平成21年9月に当該債務者に対して債務承認書を送付した。その後、当該債務者作成の同年10月6日付債務承認書を、同月頃受領した。平成25年3月14日、当該債務者と面談して再度債務承認書を取り付けて時効の中断措置を講じた。同月以降、現在に至るまで、当該債務者は毎月末日頃3千円の弁済を行っている。同領収済通知票は、その都度、担当部署に届くため、同通知票記載の弁済日を確認することにより、時効の起算点の管理を行っている。

<中断措置の有無・方法>

現在、ほぼ毎月当該債務者からの弁済がなされており、その都度中断しているため、担当部署としては特に措置は行っていない。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当該債務者は、現在、若干納付が遅れることはあるものの、平成25年3月14日付分納誓約書に従い、同月末日以降、毎月3千円の支払を行っている。そのため、現在は、毎年度繰越調定後に当該債務者に対して納付書を送付する以上に、督促は実施していない。

<延滞金等>

当該債権は公債権であり、延滞金は条例の定めるところにより徴収することができる定められているところ（法第231条の3第2項）、公立学校職員退職手当支給条例には延滞金に関する定めはないため、延滞金は発生していない。

<督促状の記載>

当該債務者に対しては、平成20年1月15日付で督促状を送付したが、それに先立って送付した退職手当返納処分命令書に行政不服申立ての教示文を記載していたため、督促状には改めて教示文を記載することはしていない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

実施していない。

<法が用意した手段の活用状況>

実施していない。

<任意的手段の活用方法>

実施していない。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

年に1回程度、当該債務者に架電し、収入状況を聴取して債務者の資産・返済能力を調査している。年に一度、資産・収入状況等の調査への同意書を当該債務者に対して送付しているが、当該債務者が同意書への署名捺印に応じたことはない。社会保険加入状況の調査は年1回以上実施しているが、これまでのところ、当該債務者からの聴取内容と矛盾するところはない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

特に実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

判断基準等は設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針等は設けていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【退職手当返納処分理由の記載の程度について(意見95)】

<結論>

今後、退職手当の返納処分を行う場合には、当該処分の根拠法令のみならず、当該処分の原因となる事実や判断過程をも示すようにすべきである。

<理由>

当該債権は、公立学校職員退職手当支給条例第15条(当時の条例では第13条)に基づき、当該債務者に対し、すでに支給した退職手当全額の返納命令

処分（以下、「本件返納処分」という。）を行ったことにより発生した債権である。本件返納処分は、平成19年12月7日付退職手当返納命令書によりなされているが、その処分の理由としては、命令書に「公立学校職員退職手当支給条例第13条の3第1項の規定により」と記載され、同理由書に刑事事件の判決が確定した旨が示されていた。

行政手続法は、行政庁が不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、不利益処分と同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと定めているが（同法第14条第1項本文）、それは、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」と解されている（最高裁平成23年6月7日判決）。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、このような同項本文の趣旨に照らし、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」と考えられている（同判決）。

ここで、本件返納処分の根拠法令である公立学校職員退職手当支給条例（本件返納処分当時のもの。以下、「旧条例」という。）を見ると、旧条例第13条の3第1項には、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」は、同項第1号ないし同第2号に掲げる額を返納させることができる定められているところ、退職金返納処分を行うにあたっての処分行政庁の裁量は比較的狭いものといえることができるので、当時としては適法であると認められる。

しかし、現行の公立学校職員退職手当支給条例は、旧条例と異なり、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」においても、「当該退職をした者の生計の状況を勘案」して、支払われた退職手当等の額の「全部又は一部」の返納を命ずることができると定められており、旧条例に比して処分行政庁の裁量が広範となっている。

そのため、今後、退職手当の返納処分を行う場合には、行政手続法第14条第1項本文の求める理由提示の要件を欠くことのないよう、当該処分の根拠法令のみならず、当該処分の原因となる事実や当該返納処分の金額を選択した具体的な判断の過程をも示すようにすべきである。

イ. 【納付を受ける額の増額について（意見96）】

<結論>

毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。

<理由>

現在、当該債権については、平成25年3月に当該債務者が作成した分納誓約書に基づき、毎月3千円ずつの弁済がなされている。

しかし、当該債務の平成29年度末時点における収入未済額は155万48

40円であるところ、毎月3千円ずつの支払を前提とすると、完済となるのは約518か月、約43年後の平成72（2060）年度頃となってしまふ。

現在、当該債務者は40代であるが、これから約43年後まで、勤労して収入を得ているとは限らない。

毎月の納付額を3千円から4千円に増額するだけでも、納付期間は10年以上縮まる。

そこで、今後、毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。

4. 義務教育課：地域改善対策高等学校等修学奨励金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—3項：貸付金元利収入—18目：地域改善対策高等学校等修学奨励金貸付金元利収入—1節：元金

14款：諸収入—3項：貸付金元利収入—19目：地域改善対策大学進学奨励費貸付金元利収入—1節：元金

イ. 担当部署

教育委員会事務局 義務教育課 人権教育推進係

ウ. 債権の発生原因と種類

高等学校又は高等専門学校（以下、「高等学校等」という。）に関する修学奨励金については群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例によって、大学又は短期大学（以下、「大学等」という。）に関する奨学金については群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱によって、県と債務者との間で締結された、消費貸借契約に基づき発生した債権であり、私債権である。

エ. 債権の内容

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」で規定する地域の同和関係者の子弟で、大学等及び高等学校等への修学が経済的な理由によって困難な者に対し、修学奨励金や奨学金、通学用品等助成金（以下、あわせて「奨学金等」という。）を貸し付けたことによって発生した債権である。

なお、平成14年3月31日に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したことに伴い、当該奨学金等事業も廃止されることとなったが、経過措置として、平成13年度に貸与を受けた者に限り、卒業まで貸与を受けられることとなった。そのため、高等学校等修学奨励金の貸与は平成15年度まで、大学進学奨励費の貸与は平成16年度まで実施していた。現在残存している債権は、その当時に貸し付けたものである。

弁済は、貸与を打ち切られた日又は卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過したあと20年以内に、行うこととされている。高等学校等の奨学金等については、20回を限度とする年賦の均等払いの方式と定められているが、大学等の奨学金等については、半年賦、年賦又はその他の割賦の方式に

よると定められている。半年賦とするか年賦とするかは、債務者本人が選択することができる。

オ．時効期間

10年である（旧民法第167条第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア．平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
28,386,593円	4,214,849円	4,014,428円	0円	28,587,014円

イ．収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成4年	47,000円	1件	1人
平成5年	52,000円	1件	1人
平成6年	100,800円	2件	2人
平成7年	170,000円	4件	3人
平成8年	606,758円	14件	10人
平成9年	750,899円	21件	15人
平成10年	971,465円	29件	19人
平成11年	1,210,940円	32件	22人
平成12年	975,531円	25件	17人
平成13年	901,796円	25件	17人
平成14年	896,246円	25件	20人
平成15年	927,414円	30件	20人
平成16年	876,513円	34件	21人
平成17年	1,132,338円	40件	24人
平成18年	1,445,146円	46件	31人
平成19年	1,728,489円	50件	33人
平成20年	1,654,442円	48件	31人
平成21年	2,173,368円	53件	35人
平成22年	1,782,139円	49件	34人
平成23年	2,068,014円	39件	27人
平成24年	1,670,028円	33件	22人
平成25年	1,751,908円	33件	20人
平成26年	1,526,590円	28件	16人
平成27年	1,221,095円	26件	18人
平成28年	872,334円	19件	12人
平成29年	1,073,761円	15件	10人
合計	28,587,014円	722件	481人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

年2回、6月と12月に調定を実施している。年1回（年賦）の調定者は、6月・12月の両月に存在する。

過年度の未納分については、毎年4月1日付で繰越調定を実施している。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

調定と同時に納入通知書又は返納通知書を作成し、保護者（宛名は保護者方、奨学生名）に送付している。納期限は、財務規則第44条第3項により、発行の日の翌日から20日後を納期限と定めている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

おおむね、以下のような理由がある。

・生活困窮のため。

当該債権は、同和関係者の子弟に対して貸与した奨学金等であるが、滞納している家庭に対して訪問や電話等で支払いを催告すると、生活の困窮を訴えてくる者が多い。当該債権以外の債権（税金の滞納を含む。）を抱えている者もいるため、適時・適切な回収が困難となっている。

・返済する必要がないと考えている者がいるため。

当該奨学金等は、貸与ではなく給付としていた時期が過去にあったため、未納者の中には、借用しているという意識が低く、返す必要がないと考えている者もいる。

なお、貸与ではなく給付をしていた期間は、以下のとおりである。

高校：昭和42年から昭和62年まで

大学：昭和47年から昭和57年まで

・制度上の債務者（以下「債務者」という。）である奨学生本人に催告することが難しいため。

消費貸借契約時には、債務者である奨学生本人の署名・捺印を得ているが、実際には、保護者が奨学金等の借入手続を行っている場合が多い。そして、そのような場合、保護者が奨学生本人に奨学金の目的を知らせていないため、奨学生本人に直接催告することによって初めて同和地区出身者であることを知ることになるという、プライバシーに関わる新たな問題が生ずる可能性がある。また、保護者からは、「返済は自分が行うので、子供には言わないでもらいたい。」との強い要望が出されているケースがほとんどである。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。なお、不納欠損は、平成22年度内に1件行って以降、行っていない。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

債務者1人ずつにつき、債権管理簿として、奨学金原簿と奨励金返還台帳（債

権台帳)を作成し、管理している。毎年度、3月31日時点において債権管理簿に記載のある債権については、毎年度、5月31日までに債権現在額報告書を作成して会計局に提出している。

<情報システム等による管理運営状況>

当該債権については、財務会計システムを利用した管理は行っていない。紙媒体の債権管理簿及びエクセルファイルを利用して管理している。

<担当者等音権限分配の状況>

高等学校等の奨学金等、大学等の奨学金等それぞれにつき、1名の職員が担当者として日常的な管理業務を行っている。また、必要に応じて、担当係内において情報を共有し、債権管理を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

当該債権の債務者は全て自然人であるが、その氏名、住所、電話番号、家族構成を収集・保管している。当該債務者自身は、進学・就職・結婚等により、消費貸借契約締結時の住所地から転居している場合も多いが、当該住所地に当該債務者の親が居住しており、連絡が取れている場合には、当該債務者自身の住所地の調査は行わない場合が多い。当該債務者の親と連絡が取れなくなったり、親が死亡したりした場合には、当該債務者の住所地を調査している。また、親が当該債務者自身に連絡してもよいとの意思を示した場合には、親から当該債務者の住所や電話番号等を聴取し、当該債務者に対して連絡している。

<調査の方法と頻度>

毎年2月頃に返還を促す手紙を送付しているが、あて所不明等で返戻されてきた場合に、住民票や住民票の除票を取得するなどして住所の調査を行っている。3月には、家庭訪問を実施し、生活状況等の確認を行っている。なお、手紙の送付及び家庭訪問の対象も、当該債務者自身の現住所地ではなく、親等の住所地としている。

<債務者との通信・面談>

債務者ごとに、「対応記録票」を確認し、通信・面談の経過を記録している。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

消費貸借契約は、1年毎に、当該債務者との間で契約している。例えば、4年制大学に進学・就職した者が、4年間にわたって奨学金等の貸与を受けていた場合には、当該債務者と県との間には、4つの消費貸借契約が成立していることになる。

ただし、債権の管理は、実務上は、契約ごとには行っていない。奨学生本人が、大学等又は高等学校等を、卒業又は退学等により奨学金等の貸与を打ち切られた際の当該債務者に対する債権の合計額を、1つの債権として扱い、管理している。消滅時効期間の管理についても同様に、契約の個数にかかわらず、1つの債務として取扱い、管理している。

< 中断措置の有無・方法 >

担当部署として、「保護者との信義誠実の原則に基づき、債務者である奨学生本人に催告することが難しい。」という認識しているため、奨学生本人に対して何らの中断措置を行わないままに（住居地の調査や催告等さえも行われないうちに）、時効期間が満了してしまっている例があった。

< 時効期間満了後の対応 >

私債権であるため、当該債務者からの援用がない限り、債権としての管理を継続し、繰越調定や親等への催告などを行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

< 実施方法・頻度 >

当初調定にて定めた納期限から20日間が経過しても納入されない場合には、督促状を発布して督促を行っている。なお、督促状の送付先は、当該債務者の保護者の住所地であることが通常である。

< 延滞金等 >

当該債務者が、正当な理由なくして、返還すべき日までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ、返還すべき額につき年8.25%の割合で計算した額を延滞利息として支払わなければならない旨の定めがある（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条）。

しかし、事実上、延滞利息を債務者に対して請求したこともない。延滞金免除に関する「正当な理由」の判断基準について、明確な定めがない。

< 督促状の記載 >

私債権であるため、督促状に不服申立ての教示文言は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

< 強制執行等の実施状況 >

強制執行等を実施したことはない。

< 法が用意した手段の活用状況 >

実施したことはない。

< 任意的手段の活用方法 >

債権の合計額を基に返還計画書を徴収すると共に、手紙の送付や訪問、架電などをして催告している。

ウ. 財産調査の実施状況

< 債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況 >

当該債権に関しては、当該債務者の収入に応じた返還債務の免除や履行猶予の制度が設けられているところ（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等就学奨励金貸与条例第6条、同第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条、同第14条）、返還債務の免除や履行猶予の可否を判断するにあたり、当該債務者から当該債務者の所得証明書や非課税証明書等の収入資料の

提出を受けることはある。

それ以外に、債務者の所有不動産の調査等を行っていない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

原則として行われていない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

当該債権に関しては、連帯保証人の規定がないため、連帯保証人は存在していない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者が死亡した場合には、返還債務を免除することができる旨の規定があるところ（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第7条第3項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条第1項）、これまで、債務者が死亡した場合には、返還債務を全額免除して不納欠損として処理している。

（5）債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

未納状況により、以下のとおり、ランク付けし、管理している。

A：長期未納者（3年以上の未納がある者）

- ・3年以上（半年賦の場合は6回）の未納がある者。
- ・催告等においても効果が上がっていない者。
- ・特に長期間（概ね10年間以上）未納がある者を「特A」とする。

B：調定終了している未納者

- ・すでに返還調定が終了している者。
- ・納付書送付時や新規手続等の指導ができない者。
- ・収入未済額の増加はない。
- ・特に長期間（概ね10年以上）未納がある者を「特B」とする。

C：軽微な未納者（3年分未満の未納がある者）

- ・電話連絡等の催告によって返済が見込める者。
- ・中には生活困窮になった場合も考えられるので、滞納の理由を聞き取り、必要に応じて免除等の手続指導をする。

D：免除中である未納者

- ・現在、返還免除期間中の者。
- ・返還免除が認められても、過去の未納は消えない。
- ・免除が認められている状況から、直近の返還は見込めない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に判断している。訪問に際しては家屋の状況等を確認するとともに、面会できた際には、生活実態を把握しながら、状況に応じて一部納付でも良いので支払いを促している。ただし、奨学生の親が「子供に言わないでもらいたい。」と訴える例が多いため、訪問・面会の対象者は奨学生本人ではなく

その親であることが多い。

ウ．法が用意した制度の利用状況

当該債権に関しては、返還債務の免除や履行猶予の制度が設けられているところ（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第6条、同第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条、同第14条）、当該債務者の申請のもと、返還債務の免除や履行猶予を行うなどしている。

（6）過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．返還金の調定手続未済について

＜監査結果＞

平成23年度の包括外部監査で、地域改善対策奨学金について、免除期間がすでに経過している債務者に対し、返還金の調定手続を行い、奨学金等の返還請求を行う必要があるという意見が出された。

＜改善の取組＞

市町村教育委員会等との連携を更に密にして、免除期間が経過している債務者と連絡を取り、速やかに免除手続が行われるよう努めることとした。また、免除要件に該当しない場合には、速やかに調定手続を行い、返還請求を行うこととした。

そして、その結果、免除期間経過後に返還金の調定を行っていなかった5名については、市町村教育委員会との連携のもと、親と接触し、手続を進めることができた。3名については調定を開始し、残りの2名については、要件該当により、引き続き免除した。

その後新たに免除期間が経過した7名については、住民票の除票を取得して住所を把握し、手紙の郵送や家庭訪問を行った。その結果、3名については調定を開始した。残りの4名のうちの3名は、親の死亡が判明したため、奨学生本人の住所地を調べて接触を試みた。うち2名については連絡が取れたが、1名については連絡が取れていない状況にある。また、調定も行われておらず親も死亡していない1名については、奨学生本人に連絡をすることにつき親の了承を得られたため、連絡を試みているが、連絡は取れていない。

＜今後の方針＞

免除期間終了後の手続を促す連絡は、例年7月に市町村担当者が行っている。連絡が取れない場合には、その旨、県の担当職員に市町村担当者から連絡があるが、県の担当職員が動き始めるのは年度末の家庭訪問の時期になってしまうことが多い。このことが手続の遅延につながっていると考える。今後は市町村担当者に対して状況を逐一報告するよう求め、9月末日になっても連絡が取れない場合には、県の担当部署にて、直接接触を試みることにする。接触の方法としては次のとおりとする。

- ①除票申請を行い、親の住所を確認する。
- ②電話番号を把握している場合には電話をする。
- ③家庭訪問を行う（昼間の時間帯だけでなく、夜間も行う。）。

④親の死亡又は病気等により手続が困難な場合は、奨学生本人に連絡を取る。

イ．奨学金等の返還未納者に対する督促について

<監査結果>

平成23年度の包括外部監査で、連絡頻度を増やし、本人や家族により積極的に督促し、未収入金の回収を図ることが望ましいとの意見があった。

<改善の取組>

平成30年度より、年度末以外にも家庭訪問（夜間も含む）による催告を実施した（合計26件）。

所在不明な場合には、市町村担当者に連絡を取り、除票申請を行った（1件）。

親の死亡を確認した事案では、奨学生本人に連絡を取った。

親が老齢により返還困難となった事案では、奨学生本人に連絡を取った。

年間を通した家庭訪問を継続して実施する（昼間の時間帯だけでなく、夜間も行う。）。不在の場合には、連絡を依頼する手紙を置いてくる。

所在が不明になった場合には、市町村担当者等に連絡を取り、住所把握のための除票申請を行う。

なお、奨学生の親が死亡又は老齢、病気等により返還困難となった場合には、奨学生本人に連絡を取る。

（7）指摘事項

ア．【書面の作成名義の確認について（指摘事項27）】

<結論>

奨学生本人の親等の強い意思等により、県が奨学生本人と連絡を取ることができていないにもかかわらず、奨学生本人名義の書面が提出された場合には、当該書面の作成の経緯を確認するようにすべきである。

<理由>

奨学生の親から、「子供には知らせていない。自分が返済する。」との強い意思が示されており、担当部署としてもその意思を尊重して奨学生本人に一切連絡を取っていない事案の中に、当該奨学生本人名義の返還計画書の提出を受けていた事案があった。

この点につき、担当部署としては、当該奨学生名義の返還計画書の提出を受けたと認識しているだけで、実際に当該奨学生本人が記載したのか、それとも当該奨学生の親が奨学生の名前を記載したのかといった、当該文書の作成の経緯については「時間の経過により確認はできない。」とのことであった。

しかし、この間の事情を斟酌すれば、当該奨学生が返還計画書を作成したとはおよそ考えられない。

今後、奨学生本人との間で当該債権に関する民事上の争いが生じ、当該書面の成立の真正が争われれば、親等によって作成された蓋然性を県側も認識していたと認定されかねないので、親を通して奨学生本人名義の書面が提出された場合は、当該書面の作成の経緯を確認するべきである。

（8）意見

ア. 【奨学生本人への連絡について（意見 9 7）】

＜結論＞

奨学生の親に連絡を取るだけでなく、奨学生本人への連絡も行うようにすべきである。

＜理由＞

前述のように、当該債権は、借入者のプライバシーに大きく関わる特殊事情を有していることに加えて、県と奨学生本人との間に奨学生の親の介在が深く関わっている。貸与条例等には、特別な場合において、奨学生の父母による債務の免除申請についての規定もあり、奨学生本人に連絡を取らないケースも想定していることから、担当部署では、原則として、奨学生本人への連絡は行っていない。親の死亡、老齢、病気等により返還困難となった場合や、親が奨学生本人に連絡を取ることを承諾した場合に限り、奨学生本人に連絡を取っており、今後もその方針とのことであった。

しかし、返還債務の未納がある場合において、債務者ではない奨学生の親に催告等を行い、一部弁済を受けたとしても、消滅時効の中断の効果は生じないと奨学生本人から主張されることが懸念される。

契約は、双方の合意によって初めて有効に成立するものである以上、親が奨学生の名前を利用して奨学金を借りたのであれば、当該奨学生と県の間にはそもそも合意がなく、契約が成立しないので、当該奨学生には奨学金を返還する義務は発生していないことになる。

これまでの取扱いは、信義誠実の原則に基づく親の意思や奨学生への心情に配慮する趣旨から出た後見的な施策と捉えられるものの、裁量権の行使が行き過ぎていて観があり、親の死亡等の後に、初めて当該奨学金の存在や趣旨を知らされることにより奨学生本人に精神的苦痛が生じるおそれがあるなど、後見的配慮が裏目に出る可能性もある。

そこで、今後は、親に連絡を取るだけでなく、奨学生本人への連絡も行うようにすべきである。

イ. 【奨学生本人の住所の把握について（意見 9 8）】

＜結論＞

未納者については、免除期間中や連絡が取れている場合であっても、少なくとも、4年に一度は、奨学生本人の住民票の取得を試みるべきである。

＜理由＞

当該債権につき、奨学生について収集・保管している情報を確認したところ、奨学生の親と連絡が取れている間は、奨学生本人の住民票の取得は行っていないとのことであった。

当該債権は、貸与を打ち切られた日又は卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過したあと20年以内に、半年賦又は年賦の方式により支払われることとなっているが、収入に応じ、貸与した奨学金等の20分の5を免除することができる旨の規定がある（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修

学奨励金貸与条例第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条)。そして、同規定により免除が認められた場合には、それ以降5年間分の半年賦又は年賦の支払債務が免除されることとなるため、免除がなされてから5年間は債務者の住民票の取得等の手続は行われていない。

しかし、住民票の除票や戸籍の附票の除票の保存期間は、住民基本台帳法施行令上、5年間と定められている。5年間を超えている場合でも、保存を続け、かつ、除票の交付請求があれば交付する市町村もあるが、これは市町村の判断次第となる。

そのため、親と連絡が取れている、又は免除期間中であるといった理由により、5年以上住民票の除票や戸籍の附票の除票の取得を怠ったとすれば、当該奨学生の現住所地の調査が困難になってしまうおそれがある。

そこで、未納者については、免除期間中や親と連絡が取れている場合であっても、少なくとも、4年に一度は、奨学生本人の住民票の取得を試みるべきである。

ウ. 【時効中断の措置について（意見99）】

<結論>

奨学生の親等の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間の満了が迫ってきた場合には、速やかに、債務者である奨学生本人に対する催告や時効中断の措置を試みるようにすべきである。

<理由>

担当部署によれば、今後も、原則として「親が死亡、又は、老齢、病気等により返還困難となった場合に、奨学生本人に連絡を取る。」とのことである。

本修学奨励金の貸与実行年次を考慮すると、これまでと同様の債権管理を続ける限り、新たに奨学生本人に連絡を試みた際には、すでに消滅時効期間が経過してしまっていたというケースが発生してしまうことになりかねない。

たとえ、当該債権に、奨学生本人に催告をすることが難しいという特殊事情があるとしても、時効中断の措置を何ら試みずに消滅時効期間を経過させてしまうという債権管理の方法には、問題があると言わざるを得ない。

そこで、奨学生の親の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間の満了が迫ってきた場合には、速やかに、奨学生本人に対する催告や時効中断の措置を試みるようにすべきである。

エ. 【契約ごとの債権の管理について（意見100）】

<結論>

債権の管理は契約ごとに行うことが望ましい。

<理由>

本件奨学金等は、大学等又は高等学校等の入学時に卒業時までの奨学金等について一括して消費貸借契約を締結して貸し付けられているものではなく、1年毎に、個別に、当該債務者との間で消費貸借契約を締結して貸し付けられている。例えば、4年制大学に進学・就職した者が、4年間にわたって奨学金等

の貸与を受けていた場合には、当該債務者と県との間には、4つの消費貸借契約が成立していることになる。

しかし、債権の管理は、契約ごとには行われておらず、当該債務者が、大学等又は高等学校等を、卒業又は退学等により奨学金等の貸与を打ち切られた際の当該債務者に対する債権の合計額を、1つの債権として扱い、管理されていた。消滅時効期間の管理についても、同様に、契約の個数にかかわらず、1つの債務として取扱い、管理されていた。

契約が別個である以上、消滅時効期間もそれぞれ別個に進行するものであるところ、このような管理方法では、時効期間の管理をすることができなくなってしまう。例えば、複数の消費貸借契約に基づく債務を持つ債務者から一部の弁済がなされた場合には、債務を契約ごとに管理していなければ、どの契約に基づく債務について、一部弁済という時効中断事由である「承認」がなされたのか、不明となる。

このような事態が生ずることを防ぐため、債権の管理は、契約ごとに行うことが望ましい。

オ. 【催告・訪問の時期について（意見101）】

<意見>

未納者に対する定期的な催告書の発送や家庭訪問は、年間を通じて継続的に行うべきである。

<理由>

奨学金等の返還未納者に対する催告について、ヒアリング時に担当部署より聴取したところによれば、昨年度までは、未納のある調定終了者および未納のある返還途中者を対象に、2～3月に返還状況通知を郵送し、返還を促し、3月に家庭訪問を行った。不在の場合には、連絡を依頼する手紙を置いてきたが、平成30年度は、夏から秋にかけて夜間を含めた家庭訪問による催告を行っており、来年度以降も、年間を通じた家庭訪問を継続して実施するとのことであった。

未納のある債務者との間で、一定の信頼関係を築くことのできるようにするためにも、年間を通じた家庭訪問を継続して実施すべきである。

カ. 【延滞金について（意見102）】

<結論>

「正当な理由」の判断基準を要綱等により明確化すべきである。

<理由>

当該債権に関しては、延滞利息につき、条例及び要綱上、当該債務者が、正当な理由なくして、返還すべき日までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ、返還すべき額につき年8.25%の割合で計算した額を延滞利息として支払わなければならない旨の定めがある（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条）。しかし、当該奨学金

等の貸付事業が開始してから現在に至るまで、事実上、延滞利息を当該債務者に対して請求したこともないとのことであった。

担当部署によれば、①当該奨学金等の貸付事業は、国の定める法律（同和対策特別措置法（昭和44年7月から昭和57年3月）、地域改善対策特別措置法（昭和57年4月から昭和62年3月）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年4月から平成14年3月））に対応する形で実施してきたところ、国としても延滞利息の返還義務を明確にしている、②実情として、返還未納者の中には資力の乏しい者が多く、延滞利息までの支払い請求ができないといった事情があるようであった。

群馬県の定める条例及び要綱上、延滞利息は奨学金等を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合に例外なく必ず発生するものではなく、「正当な理由なくして」返還しなかった場合に発生するものである（群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条）。

そこで、今後は、上述の①ないし②のような理由から延滞利息を債権として調定しないという手段を取るのではなく、同条項にいう「正当な理由」の判断基準を要綱等により明確化し、「正当な理由」の有無に応じて延滞利息の発生・不発生を判断すべきである。

5. 高校教育課：群馬県高等学校定時制課程修学奨励金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 高校教育課 生徒指導係

ウ. 債権の発生原因と種類

奨励金貸与契約に基づく貸金返還請求権である（私債権）。根拠法令等としては、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例（以下「条例」という。）、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与事業事務取扱（以下「事務取扱」という。）がある。

エ. 債権の内容

高等学校の定時制課程に在学する生徒に対して修学奨励金を貸与するものである（なお、卒業した場合、返還債務は当然免除となる。条例第6条）。群馬県立の定時制は13ある（なお、桐生市には1つある。）。各学校に対して案内して、学校から生徒に案内がある。生徒は学校を経由して申請する。制度の利用者は、平成29年度14名、平成30年度は10名だった（予算は17名分）。

生徒が退学する場合、貸与契約の解除事由（条例第5条第1項第1号・第2条）に該当する。本人から休学等届及び奨励金貸与理由消滅届を受け、契約解

除の通知を行う（規則第13条）。これを受け、債務者から借用証書及び返還計画書の提出を受けるが、後者については教育委員会の承認が必要となる（規則第17条第1項）。これにより債務の内容が確定して本債権が発生することになる。

なお、現在、2名が退学により返還義務が発生し、未回収となっている。

オ. 時効期間

5年（旧民法第169条の定期給付債権に当たるという前提）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
70,000円	98,000円	0円	0円	168,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成23年度	28,000円	1件	1人
平成28年度	42,000円	1件	1人
平成29年度	98,000円	1件	1人
合計	168,000円	3件	3人

債務者数としては、平成23年度の1名、平成28年度及び平成29年度の1名の合計2名である。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前述の借用証書及び返還計画書を受け、調定する。この場合、調定する金額自体は貸与金額の総額である。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、財務会計システム上、調定から20日という日が自動的に設定されて返済計画書のおりとならないため、手書きで修正している。

<適時・適切に回収できない理由>

回収できない大きな理由は、保証人に対して適時に請求をしていないことによる。本人の返済が滞っていて連絡がつかなかったとしても、何年も保証人に対して請求していない。

<納入通知>

納入通知については、返還計画書により月額返済ごとに作成する。納入通知は全ての返済の分の枚数をまとめて一度に発送する。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

整備されている。

<情報システム等による管理運用状況>

システム上の管理も行われている。

<担当者の権限分配の状況>

調定、納入通知、督促、納入の確認については庶務担当が行う。担当者は電話、訪問による催告を行う。書面による催告はしていない。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、保証人の有無、債務者・保証人の勤務先を把握している。

<調査の方法と頻度>

住所を訪問により状況を把握しているのみである。電話は番号を変更されると不明になったままとなってしまう。住民票を調査したことはなく根拠規定は担当者が把握しているわけではない。

<債務者との通信・面談>

通信・面談の経過は記録されており、特に問題点は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

特に独立項目としての管理はされていない。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

督促状については、返済の総額を記載して発出するので、仮に返済計画書のとおり返済していても届いてしまう。そのため、下欄に分割の返済の欄を設定して混乱しないようにしている。

<延滞金等>

延滞利息は発生するが（条例第10条1項）、請求していない。

<督促状の記載>

私債権であり、行政不服申立ての教示なし。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

電話、訪問で催告している。納付相談には応じるが相談を持ち掛けられたことはない。納付誓約書を徴求したことはない。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

該当なし。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

連帯保証人に対しては、債務者本人に対する催告を数年した後にとやがて電話又は訪問により請求するのみである。保証意思の存否に関するトラブルは生じていない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

債務者死亡の事例がない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決まった処理方針はない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

卒業した場合の返還についての当然免除（条例第6条）が適用されている。

(6) 過年度群馬県包括外部監査結果への対応

平成18年度（テーマは「県立学校の財務事務の執行及び管理運営について」）に保証人の保証能力の審査をしていない点に対して指摘を受けた部分については、当時は収入の資料の提出がなかったというものであった。現在は所得証明と源泉徴収票を提出させている。なお、数年前の監査委員による監査において、申込者の源泉徴収票から所得要件を審査する過程で、本来受けられる人が受けられなかったことがあった。そこで事務取扱を制定した（しかし、これも後述のとおり正しいものとはなっていない。）。

(7) 指摘事項

ア．【時効期間の認識を改めるべきであること（指摘事項28）】

＜結論＞

本債権の時効期間を5年と認識しているが、10年と改めるべきである。ただし、来年4月1日以降発生する同種債権の時効期間は5年となる。

＜理由＞

改正民法施行前に発生した本債権の時効期間について、定期給付債権であることを前提に5年（旧民法第169条）と認識しているが、割賦払債権の個々の割賦金は定期給付債権に当たらないものとされており、本債権も同様に定期給付債権ではない。そのため一般的な債権の時効期間である10年（旧民法第

167条1項)と改めるべきである。ただし、来年4月1日以降発生する同種債権については改正民法が適用され、一般的な債権の時効期間が主観的起算点(権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。)から5年となるので(新民法第166条1項1号)、注意が必要である。

イ.【延滞利息の請求をすべきであること(指摘事項29)】

<結論>

条例上発生する債権である延滞利息の請求をすべきである。

<理由>

本債権について、延滞利息は発生する(条例第10条1項)。しかし、現在、調定しておらず、本来発生する債権の把握をしていない。条例において定められた債権であり、債権を把握した上で免除等の要件の検討をするのであればよいが、調定すらしていない。条例上求められていることから、調定して納入通知をするなど延滞利息の請求をすべきである。

ウ.【条例の文言を読み替えている事務取扱の誤りを是正すべきであること(指摘事項30)】

<結論>

条例の「所得」を事務取扱において「収入」と読み替えている誤りを是正すべきである。

<理由>

条例により定められた文言である「所得」を課内で作成した事務取扱において「収入」と読み替えている。修学奨励金の貸与の要件は所得が規則で定める額以下のものと定めており、規則では年間所得が279万円以下であることが原則であると定めている。収入に引き直すと416万2500円以下となる。

しかしながら、事務取扱においては条例の「所得」を「収入」と読み替えているため、収入が279万円以下のものという要件に狭められてしまう結果となり、本来利用できる者が利用できないこととなっている。

このような読み替えについて、議会の議決等があるものではなく、課内で作成した事務取扱のみで、利用者に不利に要件変更をすることになり、認め難い。

(8) 意見

ア.【時効を意識する仕組みを構築すべきであること(意見103)】

<結論>

時効を意識するために納期限、最終支払日等を表にしておくなど合理的な管理方法を採用すべきである。

<理由>

本債権について時効を意識する仕組みは特に構築されていない。時効を意識するために納期限、最終支払日等を表にしておくなど合理的な管理方法を採用すべきである。

イ.【連帯保証人に対して適時に請求すべきであること(意見104)】

<結論>

保証債務の支払義務を負っている保証人に対して適時に請求すべきである。

<理由>

本債権を回収できない大きな理由として、連帯保証人に対して適時に請求をしていないことがある。債務者本人の返済が滞っていて連絡が付かなかつたとしても、その後何年も連帯保証人に対して請求していない例があった。連帯保証人も債務者本人と同様の支払義務を負っているものであり適時に請求すべきである。

ウ.【催告の方法として書面も用いるべきであること（意見105）】

<結論>

催告の方法として書面も用いるべきである。

<理由>

催告は電話、訪問はするが、書面ではしていない。電話してもつながらなかつたり訪問しても不在であつたりした場合、催告の意思が債務者に対して伝わらないことになる。仮に電話に応じたり訪問に応じたりしても、口頭で伝えたことが伝わらなかつたり忘れてしまつたりすることもありうる。そのため催告の方法として書面も用いるべきである。

エ.【住所不明の場合は住民票の調査をすべきであること（意見106）】

<結論>

住所不明の場合は住民票の調査をすべきである。

<理由>

住所を訪問により状況を把握しているのみであり、住民票を調査したことはなく、根拠規定を担当者が把握しているわけではない。地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第7条第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる（住民基本台帳法第12条の2）のであるから、積極的に活用すべきである。

オ.【免除・猶予等の規定を活用すべきであること（意見107）】

<結論>

免除・猶予等の規定を活用すべきである。

<理由>

本債権では、卒業した場合の返還についての当然免除（条例第6条）しか適用されていないが、他にも裁量免除（条例第7条）、返還猶予（条例第9条）等の定めがあり、適用を検討すれば適用しうる債権もある可能性がある。今後は、このような方向での債権管理にも活用をすべきである。

第13 警察本部が所管する債権

1. 警務課：給与過払金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

警察本部 警務部 警務課 給与係

ウ. 債権の発生原因と種類

平成24年に離職した職員に対して支給をした給与（離職した月の支給定日は、当月締めの日（当月20日）の離職日後7日分の給与過払が発生したことによる不当利得返還請求権であり、私債権である。

エ. 債権の内容

ある職員が月の途中で離職したところ、その月に支給された給与のうち、離職日後、月の末日までの日割り分が過払給与となっているもの。なお、当該月分の給与については、月の初日から末日までの1か月分の給与が20日に支給されることとなるため、過払給与が発生したものである。

オ. 時効期間

職員の給与の支給に関する規則の第6条第2項には、退職等の場合の返納義務が規定されているものの、公債権の発生根拠規定とみることはできない。賃金支払請求権の時効期間は2年（労働基準法第115条）であるが、本件債権は過払給与の返還請求権であって、不当利得返還請求権なので、一般の債権として、その時効期間は10年（旧民法第167条第1項）となる。ただし、新民法で2020年4月1日以降に発生と同種債権については、時効期間が変更される（新民法第166条第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
62,683円	0円	0円	62,683円	0円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	62,683円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

平成24年度に発生した給与の過払いであるため、平成24年度に当初の調定を行っている。その後は毎年度繰越調定を実施してきた。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

群馬県財務規則に基づき、納期限については、返納通知書の発行の日の翌日から起算して20日以内の日を設定している。

＜適時・適切に回収できない理由＞

債務者に対する督促及び催告に対し、弁済がなされなかったためである。

エ．不納欠損処理の状況

平成28年度に、債務者の破産手続が開始され、平成29年度中に廃止及び免責の決定がなされた。本件債権は非免責債権には該当しないと判断されたため、同年度に不納欠損処理をした。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア．管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況＞

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

＜情報システム等による管理運用状況＞

平成24年度にシステムによる当初の調定を行っている。その後は毎年繰越調定を実施してきた。

＜担当者の権限分配の状況＞

収入調定者は、その所掌に属する債権が発生し、又は県に帰属した場合は、当該発生した日若しくは帰属した日の属する年度内に調定し、又は消滅する債権を除き、債権管理簿に記載して管理しなければならないとされている。特に、権限分配はされていない。

イ．債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

離職した（元）職員に対して給与の過払分の返還を求めるものであるため、（元）職員が在職していた時の氏名、住所、電話番号などのデータを保管している。

＜調査の方法と頻度＞

5年間で12回、面接又は文書の郵送等により連絡を取っており、住所や電話番号等の変更が生じていないかどうかを確認している。

＜債務者との通信・面談＞

経過の記録はあり。特に問題となる点は検出されなかった。

ウ．消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

地方自治法第236条第4項の規定による督促を実施した翌日から起算して管理している。

＜中断措置の有無・方法＞

該当なし。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

5年間で12回文書の郵送等により債務者に対する連絡を行っている。また、面談も2度実施している。

＜延滞金等＞

違約金は徴求していない。

＜督促状の記載＞

行政不服申立ての教示については、督促状には記載されていないが、別紙として行政不服申立てに関する事項を作成し、交付をして説明を実施している。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

強制執行等の措置は実施していない。平成29年度に、債務者に対する訴訟の提起などの法的措置の検討を行い、議会の議決を得るための準備をしていたが、その最中に、破産手続開始決定書が届いたため、訴訟の提起には至らなかった。

＜法が用意した手段の活用状況＞

該当なし。

＜任意的手段の活用方法＞

文書による催告を行い、債務者に対する面談を行っている。

ウ. 財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

調査は実施していない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決めた方針はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア.【より早い時点で、債務者に対する訴訟提起等の法的措置を検討すること（意見108）】

<結論>

平成24年に離職した職員に対する給与の過払分の返還について、5年間にわたり文書による催告等を行っているが、より早い段階で、訴訟提起等の法的措置を検討することも必要であったと考えられる。

<理由>

平成24年に離職した職員に対する給与の過払分の返還について、5年間にわたり文書による催告等を行っている。

離職した職員（債務者）については、平成29年度に破産廃止決定、免責許可決定となり、県は不納欠損処分を行っているが、より早期の段階で、訴訟提起等の法的措置を検討することも必要であったと考えられる。

今後は、同様の事例などが発生した場合に、どのタイミングで法的措置等の検討を行うべきであるかなどについて、事務フロー等を作成しておき、適時適切な措置が取れるような準備をしておくことがのぞましい。

2. 交通指導課：放置違反金・同延滞金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—1項：延滞金加算金及び過料等—3目：過料等—1節：過料等

14款：諸収入—1項：延滞金加算金及び過料等—1目：延滞金—1節：延滞金

イ. 担当部署

警察本部 交通部 交通指導課 駐車対策係

ウ. 債権の発生原因と種類

道路交通法第51条の4第4項に基づく放置違反金及びその延滞金であり、強制徴収公債権である。（同条第14項）

エ. 債権の内容

放置駐車違反に伴い、車両の使用者に対して行われる公安委員会が行う納付命令による放置違反金及び滞納した場合に徴収する放置違反金延滞金

オ. 時効期間

5年（道路交通法第51条の4第14項、地方税法第18条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<放置違反金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
4,784,945円	35,460,000円	35,063,000円	684,000円	4,497,945円

< 放置違反金延滞金 >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
172,000円	221,000円	192,000円	0円	201,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

< 放置違反金 >

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	166,945円	11件	11人
平成25年度	804,000円	51件	51人
平成26年度	387,000円	25件	25人
平成27年度	585,000円	39件	39人
平成28年度	1,129,000円	73件	73人
平成29年度	1,426,000円	93件	93人
合計	4,497,945円	292件	292人

< 放置違反金延滞金 >

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	4,000円	2件	2人
平成26年度	4,000円	1件	1人
平成27年度	80,000円	14件	14人
平成28年度	51,000円	6件	6人
平成29年度	62,000円	9件	9人
合計	201,000円	32件	32人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

道路交通法第51条の4第5項により放置違反金の納付を命ずるたびに調定を行っている。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

道路交通法第51条の4第5項により、放置違反金の納付命令を行うところ、群馬県放置違反金に関する規則第2条第1項に「放置違反金納付命令書」の様式が定められている。この放置違反金納付命令書には、放置違反金の額並びに納付期限及び納付場所を記載しなければならない。納付期限については、群馬県放置違反金に関する規則第2条第2項により、放置違反金納付命令書を発する日から起算して14日以内とされている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債務者が無資力、所在不明であるといった理由による。

< 納入通知 >

群馬県放置違反金に関する規則第2条第1項の「放置違反金納付命令書」の様式には、行政不服申立ての教示が存在する。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に行った不納欠損処理（合計68万4千円）の理由は、時効完成と執行停止による納付義務消滅である。不納欠損処理の時期に関する取扱基準はないが、現在の運用では、4半期ごとに各事案の確認を行い、消滅時効期間が経過しているもの等について不納欠損処理を行っている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況＞

手書きの台帳で管理されている。

＜情報システム等による管理運用状況＞

年度別未済リストで管理されている。

＜担当者の権限分配の状況＞

債権管理担当者のほか、担当者の上司が、繰越調定を行う前に、事案の確認を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

個人の場合には、氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収、銀行口座の情報。

法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、役員住所・氏名、銀行口座の情報。

＜調査の方法と頻度＞

放置違反金に関する事務処理要領・第10の催促通知書（同要領別記様式第4号）を送付して概ね1か月を経過しても納付に応じない場合には、市区町村に対して、「滞納者の現況調査」として、家族構成、所有不動産の有無、課税の状況、税金の滞納等の状況等に関して調査を行っている。

また、債務者や関係者（友人、雇用主、貸家の賃貸人等）宅を臨戸するなどして、直接債務者等に対しても聴き取りを行っている。

さらに、電話会社等に照会を行い、電話料金等の支払口座の調査を行うことで債務者名義の預金口座の情報を把握している。

債務者に関する情報を継続的に把握するため、毎年債務者に対する課税状況が確定する6月に市区町村に対する調査を行い、最新の情報を取得している。

国税徴収法第146条の2の規定に基づき、当該債権管理のために戸籍や住民票を調査する権限がある。

＜債務者との通信・面談＞

債務者との通信・面談記録としては、債務者ごとに手書きで作成した台帳が作成されている。特に問題となる事項は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

時効の起算点については、強制徴収公債権であるため、調定当初の消滅時効の起算点は督促の納期限の翌日からとなる。債務者ごとに作成された滞納整理表（次項切迫対象者リスト）をシステムから印刷して（時効期間経過6か月前になると、表示される。）で管理されている。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

不納欠損処理をしている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

督促、催促等の通知の他、財産等の調査、電話や臨戸による催促を推進するとともに、納付に応じない滞納者に対しては、銀行口座等の差押えによる徴収を推進していく方針

システム管理上、督促対象データがピックアップされるようになっていることから、長期間放置をするという事案はない。

放置違反金に関する催告に関しては、放置違反金に関する事務処理要領・第10（滞納処分）に催告事務に関する規定がある。同規定では、①まず、放置違反金の徴収職員は、督促状により督促したにもかかわらず、督促状に係る納期限及び納付の有無を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金の納付が確認できない場合は、催促通知書（同要領別記様式第4号）及び納付書を送付して催告を行う。②次に、交通指導課長は、催促状に係る納期限及び納付を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金等の納付が確認できない場合は、訪問による催促を実施する。なお、訪問した際に不在であった場合には、不在者催促書（同要領別記様式第5号）を郵便受け等に投函する。③その後も放置違反金等の納付が確認できない場合は、交通指導課長は差押予告通知書（同要領別記様式第6号）及び納付書を送付する。④差押予告通知書の送付後も放置違反金等の納付が確認できない場合には、金融機関等に対して債務者の財産調査を行うとともに、財産差押執行事前通知書（同要領別記様式第7号）を送付することになっている。

<延滞金等>

群馬県放置違反金に関する規則第7条第1項により、「放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合は、原則、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する」とされているが、同条第2項により、延滞金の額に1千円未満の端数がある場合又はその全額が1千円未満である場合は、その端数額又はその全額を切り捨てることになっている。

調定は、放置違反金を受領済みのものに関してしかなされていない。放置違

反金を受領していないものに関しては調定を起さず、放置違反金と同時に延滞金を受領する場合には、延滞金については受領後に事後調定で対応している。調定をしていないものについても、各時点での延滞金の額は計算できるものと考えられる。

<督促状の記載>

群馬県放置違反金に関する規則第6条により、道路交通法第51条の4第13項の規定による督促については、放置違反金の納付の期限経過後20日以内に、規則で定められた別記様式第6号の督促状により行われなければならないとされていることから、同督促状により督促を行っている。同督促状については、行政不服申立ての教示がなされている。

イ. 督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

平成27年度に25万円、平成28年度に24万5千円、平成29年度に4万4千円を債務者の預金差押により回収している。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上げ等については該当なし。

<任意的手段の活用方法>

放置違反金に関する催告に関しては、放置違反金に関する事務処理要領・第10（滞納処分）に催告事務に関する規定がある。同規定では、まず、①放置違反金の徴収職員は、督促状により督促したにもかかわらず、督促状に係る納期限及び納付の有無を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金の納付が確認できない場合は、催促通知書（同要領別記様式第4号）及び納付書を送付して催告を行う。次に、②交通指導課長は、督促状に係る納期限及び納付を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金等の納付が確認できない場合は、訪問による催促を実施する。なお、訪問した際に不在であった場合には、不在者催促書（同要領別記様式第5号）を郵便受け等に投函する。その後も、③放置違反金等の納付が確認できない場合は、交通指導課長は差押予告通知書（同要領別記様式第6号）及び納付書を送付する。④差押予告通知書の送付後も放置違反金等の納付が確認できない場合には、金融機関等に対して債務者の財産調査を行うとともに、財産差押執行事前通知書（同要領別記様式第7号）を送付する、ということになっている。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

放置違反金に関する事務処理要領・第10・第4項に「財産調査及び財産差押執行事前通知の実施」に関する規定があり、差押予告通知の送付による催告をしたにもかかわらず、履行期限までに納付がされなかった場合には、金融機関等に対し債務者の財産調査を実施することとされている。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

連帯保証人は存在しない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

相続人に請求している形跡はない。債務者が死亡してしまった場合には、消滅時効の完成を待つか、納付命令を取り消し減額調定するのか、どちらかを選択しているとみられる。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

特に判断基準を設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針が決まっているわけではない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

地方税法第15条の17の滞納処分の執行停止はあり得る。

(6) 過去の群馬包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【時効中断措置を採るべきこと（意見109）】

＜結論＞

発生後、納入されずに相当期間が経過した放置違反金については、消滅時効完成前に時効中断措置を採るべきである。

＜理由＞

平成29年度に時効期間経過により不納欠損処理がされているが、対象債権について、時効中断等の手続を行っていなかったことが問題となる。現状では、時効中断措置を採る明確な方針がないと認められるので、時効管理の一環として時効中断措置を採ることも含めることが望ましい。